

# 第4次

## 伊賀市人権施策総合計画

2023(令和5)年10月

伊賀市

## はじめに

「人権」とは、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」、「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらにもっている権利」であって、日常的な社会生活を送る上で、他者から排除されたり差別されたりしないことです。

本市では、「伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」や「伊賀市人権尊重都市宣言」の理念に基づき、市民一人ひとりが自らの人権意識を高め、お互いの人権を尊重する、明るい市民社会の実現に向けて取り組んできました。

近年、社会意識の中で「差別は許されないものである」という意識の醸成は着実に進んできていると感じています。しかし、その一方でインターネットやSNSを媒介として、あらゆる人権問題について意見を表明した個人や団体を攻撃するような新たな差別的な扇動も起きています。

本市においても、差別や排除がなく、すべての人の人権が守られ、多様性が尊重される社会意識を、より一層醸成していくために、社会参画や自己実現の機会が保障され、安心安全で自分らしく暮らせる人権尊重のまちづくりに向け尽力していきます。

2020（令和2）年度に実施した「人権問題に関する市民意識調査」の結果や第3次伊賀市人権施策総合計画で取り組んできた成果と課題を踏まえ、第4次伊賀市人権施策総合計画を策定しました。基本的に第3次計画の内容を踏襲しつつ、当事者や関係団体の声や意見を検討するとともに、第3次計画期間において発生した差別事象の課題を踏まえ、新たな法律の制定や改正など社会情勢の変化に配慮しながら、今日的な人権に関する諸課題に対応できるよう市の各種計画との調整を図ってまいりました。

計画の推進にあたっては、行政施策だけでなく、市民・住民組織、企業・事業所、NPO団体などの多様な主体と連携・協働し、それぞれが主体的に取り組むことが不可欠であり、市民の皆様の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり、計画をご審議賜りました人権政策審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をお寄せくださいました市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

2023（令和5）年10月

伊賀市長 岡本 栄

## 目 次

### 第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定にあたって	1
(1)	計画策定の背景	1
(2)	計画策定の経緯	9
(3)	第3次計画における取組の成果と第4次計画への課題	11
2	計画の位置づけと他計画との関係	25
(1)	計画の位置づけ	25
(2)	他計画や条例との関係	25
3	計画の基本理念	27
(1)	基本理念	27
(2)	取り組むべき施策	27
4	計画の基本的視点	29
5	計画の推進と進行管理	30

### 第2章 人権に関する市民意識の現状と課題

1	人権問題に関する市民意識調査等における課題	32
(1)	人権や差別に関する意識	33
(2)	部落差別に関する意識	34
(3)	子どもの人権に関する意識	39
(4)	女性の人権に関する意識	39
(5)	障がい者の人権に関する意識	42
(6)	高齢者の人権に関する意識	45
(7)	外国人の人権に関する意識	46
(8)	性的マイノリティの人権に関する意識	49
(9)	インターネット上の人権侵害	50
(10)	新型コロナウイルス感染症やその家族、ハンセン病感染者や その家族、HIV患者等さまざまな人権に関する意識	51
(11)	企業の社会的責任	56

### 第3章 人権施策の展開方向

人権施策とは	59
施策分野1 人権意識の高揚のための施策	61
(1) 多様な人権課題に関する取組の充実	61
(2) あらゆる場や機会を通じた人権教育・啓発の推進	62
(3) 人権にかかわりの深い職業従事者に対する人権教育・啓発の推進	66
(4) 指導者の養成	69
施策分野2 人権擁護と救済のための施策	71
(1) 人権侵害の発見や防止体制の確立	71
(2) 人権相談や人権侵害報告から人権課題別の差別解消ガイドラインの作成	73
(3) 人権相談体制の充実と人権救済・支援体制の構築	74
施策分野3 人権が尊重されるまちづくりのための施策	79
(1) 多様な主体との協働の推進	79
(2) ユニバーサルデザインの理念の普及と市民参加の推進	81
(3) 社会参画の機会の確保と誰もが幸せに暮らし続けるためへの支援	82
(4) だれもが住みよいまちづくりの推進	85
(5) 人権尊重の視点に立った行政の推進	87
施策分野4 人権課題の解決に向けての施策	89
(1) 部落差別	89
(2) 子ども	92
(3) 女性	96
(4) 障がい者	100
(5) 高齢者	104
(6) 外国人	107
(7) 性的マイノリティ	110
(8) インターネットによる人権侵害	112
(9) 疾病と人権	114
(10) さまざまな人権課題	118
計画推進にあたっての数値目標	122

# 第1章

## 計画の基本的な考え方

1	計画策定にあたって	1
2	計画の位置づけと他計画との関係	25
3	計画の基本理念	27
4	計画の基本的視点	29
5	計画の推進と進行管理	30

# 1 計画策定にあたって

## (1) 計画策定の背景

### ■ 世界の動き

20世紀、人類は二度の世界大戦を経験し、平和がいかにかけがえのないものであるか、人の命が何よりも重く、尊重されるべきものであるかを学びました。そして、人権軽視により引き起こされてきた、さまざまな惨劇を繰り返さないために、1948(昭和23)年に国連総会で、「世界人権宣言」が採択されました。

その後、国連では「国際人権規約」「人種差別撤廃条約」「女性差別撤廃条約」「子どもの権利条約」「障害者権利条約」など、多くの人権に関する条約を採択するとともに、各種宣言や国際年などによる人権尊重に向けた国際的な取組が行われました。採択された条約等では、人権の取組を「知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う、教育、研修及び情報」と定義しています。このように国際社会では、「人権教育・啓発は人権が尊重される社会へ本質的な貢献をなすものである」というコンセンサス（合意、意見の一致）が広く定着しつつあります。

しかしながら、諸条約には未締約国も多くあり、人権尊重に関する各国の取組は一様ではありません。また、東西冷戦が終結した後も、世界各地でテロ行為により一般市民が巻き込まれる無差別死傷事件、紛争や内戦による飢餓や貧困、難民問題など、人権を脅かす問題が起きています。

国連は、2005(平成17)年、国連事務総長報告書の中で、国連活動の柱である開発・安全・人権の密接な関連性をふまえて、国連のすべての活動で人権の視点を強化する「人権の主流化」の考え方が提唱されました。そして、2006(平成18)年の国連総会決議により、国連として人権問題への対処能力を強化するため、経済社会理事会の下部組織であった人権委員会にかえて、人権分野の最高機関として新たに人権理事会が設置されました。

このような中で、2015(平成27)年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。2030年までに世界を変えるための国際目標で、「誰一人として取り残さない」ことを理念として掲げ、持続可能な世界を実現するために、経済面・社会面・環境面の幅広い課題を同時に解決していくことをめざし、国際目標(SDG<sup>※</sup>)が定められました。

#### <用語の意味>

※ **障害者権利条約**：すべての障がい者が人権や基本的自由を完全に享有するための措置について定めた国際条約。締結国に対して、障がいを理由とするあらゆる差別の禁止や合理的配慮の提供の確保などを求めている。

## ■ わが国の動き

わが国においては、1947(昭和22)年に「国民主権」「恒久平和」「基本的人権の尊重」の三つの理念を柱とする「日本国憲法」が施行され、1956(昭和31)年の国連加盟以後は、国際社会の一員として「国際人権規約」「女性差別撤廃条約」等が批准されるとともに、国際年の取組を契機に、女性問題の解決に向けての国内行動計画、障がいのある人の自立支援等に向けての「障害者対策に関する長期計画」等の計画が策定され、その後見直され改定されるなど取組の推進が図られています。

国の動きとして、日本固有の人権問題である部落差別（同和問題）（以下「部落差別」という。）については、1965(昭和40)年の「同和対策審議会答申」において、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」とされました。これを踏まえ、1969(昭和44)年に「同和対策事業特別措置法」が公布・施行され、以後数次にわたる法改正等を経て、部落差別の解決に向けてさまざまな取組が実施されました。2002(平成14)年3月末には最終法が法切れを迎え、特別対策は終了しましたが、1996(平成8)年に地域改善対策協議会から意見具申が出され、法期限後の部落差別の解決に向けた今後の方策の基本的なあり方が示されています。しかしながら、同和対策審議会答申から50年以上が経過してもなお、部落差別は根強くあり、情報化社会の進展に伴い、インターネット上での新たな部落差別に関する事象が生じており、この現状を踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、2016(平成28)年12月、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」が公布・施行されました。

この間の人権問題を巡る国際的な潮流の中で、国では、1995(平成7)年に「人種差別撤廃条約」が批准され、1996(平成8)年には、人権擁護に関する施策の推進についての国の責務などを明らかにした「人権擁護施策推進法」が制定され、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策を総合的に推進するため、2000(平成12)年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。

また、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」について、国では、2016(平成

### <用語の意味>

※ **部落差別（同和問題）**：同和問題は、現在では部落差別と同義とされています。法務省・文部科学省の「人権教育・啓発白書」（令和3年版）では、「部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりなどしている、我が国固有の人権問題である」と定義されています。そのため、本計画ではこの白書に基づき、部落差別（同和問題）と記載します。

※ **持続可能な開発目標(SDGs)**：2015(平成27)年から2030(令和12)年までに、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な開発のために達成すべき17の目標と169のターゲットからなる。



28)年に総理大臣を本部長とし全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」が設置され、SDGsを推進するための中長期的な戦略である「SDGs実施指針」を2016(平成28)年12月に策定、2019(令和元)年に改定が行われました。この改訂版では、これまでの日本の取組の現状分析に基づき、「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー<sup>\*</sup>平等の実現」をはじめとする優先課題が提示されました。

障害者雇用をめぐるっては、国や地方自治体における不適切な計上により法定雇用率が改ざんされてきた状況が長年に亘り続いていたことが発覚し、これを契機に官民間問わず障がい者が働きやすい環境を作ることを目的に、国では「障害者雇用促進法」が2018(平成30)年に改正されました。また、2021(令和3)年には「障害者差別解消法」が改正され、合理的配慮の提供が民間事業者にも義務化されることとなり、2024(令和6)年に施行されます。

アイヌの人たちのアイデンティティを尊重し、従来からの福祉施策や文化振興に加え、地域振興、産業振興などを含めた様々な課題を解決するために、国では、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が2019年(令和元)に公布・施行され、この法律に基づき「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針」が2020(令和2)年9月に定められました。

1972(昭和47)年5月15日、沖縄県が本土に復帰しました。2022(令和4)年はアメリカから返還されて50年の節目にあたります。沖縄は、基地負担の「本土並み」を求めて日本に復帰しましたが、依然として、国内にあるアメリカ軍専用施設面積の7割以上が沖縄に集中しており、沖縄県知事は、「構造的、差別的とも言われている沖縄の基地問題の早期の解決を図ること」などについて決議書が発表されました。

性的マイノリティ<sup>\*</sup>をめぐるっては、世界では2019(令和元)年5月、世界保健機関(WHO)の総会で「国際疾病分類」の改訂版が承認されました。その中で、性同一性障害が精神障がいの分類から除外され、性の健康に関連する状態という分類に変更されました。これによって、出生時の性別への違和が「病気」や「障がい」ではないと宣言されることになりました。

国では、2019(令和元)年6月、女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律等

#### <用語の意味>

※ **ジェンダー**：社会通念や習慣の中で、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別をジェンダー（gender「社会的性別」）といいます。

※ **性的マイノリティ**：これまで一般的と考えられてきた性のあり方に当てはまらない人を言います。レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(からだの性に違和を感じる人)の頭文字を取って、LGBTと呼ばれることがあります。多様な性のあり方の中には、LGBTにおさまらない人もいますので、LGBTQ+と呼ばれることもあります。

の一部を改正する法律が成立し、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正され、職場におけるパワーハラスメントやセクシャルハラスメントの対策が強化されました。また、DV<sup>※</sup>(ドメスティック・バイオレンス)や性被害、生活困窮などに直面する女性への支援を強化する「困難女性支援法」が2022(令和4)年5月19日に可決・成立し、2024年(令和6)年4月に施行されます。国や都道府県に対して困難女性支援計画の策定が義務付けられました。

国では、2019(令和元)年6月28日の熊本地裁における「ハンセン病<sup>※</sup>家族国家賠償請求訴訟判決」において、国として控訴せず、判決が確定されました。しかし、差別の厳しさ、差別の怖さから、その原告の多くは氏名を公表していません。患者を隔離するための政策を推進するための「無らい県」運動により、官民が一体となってハンセン病患者を摘発し、療養所に送り込んできました。国民の恐怖を煽り、ハンセン病の誤った認識を拡げ、患者とその家族を強い差別や偏見にさらしてきました。

感染者がどこに居るのか、誰かを探し、自分から遠ざけようという動きは、ハンセン病の問題だけではありません。原爆被爆者やH1V感染者、東日本大震災における福島第1原子力発電所の水素爆発に起因する被曝者や福島県からの避難者、新型コロナウイルス感染症においても、同じ構造で差別が発生しています。

国では、2016(平成28)年6月「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行され、ヘイトスピーチは許されないとして取組が進められてきました。

2021(令和3)年8月、京都府宇治市にあるウトロ地区において放火事件が起きました。死傷者こそ出ていませんが、7棟の民家などが全半焼しています。放火の罪に問われている被告は、ウトロ地区で放火事件が起きる約1カ月前、名古屋市にある二つの在日コリアン関連施設にも放火し施設の一部を損傷したとする罪で名古屋地裁に起訴されています。このような犯行におよんだ動機のなかに、ネットニュースの記事のコメント欄において「なぜこういう施設ができるのか」「なぜ日本にこういう人たちがいるのか。日本から出て行け」といった投稿に対して、賛同を示す「いいね」の反応が数千件ついていたことを見たことが事件を起こす一つのきっかけとなったとマスコミの取材に答えています。この事件は、民族蔑視に基づく「憎悪犯罪(ヘイトクライム)」であると言われています。

また、外国人技能実習生への深刻な暴行問題が発覚したほか、送り出し機関による保証金や規定を超える高額手数料の徴収など、来日前に高額な借金を背負わされ、来日してい

#### <用語の意味>

※ DV(ドメスティック・バイオレンス)：配偶者・パートナーからの暴力を意味します。身体的暴力に限らず、思考や行動を萎縮させるような心理的な暴力も含まれます。

※ ハンセン病：らい菌の感染により生じます。感染力が弱く、治療が有効にもかかわらず、らい予防法によりハンセン病患者の人権の制限が行われていましたが、らい予防法は1996(平成8)年4月1日に廃止されました。

る実態も報告されています。非正規雇用や長時間労働、低賃金で働かせている実態が多くあるほか、雇い主に旅券を事実上取り上げられ、離職できない例も報告されています。コロナ禍では、調整弁とも言うべき扱いを受け、解雇や雇い止めが相次ぎました。

さらに、名古屋市にある出入国在留管理庁の施設において、スリランカ人の女性が、強制退去の対象となった外国人を収容する施設に長く留め置かれた上、体調を崩しても十分な医療を受けることが認められず、衰弱の末に死亡した事件が発覚しています。

ほかにも、2022(令和4)年2月のロシアによるウクライナへの武力侵攻を受けて、在日ロシア人に対して「国へ帰れ」などの投稿がSNS上でなされています。

2020(令和2)年、SNSによる誹謗中傷を受けて、プロレスラーが自死する事件が発生しました。この事件を受けて国では、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（通称：プロバイダ責任制限法）」が改正され、2022(令和4)年10月に施行されました。この法改正によって、発信者情報の情報開示請求を1回の手続きで済ませることができる新たな裁判手続きが創設されました。

また、SNSによる誹謗中傷対策を強化するため、人を侮辱した行為に適用される侮辱罪に懲役刑が導入され、法定刑の上限を引き上げるほか、「懲役」と「禁錮」を一本化した「拘禁刑」を創設するとして刑法などの改正法が2022(令和4)年6月13日に成立し、2025(令和7)年に施行されます。

2021(令和3)年9月27日、被差別部落の地名リストをインターネットサイト上に掲載し、書籍化するのには「差別を助長する行為」として、部落解放同盟など234人が、削除や損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁は「出身者が差別や誹謗中傷を受けるおそれがあり、プライバシーを違法に侵害する」として、被告側に対し、地名を掲載した部分の出版の差し止めやサイトの削除が命じられました。しかし、その後も、被差別部落（同和地区）（以下被差別部落<sup>\*</sup>という）の所在地を動画サイト等に投稿し、公開する行為は歯止めがかかっておらず、事業者等に通報や削除依頼を行っても削除されない状況

#### <用語の意味>

※ **被差別部落（同和地区）**：同和地区とは、被差別部落をさす行政用語で、ほぼ同義語として用いられます。1969(昭和44)年に制定された同和対策事業特別措置法により、国及び地方公共団体は、被差別部落を対象にした特別対策事業を実施することになりました。しかし、行政が被差別部落の範囲を規定することはできないため、地元関係者との協議の中で、特別事業を実施する対象範囲を定めることになりました。これが同和対策事業対象地域であり、行政はこれを被差別部落つまり同和地区と見なすことになりました。この作業を地区指定とよんでいます。なお、同和対策事業の執行を受け入れなかった被差別部落も存在します。そこで当然のこととして、特別対策事業を実施する対象範囲を定める作業は行われておらず、これを未指定地区とよんでいます。なお、「法」の失効後において、一部に「同和地区」と「同和対策事業対象地域」とを混同する動きや、市民意識として被差別部落という呼称と同義語として使用されていることもあります。いずれにせよ、「同和審」答申をはじめ、「法」の制定以前から同和地区という呼称は使用されており、「法」の失効は、この呼称に変更を求めるものではありません。当計画では、「差別の対象地域としての同和地区」という意味と捉え、部落差別解消推進法の呼称に併せて併記することとします。

にあります。2023(令和5)年6月28日の東京高裁判決では、「差別を受けない権利の侵害にあたる」また、「出身でなくてもルーツがあることで差別をうけるおそれがある」として、一審の判決に加え、公表差し止め範囲が拡げられる判決となりました。

2011(平成23)年、国連は企業活動が人権に及ぼす負の影響が拡大し、企業活動による人権侵害についての企業の責任に関する国際的な議論がより活発になる中で、「ビジネスと人権に関する指導原則」を採択しました。2022(令和4)年9月、国はこの指導原則を踏まえ、企業に求められる人権尊重の取組について、企業の理解の深化を助け、その取組を促進することを目的に、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が策定されました。

2023(令和5)年6月16日、国は性の多様性に関する国民の理解が必ずしも十分ではない現状から、性の多様性に関する理解を拡げ、性的マイノリティに対する差別が起きない社会の実現を目的に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が可決・成立されました。「性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないもの」とされ、今後性の多様性に関する理解の増進に向けた施策が推進されることとなりました。

## ■ 三重県の動き

三重県では、1990(平成2)年に、「人権県宣言」が県議会で決議され、これを契機に、すべての県民の人権が尊重される社会の実現をめざして、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動を強化するなど、被差別の側に立った取組が進められてきました。

1997(平成9)年に三重県では、「人権が尊重される三重をつくる条例」が制定されるとともに、「三重県人権施策審議会」が設置されました。この審議会の意見や国内外の動向を踏まえた、「三重県人権施策基本方針(第二次改定)」が2015(平成27)年12月に策定され、その行動計画として、2020(令和2)年「人権が尊重される三重をつくる行動プラン(第四次)」が策定されました。

三重県では、2001(平成13)年に「三重県男女共同参画推進条例」が施行され、翌2002(平成14)年に「三重県男女共同参画基本計画」、2011(平成23)年に「第2次三重県男女共同参画基本計画」が策定されました。2015(平成27)年に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の推進計画として位置づけられた「第2次三重県男女共同参画基本計画」についても、国の「第5次男女共同参画基本計画」策定等の動向を踏まえ、今後10年間の基本的な取組方針を明らかにするため、2021(令和3)年に「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

三重県議会においては「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」が2022(令和4)年5月19日に公布・施行されました。この条例では、「人種等の属性、不当な差別、人権侵害行為、人権問題」に関して定義し、何が差別に当たるのかを具体的に示したうえで、不当な差別と人権侵害行為を禁止し、県が相談に応じ、助言や調査な

どの救済を行うことが規定されました。

このように、人権問題に関わる社会の情勢が大きく変化する中、新たな法律や条例との整合性、施策への対応の必要性が生じています。

ほかにも、三重県が2020(令和2)年12月に施行された「三重県感染症対策条例」では、感染者や関係者等であることを理由に差別することそのほかの権利利益を侵害する行為、医療従事者等を差別することそのほかの権利利益を侵害する行為、感染症の発生及びまん延に起因して生じる国籍、性別、職業、居住地等のいわれのない理由によって、差別することそのほかの権利利益を侵害する行為が禁止されたうえで、人権問題について、教育活動及び啓発活動を通じた正しい知識の普及、相談に応ずる体制の確保そのほかの必要な対策を講ずるものとされています。

また三重県では、性別をはじめ年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向、性自認など、ダイバーシティ社会の実現に向けた取組を進めるため、「ダイバーシティみえ推進方針」が2017(平成29)年に策定されました。

加えて2021(令和3)年4月に三重県が施行された「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」では、性の多様性が理解され、もって、性的指向及び性自認にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の実現に寄与することを目的にし、「性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならず、及び性的指向又は性自認の表明に関して、強制し、禁止し、又は本人の意に反して、正当な理由なく暴露（本人が秘密にしていることを明かすことをいう。）をしてはならない。」とアウティングが禁止されています。三重県においては、差別の解消には差別を禁止することが必要であるという基本姿勢が条例の施行となって現れています。

また三重県教育委員会では、同和教育の理念「差別の現実から深く学ぶ、部落問題学習を中心とした差別解消の実践教育」や学力・進路保障の取組を継承しながら、1999(平成11)年2月に策定された「三重県人権教育基本方針」に基づき、県全体の人権教育の総合的推進が図られてきました。教育を取り巻く社会情勢の変化に対応するために2017(平成29年)3月には「三重県人権教育基本方針」が改定され、人権教育を担うべき次世代教職員の育成を目的とした、「人権教育ガイドライン」が2018(平成30)年3月に策定されました。

## ■ 本市の取組

伊賀市では、2004(平成16)年11月の市町村合併と同時に、「伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」（以下「差別撤廃条例」と言う）を制定するとともに、伊賀市人権政策審議会を設置しました。この審議会の意見を踏まえ、2005(平成17)年には、「伊賀市人権尊重都市宣言」を行いました。2017(平成29)年には「第3次伊賀

市人権施策総合計画」を策定し、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃に向けて取り組んでいます。

2007(平成19)年には、人権同和教育を総合的かつ効果的に推進するため、「伊賀市人権同和教育基本方針」[2014(平成26)年に一部改定]を策定しました。

部落差別については、2002(平成14)年3月の法失効以降、同和行政・同和教育が不要であるとの議論があります。しかし、部落差別は日常生活面では潜在化している一方、インターネットの普及によって誤った情報発信や誹謗中傷などの問題が伊賀市においても大きな課題となっています。市民意識調査結果からも、少なくない人が被差別部落に対して無知であることや、誤った認識を持っていることが明らかになり、部落差別は今日なお深刻にして重大な社会問題と捉えなければなりません。伊賀市では部落差別解消の基礎資料を得るための調査として「生活実態調査」を、また、2021年(令和3)年には「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、相談体制の充実や、部落差別の解消を目指した教育や啓発の必要性を把握するためのニーズ調査を実施しました。さらに2013(平成25)年には、伊賀市内の宅建業者40社を対象にアンケート調査を実施し、不動産取引における部落差別や障がい者、外国人、高齢者、母子・父子家庭に対する宅地建物取引に関する人権問題の実態調査を行っています。

一方で、2012(平成24)年11月から、事前登録制の本人通知制度<sup>※</sup>を導入し、不正請求や不正取得による個人の権利の侵害の抑止や防止を図っています。また、総合評価方式による入札時において、「人権政策への取組」を評価項目に加えることにより、人権啓発の取組の促進を目的とした入札制度を、2012(平成24)年度より導入しています。これらの取組を通じて、広く市民の一人ひとりに、あらゆる差別の解消に向けた教育・啓発の重要性を確認しています。

男女共同参画の推進について、伊賀市は、市町村合併と同時に、「伊賀市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、伊賀市男女共同参画審議会を設置し、2005(平成17)年に「伊賀市男女共同参画都市宣言」を行い、2006(平成18)年には「伊賀市男女共同参画基本計画」を、2011(平成23)年には「第2次伊賀市男女共同参画基本計画」を、2016(平成28)には「第3次伊賀市男女共同参画基本計画」を策定しました。2019(令和元)年に実施した「男女共同参画に関する意識調査」の調査結果と第3次計画の成果と課題を踏まえ、2021(令和3)年3月に「第4次伊賀市男女共同参画基本計画」を策定しました。この計画は、「あらゆる分野における男女共同参画の推進」と「共同参画に関する意識の普及と教育推進」、「ワーク・

#### <用語の意味>

※ **本人通知制度**：住民票の写しや戸籍謄本は本人や同一世帯の住民以外でも、裁判や相続分野の手続きに使うなどの正当な理由があれば交付されます。しかし身元調査等の目的で、行政書士や司法書士らによる不正取得が相次ぐといった事件が発生しました。こうした事態を受け、事前に登録した人の情報を、本人以外の第三者が住民票等を取得した際に、本人に通知する制度です。伊賀市はこの事前登録型・本人通知制度を採用しています。

ライフ・バランス<sup>※</sup>の実現」を重点的に取り組む内容となっています。

伊賀市では、2005(平成17)年に「伊賀市非核平和都市宣言」を行い、非核三原則の堅持、核兵器の全面禁止と廃絶を訴え、恒久平和を願う全世界の人びととともに、その実現に向けて取組を継続しています。

さらに伊賀市では、お互いの人権を尊重し、だれもが輝く人権文化都市<sup>※</sup>をめざしており、多様性を認め合い人と人とのつながりを大切にする共生社会の実現に向けて、LGBT<sup>※</sup>に代表される性的マイノリティへの支援を表明しています。性の多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせるよう、「伊賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を2016(平成28)年4月1日に施行しました。

## (2) 計画策定の経緯

あらゆる人権課題を解決するため、市民の暮らしの中に人権を尊重する考えを根付かせ、社会の隅々にまで習慣として定着させること、すなわち「人権文化」を構築していくことが必要です。市では、市民一人ひとりが人権意識を高め、人権感覚を身につけるとともに、人権尊重の視点に基づく行政施策や、企業・地域団体等の活動展開が必要であるとの考えのもと、「伊賀市人権施策総合計画」を策定し、さまざまな主体により総合的・体系的かつ計画的に事業を推進してきました。

しかし、取組の効果測定として2020(令和2)年に実施した「人権問題に関する伊賀市民意識調査」の結果を見ると、取組によって改善された意識が見られる一方で、子どもの結婚相手がマイノリティであることを理由とした結婚差別意識、被差別部落関連や外国人集住地域の物件忌避、差別身元調査を肯定する意識、感染症にかかわる差別につながる強い抵抗感等、到底解決されたとは言えない各種人権課題に関する差別意識が明らかになっています。

「伊賀市宅地建物取引に関する人権問題の実態調査」では、宅建業者に同業者や顧客から取引物件が被差別部落かどうかの問い合わせがあり、取引物件が被差別部落であるという理由で取引価格に差が生じていること、被差別部落と被差別部落との近傍類似地

### <用語の意味>

※ **ワーク・ライフ・バランス**：仕事と仕事を離れた個人の生活の両方について、どちらかが犠牲になることなく、それをバランスよく充実させていこうという考え方です。

※ **人権文化**：一人ひとりが「何かあったときに考える人権」から「差別をしないことが当たり前」という態度を習慣として身につけ、仕事や日常生活において実践することにより、そのことが多くの人びとの中に広がっていくような社会のあり方をいいます。

※ **LGBT**：Lesbian(レズビアン)；女性同性愛者、Gay(ゲイ)：男性同性愛者、Bisexual(バイセクシャル)；両性愛者、Transgender(トランスジェンダー)；からだの性に違和感を持つ人、の頭文字をとってLGBTと呼んでいます。多様な性のあり方の中には、LGBTに収まらないものもあります。

において実勢価格に差が生じていること、障がい者や外国人、高齢者への入居拒否が発生していることなどが明らかになっています。

インターネット上においては、伊賀市内の被差別部落の所在地情報が動画サイト等に公開され、差別が助長・誘発される問題をはじめ、さまざまなマイノリティへの差別的な投稿が歯止めをかけられないまま投稿され続けている実態が明らかになっています。

「部落差別解消（同和施策）推進計画」の策定の基礎資料として実施した隣保館等利用者のニーズ調査におけるヒアリングでは、深刻な部落差別被害が10代の若者にも厳しく及んでいることが明らかになっており、結婚や交際、差別発言や対応、マイクロアグレッション<sup>※</sup>などを受けていながらも、行政機関などへの相談や報告すらあがっておらず、被害が救済されない実態が見えています。

また、新型コロナウイルス感染症に関する差別事象が、市内においても発生したり、ネット上に差別投稿が行われたりするなど、潜在化していた差別がコロナ禍であぶり出される現状となっています。

「伊賀市障がい福祉計画」を策定する際に、障がい当事者に調査したなかで、市内の障がい当事者が差別被害に遭っていることも明らかになっています。どのような被害であったのか、いつのできごとか、どのように対応したのかなどが明らかになっていないため、差別の実態把握が求められています。

そのほか、外国籍住民や性的マイノリティ、女性など個別課題についての差別被害や人権侵害に関して、実態を明らかにするための調査等は実施されていないため、今後、検討を進めることが課題となっています。

学校現場では、新型コロナウイルスの影響で外国籍の児童生徒の保護者やひとり親世帯の失業や減収などが深刻な状況であったことも報告されています。

何よりも重要なのは、差別は制度や慣習、構造の問題です。例えば、障がい者が健常者よりも不利や不便を強いられる事物、外国籍住民が日本人よりも雇用条件が悪く、教育環境が整備されていない制度や慣習、女性が意思決定権をもつ役職に就いていない、少ない、トランスジェンダーが更衣室やトイレを安心して利用できない等の差別の結果が存在しています。こうした社会構造が市民の意識に影響を与え続けていることから、マイノリティに不利や生きづらさをもたらす構造を抜本的に変革するための「合理的配慮」のような取組が必要です。

さらに人権施策の推進にあたっては、行政の取組に対し、市民・事業者等の理解と協力が不可欠であり、計画内容の周知と事業実施にあたっての市民・事業者等の責務と役割についても十分理解を求めていかなければなりません。

#### <用語の意味>

※ **マイクロアグレッション**：microaggressions（マイクロアグレッション）とは、ありふれた日常の中にある、ちょっとした言葉や行動や状況であり、意図の有無にかかわらず、特定の人や集団を標的とした、敵意のある否定的な表現のこと。

こうしたなか、2017(平成29)年12月に策定した「第3次人権施策総合計画」(6ヵ年計画)の計画期間が終えようとする中で、これまでの取組状況を基に、新たに施行された法令等への対応や、2020(令和2)年に実施した「人権問題に関する伊賀市民意識調査」の結果で明らかになった差別意識や偏見、市内で発生している差別事象、インターネット上における人権侵害、宅地建物取引で見られる差別や人権侵害、被差別当事者に及び差別被害、そして制度や慣習、事物等のあり方により特定の属性がある人にとって、差別が生じている、この現実を踏まえて、差別撤廃条例が禁止する差別とは何かを明らかにし、さまざまな差別を解消するためのガイドラインの策定や、差別被害の救済制度の構築等、既存事業の見直しを行い、「第4次伊賀市人権施策総合計画」を策定することとしました。

### (3) 第3次計画における取組の成果と第4次計画への課題

「第3次計画」に掲げた施策の推進にあたっては、基本理念に示した「お互いを尊重し、だれもが輝く人権文化都市」の実現をめざして取組を進めてきました。さらに、具体的な取組の推進にあたっては、「総合的な視点を踏まえ」「人権尊重の視点に立った」「多様な主体と連携・協働」していくことを基本的視点として、人権尊重社会の実現をめざしてきました。

2017(平成29)年度から2022(令和4)年度までの6年間における伊賀市の人権施策の評価については、事業実施担当部署による一次評価、人権施策推進会議による二次評価を経て、人権政策審議会に意見をいただき、まとめました。基本理念や基本的視点を継承しつつ、これまでの取組の成果と第4次計画への課題については、以下のとおりです。

#### ○施策分野1：人権意識の高揚のための施策

##### (1) 多様な人権課題に関する取組の充実

多様な人権課題についての理解・認識が深まるように、学習教材やプログラムの充実に努めました。人権教育・啓発の資料とすることについては、視聴覚教材を精査して整備し、上野図書館の図書については、小中学校等団体用セット文庫に人権教材を加え、定期配送貸出を行うなど、教材の整備に留まらず教材の活用に結びつくような取組に努めてきました。また、人権啓発用DVDは、企業訪問啓発の成果として企業の社内研修にも利用されていますが、企業への貸出は伸び悩んでいるのが現状です。引き続き、さまざまな人権課題の教材を整備するとともに、地域をはじめあらゆる機会・場所で活用が図られるよう効果的な情報提供を進めることが必要です。

こうした効果的な教材整備、学習プログラム作成を適切に行うためには、当事者や

市民の意識、実態を把握する調査研究が必要であり、2020(令和2)年度にも、市内全域で「人権問題に関する伊賀市民意識調査」を実施し、その調査結果から、今後の人権施策に活用していくことができるデータを得ることができました。

各支所や隣保館においては、関係団体や関係機関と連携を図りながら、人権大学連続講座や人権問題地区別懇談会の開催など、地域に根ざした事業を実施しており、今後も粘り強い取組を続けていきます。

## (2) あらゆる場や機会を通じた人権教育・啓発の推進

市内の保育所(園)では、子ども・保護者の豊かな関係を育む仲間づくりの視点から、子どもにかかわるさまざまな差別の解消に向けた取組を進めてきました。これまでの積み重ねを基に、一人ひとりの人権が大切にされ、子どもの「生きる力」を育み、人権尊重を基盤にした人権保育を進めていきます。また、各学校・幼稚園ではマニフェスト<sup>※</sup>を作成し、学校や幼稚園の特色に合った人権の取組がされており、達成率も高くなっています。今後とも、マニフェストの適切な見直しと併せて、達成率をより高める必要があります。市内各地域では、住民参加型の人権問題地区別懇談会の開催が活発に取り組みれつつあり、住民も使命感をもって参加しています。自分の考えを話し合える形態が、誤った認識に気づくために効果的であり、これまで実施していない地域でも実施できるよう、計画的に進めていきます。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、人権問題地区別懇談会を実施できなかった地区も多く、これまでの各地域における人権啓発の取組が停滞しないよう、市職員が人権問題地区別懇談会の運営に参画するなど、人権啓発の情報提供や運営の補助等をさらに進めていく必要があります。

市内の企業・事業所においては、人権への取組に対する温度差があり、社内人権研修に積極的でない事業所が少なくありません。社会の人権意識の高揚に関して大きな影響力を持つ企業・事業所に対して、人権教育・啓発の必要性を認識してもらうことが重要であり、取組を進める支援や働きかけを行うなか、2015(平成27)年9月に「伊賀市人権学習企業等連絡会」が設立され、研修が実施されています。企業・事業所からの社会人権啓発と、社会人権教育との連携により、人権啓発が効果的に浸透していくよう取り組むことが必要であり、市内の企業・事業所に対する啓発とともに、連絡会への加入の促進が求められます。

### <用語の意味>

※ マニフェスト：本来の意味は政権公約、選挙公約集のこと。選挙の際に政党や候補者などが示す政策綱領のこと。従来の選挙公約が具体性を欠く抽象的なものであったことから、従来型の選挙公約と区別して政策の目標数値、達成期限、財源の裏付けなどが具体的に明示された選挙公約をいいます。英語の manifesto はもともと君主、政府、政党、団体などの宣言、声明(書)を意味します。ここでは、「学校マニフェスト」のことで、各学校(園)が「学力の向上」「人権同和教育の充実」「キャリア教育」の三つの教育課題について当該年度に実施する取組と達成目標を具体的にあげ、保護者や地域の方々に提示するものをいいます。

### (3) 人権にかかわりの深い職業従事者<sup>※</sup>に対する人権教育・啓発の推進

市職員に対する人権研修については、2020(令和2)年に「人権・同和問題に関する伊賀市職員意識・実態調査」、2021(令和3)年に「会計年度任用職員を対象とした人権・同和問題に関する伊賀市職員意識・実態調査」を実施し、この調査結果を踏まえ、2015(平成27)年6月に策定した「伊賀市職員人権・同和問題研修方針」を2022(令和4)年3月に改定しました。この方針に基づき、これまで職責別や勤務年数別で対象職員を区分した上で、課題・テーマを明確にして実施してきた基本研修に加え、各所属で独自に行う職場研修や、OFFJT<sup>※</sup>による人権研修会への派遣を含めた体系的なものとして実施してきた人権研修のあり方を見直しました。さらに、人権問題地区別懇談会など、地域で行われる人権研修への参加などを通して、正しい理解・認識を持ち、自ら差別をなくす施策を推進するように努め、引き続き市職員が、地域の人権啓発のリーダーとなるように意識を高め、啓発活動等の実践を含めた取組を推進していきます。

教職員については、あらゆる人権研修への参加のほか、保護者や地域の人との十分な話し合いや、児童・生徒と向き合う中で、自らの立ち位置を認識することにより、差別を許さないという実践力に結びつけています。

民生委員・児童委員については、地域の身近な支援者であることから活動分野も広く、さまざまな案件に関わりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、支援を必要とする家庭への訪問が出来ない、または訪問できたとしても、来てほしくないと言われるなど、これまでの活動や支援が行き届きにくくなっており、支援の必要な人の生活状況の把握が難しい状況になっています。今後、支援が必要な人それぞれの課題に応じた支援者や協力者が連携した上で、どのような支援が必要かを検討する勉強会や課題共有会議が求められます。

医療従事者については、上野総合市民病院が中心となり、保健、医療、福祉分野の連携の中で、人権問題に関する啓発を推進しました。今後も継続した取組が求められます。

#### <用語の意味>

※ **人権にかかわりの深い職業従事者**：1997(平成9)年7月に国において策定された『「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画』では、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者の13業種に従事する者を掲げています。

※ **OFFJT**：(オフジェイティ) 職場外での教育訓練。特に集合研修、講習会、通信教育等、日常の業務を離れて行う教育訓練のことを言います。現場の状況に左右されない、均一な知識習得の機会を提供する意味で非常に効果的な取組ですが、一方で現業への活用・応用において効果的に用いられない場合もあります。これに対して、職場での仕事を通して教育訓練を行う場合を、OJT(オージェイティ)といいます。

#### (4) 指導者の養成

市職員の中から数名を選抜し、公益財団法人反差別・人権研究所みえなどが実施する人権大学講座（連続講座）を毎年受講しており、修了生は年々増えています。これらの修了生については、職務上または地域のあらゆる場で人権啓発リーダーとして活躍できるよう、人材育成と活躍のための制度実現を図っており、2016(平成28)年に「人権啓発活動ネットワーク」を設置しました。また、隣保館や支所でも連続講座を開催しており、地域での人権啓発リーダーの育成が進みつつあります。今後はこれらの講座修了生が、地域の人権リーダーと協力して、地域での人権意識の醸成を図っていくことが必要です。

### ○施策分野2：人権擁護と救済のための施策

#### (1) 人権侵害の発見や防止体制の確立

児童、高齢者、障がいのある人に対する虐待では、早期発見と迅速・適切な対応が重要であり、常に各機関との連携体制を整えておくことが必要ですが、関係機関では、会議や研修会を重ね、お互いに理解・協力することによって関係が保たれ、連携強化が図れています。また民生委員・児童委員、保育所（園）、幼稚園、学校や施設職員、福祉関係職員だけではなく、地域の人の見守りも早期発見等に重要な役割を果たすため、地域全体で見守るコミュニティづくりを進めることが必要です。

女性に対する暴力については、各機関や庁内各部署の連携により、的確な対応ができるよう、相談窓口も含め体制を整備するとともに、DV（ドメスティック・バイオレンス）を、社会的暴力として認識を深める啓発も行っていくことが必要です。

人権侵害行為について、落書きやインターネット上の書き込みは、関係機関等と協力しパトロールやモニタリングを支援しています。差別事象については、差別発言や行為を見たり聞いたりしても、人権意識が高くなければ気づかないケースも多々あります。市民があらゆる差別に気づき、通報できるよう、人権感覚を高める教育・啓発を続けていくことが必要です。

#### (2) 人権相談や人権侵害報告から人権課題別の差別解消ガイドラインの作成

伊賀市では市町村合併と同時に、「差別撤廃条例」を制定しましたが、市の条例が「なくすべき」と定めている差別とはどのような行為であるのかを明らかにしていく必要があります。そのため、これが「差別」とであると判断できる、差別解消ガイドラインの作成に向けた取組に着手し、差別事例の収集や差別解消ガイドライン策定プロジェクトチーム会議を設置し、ガイドラインの策定に向けた検討を重ねてきました。「なくすべき」差別とは何かを、誰もが理解・行動し、差別のない社会を実現するために、

プロジェクトチーム会議に加え、当事者の意見を聴取するとともに、専門的な意見を取り入れ、取組を進めていくことが必要です。

### (3) 人権相談体制の充実と人権救済・支援体制の構築

人権に関する相談は、相談者の状況により多種多様であり、また、救済や保護を必要とする人の状況もさまざまです。人権に関する相談は複雑なケースも多く、効果的な人権擁護や救済・保護施策を講じていくためには、ケースに対応した適切な部署や機関に取次ぎを行うことも必要です。そのため、これまでから法務局や三重県人権センター、人権擁護委員など、行政窓口と専門相談機関や保護機関などとの連携・協働体制の整備を進めてきました。しかし、相談をしたくても相談に行けない人もいるという現状があることから、相談者がより利用しやすく、相談者のニーズに応えられるよう、「地域相談員」の設置を検討してきました。人権相談や差別事象の訴えについては、専門性を有する機関との情報共有や連携を図るなど、人権相談や人権救済に向けた支援体制の構築を進めます。

## ○施策分野3：人権が尊重されるまちづくりのための施策

### (1) 多様な主体との協働<sup>\*</sup>の推進

人権教育・啓発や地域福祉、防災・防犯対策の推進において、市民、地域団体、NPO、企業・事業所等とのパートナーシップ<sup>\*\*</sup>を築き、行政との協働やさまざまな企画等への参画を得て、人権施策の効果的・効率的な推進に努めました。

人権啓発地区草の根運動推進会議<sup>\*\*</sup>や人権問題地区別懇談会については、市民の人権課題への取組には地域差があり、こうした地域間の差を解消するため、地域の人権リーダーの養成と、地域の協力体制の構築について、整備を進めていくことが必要です。

### (2) ユニバーサルデザインの理念の普及と市民参加の推進

ユニバーサルデザインに関する認知度や現状の周知を図るため、市職員及び社会福祉法人職員に対し研修会を開催しました。今後は、調査結果から見えてきた課題等の

#### <用語の意味>

※ **協働**：(きょうどう)とは、複数の主体が、何らかの目標(例えば、あらゆる差別をなくすという目標)を共有し、ともに力を合わせて活動することをいう。コラボレーション(collaboration)、パートナーシップ(partnership)ともいう。

※ **パートナーシップ**：連携・協力体制のことをいいます。

※ **人権啓発地区草の根運動推進会議**：上野地域の住民自治協議会単位で組織する啓発推進組織で、懇談形式の啓発事業の推進や研修会への参加の促進、地域の啓発活動を担っています。

解消に向けて、市内推進委員会を開催しつつ、市民及び市職員がさらにユニバーサルデザインへの理解を深めるため、周知・啓発に取り組むとともに、まちづくりへの市民参加体制を構築する必要があります。

市が実施するイベントや会議では、手話通訳者・要約筆記者の配置、ヒアリングループ<sup>※</sup>の設置を進め、参加者に対する情報保障に努めていますが、すべての行事等で対応できるよう、今後も積極的な対応を進める必要があります。

### (3) 社会参画の機会の確保と誰もが幸せに暮らし続けるための支援

年齢、性別、障がいの有無、国籍など人びとが持つさまざまな特性や違いを超えて多様な価値観を認め合い、誰もが就労、教育、政策方針決定の場や市政への参画ができるよう、さまざまな支援の場を設けるとともに、企業や団体、住民自治協議会、自治会等への働きかけを行いました。

今後は、さらに職業相談の充実や、保育所（園）・幼稚園における一時保育・延長保育・預かり保育の推進など、支援を中心に取組を強化することが必要です。

当事者の社会参画として、審議会等への女性委員の登用の推進については、伊賀市男女共同参画人材バンクの活用を呼びかけるとともに、審議会等への女性の登用率が40%未満の審議会等については、その理由を調査してきました。女性の社会参画をはじめ、引き続き当事者の市政への参加を推進します。

### (4) だれもが住みよいまちづくりの推進

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、また、安全に安心して社会参加ができるよう、まちづくりにおいてハード面からの安全性や快適性を確保する必要があります。そのため、安全で快適な住居の確保に努めるとともに、道路の新設改良や、都市公園等について身体に障がいのある人や高齢者の利便性の向上に向けて整備を行いました。

2021(令和3)年4月1日に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の一部を改正する法律が施行されました。この法律に基づき、公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進等が求められます。伊賀鉄道では、障害者手帳を有する人の運賃の割引を開始しました。また、地域巡回バスの更新の際に、ノンステップバスを導入する等のバリアフリー化を進めてきました。今後も、安全・安心・快適に公共交通を利用できるよう、施設や車両のバリアフリー化や安全対策、

#### <用語の意味>

※ **ヒアリングループ**：聴覚障がい者用の補聴器を補助する放送設備システムのことです。磁気を発生させるワイヤーを輪のように這わせることから通称「磁気ループ」と呼ばれます。「磁気」という言葉が、ペースメーカーや医療機器等に悪影響を及ぼすと誤解されがちなこと及び2020年東京オリンピック・パラリンピックへ向けて、海外へこのシステムをアピールするため、「磁気誘導ループ」から改称されました。

ユニバーサルデザイン化を図っていきます。また、施設や車両については、当初の整備だけでなく、それを維持・管理していくことも重要です。

また、地域において、障がいのある人、高齢者、外国人そのほか災害弱者とされる人びとの緊急時・災害時の通信や避難体制の整備を、今後行政・関係団体そして地域においてどのように進めていくのか早急な対策が必要です。

#### (5) 人権尊重の視点に立った行政の推進

2000（平成12）年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」やその他の計画、基本方針等に基づき、人権尊重社会の実現に向けた総合的、体系的な人権施策の実施を責務とし、推進してきました。しかし、市民生活において差別の発生が危惧される社会事象が発生した際に、機敏に反応して市として総合的に取組を推進できたとは言えない状況も発生しています。

人権尊重の視点に立った事業、業務に取り組むため、市職員の人権意識の高揚を図る講演会形式のものや気づきを重視する参加型研修などの人権研修も行ってきました。特に高齢者や障がい者、外国人への対応をはじめ、市民の立場に立った接遇を行えるよう、人権に配慮した接遇マニュアルの活用に取り組みました。

### ○施策分野4：人権課題の解決に向けての施策

#### (1) 部落差別

2009(平成21)年、2015(平成27)年及び、2020(令和2)年に実施した市民意識調査結果からは、依然として「寝た子を起こすな」という意識や、結婚において被差別部落を忌避する傾向、同和対策事業に対する、ねたみ意識等がうかがえました。また、これまでの差別をなくす運動の中で、「義務教育の無料化」や「就職差別の撤廃」、「身元調査の規制」など、日本の人権政策は前進してきましたが、その認知度が向上していないという結果もうかがえました。また、被差別部落の地名を指して差別するのではなく、被差別部落を含む地域を拒否、排除する動きも見られています。

こうした市民の意識を変える、あるいは正しい理解・認識を深めるため、保育所(園)における人権保育、幼稚園、小中学校等での人権同和教育を実践してきた結果、子どもたちには人権を根底にした仲間づくりが身につつつあります。しかし、地域や企業等社会啓発においては、一定の成果はありますが、課題がまだ残っています。その中で、人権問題地区別懇談会により、身近な人同士が疑問を出し合ったり話し合ったりすることが効果的と考えられています。しかし、実施していない地域も多くあるため、今後とも市内全域において、より小さな地区単位で実施されるよう進めていくことが必要と考えます。加えて、社会教育の中で系統だった人権に関する学習も必要と考えています。

企業・事業所等に対しても、人権を尊重する社会的な気運が高まる中、伊賀市人権学習企業等連絡会を中心に、企業・事業所の人権研修を支援しながら、企業啓発を通じて人権研修の重要性を説明し、広く地域社会の人権啓発につなげていくことが必要です。

被差別部落や地区住民に対する誤解や偏見から、被差別部落に対するねたみ意識やマイナスイメージは依然として存在しており、また特別措置法が終了して以降「同和行政不要論」も市民意識として存在していることが、市民意識調査から明らかとなっています。こうした意識が差別意識につながるため、隣保館を中心に部落解放運動団体や住民自治協議会、自治会、保育所（園）、幼稚園、学校等さまざまな関係機関や団体等と連携し、差別の実態（構造や意識など）を的確に把握しながら取組を進めていく必要があります。

## (2) 子ども

2022(令和4)年6月15日に可決・成立したこども基本法では、子どもの権利条約の精神に則り、これまでバラバラに取組が行われてきた子どもに関する政策を、一括して取り組むことで、支援の必要な子どもや家庭に対して、切れ目のない支援が届けられることを目的としています。

市では、子どもの発達段階に応じて、人権保育・人権同和教育が推進されてきました。子ども一人ひとりを尊重するこの取組では、保育や教育の場で、子ども一人ひとりの生活や背景をつかみ、一人ひとりに応じた保育の提供や教育の実践に繋げてきました。さらに、保育や教育の現場から、福祉の支援へと接続するために関係機関との連携や相談、スクール・ソーシャル・ワーカーの設置によって、支援の必要な子どもや家庭に対して、総合的な取組を推進してきました。

就学前では、子ども同士の交流や高齢者をはじめ地域の様々な人たちとのふれあい、また保育士や幼稚園の教諭からの学びなどがあります。また学校では、自分も他者も大切に、生命を大切にする教育を受けており、今後とも、この教育を進めていくことが大切です。

また、子どもがネグレクトなどの虐待を受けたとき、早期発見や迅速・適切な対応のための体制を、各関係機関が連携し、さらに強化していくことが必要です。不登校やいじめへの対策では、スクールカウンセラー<sup>※</sup>の配置や相談・支援体制等の強化が成果を上げています。

一人ひとりを尊重する人権保育・人権同和教育の充実が、子どもたちの人権意識の

### <用語の意味>

※ スクールカウンセラー：いじめや不登校など児童・生徒の問題行動等に対応するため、学校においてカウンセリング（相談、解決の助言・援助など）を行う専門家のことをいいます。

高揚や仲間づくりを進め、いじめ等の防止につながっています。今後は、人権への取組に対する保護者の参加を促進するとともに、地域住民の参加への啓発も必要です。

### (3) 女性

男女共同参画の意識向上のための事業等を、市民と協働で行ってきました。その結果として、取組の趣旨や目的に対する理解や賛同の拡がりが見えてきた一方で、2019(令和元)年度に実施した「男女共同参画に関する意識調査」では、『男は仕事、女は家庭・育児・介護』という考え方に肯定的な市民が44.5%を占めており、地域や社会、家庭においては固定的役割分担意識<sup>※</sup>が根強く残っています。豊かで活力ある社会の実現に向け女性の活躍がさらに求められるなか、ライフステージの変化にとらわれず職業をもち続け、男女がともに家庭生活と仕事やそのほかの活動を両立できるよう、事業所へは体制の整備を、家庭生活においては男女が協力して家事を行うという意識を啓発する必要があります。DV(ドメスティック・バイオレンス)については、人の命を奪う深刻な社会問題に発展することがあります。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、生活や労働、教育などすべてにおいて制限や変化が生じ、誰もがストレスを抱え込む中、そのストレスのはけ口がDVに向かっていることが、DVに関する相談数の増加から見て取れます。相談体制を充実するとともに各機関、市役所内の各部署が連携し、引き続き迅速・的確な対応を進めていくことが必要です。

市では、女性の意見を市政に反映させるため、審議会等による女性登用に取り組み、女性の比率は徐々に向上していますが、政治参加や地域での意思決定の場などでの女性の比率はまだまだ低いのが現実です。そのため、審議会委員に女性を積極的に登用する必要性の意識を徹底させることや、自治会や住民自治協議会における女性の参画を働きかけていくことが求められます。

また、女性が働きやすい職場づくりに向けた企業啓発も課題です。市ではこれまで雇用に関わる企業役員や人事担当者を対象に、女性が働きやすい職場づくりに関する取り組みを実施してきました。雇用の場における男女共同参画の推進に向けて、現在の取り組みの継続と、事業所に向けた啓発が求められます。

### (4) 障がい者

障がいのある人が地域で自立して生活するために、市民の中の、障がいのある人に対する意識的な壁(バリア)を払拭する必要があります。物理的なバリアの解消につ

#### <用語の意味>

※ **固定的役割分担意識**：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」や「男は主要な業務・女は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

いては理解が深まり、徐々にですが進んできました。また特別支援教育<sup>※</sup>等も含め共生社会への意識も高まりつつありますが、伊賀市内の学校教育現場から、障がい者差別につながる発言（言葉）が多く報告されており、児童・生徒だけの問題ではなく、家庭や地域といった社会全体の意識上のバリアも未だ根強く存在しています。障がいに対する正しい理解・認識と、ノーマライゼーション<sup>※</sup>の理念について広く社会全体に教育・啓発を進めていく必要があります。障がいのある人との交流の促進や、関係団体との連携から学ぶことが必要です。また、虐待防止体制や相談体制の充実を図っていくことが大切です。

民間事業者においては、障害者差別解消法の改正を受けて、民間事業者における「合理的配慮の提供」が義務化されました。2024(令和6)年の施行に向けて企業・事業所啓発を加速、推進させる必要があります。

#### (5) 高齢者

高齢者にとっては、自己の人格や主体性が尊重されるとともに、自己実現と社会参加により、生きがいを実感できる生活が必要です。中でも、世代間交流をはじめ、さまざまな年齢層との交流の機会が有効であり、市内でも、多くの地域で、子どもと高齢者の交流事業が実施されています。こうした地域での取組を、今後も支援していくことが必要です。

家族や地域の人達の認知症に対する差別や偏見は、認知症の症状に悪い影響を与えることがあります。反対に、地域の連帯感や結束力が高いと考えている人は、認知症に対する差別や偏見が少ないとする意見もあります。住み慣れた地域で生活するため、認知症に対する正しい理解を進め、さまざまなサービスや支援を実施するとともに、虐待を早期発見するために、サービス従事者だけでなく、近隣住民、民生委員児童委員や住民自治協議会、自治会等、地域組織による見守りなどが大切です。相談窓口も含め、連携・協力体制を更に充実させていく必要があります。

#### (6) 外国人

外国人技能実習制度で働く外国人労働者への差別的な待遇など、外国人への人権侵害に関する報道などが後を絶ちません。企業や事業所に対して、外国人や障がい者の

##### <用語の意味>

※ **特別支援教育**：これまでの障がいの程度等に応じ特別の場で行う「特殊教育」から、障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行うもので、発達障害等も含めています。

※ **ノーマライゼーション**：「障害等社会的に不利な状況にある人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿でほかの人びとと同等の権利を享受できるようにする」という考え方であり、方法をいいます。

雇用に関する啓発が必要ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、積極的な啓発活動は行えませんでした。

多文化共生に関する事業では、国際交流協会、NPO、ボランティア団体との連携による事業が定着してきています。2016(平成28)年には、伊賀市多文化共生センターが設置され、相談・情報提供・交流の場として活用されています。外国人住民であるとともに地域住民として、自治会等の行事に参加することや、子どもの保護者として、子ども会の行事に参加している地域もあり、このつながりを広げていくことが大切です。

社会生活支援としては、通訳等多文化共生相談員が主体となって対応しています。窓口では、通訳の支援などのほか、翻訳タブレットを設置するなど、情報提供の体制の充実に努めるとともに、利用しやすい窓口環境づくりに取り組みました。しかし、さまざまな行政サービスの利用などにおける実態や課題について、行政が積極的に把握していくことが大切であり、多文化共生社会への理解を進め、相談体制の充実と職員の資質向上が必要です。

#### (7) 性的マイノリティ

2016(平成28)年4月1日に「伊賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を施行し、同性カップルのパートナーシップ宣誓書を受け取り、受領証を交付する「伊賀市パートナーシップ宣誓制度」をはじめとする性的マイノリティを支援する施策を実施しました。

2020(令和2)年に実施した人権問題に関する伊賀市民意識調査の結果における、性的マイノリティへの差別の現状認識と今後の展望では、2014(平成26)年調査と比較すると、性的マイノリティへの差別は将来的になくすることができるという意見の増加傾向が見られます。性的マイノリティへの偏見や差別意識をなくす啓発活動の効果が現れつつありますが、社会全般としては、法制度や施設利用などあらゆる面において、社会的な障壁が存在しています。

小学生や中学生、高校生など子どもたちは、心身の発達に併せて、性自認や性的指向、性別表現など自らの性のあり方に向き合いますが、子どもたちや家族が性のあり方に関する情報を十分に得られていない中で、性的指向や性自認、性別表現のあり方が少し他人と違うということで、大変な困難に直面させられることがあります。

また、性のあり方をめぐる議論の中では、世界保健機関の発表に反した動きも見られ、人権問題に関する伊賀市民意識調査の結果とは違い、性的マイノリティに対する根強い偏見や差別の意識が見られています。

性的マイノリティ当事者が、安心して安全に暮らし、働き、学び、生活できる、性の多様性を認めあうまちづくりを進める必要があります。

## (8) インターネットによる人権侵害

伊賀地域に関するインターネット上の差別・人権侵害書き込みを監視し、差別書き込みに対する粘り強い削除要請を続けることなどにより、削除対象となる明確な差別書き込みは減少傾向にあります。しかしながら、伏字（当て字）や隠語を使った悪質な差別的書き込みは後を絶ちません。

情報化社会ではインターネットから得る情報が多く、教育や啓発が不十分な場合、誤った情報や差別的な扇動により、新たな差別意識が刷り込まれてしまう恐れもあるため、さらなる人権・同和教育及び啓発と、ネット上の差別の規制などの検討も必要です。そのためには、関係機関等との連携体制の強化が不可欠です。

さらに家庭や地域、学校においてメディアリテラシー<sup>\*</sup>やネットモラルを高める取組を進めるほか、実際にインターネット上の差別・人権侵害に遭遇した際の対応や通報の仕組みづくりなど、人権侵害を受けた際の救済制度の構築が必要です。

## (9) 疾病と人権

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染者やその家族を差別する動きが生じました。特にインターネット上では、感染者の住所や就業場所を特定したかのような真偽不明の書き込みがインターネット掲示板に投稿されるなど、感染者の人権を軽視した状況が見られました。2020(令和2)年に実施した人権問題に関する伊賀市民意識調査からも、インターネットなどにより感染者やその家族を探し出すということについて、差別と思いつつも感染防止のためには仕方がないと回答した人が多数いることが分かりました。未知のウイルスへの感染の恐怖だけでなく、自らが感染した際に受けるかもしれない差別への恐怖によって、誰が、いつ、どこで、どのように、感染したのかを知るために、自らが行う差別を正当化しています。これは、最近では東日本大震災における東京電力福島第1原子力発電所の水素爆発事故による放射線物質の拡散が起因となって発生した「フクシマ差別」や、ハンセン病回復者やその家族に対する差別など、あらゆる人権問題と同じ構造でした。

これを受けて、新型コロナウイルスに起因する差別を無くすための取組を行った結果、医療従事者などのエッセンシャルワーカーや配送事業者への差別は許されないことという意識の拡がりが見られました。

しかし、2022(令和4)年、これまで主にアフリカ大陸で発生が報告されていた「サル痘」の患者について、欧米を中心に感染事例が報告され、国内でも感染者が確認さ

### <用語の意味>

※ **メディアリテラシー**：インターネットやテレビ、新聞などのメディア（情報や記録を伝える媒体を指します）を使いこなし、メディアの伝える情報を理解する能力。また、メディアからの情報を見極める能力のこと。

れました。この感染症の感染経路や感染者をめぐって、偏見や差別的な意識がインターネットなどを中心に見られます。

私たちはこれまで、ハンセン病やHIV、新型コロナウイルスに起因する差別や人権侵害を解消するための取組を進めてきました。新たな感染症の出現や拡大を受けて、同じ過ちを繰り返すことは許されません。

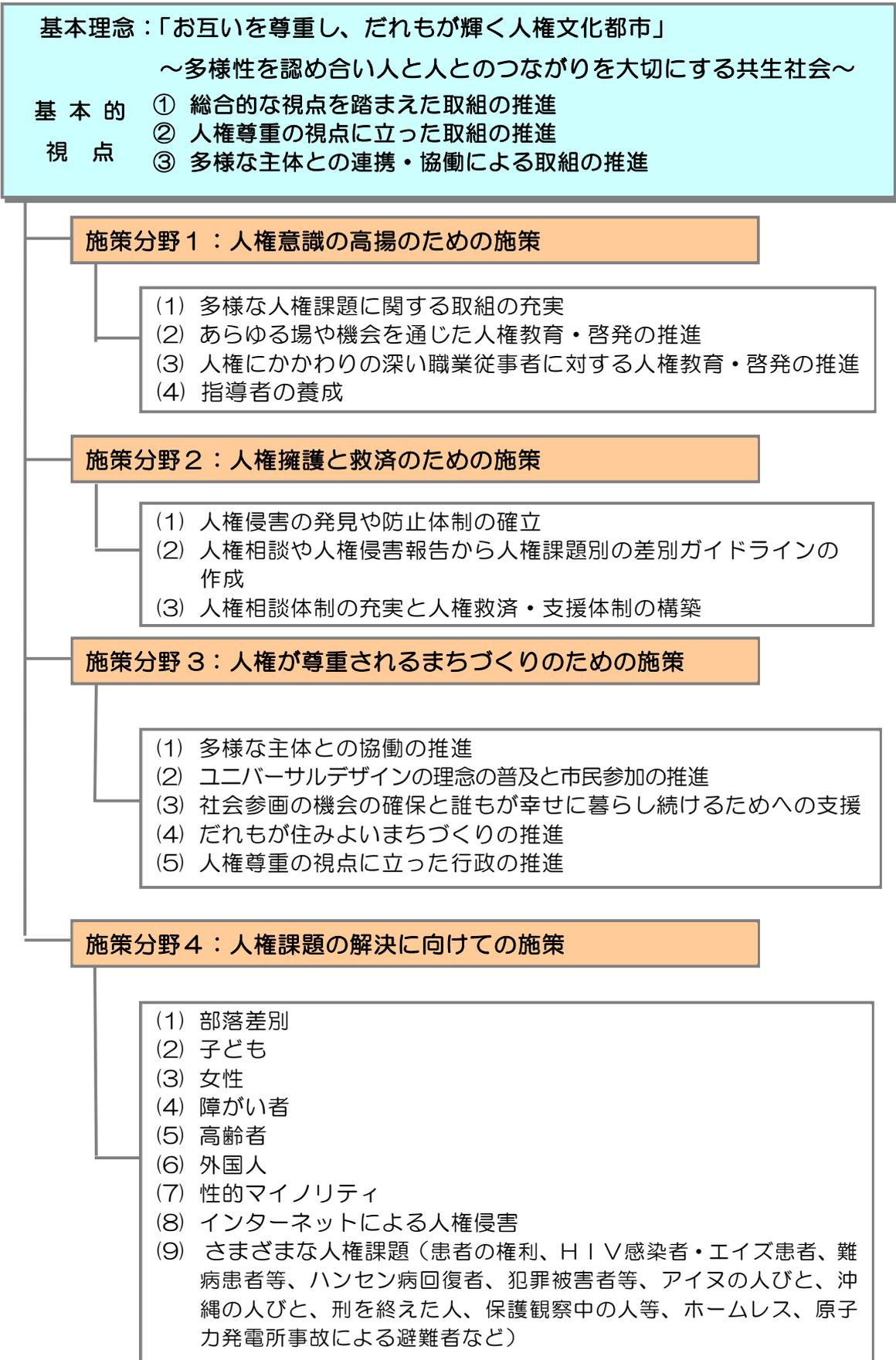
#### (10) さまざまな人権課題

犯罪等により被害を受けた人やその家族または遺族は、直接的な被害に加え、心身の不調や、日常生活が困難な状態になることもあるため、犯罪被害者などを支える社会の形成を促進することを目的として、2022(令和4)年3月に「伊賀市犯罪被害者等支援条例」を公布・施行しました。

その他、さまざまな人権課題について、市内で発生している人権侵害の把握に努めました。十分にはできておらず、効果的な教育・啓発が実施できていない状況にあります。今後もさまざまな視点を持ち、人権侵害事象を見逃さない取組や、人権侵害を受けた人が相談しやすい体制を整えていくことが必要です。

《参考》体系図（第3次計画）

■ 施策の体系



## 2 計画の位置づけと他計画との関係

### (1) 計画の位置づけ

この第4次計画は、「伊賀市人権尊重都市宣言」の理念及び「伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」第7条に基づく人権に関する総合計画であり、一人ひとりの生命が大切にされ、だれもが尊重される人権文化のまちづくりを進める上で、行政が取り組むべき指針となるものです。

また、伊賀市に住み、働き、学ぶ人々や企業、各種団体等が、日々の暮らしの中でお互いの生命を大切にし、お互いの人権を尊重し合える社会をつくるため、それぞれの役割や責務を自覚し、主体的に行動するための指針となるものです。

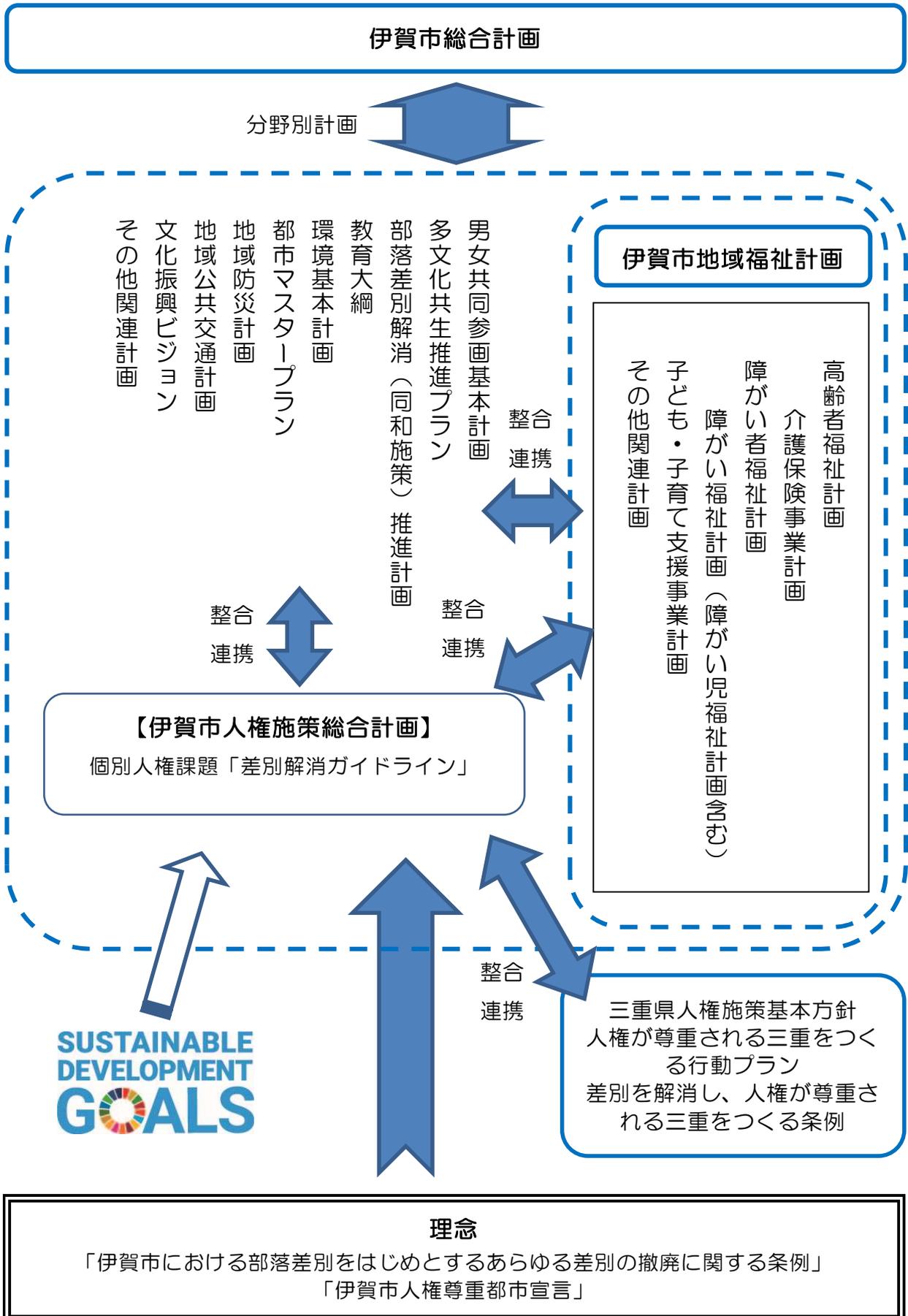
### (2) 他の計画や条例との関係

この第4次計画は、三重県が策定した「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」及び「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」との整合を図るとともに、第2次伊賀市総合計画を具体化するための分野別計画として、取組の方向を示すものです。

また、対象者別の人権課題に関する計画としては、「伊賀市教育大綱」「伊賀市部落差別解消（同和施策）推進計画」「伊賀市男女共同参画基本計画」「伊賀市都市マスタープラン」「伊賀市地域防災計画」「伊賀市地域福祉計画」「伊賀市障がい者福祉計画」などがあります。この第4次計画は、これら個別計画の人権関連施策とも整合を図り、人権施策を総合的に推進する理念を明らかにし、これら個別計画の人権関連施策を横断的につなぐ役割を果たすとともに、人権の視点から市民の生活を支える計画となります。

さらに、「第4次伊賀市地域福祉計画（2021～2025）」は、誰もが人権を尊重し合えるまちづくり、多文化共生のための取組など、人権意識や共同参画意識を基底にした市民との協働の取組、地域の主体的な取組であることから、常に連携をとりながら進めていくものとします。

■ 伊賀市人権施策総合計画と他の計画や条例との関係



## 3 計画の基本理念

### (1) 基本理念

「伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」は、「日本国憲法」「同和对策審議会答申」「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」並びに「世界人権宣言」を基本理念としており、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図り、市民・企業・団体等の人権意識の高揚に寄与することを目的としています。

この差別撤廃条例の基本理念に加え、部落差別解消推進法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律及び差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例の基本理念を進取します。

また、「伊賀市人権尊重都市宣言」では、市民がともに学びあい、より豊かで確かな人権感覚を身につけ、人権尊重の輪を大きく広げていくことで、すべての市民の人権が保障される地域社会の実現をめざしています。

さらに、伊賀市の「第2次伊賀市総合計画基本構想」においては、「勇気と覚悟が未来を創る『ひとが輝く地域が輝く』伊賀市」を将来像とし、人権に関しては基本政策3. 未来のまちづくりを担う「人づくり・地域づくり」を進める中で、「あらゆる差別を許さず、互いの人権を尊重するまちづくり」「女性がより一層活躍できる男女共同参画のまちづくり」をめざしています。

市民一人ひとりが、差別の現実に向け、人権問題に関心を持ち、暮らしの中のさまざまな活動を通して、差別の構造を明らかにし、人権が尊重される地域や社会に向けて差別の構造を変革することが必要です。

このような考え方に立ち、この計画は「お互いを尊重し、だれもが輝く人権文化都市」の実現をめざします。

### (2) 取り組むべき施策

「お互いを尊重し、だれもが輝く人権文化都市」の実現に向け、次のような施策を進め、それぞれの取組を効果的に連携させ、『個別の人権課題』の解決を図っていきます。

#### ① 人権意識の高揚

一人ひとりが人権課題を自分自身の問題としてとらえ、自ら行動に移していけるよう、基本的な知識を習得するとともに、参加型学習などの人権教育・啓発活動を効果的に実施します。

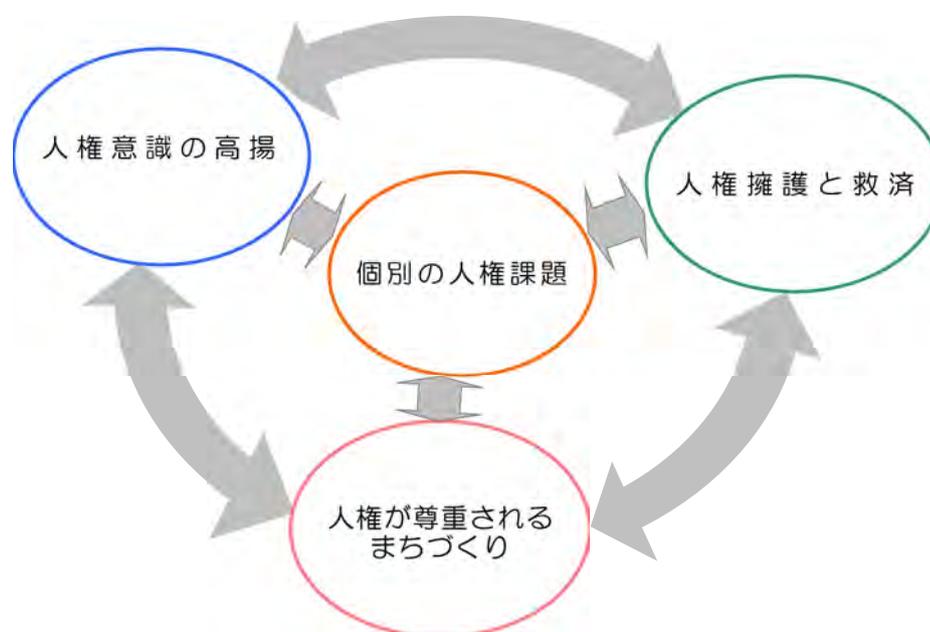
## ② 人権擁護と救済

一人ひとりが、差別や人権侵害を許さない意識の醸成に努めるとともに、多様な主体との連携による人権相談体制や、人権侵害に対する救済の体制の構築など、三重県との連携・協力などにより、人権が擁護される体制づくりに取り組みます。

## ③ 人権が尊重されるまちづくり

一人ひとりが、さまざまな文化や多様性を認め合い、人権に対する理解と認識を深めるとともに、多様な主体と連携・協働して、人権施策の推進に取り組みます。

## ④ 個別の人権課題



## 4 計画の基本的視点

取り組むべき施策は、次の3つの基本的視点により進めていきます。

### ① 総合的な視点を踏まえた取組を推進します。

人権に関する課題は、共通する課題が存在するとともに、それぞれの課題ごとに、固有に取り組むべきものがあります。しかしながら、それぞれの課題が複雑に絡みあっている場合は、問題がより深刻化する傾向があります。人権相談においても複数の人権課題が重複している場合があり、課題ごとの施策だけでは十分に対応できなくなっています。

そのため、各分野の施策の有機的な連携と体系化を図りながら、当事者の意見を取り入れた上で、市政全般にわたって人権という視点によってそれぞれの施策を結び付け、人権に関する総合的な取組を展開します。

### ② 人権尊重の視点に立った取組を推進します。

人権を尊重する地域社会の構築を基礎とした上で、市政のあらゆる施策の実施について、人権尊重の視点で点検・見直しを進めます。

あらゆる場や機会を通じた人権教育・啓発活動や、制度、事物、慣習、社会的構造など日常におけるすべての面で、誰もが社会参画の機会が確保されるよう「合理的配慮」がなされる施策の検討や、事業の見直しを行うためのガイドラインの策定に加え、その上で救済体制の構築など、多様性を認めあい、誰もが尊重されるまちづくりを進めます。

### ③ 多様な主体との連携・協働による取組を推進します。

市は、人権が尊重されるまちづくりを進めていくため、人権問題に関する専門的な知見を有する団体や個人などから意見や提案を受け、検討した上で、市民、企業、住民組織、NPO団体などの多様な主体と連携・協働し人権課題の解決に取り組むとともに、市民の一人ひとりが、地域住民として、団体や企業の構成員としての自覚のもと、人権尊重の視点を持って主体的に取り組むことが必要です。そのため、行政と市民等との適切な役割分担のもとに、人権教育・啓発活動や市民意識の的確な把握、市民同士の交流や情報の交換、人権侵害の発見や見守りなどの仕組みづくりなどの取組を進めます。

# 5 計画の推進と進行管理

## (1) 計画の期間

この計画の期間は、2023(令和5)年度から2027(令和9)年度までの5年間としますが、長期的な視点での取組も含めたものとします。

### ■ 計画の期間



## (2) 推進体制

人権施策の総合的な推進を図るため、庁内では、人権政策担当部長を会長とし関係部署の委員から構成する「伊賀市人権施策推進会議」を開催し、全庁的に人権施策の推進を図ります。

また、「伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」に基づき設置されている「伊賀市人権政策審議会」を開催し、計画の進捗状況やそのほか人権施策に関する調査・審議をいただきます。

併せて、差別解消ガイドラインの策定や、相談・救済体制の構築を進めるための、プロジェクトチームを設置し、差別の解消に向けた取組を推進します。

そのほか、国や県、近隣自治体と連携を図り、人権教育や人権啓発、人権相談等を効果的に行うため、人権に関する研修会の実施や情報交換の機会の充実に努めます。

## (3) 多様な主体との連携

住民自治協議会やNPO、企業等と連携・協力し、人権施策を推進していきます。各主体の人権に関する活動へのさまざまな支援を通じて、新たな協働体制やネットワーク化につなげるよう努めます。

## (4) 進行管理

毎年、事業を所管する部署からの報告により、計画に基づく進捗状況を把握し、評価指標や目標値による評価を実施します。計画期間中、社会情勢の変化に対応した新たな施策についても進捗状況の把握、進行管理の対象とします。なお、取組状況の評価については「人権施策推進会議」において点検するとともに、「人権政策審議会」において報告し、意見をいただきます。

## 第2章

# 人権に関する市民意識の現状と課題

- 1 人権問題に関する市民意識調査等に見る課題・・・32

# 1 人権問題に関する市民意識調査等に関する課題

伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例の第7条に規定する調査として、「人権問題に関する伊賀市民意識調査」を、2009(平成21)年度、2014(平成26)年度、及び2020(令和2)年度に実施し、それぞれ翌年度に報告書にまとめています。2022(令和4)年3月の「人権問題に関する伊賀市民意識調査報告書(以下報告書)という」は、2014(平成26)年度に実施した前回調査、2019(令和元)年度に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果との比較検討を行い、取組の効果測定と意識の変化を把握した報告書となっています。

報告書からは、これまでの教育・啓発の成果として、明確な目的を持った学習機会が定着しているところでは、部落差別をはじめあらゆる人権問題に対する関心や意識は、徐々にではありますが、着実に高まっていることがうかがえます。

しかし、講演会、研修会の手法のマンネリ化や参加者の固定化が懸念されるとともに、「過去5年間で、行政、学校、地域等が主催する人権問題に関する講演会や研修会、懇談会や映画会に参加したことがありますか」との問いに、前回調査より「一度も参加したことがない」が5.4ポイント増加し、人権啓発に触れることのない市民が、5割を超えています。

部落差別や障がい者、子ども、女性、高齢者、外国人といった人権課題に加え、さまざまな新しい人権課題が報告されるなか、人権啓発や学習機会の提供については、これまでの手法に加え、市民に参加しやすい研修のあり方を検討する必要があります。また、いかに人権問題を自分自身の問題として取り組んでいけるかといった動機づけの問題、市民による主体的な学習活動への支援など多くの課題があります。

なお、報告書の概要は以下のとおりです。

## 《報告書の概要》

調査の目的：この調査は、部落差別をはじめとする人権問題に関する市民意識の実態を把握することにより、これまで進めてきたさまざまな施策や、人権・同和教育、人権・同和行政の取組を洗い直し、問題点等を探り、今後の人権行政を推進していくための基礎資料を得ることを目的として実施した。

また、2014(平成26)年度に実施した前回調査、2019(令和元)年度の「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果との比較検討を実施し、取組の効果測定と意識の変化を把握した。

調査対象：伊賀市全域に在住の満20歳以上の市民2,000人

標本抽出法：住民基本台帳に基づく層化無作為抽出法

調査方法：無記名によるアンケート回答方式・郵送回収法

調査期間：2020(令和2)年11月27日から12月23日まで

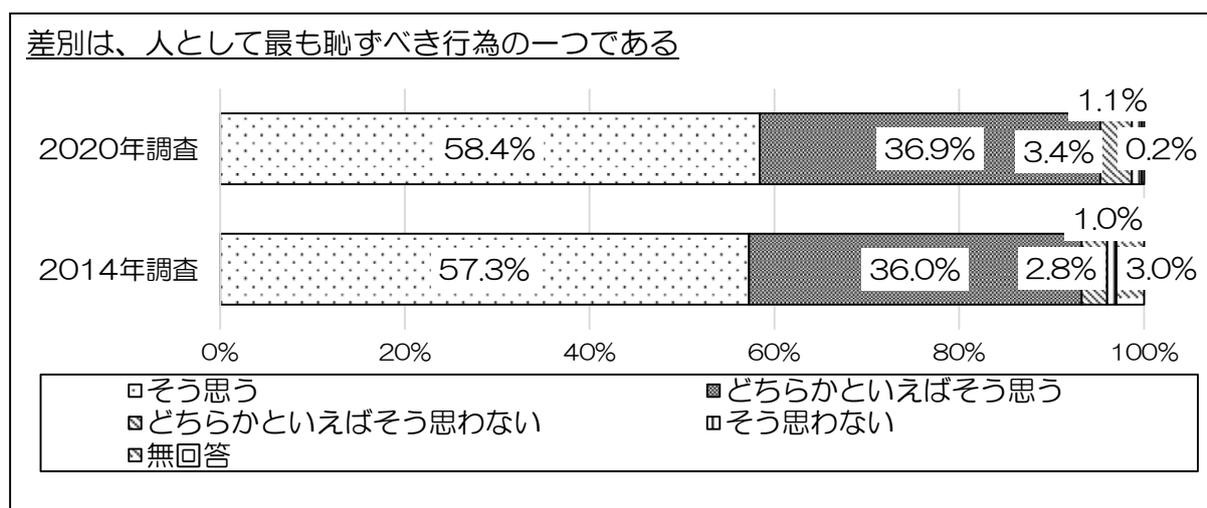
回収状況：返送は880票、うち有効回答は846票、回収率は44.0%、有効回答率は42.3%

また、それぞれの人権課題について、報告書から市民意識の現状を示すための数値的資料が無い場合は、次の報告書等から現状と課題を把握しました。

- 2019(令和元)年 男女共同参画に関する意識調査報告書
- 2021(令和3)年度及び2020(令和2)年度伊賀市人権啓発企業等訪問・聞き取り集計データ
- 2021(令和3)年度及び2020(令和2)年度民間企業における障がい者雇用状況(伊賀公共職業安定所調)
- 伊賀市人口統計(65歳以上人口)・65歳以上運転免許保有数(率)(伊賀警察署調)
- 2021 伊賀地域インターネット差別表現書込み分析調査研究事業報告書(伊賀地区における部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃に関する連絡協議会)

#### (1) 人権や差別に関する意識

##### ■差別は人間として最も恥すべき行為の一つであるとの意見について

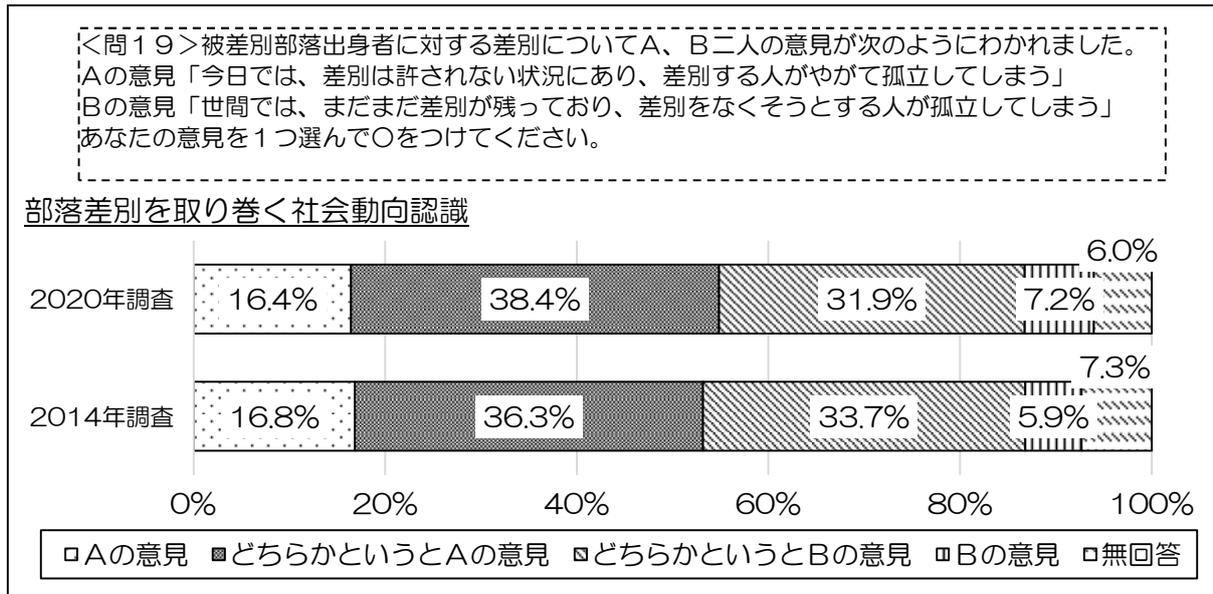


前回調査でも指摘されていますが、「差別は人間として最も恥すべき行為の一つである」と捉える意識は極めて高いのですが、「差別を差別だと正しく判断できる力(見抜けること)」が求められます。後で結婚(縁談)相手の身元調査や住宅購入(賃貸)に対する態度に関する項目がありますが、その結果はここでの「差別は人間として最も恥すべき行為の一つであ

る」との高い人権意識が反映しきれいていません。相談窓口での事例や差別事象として報告がある事例、他市町・他府県の事例等を積み重ね、「何が差別にあたるのか」について、行政、市民、企業・事業所等の間で共通認識を図ることが必要です。

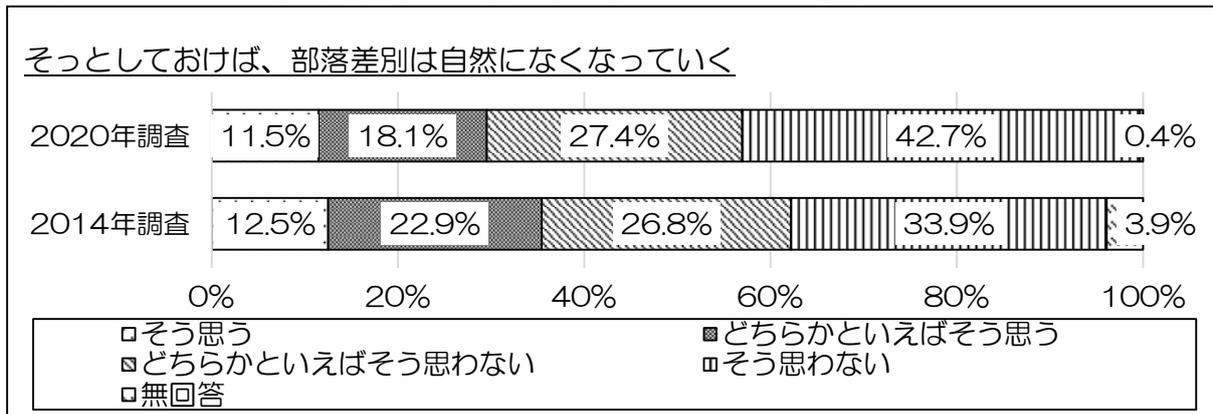
(2) 部落差別に関する意識

■市民の社会動向への認識について



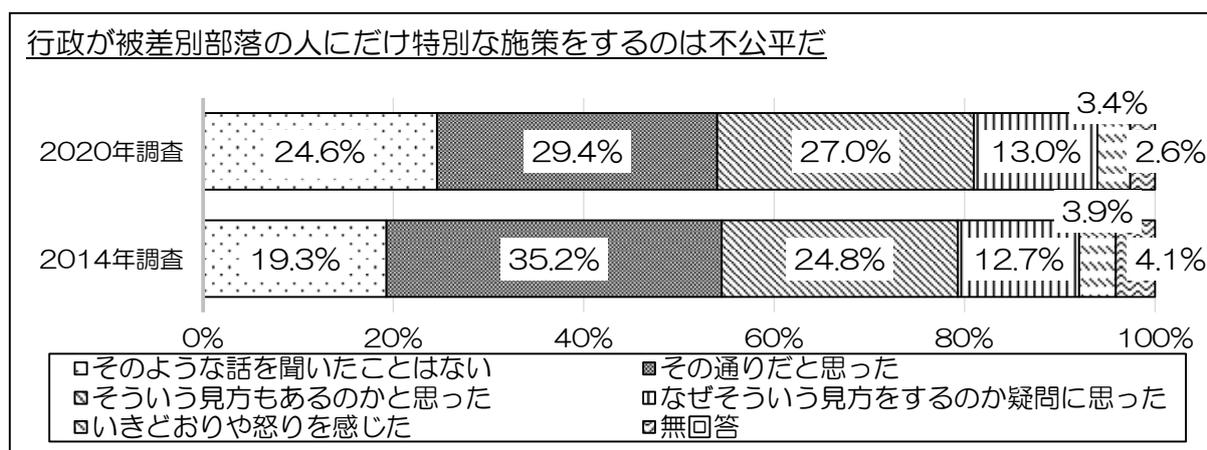
伊賀市民の部落差別を取り巻く社会動向への認識について、「差別する人がやがて孤立してしまう」という「Aの意見」「どちらかというともAの意見」を合わせた割合が54.8%と過半数であり、前回調査と比べ、着実に差別を許さない意識が広がってきています。しかし、「差別をなくそうとする人が孤立してしまう」という「Bの意見」と「どちらかというともBの意見」を合わせると4割弱あります。今後も継続して部落差別は許されない状況となってきたことを正しく伝えていく取組が大切です。

■そっとしておけば、部落差別は自然になくなっていくとの意見について



「そっとしておけば、部落差別は自然になくなっていく」という質問に対する回答結果です。これは「差別や部落のことを話題にしたり、学校や地域で教育や啓発をしたりするからかえって差別はなくなるのではないか」という考え方です。部落差別に関する誤った認識や偏見によるうわさを、あたかも正しいように受け止めてしまう市民がいます。「寝た子を起こすな」という考え方は、こうした誤った情報が流されていることを放置し、正しい認識を提供したり、誤っていることを指摘したりしようとする取組を否定するものです。

■行政が被差別部落の人にだけ特別な施策をするのは不公平だとの意見について



「行政が被差別部落の人にだけ特別な施策をするのは不公平だ」では、同和対策事業への不公平感を抱いている市民が29.4%と一定の割合で回答しています。

部落差別は現在もなお、発生しています。たまたま生まれ育った場所で日常生活を営む当事者に不当な差別が発生することは、生活の在り方に大きな不利益を生みます。特に被差別部落出身であるという理由だけで、結婚や就職ができない状況があり、差別が引き起こす「負の連鎖」は、これまで被差別部落の生活課題として取り上げられてきました。

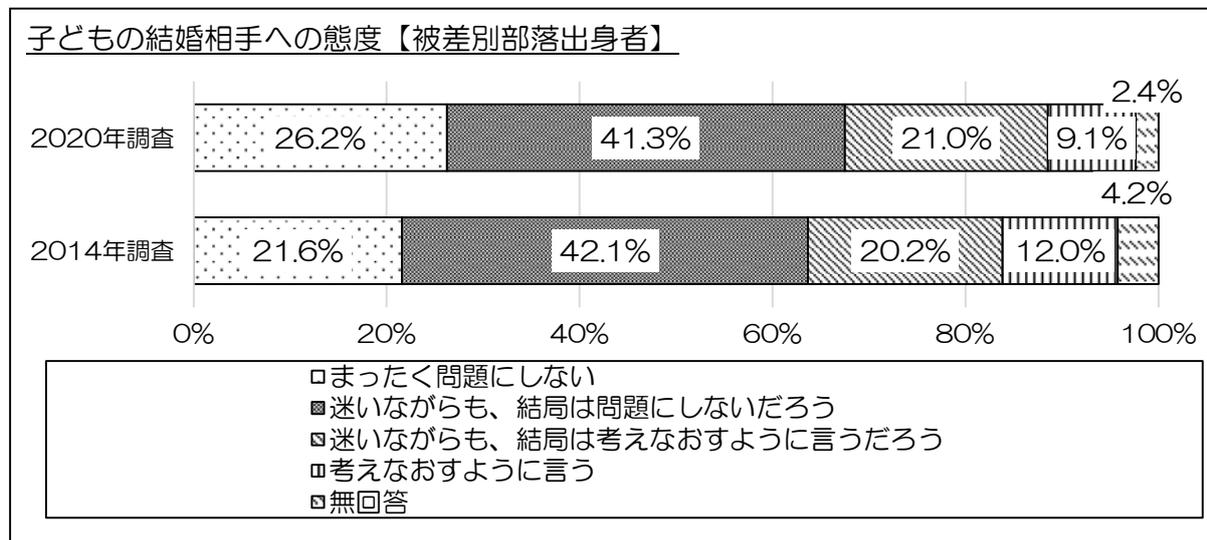
しかし、差別の問題は「差別される側」に問題があるわけではありません。部落差別に限らず、すべての人権問題の根本的な課題は、「差別を許す社会」が存在し、「人権問題は当事

<用語の意味>

※ **寝た子を起こすな**：部落差別をいまさらにも取り上げる必要はなく、このまま放置しておけば社会の進化に伴って自然に解消するという「寝た子を起こすな」の考え方があります。部落差別は、現実に生きている社会問題です。部落差別は日本の社会の仕組みの中や私たちの身近にもさまざまな形で存在しています。「寝た子を起こすな」という考え方では部落差別の解消につながらないばかりか、かえって部落差別を拡大する結果を招くことにもなります。また、部落差別のない社会をめざすには、あまりにも消極的な姿勢であり、部落差別で苦しむ人の声に蓋をして現実から逃げ、部落差別の解消をめざし行動する人に制限を加えることになるといえます。この社会にいまだに根強く残されている不合理や偏見を取り除くことを自らの課題としてとらえなおし、私たち一人ひとりが何をすべきかを考え行動に移していくことが大切です。

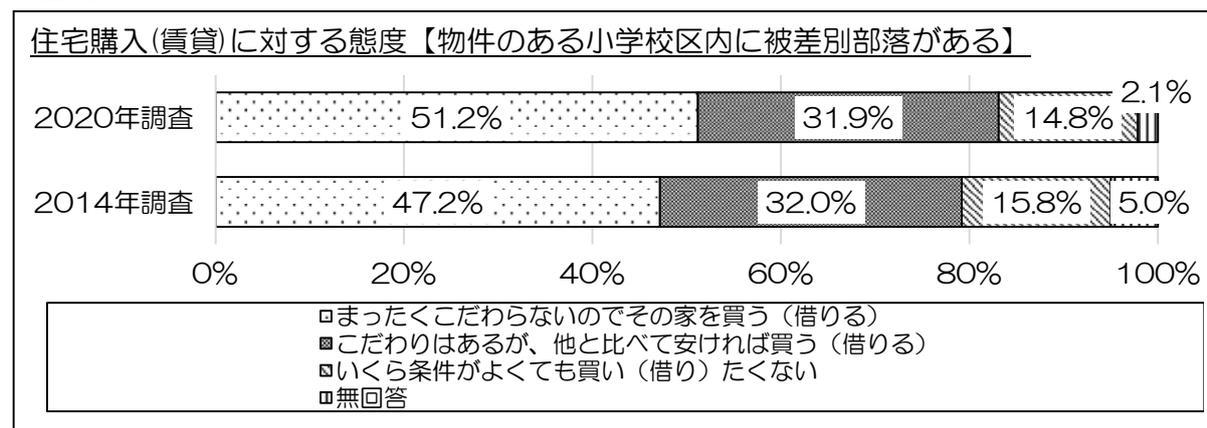
者の問題である」とする「差別をする側」の人々が、差別の本質をすり替えてきた結果によるものです。

### ■子どもの結婚相手が被差別部落出身者



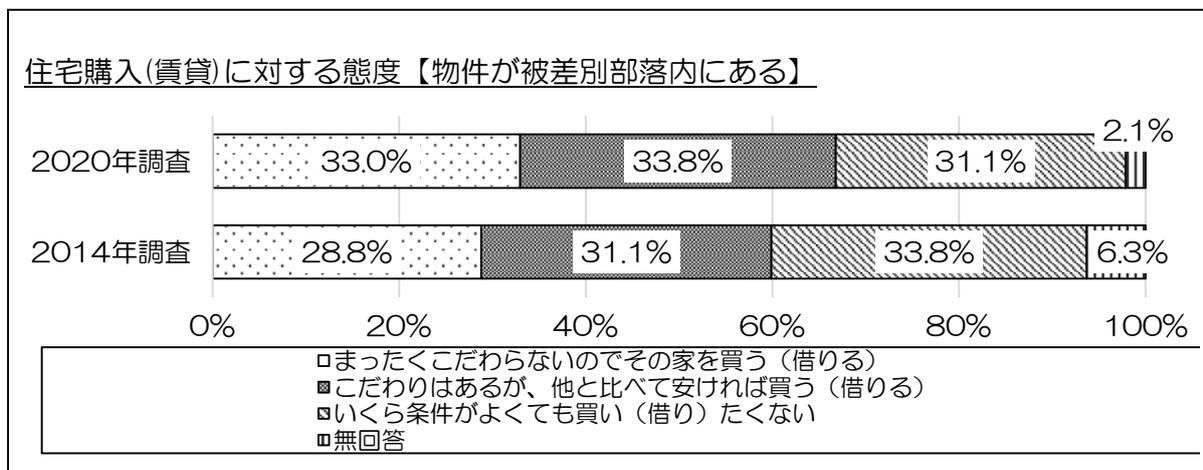
子どもの結婚相手が被差別部落出身者であった場合の態度では、「まったく問題にしない」が2割を超え、「迷いながらも、結局は問題にしないだろう」が4割を超えており、結果的に反対しない市民は合わせて6割を超えています。一方、「考えなおすように言う」という強い反対姿勢を見せた市民「迷いながらも、結局は考えなおすように言うだろう」を合わせた、結果的に子どもの結婚に反対する市民は3割を超えています。

### ■土地差別について



間取りや交通の便、環境や値段などが、自分の目で確かめ、気に入ったのであれば、その物件を購入したり、借りたりすることは当たり前です。気に入った物件の小学校区内に被差別部落がある場合、「まったくこだわらないのでその家を買う(借りる)」とした人は51.2%、物件が被差別部落内にある場合は33.0%にとどまっています。一方、物件のある小学校区内に被差別部落がある場合、「いくら条件がよくても買い(借り)たくない」とした人が14.8%、

物件が被差別部落にある場合は31.1%に上っています。「被差別部落に住めば、世間から被差別部落の人とみなされてしまうのではないか」というように、被差別部落だけでなく、小学校区内に被差別部落がある物件すら避けようという意識が見られます。



#### ■忌避意識について

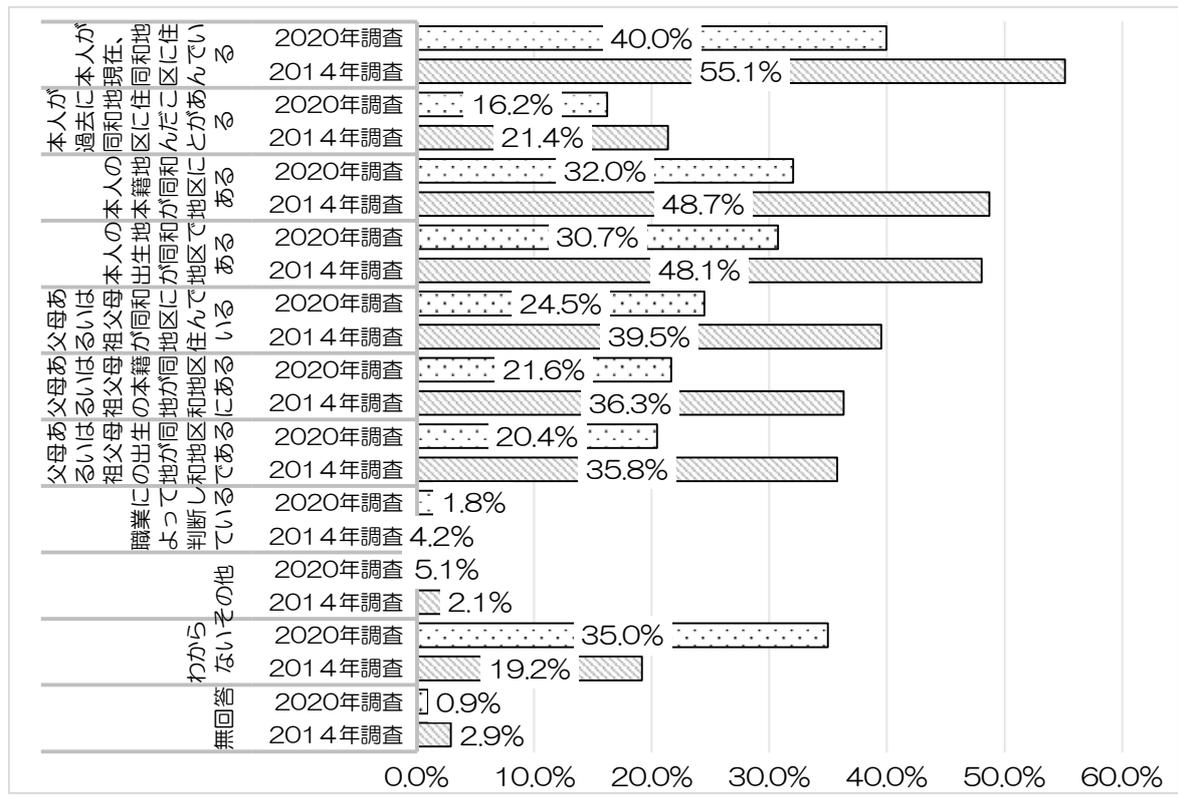
「被差別部落に住んだり、地区出身者と結婚したりすると地区出身者と判断される」とか、「被差別部落出身者と世間から見なされるかもしれない」という考えから、被差別部落に住むことを避けようとする意識を『忌避意識』といいます。

「もし、あなたが住宅を探しているとした場合に、間取り、交通の便、環境、値段など、自分の目で確かめ、気に入ったとします。その後、その物件のすぐ近くに次のような条件があることがわかった場合、あなたはどのようにしますか。」の設問で、間取りや交通の便、環境や値段などが気に入っても「物件が被差別部落内にあるとわかった」という事情が加われば、「いくら条件がよくても、買い(借り)たくない」とする回答が31.1%となっています。

#### ■被差別部落出身者かどうかを判断する理由について

市民の40.0%(前回調査55.1%)は、「本人が現在、被差別部落に住んでいるかどうか」で、「被差別部落出身者かどうか」を判断していることがわかります。しかし、この判断基準以外にも本籍地や出生地、また父母や祖父母のことを基準に考える人まで、実にさまざまな判断基準があることがわかります。このことから市民一人ひとりがあいまいな主観で「被差別部落出身者」をつくりあげていることがわかります。前述の子どもの結婚相手への態度や、土地(建物)等の物件に対する態度が、如何に根拠のないものを基にして忌避されているのかが、わかります。

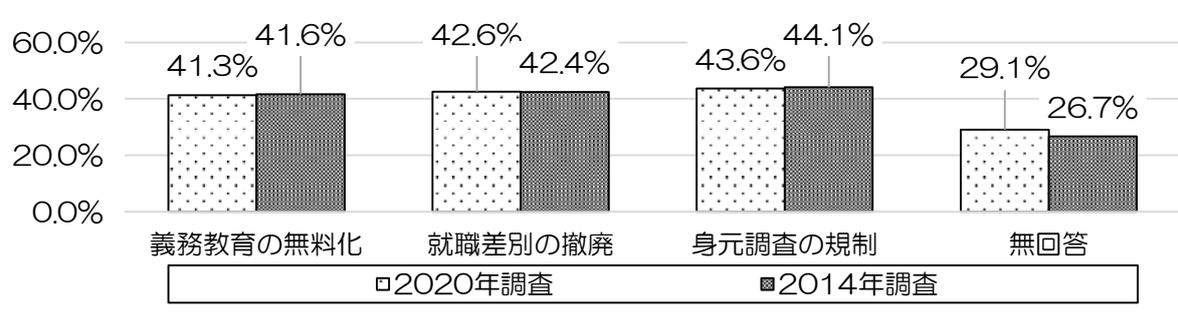
### 被差別部落出身者の判断基準



### ■ 部落差別をなくそうとする取組が果たしてきた役割について

部落差別をなくそうとする取組の中で問題提起したことをきっかけに、日本の人権政策が大きく前進した例は多くあります。一般的にはよく知られていない項目について、前回調査と比べ認知度が高まっており、教育や啓発の効果がはっきりと見られます。部落差別をなくそうとする取組は、すべての市民の人権保障の進展に貢献していると考えられます。

### 部落解放運動が果たしてきた役割



### ■ 第3次計画期間に起きた差別事象の概要（一部）

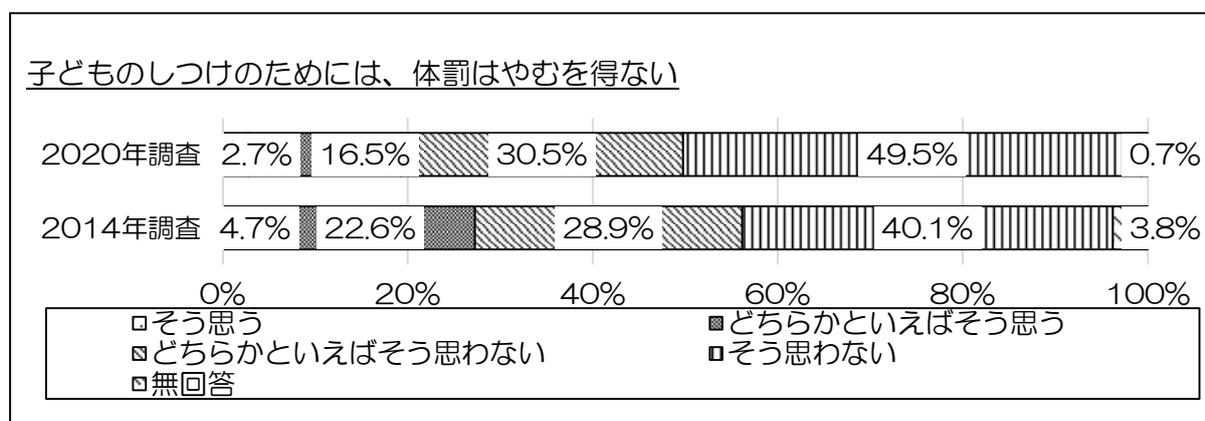
- ・ 高齢者福祉施設で、被差別部落出身であることを詮索された
- ・ 被差別部落を撮影した写真や動画をインターネット上で公開された

### (3) 子どもの人権に関する意識

#### ■しつけのための体罰について

前々回調査、前回調査と、「子どものしつけのためには、体罰はやむを得ない」を肯定する意見が減少し、逆に「体罰は許されない」とする意見が増加する傾向が見られていましたが、今回調査では、体罰を肯定する意見は 19.2%、逆に体罰を否定する意見は 80.0%となり、子どもの体罰に対する意見は、前回調査から大きく好転した結果となりました。

体罰や暴力を容認する意識は、虐待を見すごしたり、見逃したりしてしまうことにもつながります。子育て世代の支援制度の確立や普及、体罰や暴力に頼らないしつけの方法など、虐待の防止とともに、行政をはじめ、学校や家庭、地域が連携して考え、普及していくことが必要です。



### (4) 女性の人権に関する意識

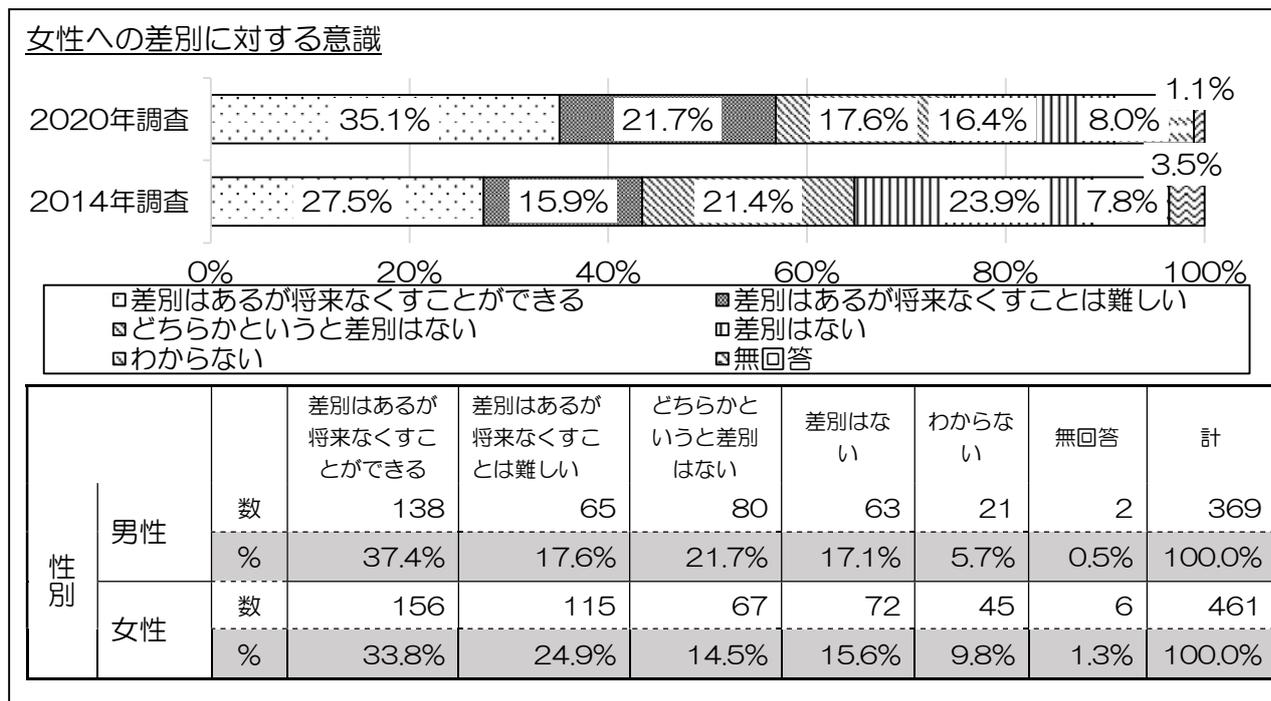
#### ■女性への差別の現状認識や解決への展望

「差別はあるが将来なくすことができる」は 35.1%と約3人に1人である一方、「差別はあり、将来なくすことは難しい」は 21.7%と2割に達しています。また、「どちらかという」と差別はない」と「差別はない」を合わせると 34.0%と3割半ばになっています。性別では「差別はあるが将来なくすことは難しい」で「女性」は「男性」より 7.3%高く、2割を超えています。

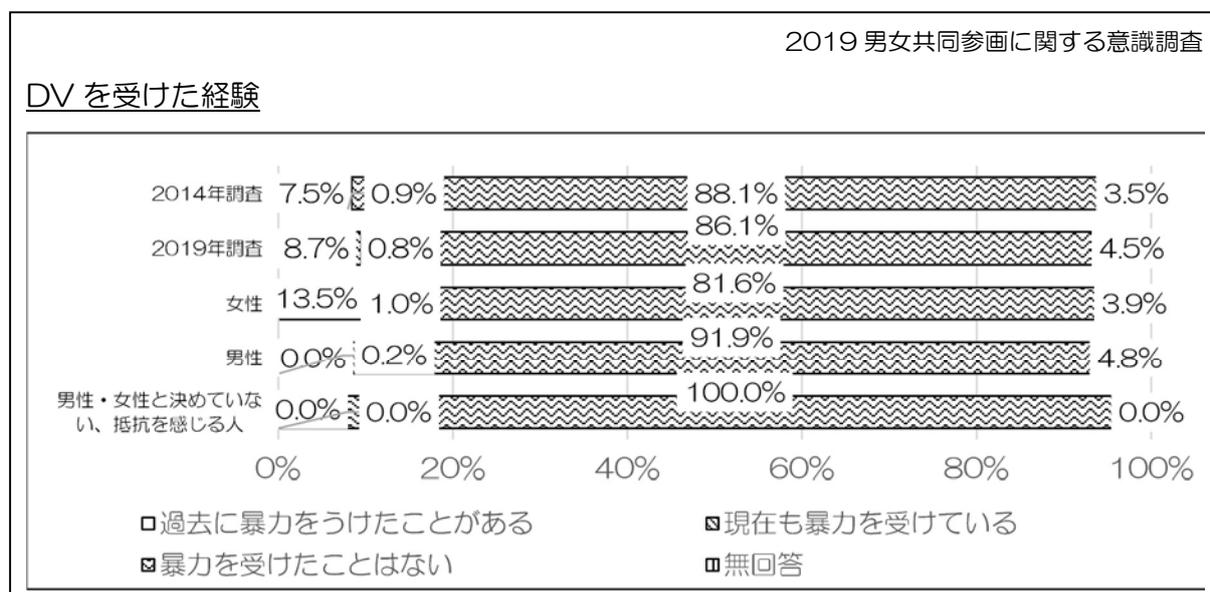
地域活動における役職の女性割合が低いこと、政策決定の場に女性が少ないこと、固定的役割分担意識によって女性に家事や育児、介護等の負担が集中していることなどにより、労働力率 M 字曲線が生み出され生涯賃金の格差が生じていることなど、差別は依然として厳しく残されています。また、差別を差別と見抜けないために差別が容認されているケースも考えられます。「女性」の人権を解決するためには、「男性」側の意識や態度を変えていくことが重要です。

今後は、市民の私生活のなかにある差別の解消に目を向け、地区懇談会などで家事分担に

おける男女の協力体制や育児環境・職場環境の整備などのほか、仕事中心という社会全体の仕組みや意識の改革が必要だと言えます。

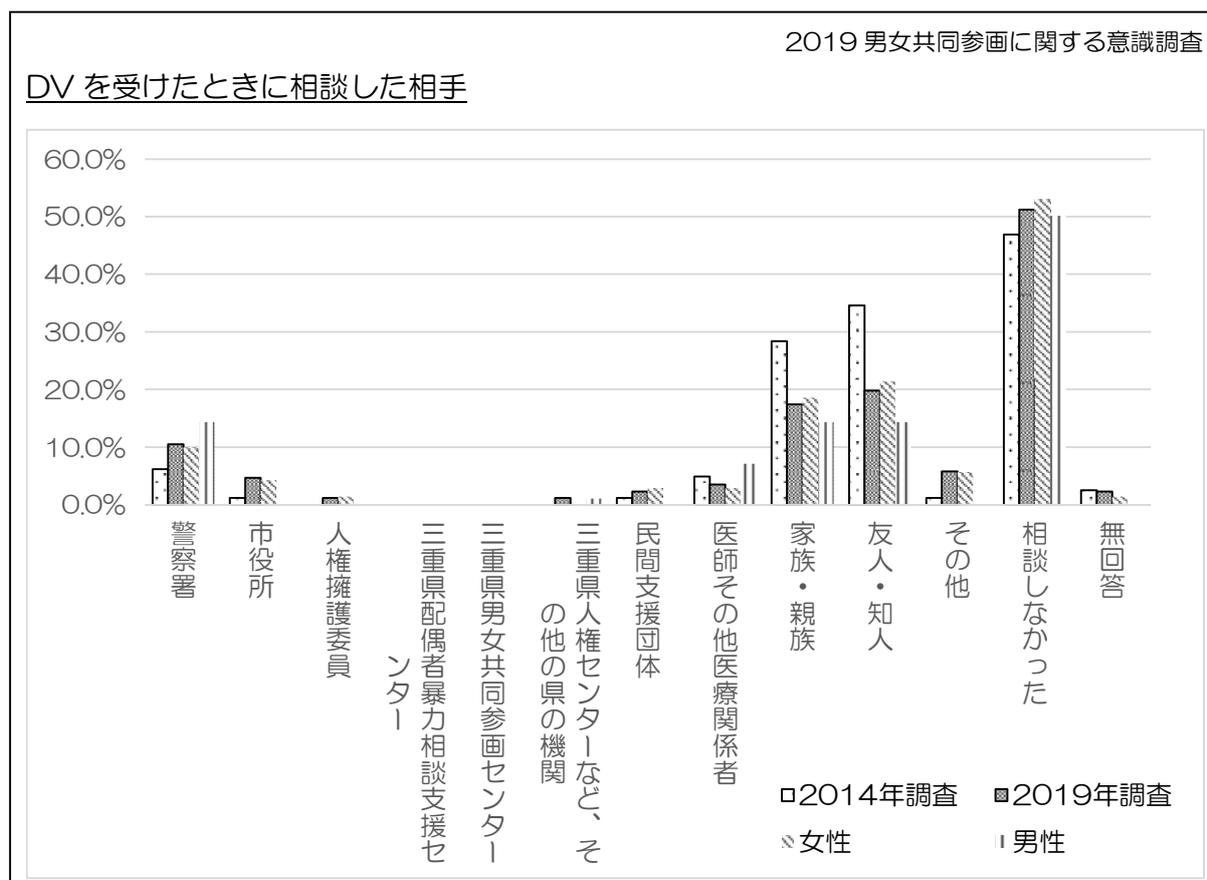


■DV(ドメスティック・バイオレンス)を受けた時に相談した相手



2019(令和元)年度実施の「伊賀市における男女共同参画に関する市民意識調査」から、全体では、DVを受けたことがないとする割合が86.1%と、過去に受けたことがある、現在も受けている、を合わせてDV被害者は9.5%です。暴力を受けた時に相談した相手を問う質問には、「誰にも相談しなかった」という回答が全体で51.2%と最も高く、被害が表面化しにくい状況が課題と考えられます。また、相談した相手が、三重県配偶者暴力相談センター(三重県女性相談所)、三重県男女共同参画センター(フレンテみえ)は0%、市役所も4.7%と、

公的な相談機関が相談者にとって遠いという結果が出ており、早急な改善が必要です。



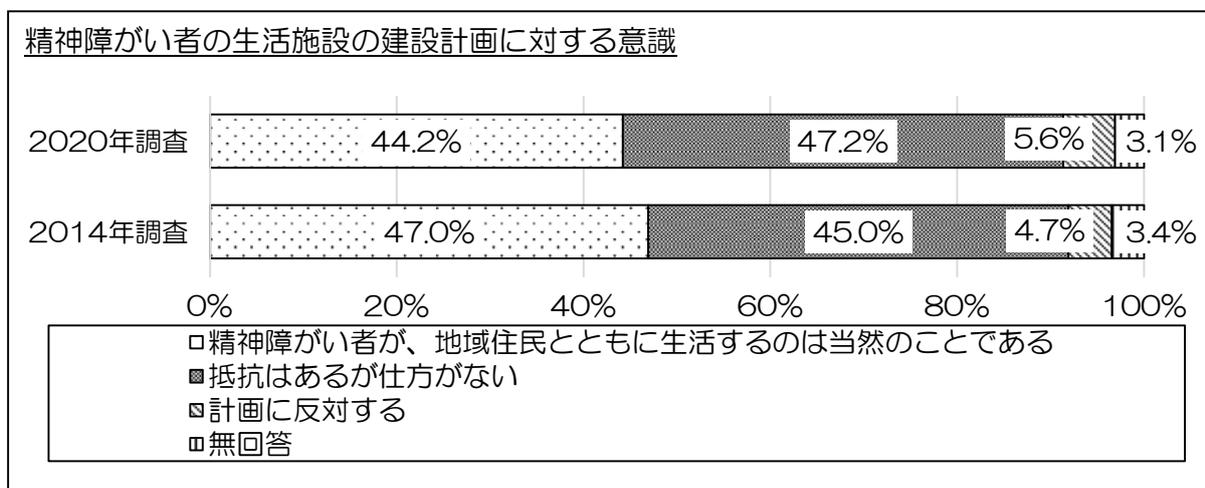
■ 男女の地位の平等感について

2019(令和元)年実施の「伊賀市における男女共同参画に関する市民意識調査」では、全ての項目で、「男性の方が優遇されている」と感じる人が多く、依然、男性優遇感が強い状況となっています。また、全ての項目で、女性は男性よりも男性優遇感を強く感じている一方、男性は平等と感じている人が、女性よりも多くなっており、男女間で性別による不平等意識に差があると言えます。また、若年層において性別役割分担意識はやや解消しつつあり、『男は仕事、女は家庭・育児・介護』という考え方に対して、全体でも「そう思わない」が「そう思う」を上回っており、性別役割分担意識は解消に向かいつつあると言えます。しかし、男女がともに対等な立場で参画できる男女共同参画社会の実現には、それぞれの環境や制度における男女の不平等さの解消に加えて、各個人の意識を変えていくための啓発や教育を継続していく必要があります。

- 第3次計画期間に起きた差別事象の概要（一部）
- ・「男は頭で考え、女は子宮でものを考える」と発言があった
  - ・公の場で、女性を一括りにし決めつけた発言があった

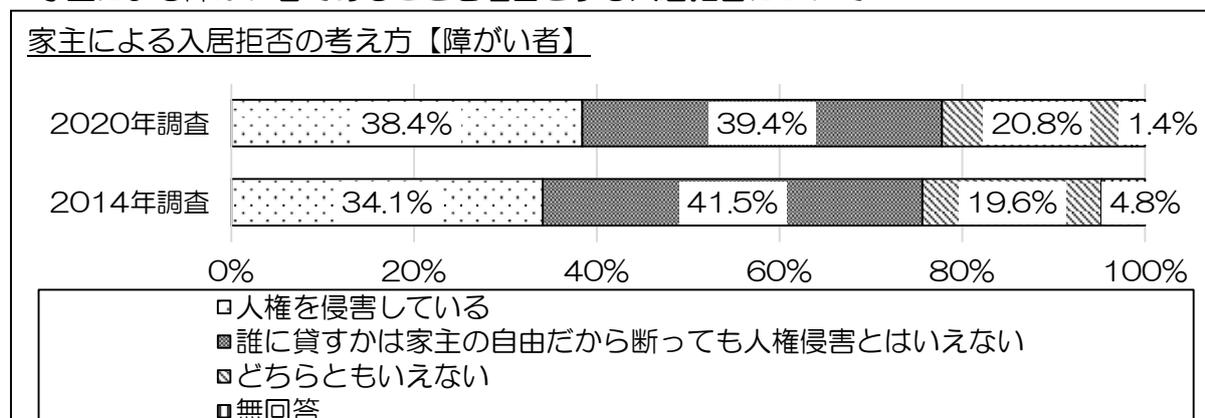
## (5) 障がい者の人権に関する意識

### ■精神障がい者の生活施設の建設計画に対する意見について



精神障がい者の生活施設などの建設が近隣住民から反対されることを「施設コンフリクト」といいます。そこには、精神障がい者に対する誤った認識があり、そのことに基づく不安が反対の大きな理由になっています。今回の調査は5.6%の人が「計画に反対する」と答え、また「抵抗はあるが仕方がない」という回答は47.2%に及んでいます。これに対して、「精神障がい者が、地域住民とともに生活するのは当然のことである」と回答した人は44.2%にとどまっており、前回調査と比べて市民意識は後退した結果となりました。「人権のまちづくり」の視点を大切にした地域での交流の場を通して障がい者への理解を深め、障がいのあるなしにかかわらず、すべての人が共生できる社会の実現に向けて、同じ地域住民として地域活動に取り組むことが大切です。

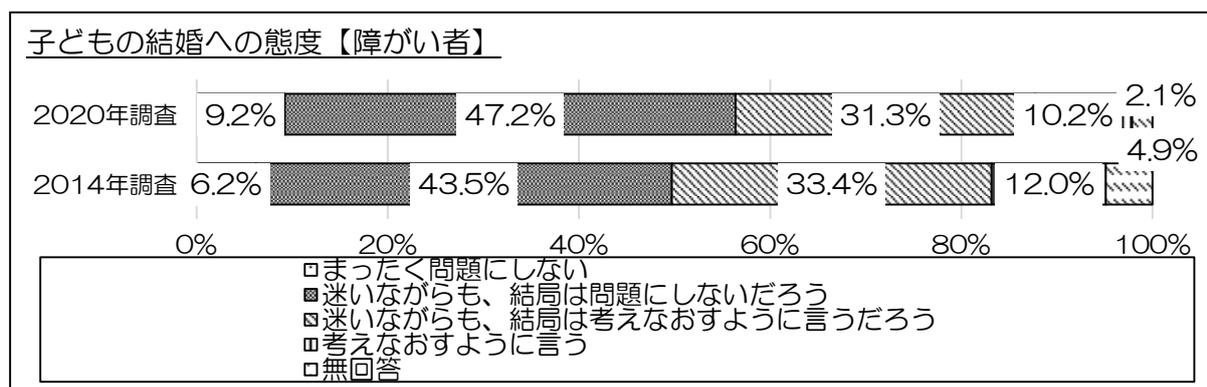
### ■家主による障がい者であることを理由とする入居拒否について



障がい者であるということを理由に、家主が入居を拒否することは入居差別の問題と言えます。例えば、入居を拒否する理由が勝手にスロープや手すりをつけられると後に修繕費などが必要になり困るということであれば、入居者にしっかりと説明すれば済むはずで、災

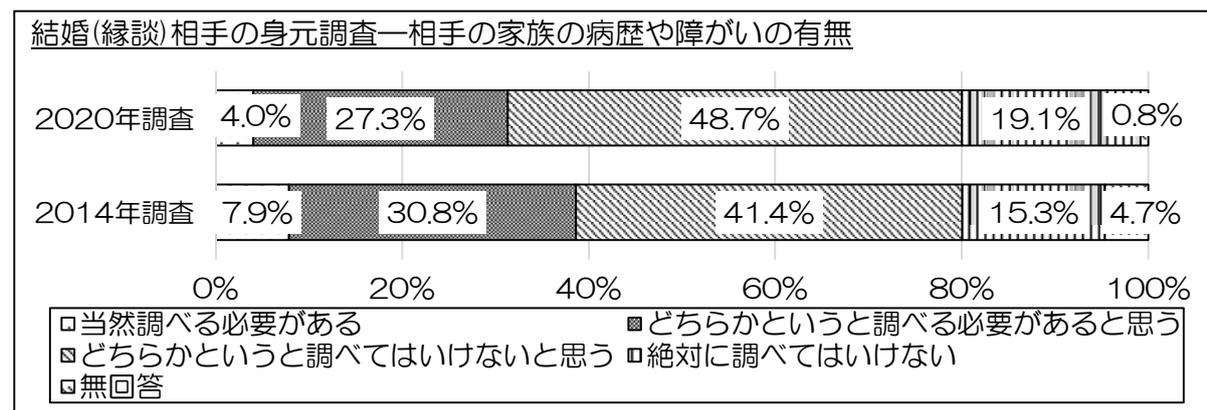
害時等の避難について不安があることが拒否の理由であれば、民生委員・児童委員などの地域で支援してくれる人たちに見守りや協力などをお願いしていくことで不安を軽減できます。「人権のまちづくり」とは、誰もが住みよい街になるよう取り組むことであり、こうした障がいのある人に対する入居拒否が起きないように理解を深めていくことが必要です。

■子どもの結婚相手が障がい者である場合の態度について



子どもの結婚相手が障がい者である場合、「まったく問題にしない」と明確に答えた人は9.2%と1割にも満たず、「迷いながらも、結局は問題にしないだろう」と合わせても、反対しない割合は5割を少し超える程度（56.4%）という状況です。一方、「考えなおすように言う」と答えた人は10.2%と1割を超え、「迷いながらも、結局は考えなおすように言うだろう」も31.3%となっており、結婚についての忌避意識は根強く残されています。

■相手の家族の病歴や障がいの有無の身元調査について



結婚に際して、相手の家族の病歴や障がいの有無を調べることは明らかな差別です。しかし、4.0%の人が「当然調べる必要がある」とし、27.3%の人が「どちらかという調査が必要だと思う」としており、2つを合わせると31.3%に上っています。

一方、「絶対に調べてはいけない」とはっきり否定している人は19.1%にとどまっています。病歴や障がいに対する偏見と排除の意識が、なお根強く残っていると言えます。

「障がいのある人が暮らしにくいと感じる『障害(障壁)』は障がい者自身ではなく社会の

側にあり、それを取り除くのは私たちの責任だ」という認識に立って、取り組んでいくことが必要です。

■障がい者の雇用について

2020年度及び2021年度 伊賀市人権啓発企業・事業所訪問						
2021 (令和3)年	対象事業所数 (件)	未回答 (件)	障がい者雇用がある事業所数 (件)	その割合 (%)	障がい者雇用の取り組みがある事業所数 (件)	その割合 (%)
	237	48	98	41.4	100	42.2
2020 (令和2)年	対象事業所数 (件)	未回答 (件)	障がい者雇用がある事業所数 (件)	その割合 (%)	障がい者雇用の取り組みがある事業所数 (件)	その割合 (%)
	256	10	106	41.4	100	39.1

伊賀公共職業安定所調べ

伊賀市の民間事業者における障がい者雇用の状況について

2021 (令和3)年	対象事業所数	実雇用率 (%)	達成企業数 (件)	達成企業の割合 (%)
	101	2.62	70	69.3
2020 (令和2)年	対象事業所数	実雇用率 (%)	達成企業数 (件)	達成企業の割合 (%)
	97	2.58	67	69.1

毎年の差別をなくす強調月間に、伊賀市内企業・事業所へ伊賀市・三重県・ハローワーク(国・厚生労働省)の三者で、人権啓発企業訪問を行っています。訪問による聞き取りと文書による回答を合わせた市内 237 事業所のうち、法定雇用率<sup>\*</sup>に関係なく、調査年度において障がい者の雇用があると回答した事業所は 34.3%で、障がい者雇用の取組があると回答した事業所<sup>\*</sup>(障がい者の雇用をしようとハローワークに相談したり、トライアル雇用制度など

<用語の意味>

※ **法定雇用率**：「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、民間企業、国、地方公共団体は、それぞれ一定の割合に相当する数以上の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しなければならない(2018年度4月から精神障がい者も対象となる)ことになっています。その一定割合を法定雇用率といいます。障害のある人もない人も共に暮らせる社会を実現し、就労による障がい者の自立をめざすことを目的に、法律ができました。5年ごとに見直しされます。

※ **トライアル雇用制度**：3ヶ月の試用期間を設けて実働し、常勤雇用に切り替える制度のことをいいます。求職者にとって、実際に就職したが、想像していた職場環境や仕事内容と異なっているなどの声が多く寄せられたことから、導入されました。また、雇用を受け入れる企業にとって、トライアル期間中に労働者の様子を見て、自社での正式採用が可能かどうかの検討を行うことが出来ます。

ハローワークでのトライアル雇用には、対象者や労働時間等により、①一般トライアルコース②障がい者トライアルコース③障がい者短時間トライアルコースの3種類のコースが設定されています。

の取組がある事業所)は、42.2%でした。

伊賀公共職業安定所の調査によると、伊賀市内の民間企業の障がい者雇用の法定雇用率を達成している事業所の割合は7割弱となっており、三重県内において最も高い結果となっています。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が、2016(平成28)年4月に施行されています。行政はもとより、企業・事業者や市民が一体となって、法律に基づく啓発や、障がいのある人もない人も、適性に応じた就労支援や、就労後も合理的配慮のある、働く環境や暮らしやすい社会の実現が必要です。

■第3次計画期間に起きた差別事象の概要(一部)

- ・障がいがあることを理由に、アパートの入居を拒否された
- ・子どもが自分の欲求を満たされない場面で、障がい者を差別する発言をした

(6) 高齢者の人権に関する意識

■高齢者の社会参加

伊賀市人口統計及び伊賀警察署調べ

伊賀市における高齢者(65歳以上)の運転免許の状況について

	伊賀市人口	65歳以上人口	高齢者率 65歳以上	65歳以上 運転免許 保有者数	65歳以上 運転免許 保有率
2017 (平成29)年	92,855	29,431	31.7%	17,635	27.7%
2018 (平成20)年	92,179	29,591	32.1%	18,074	28.7%
2019 (令和元)年	91,226	29,686	32.5%	18,332	29.3%
2020 (令和2)年	89,771	29,668	33.0%	18,572	30.0%
2021 (令和3)年	88,333	29,627	33.5%	18,831	30.6%

※ 各年は、暦年(1/1~12/31)のデータとなります。従って伊賀市の人口統計は、12月末データを使用しました。

伊賀市は、総人口の33.5%が65歳以上(2021年12月末現在)であり、超高齢社会です。年齢を重ねるにしたがって体力が低下することは避けることのできないことですが、個人差もあり、高齢期になっても意欲的に社会参加している人はたくさんいます。年齢だけを理由に社会参加する機会を奪うことがあってはなりません。

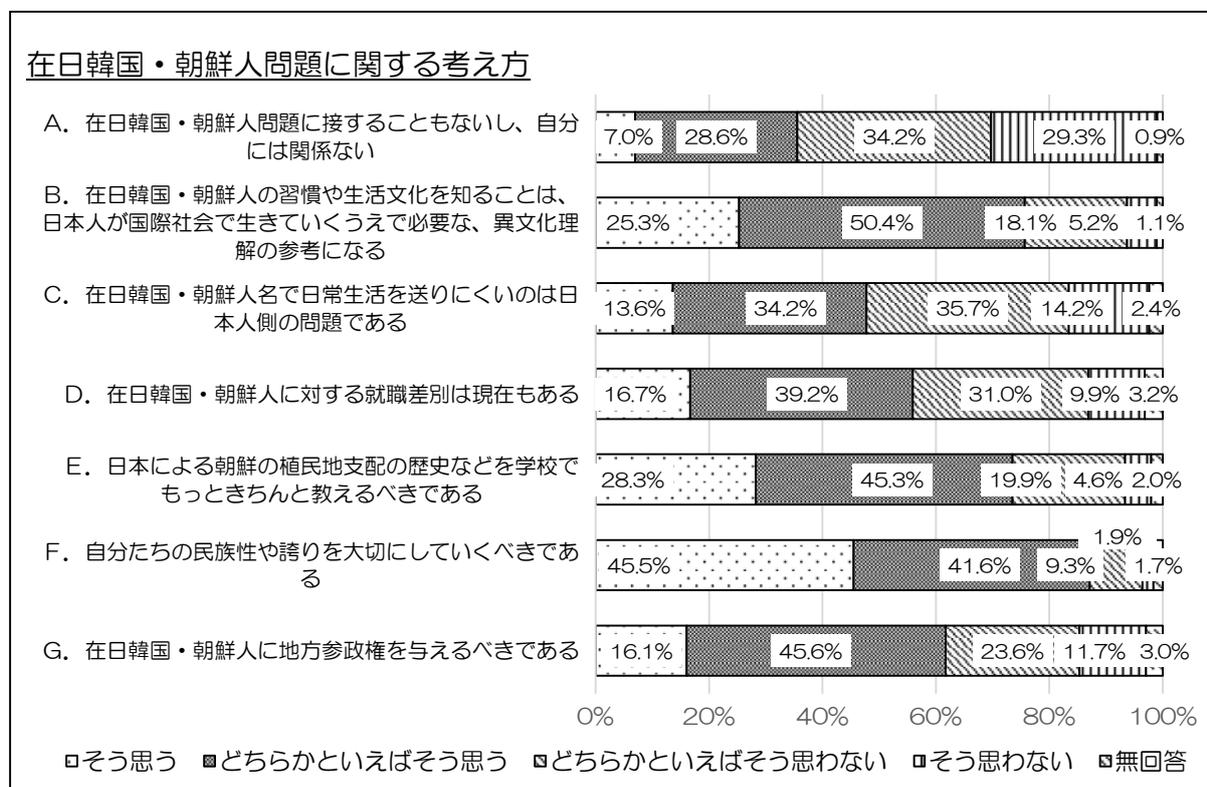
また、超高齢社会が進むのに伴い、認知症の高齢者がさらに増加することが見込まれます。高齢者が、社会の重要な一員として尊重され、就業をはじめ多様な社会活動に参加する機会

が確保される社会を形成することが必要です。

(7) 外国人の人権に関する意識

■在日韓国・朝鮮人問題について

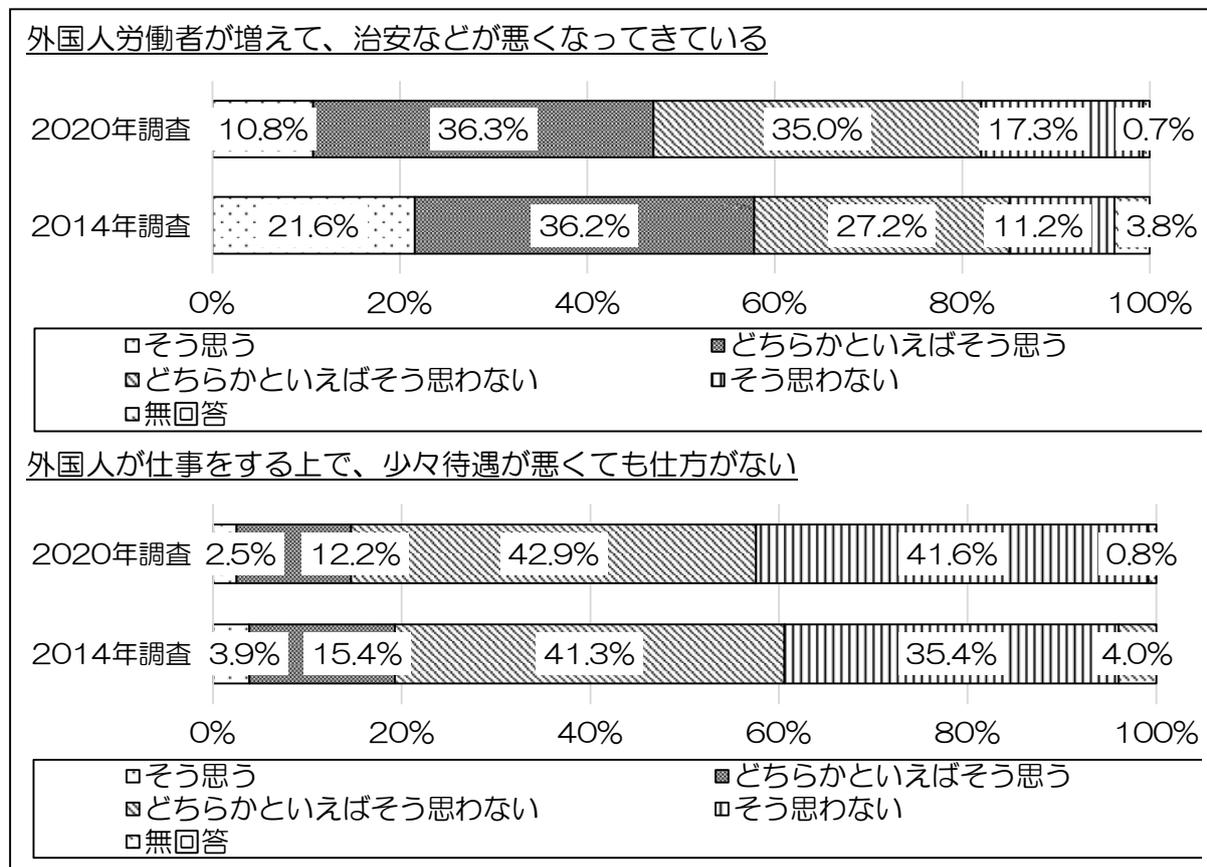
前回調査と同じように、「F. 自分たちの民族性や誇りを大切にしていすべきである」、「B. 在日韓国・朝鮮人の習慣や生活文化を知ることは、日本人が国際社会で生きていくうえで必要な、異文化理解の参考になる」、「E. 日本による朝鮮の植民地支配の歴史などを学校でもっときちんと教えるべきである」との考え方に対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えている人は、それぞれ87.1%(前回調査 88.4%)、75.7%(前回調査 75.8%)、73.6%(前回調査 73.2%)という結果となりました。このことから、在日韓国・朝鮮人との共生社会をつくることについて前向きに考えている人が高い割合を示しています。



また「A. 在日韓国・朝鮮人問題に接することもなし、自分には関係ない」という考え方に対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えている人は35.6%(前回調査 31.9%)、「E. 日本による朝鮮の植民地支配の歴史などを学校でもっときちんと教えるべきである」との考え方に対して、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と答えている人は、24.5%(前回調査 21.2%)、「B. 在日韓国・朝鮮人の習慣や生活文化を知ることは、日本人が国際社会で生きていくうえで必要な、異文化理解の参考になる」との考え方に対して、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と答えている人は、23.3%(前回調査 19.7%)となっており、いずれも前回調査からは否定的な意見が増加していますが、

国際情勢に左右されず、地域社会において、出自に関係なく、誰もが個人として尊重される社会をつくる必要があります。

■外国人に関する意識について

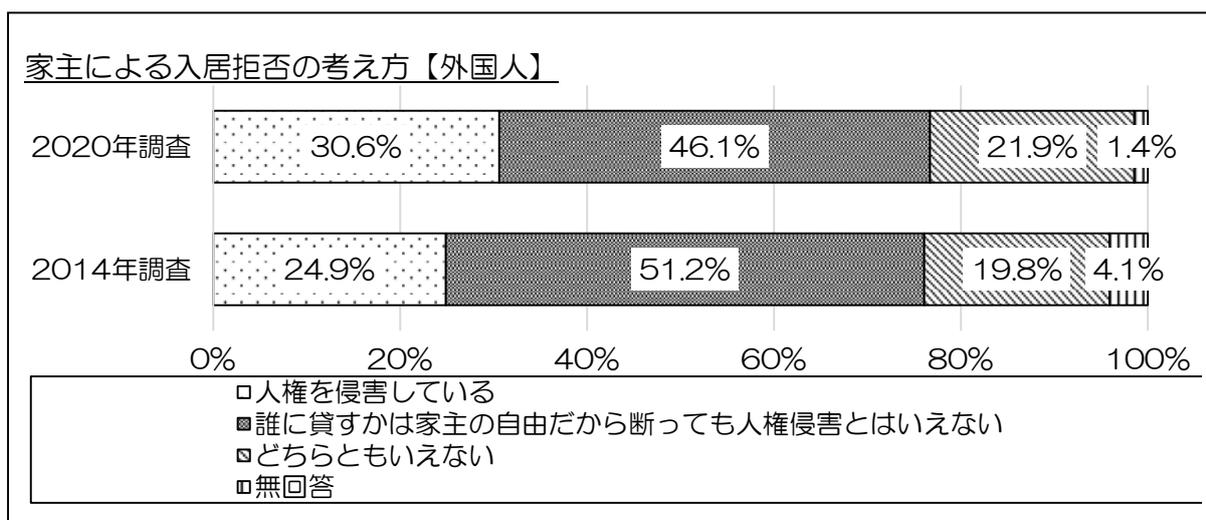


「外国人労働者が増えて、治安などが悪くなってきている」、「外国人が仕事をする上で、少々待遇が悪くても仕方がない」という意見に対して「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人は、それぞれ47.1%(前回調査57.8%)、14.7%(前回調査19.3%)となっています。これは統計的データや根拠がなく、憶測や偏見に基づく判断であると言えます。前回調査からは一定の改善が見られるものの、今後もお互いが交流する機会を積極的につくるとともに、日本で生活する外国人が直面している困難や人権侵害について積極的に学ぶ姿勢が求められます。

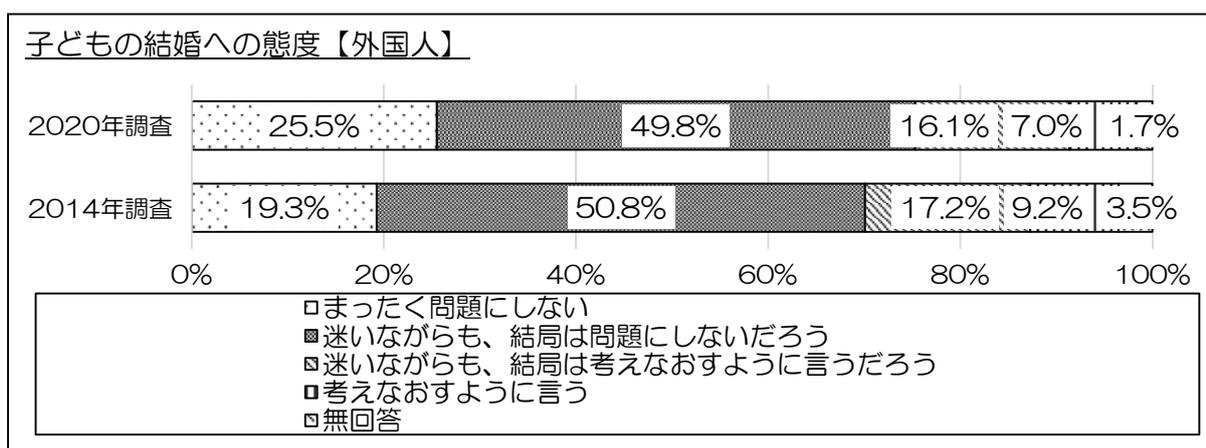
■外国人であることを理由に、家主が入居を拒否することについて

外国人であることを理由に、家主が入居を拒否することは入居差別の問題になります。例えば、入居を拒否する理由が夜に大勢で騒がれると他の入居者の迷惑になり困るということであれば、入居者にしっかりと説明すれば済むはずで、ゴミ出しの日や分別、言語の問題であれば、役所の窓口や外国人を支援している民間組織へ相談すれば解決できることが多くあります。こうした外国人に対する入居拒否が起きないように、お互いのことを知り交流して

いくことで、誰もが住みやすい街になるよう取り組むことが必要です。



■子どもの結婚相手が外国人である場合の態度について

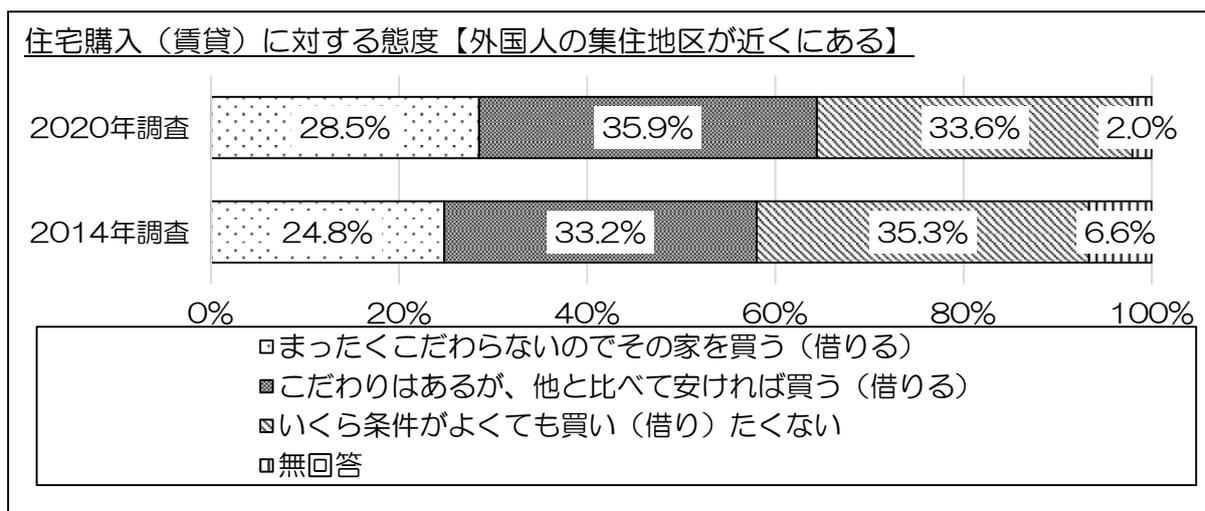


「まったく問題にしない」と「迷いながらも、結局は問題にしないだろう」を合わせると75.3%と反対しない人は、7割を超えています。しかし、「迷いながらも、結局は考えなおすように言うだろう」と「考えなおすように言う」を合わせると23.1%と、2割強の人が考えなおすように言うと考えています。子どもが結婚したいと言っている相手が外国人であるという理由で、「考えなおすように言う」といった態度を示すことは結婚差別になります。

■気に入った物件の近くに外国人の集住地域がある場合の態度について

3割を超える人が、間取り、交通の便、環境、値段が気に入った物件であっても、その近くに外国人の集住地域があれば、その物件を買ったり借りたりすることを避けるとしています。そこには外国人に対する偏見や差別意識があり、さきほど紹介した、「外国人労働者が増えて、治安が悪くなっていると思う」では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人が5割弱(47.1%)に上っている状況とも重なってきます。市内では、住民自治協議会などの活動を通じて、日本人と外国人とが盛んに交流している地域もあり、市内の全域でこ

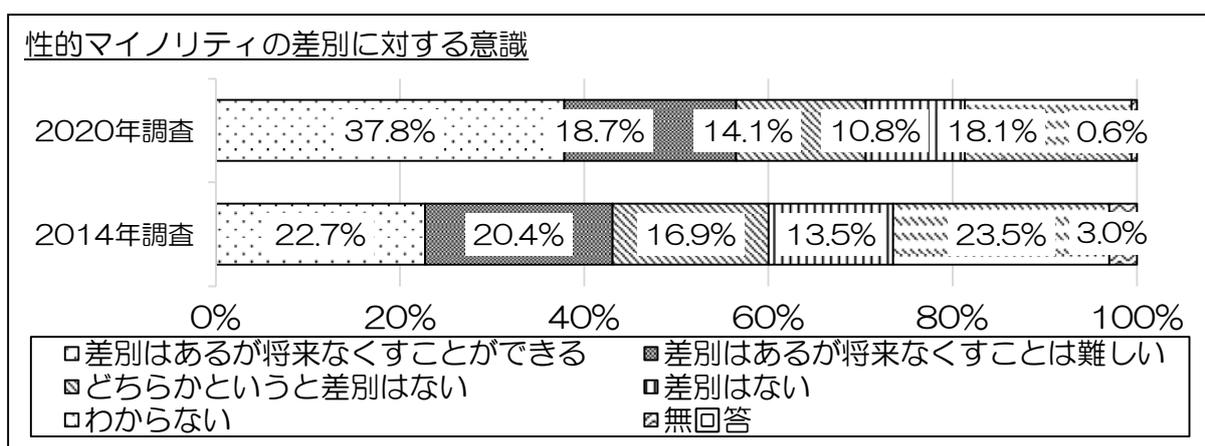
うした取組が広がっていくことが望めます。



- 第3次計画期間に起きた差別事象の概要（一部）
- ・ 当事者同士のトラブルの中で「国へ帰れ」と発言を受けた
  - ・ 外国籍を理由にアパートの入居を拒否された

(8) 性的マイノリティの人権に関する意識

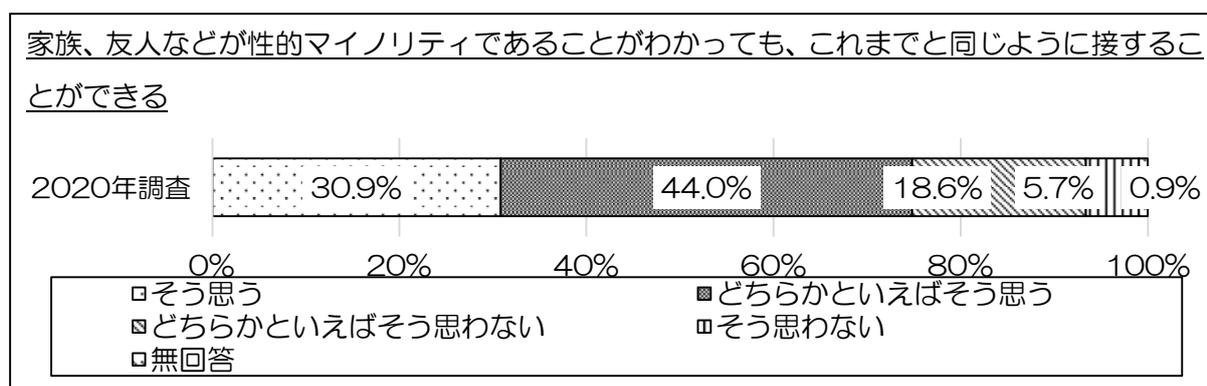
■ 性的マイノリティへの差別の現状認識や解消への展望について



「差別はあるが将来なくすことができる」と答えた人の割合は、37.8%と前回調査に比べて大幅に増加し、差別はなくせるという意識の拡がりが見えています。年齢別に見てみると、「差別はない」「わからない」と答えた割合が70歳以上で最も高く、性的マイノリティの人権問題について、差別の実態がどのようなものであるのかが、「わからない」ため「差別はない」と考えている人がいることも見られます。また、「差別はあるが将来なくすことは難しい」と答えた年代も、30代が最も高く、次いで20代が高くなっています。

日常生活のあらゆる場面で「男性」や「女性」という二極化が当たり前とされ、「生まれた時の性」によって、社会的な役割を分担されることにより、当事者が居ないこととされ、社会的立場を明らかにすることができなくなる 경우가多くあります。

■家族、友人などが性的マイノリティであることがわかって、これまでと同じように接することができるについて



「家族、友人などが性的マイノリティであることがわかって、これまでと同じように接することができる」では、「そう思う」が30.9%、「どちらかといえばそう思う」が44.0%で合わせると7割を超えています。

LGBTに代表されるセクシャルマイノリティ（性的少数者）について、さまざまな調査から、当事者の割合は人口のおよそ8.9%はあることがわかってきています。これはどんな地域に住んでいても変わりはありません。

現在、性の多様性が尊重される社会の実現に向けた取り組みが全国的に広がっています。当事者が自らの立場のカミングアウトするかどうかに関わらず、誰もが尊重される社会に向けて取り組みを進めなければなりません。

■ 第3次計画期間に起きた差別事象の概要（一部）

- ・公共のトイレの壁に性的マイノリティに対する蔑称が落書きされた
- ・同性婚をめぐる議論の中で、当事者の住所がインターネット上に公開された

(9) インターネット上の人権侵害

第3次伊賀市人権施策総合計画期間における、インターネットを取り巻く環境は、大きく変化しています。以前は、学校裏サイトや掲示板などに、携帯電話でアクセスして、特定個人の誹謗中傷を行なういじめや、ネットに潜む危険性を知らない児童生徒が、自ら個人情報の開示をしてしまうことにより、犯罪等に巻き込まれる被害が中心でした。現在では、スマ

ートフォンの普及により、時間や場所に関係なく、より手軽にインターネットにアクセスできる環境となり、コミュニケーションや情報収集のツールとして、若年層の利用者が急増しています。最近では、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を使用した、いじめやトラブルが社会問題となっています。例えば SNS 内で、いじめなどの問題が起こっても、保護者や教師といった外部の人が発見することは極めて困難であり、表面化した時点では、重大な局面に至っていることが少なくありません。

このような変化が、インターネット掲示板にも少なからず影響を及ぼしていると考えられます。SNS による情報共有が早くなり、信頼できる情報だけを収集するようになったため、雑多な情報が溢れているインターネット掲示板をあえて利用するメリットがなくなってきていると考えられます。しかし、一方では、インターネット掲示板は、書き込みの匿名性や自由度が高く、差別的書き込みや誹謗中傷が、減少していない状況です。また、各サイトの削除基準に抵触しないように、差別的な書き込みをするといった悪質化・巧妙化する傾向が現れています。

2021 伊賀地域インターネット差別表現書き込み分析調査研究事業報告書より					
モニタリングによる差別書き込み発見件数の推移（伊賀地域内）					
	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
発見件数	67件	156件	278件	529件	491件

2021 年度人権課題別発見件数（伊賀地域内）			
カテゴリ	件数	カテゴリ	件数
被差別部落	166件	外国人	24件
在日コリアン	55件	その他（新型コロナ）	12件
障がい者	31件	その他（個人情報など）	217件

※1件の発見書き込みには、複数の人権課題が含まれる場合があるため、合計件数は発見件数の合計に一致しない。

2021 年度削除要請件数（伊賀地域内）				
発見件数	要請件数	削除件数	放置件数	削除割合
491件	491件	95件	0件	19.3%

(10)新型コロナウイルス感染者やその家族、ハンセン病回復者やその家族、H I V患者等、さまざまな人権に関する意識

■新型コロナウイルス感染症に関連した行為について

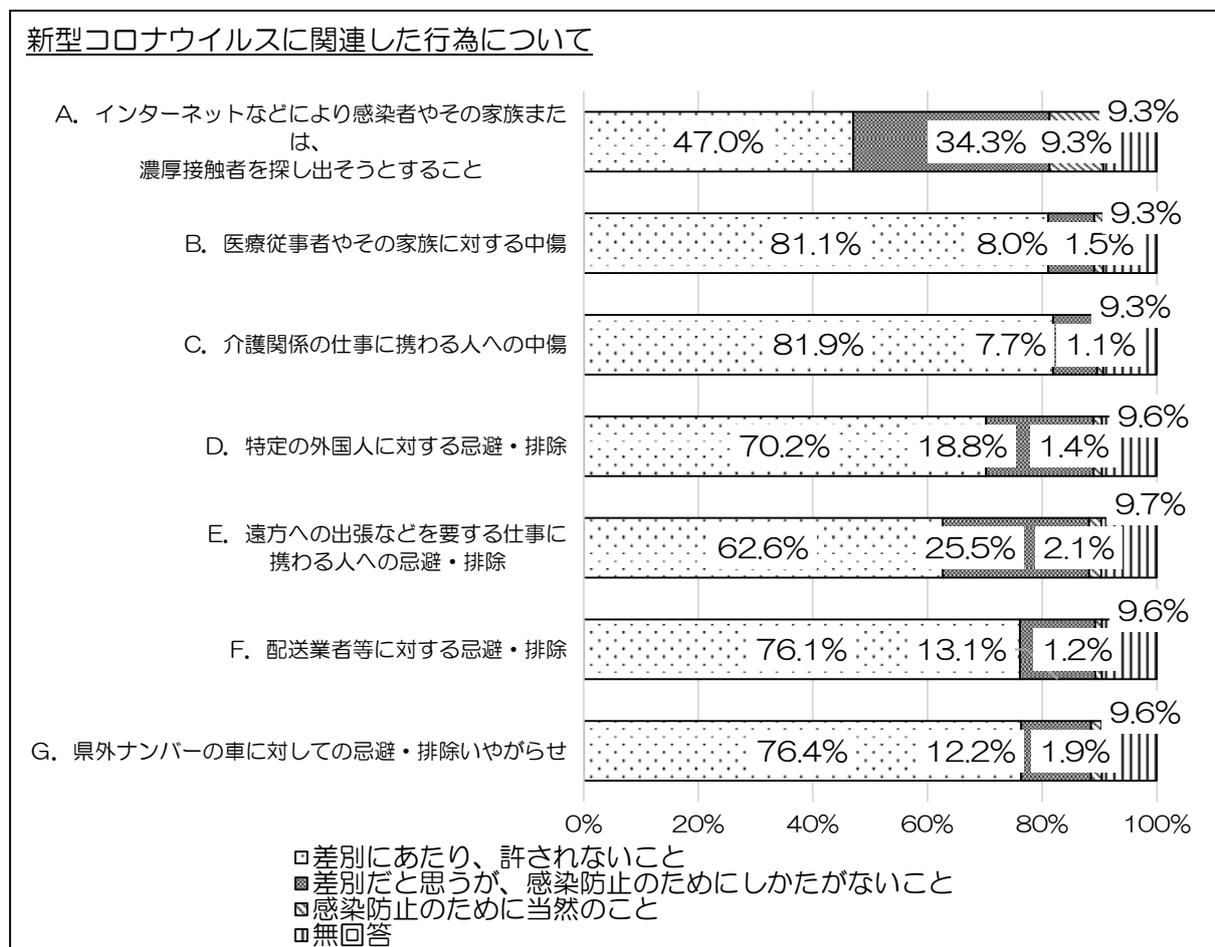
「インターネットなどにより感染者やその家族または、濃厚接触者を探し出そうとすること」という設問において、「差別にあたり、許されないこと」と答えた人は47.0%と5割弱の人は差別にあたると回答しました。一方で「差別だと思うが、感染防止のためにしかたが

ないこと」または「感染防止のために当然のこと」と答えた人を合わせると43.6%と、およそ同じ割合の人が、差別であっても調べることは必要であると答えています。

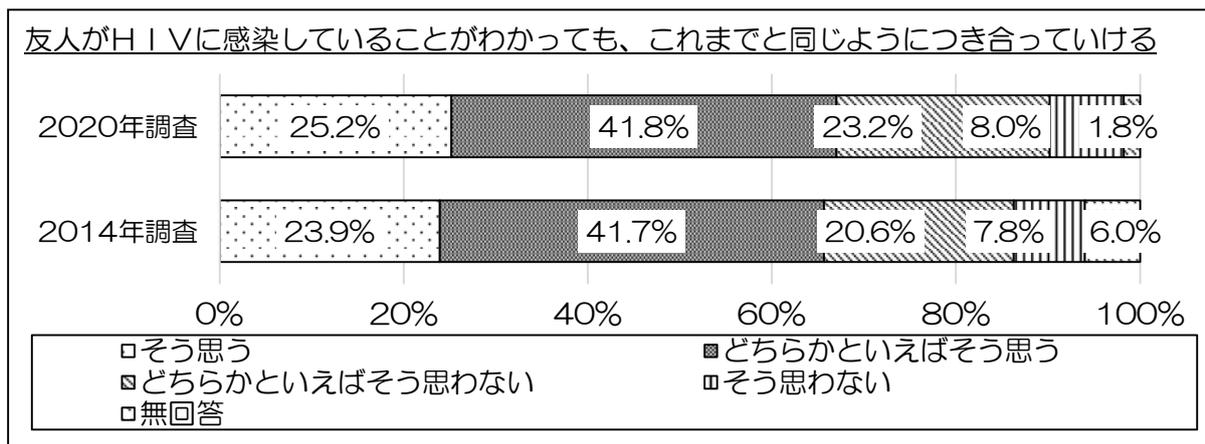
一方で、「B.医療従事者やその家族に対する中傷」や「C.介護関係の仕事に携わる人への中傷」など、エッセンシャルワーカーなどの家族への排除行為などが、社会的な問題となったことから「コロナ差別」の解消に向けた動きが見られました。意識調査からもその傾向が見られます。

しかし、新型コロナウイルス感染症を起因とする差別の構造は、これまでに起きてきているハンセン病回復者やその家族、HIV への感染者、原爆被爆者や原発被曝(ばく)者への差別など、あらゆる差別と同じ構造で発生していると言えます。

新型コロナウイルス感染症に起因する差別は、誰もが差別を受けるかも知れないという意味では、誰もが当事者です。この「コロナ差別」解消への道筋から、あらゆる差別解消に向けた取り組みへと結びつける必要があります。



■友人がHIV（エイズ）に感染していることがわかって、これまでと同じようにつき合っていけるについて



「友人がHIVに感染していることがわかって、これまでと同じようにつき合っていける」では、「そう思う」が2割強、「どちらかといえばそう思う」が4割強となっており、2つを合わせると6割を超えています。一方「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせると3割を超えており、HIVに感染した友人とのつき合い方を変えるという考え方の人がいます。

HIVに限らず、病気に対する正しい知識が浸透しておらず、それが差別につながってしまう可能性があり、誤った理解によって人を傷つけるようなことがないよう、理解を深めることが必要です。

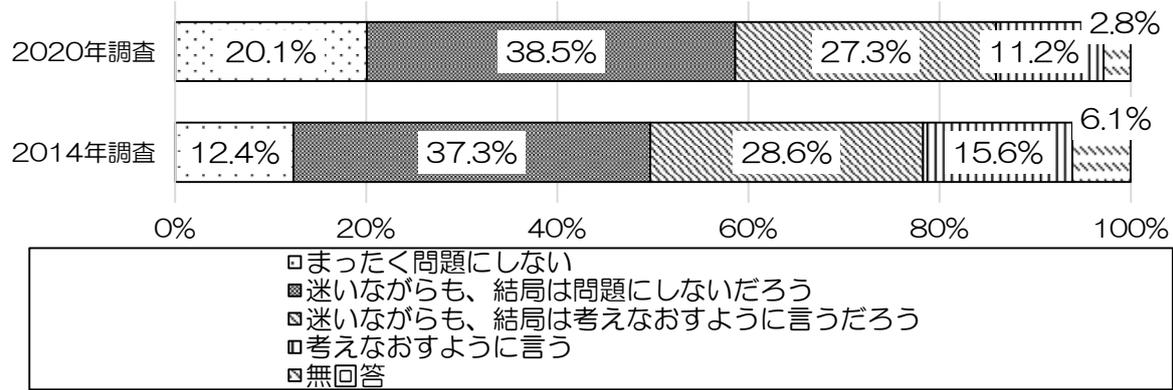
■子どもの結婚相手がハンセン病回復者の家族やHIV陽性者である場合の態度について

子どもの結婚希望相手がハンセン病回復者の「家族」の場合、「まったく問題にしない」と「迷いながらも、結局は問題にしないだろう」を合わせると、58.6%と5割程度にとどまっています。一方「考えなおすように言う」と「迷いながらも、考えなおすように言うだろう」を合わせると38.5%と4割弱となっています。

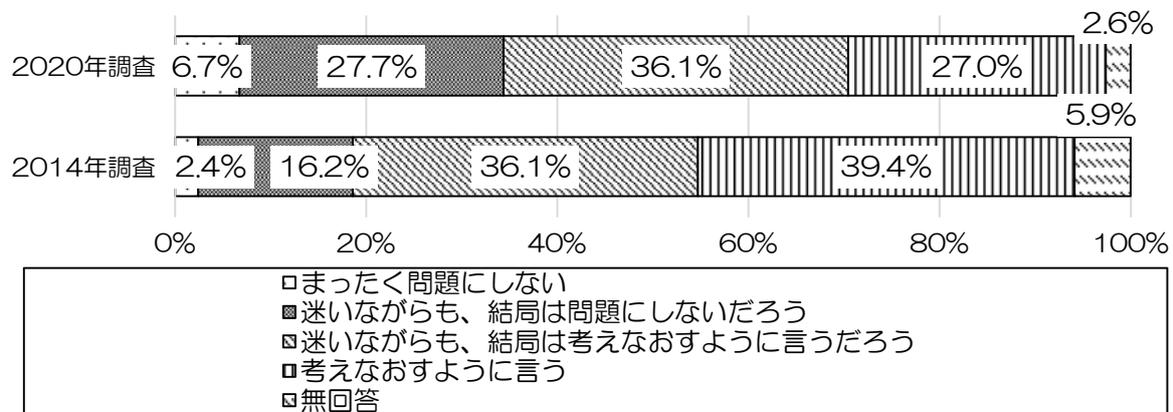
また子どもの結婚希望相手がHIV陽性者の場合、「まったく問題にしない」と「迷いながらも、結局は問題にしないだろう」を合わせると、34.4%と4割にも至りません。一方「考えなおすように言う」と「迷いながらも、考えなおすように言うだろう」を合わせると63.1%と6割を超えています。

こうした反対の態度を示す人たちは、病気に対する理解が乏しく、正しく認識できていない可能性があります。「簡単に感染するのではないか」「子や孫に遺伝するのではないか」といった誤解をなくし、正しい理解を広めていくことが重要です。

### 子どもの結婚への態度【ハンセン病回復者の家族】



### 子どもの結婚への態度【HIV陽性者】



#### ■ハンセン病回復者やその家族、HIV陽性者への態度について

「近所に住むこと」や「一緒に入浴すること」、「同じ職場で働くこと」といった日常生活のなかで、ハンセン病回復者やその家族、HIV陽性者と接点を持つことに抵抗感を持つ人がいることがわかります。

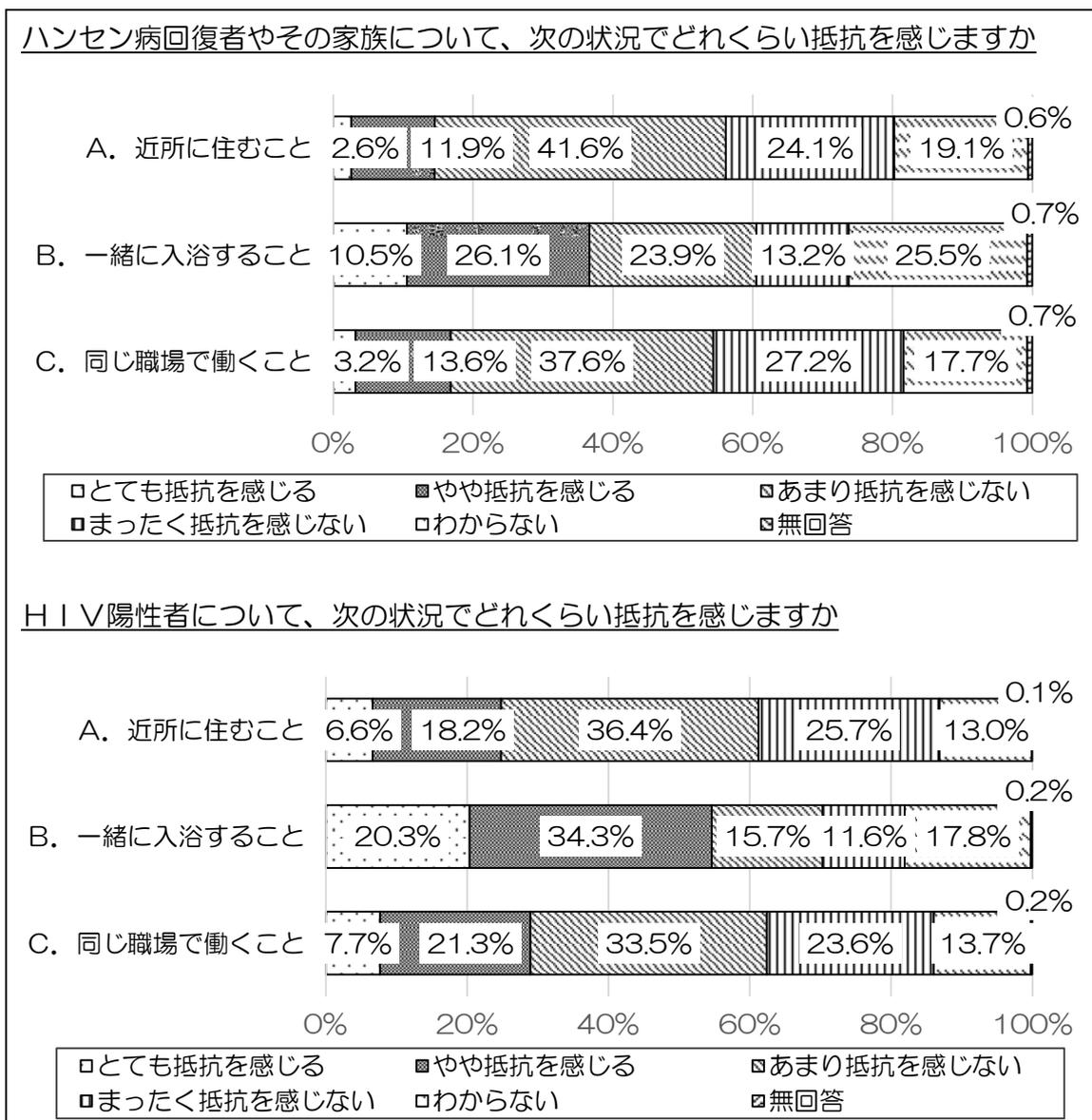
ハンセン病は、現在は治療法が確立され、感染力は非常に弱く、完治可能な病気です。しかし、病気に対する恐れや誤った知識、思い込みなどから、回復者や家族に対する偏見や差別が、いまだに解消されていない状況にあります。

HIVの感染経路は、性的接触、血液感染、母子感染の3つに限られており、日常生活の接触では感染しないことが明らかになっています。現在では、こうした医学的立証がなされていますが、当初は治療法がなく、この病気の恐ろしさのみが強調され伝えられてきたため、人々の間に生じた誤解や偏見から、いまだにHIV感染を理由にした多くの人権侵害が起きています。

また「わからない」とする回答にも注意を払う必要があります。「わからない」については、ハンセン病やHIVに関する知識の低さにも関連していると考えられます。また、状況によっては強い忌避意識へと転じる可能性もあり、注意しなければなりません。

学びや研修などをおして、ハンセン病やHIVに対する正しい知識と理解を深め、抵抗

感の解消に取り組むことが求められます。



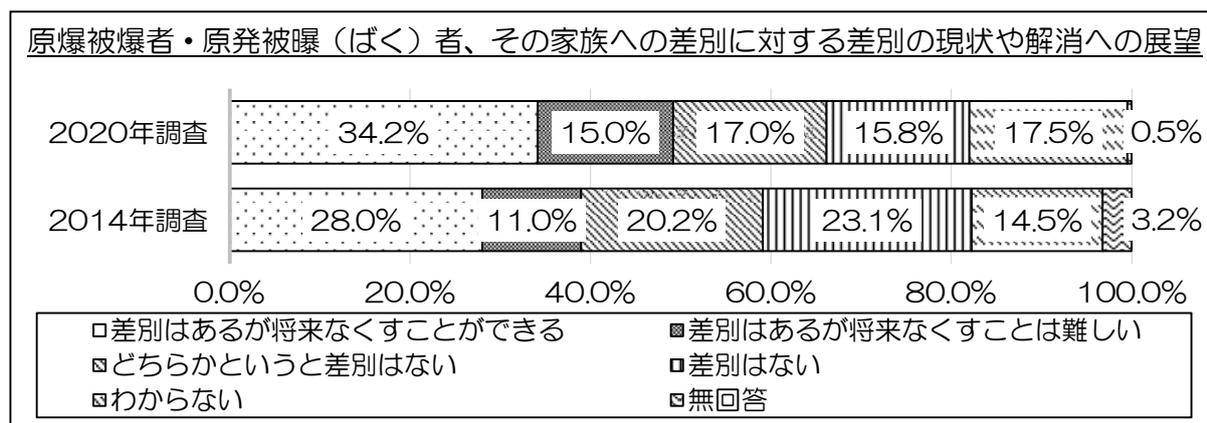
■原爆被爆者・原発被曝（ばく）者、その家族への差別について

原爆被爆者の中には、「放射能がうつる」などのいわれの無い差別を受け、長年にわたり、偏見にさらされてきた人たちがいます。

こうした広島や長崎の被爆者に対する差別が解決し切れていない状態で、2011(平成 23)年 3 月 11 日の東日本大震災によって原子力発電所の事故が起こりました。すると今度は、原子力発電所事故による避難者への差別となって現れました。被曝（ばく）者やその家族であることや、原子力発電所事故の避難者であることをカミングアウトすることで差別を受けるのではないかと不安を抱える人もいます。

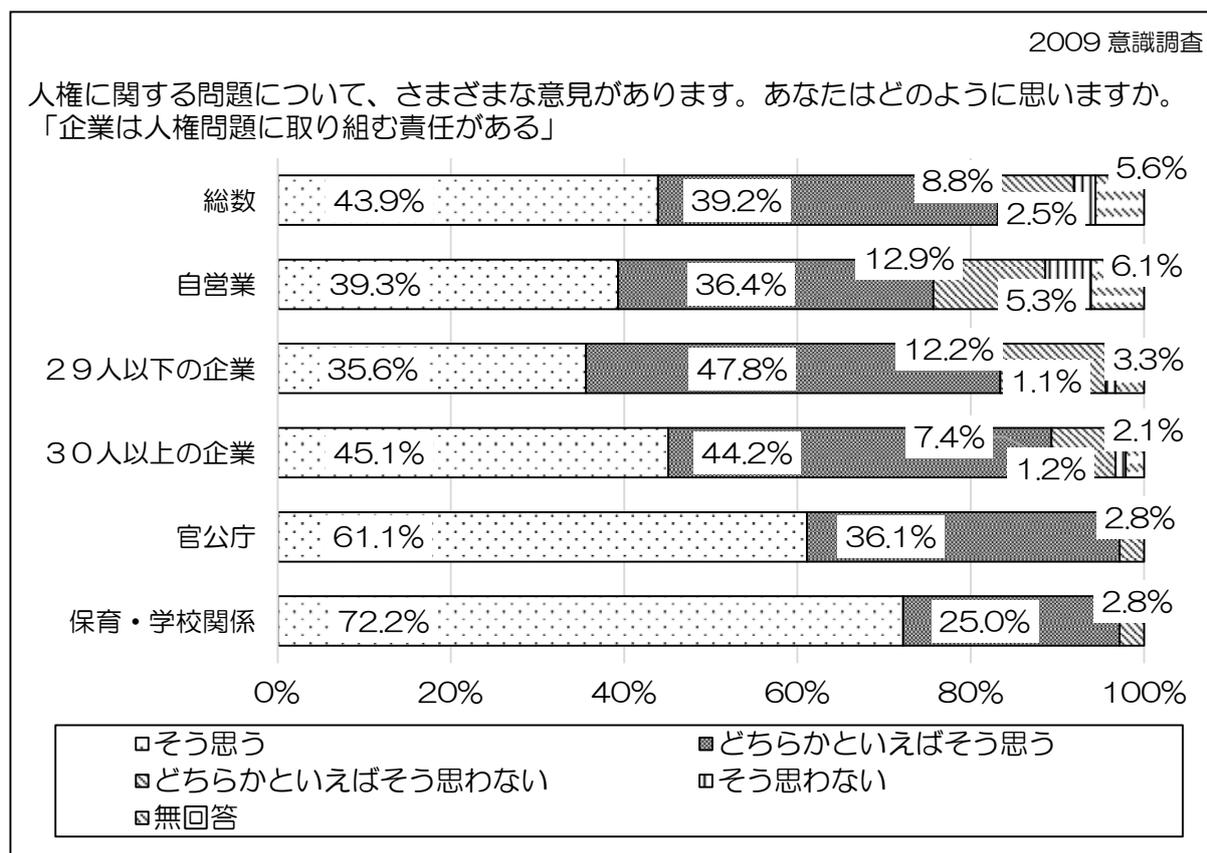
放射線の恐ろしさが強調されればされるほど、被害を受けた人のことまで「恐ろしいもの」と考え、避けようとする状況が起きています。原子力発電所事故からの避難先で発生した「いじめ」では、小学生時代にいじめを受けたまま放置されていました。我々は決して他人事で

はなく、「あらゆる差別を許さない」正しい認識と行動が求められています。



### (11) 企業の社会的責任

#### ■企業は人権問題に取り組む責任があるという考え方について



2009(平成 21)年実施の伊賀市における人権問題に関する市民意識調査の報告書では、「企業は人権問題に取り組む責任がある」を肯定した割合は 83.1%と 8 割を超えています。市民の多くは、単に利益追求だけでなく、企業が法令遵守や人権問題や環境問題に積極的に取り組むのは当然だと考え、また企業経営者も、経営理念にダイバーシティやインクルージョンの理念を取り入れて、業績をあげています。

## 社内研修の状況

2020 (R2) 年	実施した	実施予定あり	検討中	予定なし	未回答 その他
すべての調査対象事業者 全 256 件 (未調査 10 社)	73 件 (29.7%)	18 件 (7.3%)	41 (16.7%)	81 (32.9%)	4 (1.6%)
人企連加入企業等 全 87 社 (未調査 21 社)	28 (42.4%)	4 (6.1%)	19 (28.8%)	16 (24.4%)	4 (6.1%)
2021 (R3) 年	実施した	実施予定あり	検討中	予定なし	未回答 その他
すべての調査対象事業者 全 237 件 (未調査 48 社)	59 (31.2%)	18 (9.5%)	43 (22.8%)	57 (30.2%)	2 (1.1%)
人企連加入企業等 全 85 社 (未調査 8 社)	22 (28.6%)	11 (14.3%)	24 (31.2%)	19 (24.7%)	10 (13.0%)

## 障害者差別解消法に基づく合理的配慮への対応

2021 (R3) 年	対応をとっている	対応を検討している	対応をとっていない	未回答
すべての調査対象事業者 全 237 件 (未調査 48 社)	27 件 (14.3%)	80 件 (42.3%)	52 件 (27.5%)	12 件 (6.3%)
人企連加入企業等 全 85 社 (未調査 8 社)	10 件 (13.0%)	38 件 (49.4%)	23 件 (29.9%)	3 件 (3.9%)

企業が取り組むべき人権課題は多く、公正な採用選考、従業員の人権意識向上のための研修の推進、セクシュアル・ハラスメント<sup>※</sup>、パワー・ハラスメント<sup>※</sup>、マタニティ・ハラスメント<sup>※</sup>などへの対策、障がい者雇用の推進と合理的配慮の提供などがあげられます。また、品質管理や安全管理、誰にでも優しい商品・サービスの提供、地域社会との連携や環境への取組など企業と人権は密接な関係があります。

## &lt;用語の意味&gt;

※ **ダイバーシティ**：「多様性」を指す英語。企業において、人種・国籍・性・年齢を問わずに、多様な能力や発想、価値観を持つ人材を融合・活用することで組織の活性化と生産性をあげ、企業の成長と個人の幸せを同時に目指す概念。こうすることで、ビジネス環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できると考えられています。

※ **インクルージョン**：組織内の誰にでもビジネスの成功に参画・貢献する機会があり、それぞれに特有の経験やスキル、考え方が認められ、活用されていることを「インクルージョン(inclusion)」といいます。ダイバーシティが組織内に多様な人材がいる状態を表すのに対して、包括、包含、一体性などの語意をもつインクルージョンは、そうした多様な人々が対等に関わりあいながら一体化している状態さす用語として区別されます。

人権啓発企業訪問による聞き取りと文書による回答から、従業員の人権意識向上のために社会研修を実施した、又は実施予定があると回答した企業は、2021(令和3)年調査では40.7%、人権学習企業等連絡会に加入している企業に同様の調査を行った結果によると、42.9%となりました。実施を検討していると回答した企業においても、人権学習企業等連絡会に加入している企業の方が高い結果が表れています。しかし、社内研修の実施について予定なしと回答した企業も、すべての調査対象事業者で30.2%、人権学習企業等連絡会に加入している企業で、24.7%と2～3割の企業や事業所において、従業員に対する人権研修が実施されていないことが明らかとなりました。人権啓発企業訪問での企業啓発や、人権学習企業等連絡会での啓発の推進に併せて、連絡会への加入の促進を進め、企業や事業所による啓発を促進する必要があります。

2021(令和3)年6月の障害者差別解消法の改正より、民間事業者にも合理的配慮の提供が義務化されたことを受けて、2021(令和3)年度の人権啓発企業訪問時の調査項目に障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供の状況を調査した結果、すべての調査対象事業者で56.6%、人権学習企業等連絡会に加入している企業で、62.6%と半数を超える事業所が、対応をとっている又は対応を検討していると回答しました。一方で、対応をとっていないと回答した企業も3割弱と多く、障害者差別解消法の改正について周知や啓発の必要があることが明らかとなりました。

企業が人権に取り組むことは、従業員のモチベーション<sup>\*</sup>を高め、社内が活性化し、生産性の向上や安定にもつながっていきます。また、人権の視点をもって仕事に取り組むことは、企業の業績を伸ばし、社会的信頼・評価を高め、将来に向かって市場からの支持を得て発展し続けることにつながります。このように人権を考えていくことは企業活動に必要不可欠であり、市民の多くが求めていることを市内事業所に啓発していきます。

#### <用語の意味>

※ **セクシュアル・ハラスメント**：相手方の意に反した、性的な言動を一方的に行い、それに対する反応によって就学あるいは就業をする上で一定の不利益を与え、それを繰り返すことによって生活環境を著しく悪化させることをいいます。

※ **パワー・ハラスメント**：同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。たとえ部下であっても上司に対するパワー・ハラスメント行為として認められることもある。同僚が同僚に対して行ういじめも同じ仕組み。

※ **マタニティ・ハラスメント**：職場において行われる上司や同僚からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動）により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申出・取得した男女労働者等の就業環境が害されること。

※ **モチベーション**：動機を与えること、動機づけのことをいいます。

# 第3章

## 人権施策の展開方向

人権施策とは	・・・・・・・・・・・・・・・・	59
施策分野1	人権意識の高揚のための施策	・・・・ 61
施策分野2	人権擁護と救済のための施策	・・・・ 71
施策分野3	人権が尊重される まちづくりのための施策	・・・・ 79
施策分野4	人権課題の解決に向けての施策	・・・・ 89

# 人権施策とは

人権施策とは、本市がめざす「お互いを尊重し、だれもが輝く人権文化都市」の実現に向けて、総合的に取り組む諸施策のことをいいます。

つまり、「第1章 計画の基本的な考え方」に示した取り組むべき施策である「① 人権意識の高揚」、「② 人権擁護と救済」、「③ 人権が尊重されるまちづくり」の実現に向けて進めていきます。

また、人権施策は、「① 総合的な視点を踏まえた取組の推進」、「② 人権尊重の視点に立った取組の推進」、「③ 多様な主体との連携・協働による取組の推進」の3つの基本的視点により進めていきます。

さらに、人権施策は、目的に応じた次の4つの施策分野に体系づけて進めていきます。

## 施策分野1：人権意識の高揚のための施策

一人ひとりの人権意識を高め、人権尊重の文化が息づくまちづくりのための基本的な施策です。

## 施策分野2：人権擁護と救済のための施策

さまざまな人権侵害の発見や防止、人権に関する相談、偏見や差別意識などから生じる人権侵害に対する救済・保護支援などの施策です。人権相談体制の再構築や、助言や調査などの救済措置の構築が重要になります。

## 施策分野3：人権が尊重されるまちづくりのための施策

人権尊重の文化が息づくまちづくりの実現に向けて、多様な主体が連携・協力しあう取組を進めるための施策です。

すべての市民がさまざまな文化や多様性を認め合う中で、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画し、また、住み慣れた地域で自立した生活を送り、さらに安全で快適に生活するための施策です。

## 施策分野4：人権課題の解決に向けての施策

施策分野1から施策分野3を基本とし、個別の人権課題に対応していくための施策です。

## ■施策の体系 第4次計画

基本理念：お互いを尊重し、だれもが輝く人権文化都市

- 基本的  
視 点
- ① 総合的な視点を踏まえた取組の推進
  - ② 人権尊重の視点に立った取組の推進
  - ③ 多様な主体との連携・協働による取組の推進

### 施策分野1：人権意識の高揚のための施策

- (1) 多様な人権課題に関する取組の充実
- (2) あらゆる場や機会を通じた人権教育・啓発の推進
- (3) 人権にかかわりの深い職業従事者に対する人権教育・啓発の推進
- (4) 指導者の養成

### 施策分野2：人権擁護と救済のための施策

- (1) 人権侵害の発見や防止体制の確立
- (2) 人権相談や人権侵害報告から人権課題別の差別解消ガイドラインの作成
- (3) 人権相談体制の充実と人権救済・支援体制の構築

### 施策分野3：人権が尊重されるまちづくりのための施策

- (1) 多様な主体との協働の推進
- (2) ユニバーサルデザインの理念の普及と市民参加の推進
- (3) 社会参画の機会の確保と誰もが幸せに暮らし続けるためへの支援
- (4) だれもが住みよいまちづくりの推進
- (5) 人権尊重の視点に立った行政の推進

### 施策分野4：人権課題の解決に向けての施策

- (1) 部落差別
- (2) 子ども
- (3) 女性
- (4) 障がい者
- (5) 高齢者
- (6) 外国人
- (7) 性的マイノリティ
- (8) インターネットによる人権侵害
- (9) 疾病と人権
- (10) さまざまな人権課題

# 施策分野 1 人権意識の高揚のための施策



## (1) 多様な人権課題に関する取組の充実

本市は、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消、人権問題の解決に向けて、さまざまな取組を進めてきましたが、依然として人権意識の面での課題が解消されていない状況があります。

また、インターネットを悪用した人権侵害も増加しています。さらに、LGBTに代表される性的マイノリティの人権、新型コロナウイルス感染症に起因する差別など、新たに理解・認識し、取り組むべき人権課題もあります。

引き続き、基本的人権の尊重という普遍的な課題に対する理解・認識や、部落差別（同和問題）をはじめ子ども、女性、障がい者、高齢者、外国人、性的マイノリティ、インターネットによる人権侵害、疾病と人権、犯罪被害者等、アイヌの人びとや沖縄の人びとなどさまざまな人権についての理解・認識が深まるように、学習教材やプログラムを整備するとともに、人権教育や啓発活動の資料となるよう、それぞれの人権問題の具体的な把握に努めます。

### 具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 人権に関する教材の整備	① 啓発図書、教材の整備	部落差別をはじめとするさまざまな人権課題について、正しい理解・認識が得られるよう、最新の情報資料として書籍等の収集を行い、市民が容易に閲覧できるよう、情報提供に努めます。また、保育所(園)、幼稚園、小学校、中学校に人権教育・啓発教材として書籍、啓発DVDを配置します。
	② プログラムの整備	保育や教育、行政関係者など人権にかかわりの深い職業に従事する人が、子どもの発達段階や市民のニーズ、学習レベルに応じた人権学習を体系的・効果的に行えるよう、学習プログラムの作成に努めるとともに、交流型や参加・体験型などの学習を充実します。
2 人権に関する学習相談や情報の提供	① 学習相談	地域や企業内研修の学習相談に応じ、研修会の実施方法などに対応します。
	② ビデオ及び図書等の貸し出し	人権問題に関するビデオや図書を備え付け、閲覧や貸し出しを行い、市民に広く情報の提供を行います。
3 調査・研究の推進	① 市民意識調査等の実施	人権課題に対する意識や人権教育の課題を把握するため、引き続き、定期的に市民意識調査等を実施します。また、それぞれの人権課題に重点を置いた市民意識調査を、その施策担当部局が実施するように努めます。

施策項目	事業	事業概要
3 調査・研究 の推進	② 関係団体・機関との連 携	さまざまな人権問題についての把握や人権教育に関する研究、具体的な手法の開発について、関係団体や国・県・近隣自治体の関係機関と連携を図りながら進めます。

### 市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民や地域団体は、さまざまな人権課題について、人権啓発DVDや書籍等の活用により正しい理解・認識に努めます。
- ・ 事業者は、さまざまな人権課題に取り組むことの社会的責任を認識し、使命感をもって事業所内研修の実施に努めます。

## (2) あらゆる場や機会を通じた 人権教育・啓発の推進



「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」では、誰もが等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであることその他の人権尊重の理念を体得させ、不当な差別その他の人権問題の解消に向けて主体的に取り組むことが出来る実践力を育むため、必要な人権教育を積極的に行うと規定しています。本市では、「伊賀市人権同和教育基本方針」を定め、その理念に沿ってさまざまな取組を進めてきました。

就学前においては、子ども・保護者の豊かな関係を育む仲間づくりの視点から、子どもにかかわるさまざまな差別の解消に向けた人権教育・人権保育の取組を進めてきました。

各保育所（園）・幼稚園では、これまでの積み重ねを基盤に、「生きる喜びと子どもの最善の利益を守る保育」「共に認め合い、共に生き、共に育ち合う保育」「子どもの生きる力を培い、子どもの持つ可能性を最大限に発揮できる保育」の実現に努めていきます。

学校教育においては、差別の現実から深く学び、これまでの同和教育の理念と成果を踏まえた人権教育を進めていきます。

小・中学校では、地域の人権課題を的確に把握するとともに「人権同和教育推進計画」を策定し、社会におけるさまざまな人権問題について体系的に学習を進めていきます。

「児童生徒が自分に自信と誇りをもてる人権教育」「さまざまな文化や多様性を認め合い、人との豊かなつながりを築く人権教育」を学校・家庭・地域が一体となって進めることにより、一人ひとりの人権が尊重され、差別のない社会の実現を図る主体者を育てていきます。

社会教育においては、市民一人ひとりが人権に関する基本的な知識や考え方を習得で

きるように、さまざまな手法による効果的な学習機会の充実に努めます。近年、市内の教育現場から報告される、障がい者差別につながる発言についても、その原因は、社会の人権意識の現状が反映されているとの認識のもと、社会教育現場において家庭・学校・地域が協働し、積極的に人権教育の取組を行うことが必要です。また、人権問題に関する市民意識調査結果からは、講座や講演会等への参加が多い人は、人権意識も高いといった傾向が見えることから、多様な学習機会や内容の充実に努めるとともに、講座や講演会の開催情報を提供し、参加者の拡大を図ります。

さらに、市民一人ひとりが人権問題を考えるきっかけづくりとなるよう、また、個別の人権課題については、当事者の課題ではなく、当事者を取り巻く人々や社会の人権意識の問題であるという認識を持ち、市民一人ひとりが、人権問題を自分の問題としてとらえられるよう、あらゆる場や機会、さまざまな媒体を使って効果的な教育や啓発事業を進め、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けた法律や条例の具体化と認知度の向上を図ります。

### 具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 就学前児童 に対する人 権教育の推 進	① 保育所（園）や幼稚園 における人権教育・人 権保育の推進	保育所（園）の保育方針や幼稚園の教育方針に基づき、日々の生活や保育の実践を通して、一人ひとりを認めながら自尊感情を高める取組に努めます。また、性の多様性を含め、あらゆる人権教育・人権保育の推進、集団の中で命の大切さ、お互いを思いやる心が持てるような仲間づくりを進めます。
	② 保育園児や幼稚園児の 高齢者福祉施設等への 訪問	乳幼児期から高齢者と交流することで、子どもの豊かな心と思いやりの心を育めるよう、地域の高齢者を保育所（園）・幼稚園に招いたり、高齢者福祉施設と十分に協議しながら施設への訪問を推進します。
2 学校教育に おける人権 教育の推進	① 人権同和教育の推進	児童・生徒を取り巻く生活実態に学び、教育活動全体を通して、一人ひとりの個性を生かし、可能性を伸ばすとともに、人間尊重の精神と豊かな感性を養い、差別に対する科学的認識を育て、部落差別をはじめあらゆる差別を許さない実践的な人間の育成に努めます。
	② 道徳教育の充実	教育活動全体を通して計画的、発展的な道徳教育の指導を行います。この際、道徳科の授業をはじめとして各教科、特別活動等との密接な関連を図りながら、豊かな体験や、人間としてのあり方、生き方について考えを深める学習を通して、道徳性を養います。併せて、教職員の資質向上を図り、道徳授業の充実を図ります。
	③ 生命を尊重する教育の 推進	教育活動全体を通して、生命を尊重する豊かな心情を培い、個人の尊厳を重んじ、自分も他人も大切に する児童・生徒の育成に努めます。また、多様な性 について理解を深めるために、性に関する適切な指 導を行い、相互を敬愛する精神を育みます。

施策項目	事業	事業概要
3 家庭・地域 社会におけ る人権教育 の推進	① 教室・講座の開催	文化、スポーツ等の教室を開催し、地区文化の向上をめざすとともに、地区文化祭・スポーツ大会、他地区の教室との交流会等、周辺地区との交流を行うなかで、人権意識を高めます。 公民館においては、市民の部落差別をはじめ人権問題への理解と認識を深めるため、定期的に継続して人権講演会などを実施します。 アスリートや指導者に係わる人権侵害、暴力やハラスメント等を防止するため、スポーツ活動における人権教育に取り組むため研修会を開催します。
	② 隣保館事業の推進	隣保館において、人権啓発及び広報活動、地域福祉事業、地域交流事業などを進めます。
	③ 人権問題地区別懇談会の開催	住民が人権問題を自分自身の問題として捉え、正しい理解・認識を深めることができるよう、小さな地区単位で懇談会を開催します。
	④ PTA会員研修	PTA会員が自らの人権意識の高揚のため、人権研修の充実を図るとともに、組織や会員一人ひとりが家庭や地域に対し人権尊重の大切さを発信し、学校での人権教育の成果がさらに深められるよう、PTAとの連携、支援に努めます。
	⑤ さまざまな人権課題に関する学習の促進	男女共同参画推進講座、人権講座、生涯学習講座、出前講座等において、さまざまな人権課題をテーマとして取り上げ、学習を進めます。
	⑥ 家庭教育への男性の参加促進	子育てや家事における固定的役割分担意識の解消を目指した、男性向け講座を開催します。 学校（園）においては、男性が家庭教育に参加するきっかけになるような行事や、地域でのPTA活動の内容を充実させます。
	⑦ 民生委員児童委員研修	常に住民の立場に立って必要な支援を行えるよう、民生委員児童委員連合会等を通じて、研修を実施します。また、地元地域で行われる研修会等について、広く周知し、積極的に参加を促します。
4 企業・民間 団体におけ る人権教育 の推進	① 企業への訪問啓発	従業員が一定数以上の事業所を対象に、公正採用選考及び事業所内の人権啓発の推進について、市職員が企業を訪問し、取組についての聞き取りや市の人権関連事業について啓発します。また、企業の社会的責任（CSR）への取組や、人権デュー・ディリジェンスの取組を聞き取り、企業の人権尊重の責任を注視し、啓発に取り組むとともに、企業内における自主的な人権啓発の取組ができるよう支援します。

<用語の意味>

※ **企業の社会的責任（CSR）**：企業は大規模になるほど、株主ばかりでなく、顧客、従業員、取引相手、地域住民といった利害関係者の利益を実現することが求められ、経営者は企業を社会的存在として運営していく責任を負っています。CSRは corporate social responsibilityの略。

施策項目	事業	事業概要
4 企業・民間 団体におけ る人権教育 の推進	② 人権担当者研修	企業・商店・商工関係団体における主体的な人権教育への取組を促すため、企業や商工団体などの人権担当者を対象とする研修会の情報提供を行います。
	③ 企業における雇用主研修	企業における人権問題に対する理解・認識を深めるため、雇用主を対象とした研修会の情報提供を行います。
	④ 講師の紹介、教材・資料等の支援	企業・商店・商工関係団体の従業員や職員等に対して、人権問題に対する理解・認識を深めるとともに、主体的な取組を促すため、関係部署と調整を図りながら、企業・商店・商工関係団体の研修会講師の紹介や教材・資料等の支援を行います。
	⑤ 総合評価制度について	市の入札制度の一部に総合評価落札方式を導入しており、企業・事業所における自主的な人権教育や人権啓発に配慮した取組を継続、推進されるよう努めます。
5 条例や人権 関連法律等 の普及・啓 発・教育	① 人権に関する基本的な 考え方の普及・啓発	人権に関して基本となる「差別撤廃条例」及び「人権尊重都市宣言」の理念、内容の普及・啓発を進めます。 2016(平成28)年に施行された、3つの差別解消法について、啓発を進めます。 差別解消ガイドラインについて、啓発を進めます。
	② さまざまな人権に関する 条例や憲章等の普及 ・啓発・教育	「世界人権宣言」をはじめ「児童の権利に関する条約」、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」、「三重県男女共同参画推進条例」、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」、「伊賀市子ども健全育成条例」「伊賀市男女共同参画推進条例」等人権に関する条例等について、その理念や内容の普及・啓発を進めます。
6 講演会・イ ベント等の 開催	① 差別をなくす強調月間 事業の推進	毎年11月11日から12月10日を『差別をなくす強調月間』と定め、各地域において、講演会や人権パネル展等を実施します。
	② ひゅーまんフェスタ	年1回全市を対象として、部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃と市民一人ひとりの豊かな人権感覚を磨くため、参加者の感性に訴える公演等を開催します。

#### <用語の意味>

※ **人権デュー・ディリジェンス（人権DD）**：企業が、自社・グループ会社及びサプライヤー等における人権への負の影響を特定し、防止・軽減し、取組の実効性を評価し、どのように対処したかについて説明・情報開示していくために実施する一連の行為を指します。デュー・ディリジェンス（Due Diligence）は適正な評価の手続きという意味です。

※ **総合評価落札方式**：公共工事の入札で、従来の価格のみによる自動落札方式とは異なり、「価格」と「価格以外の要素」（例えば、初期性能の維持、施工時の安全性や環境への影響）を総合的に評価する落札方式であり、具体的には入札者が示す価格と技術提案の内容を総合的に評価し、落札者を決定する落札方式のことをいいます。

施策項目	事業	事業概要
6 講演会・イベント等の開催	③ 人権問題講演会	人権問題をテーマとした講演会を、各支所や公民館、隣保館等で開催します。
	④ 男女共同参画フォーラム	伊賀市男女共同参画ネットワーク会議を中心に、女性も男性もともに参画し、いきいきと生きられる社会の実現をめざして、フォーラム「いきいき未来いが」を開催します。
7 広報活動の推進	① 広報への掲載	引き続き、広報いがの人権コラムに、時事的で身近な人権問題に関する内容について掲載し、市民の理解が深められるようにします。
	② 啓発紙の発行	市職員の人権大学修了生に向けて人権教育・啓発のリーダーとしての意識高揚と情報共有、啓発リーダー同志の結束を図る目的で、啓発誌を発行します。また、地区内においては、月に1回隣保館の情報紙（就労相談日・健康相談・各種教室の案内・人権講演会の案内など）を発行し区民の健康維持、生活支援や人権問題の解決に向けた取組などを掲載します。
	③ 男女共同参画情報紙の発行	市民ボランティアとともに、男女共同参画センター情報紙「きらきら」を発行し、市内全戸へ回覧、また、本庁・支所・地区市民センター各窓口等に設置し、啓発を行います。

## 市民・地域・事業者等の役割

- ・市民は、地域で開催される人権に関する講座や地区別懇談会などに使命感をもって参加します。
- ・市民・地域は、人権問題に関する講演会やフェスティバルに積極的に参加します。
- ・市民は、人権問題に関する広報紙や情報紙の記事について、家庭等で話し合います。
- ・事業者は、雇用主をはじめ人事担当者や人権担当者が、人権問題に対する理解・認識を深めるため、階層別による人権研修の実施に努めます。

### (3) 人権にかかわりの深い職業従事者に対する 人権教育・啓発の推進



行政や学校教育等は、すべてにおいて人権と深いかかわりを持つことから、市職員及び教職員一人ひとりが人権に配慮した職務が遂行できるよう、職員研修や教職員研修を実施してきましたが、市職員及び教職員の部落差別をはじめとする人権施策や人権・同和教育に関する取り組みや実践に関して人権問題に関する教職員意識調査や人権・同和教育に関する伊賀市職員意識・実態調査等において課題が見られることから、人権研修機会の基礎・基本を保障する取り組みを推進します。

また、医療・福祉施設での高齢者や障がい者に対する虐待や身体拘束などの人権侵害を防止するとともに、サービス提供に際しては利用者等の人権に配慮した行動がとれるよう、人権学習や研修の働きかけや、県とも連携して実務者の資質向上のための研修の充実に努めます。

### 具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 市職員に対する人権教育の推進	① 全職員対象の研修	市職員として、部落差別をはじめとするさまざまな人権問題について理解と認識をさらに深めるため、研修方針に基づき、会計年度任用職員を含む全職員を対象とした研修を実施するとともに、各所属にて職場に応じた課題を設けた職場研修を実施します。また、居住地等で開催される地区別懇談会等の地元行事へ職責意識を持って自発的な参加を促進します。
	② 職員リーダー研修	市職員として部落差別に対する意識・資質向上と啓発や指導ができる職員の育成を目的に、人権大学講座をはじめ、各種研修大会等に職員を派遣します。また、人権大学講座修了生は、職場や地域における研修に講師やファシリテーターとして参画し、修得した知識や経験を活用するとともに、修了生等による情報交換や連携の場を設け、知識や能力の研鑽を図ります。
	③ 人権保育研修	子どもの人権が尊重される保育を推進するため、保育所（園）等の保育を担当する全職員の人権保育研修を行います。
	④ 人権保育専門研修	人権保育の専門研修に積極的に参加したり、所（園）長・主任保育士・保育士を対象に担当別や課題別の研修会を実施します。
	⑤ 新任職員研修	新規採用職員研修の中に人権研修を位置づけ、あらゆる業務において人権尊重の視点に立った行政ができる職員を育成します。
	⑥ 福祉職員現任訓練	新たに福祉事務所の現業活動に携わる市職員に対して、人権尊重の視点に立ったケースワークを行うよう、研修内容に人権研修を入れて実施します。
2 教職員に対する人権教育の推進	① 学校人権同和教育部会活動	伊賀市教育研究会の部会として、学校同和教育の充実と発展のため、人権同和教育の授業交流会、教職員の研修事業を実施します。また、保護者への啓発活動に努めます。
	② 転入・新規採用教職員人権同和教育学習会	本市への転入教職員ならびに新規採用教職員を対象として、部落差別をはじめとするあらゆる人権課題や本市における人権同和教育の取組及び課題について理解・認識を深めます。

#### <用語の意味>

※ ケースワーク：社会福祉や医療において、精神的・社会的・身体的な問題をかかえた個人・家庭を、正常な状態に戻すため個々の事例ごとに調査・相談・指導することをいいます。

施策項目	事業	事業概要
3 福祉等の関係者に対する人権教育の推進	① 介護施設・介護事業所等従事者への研修の働きかけ	介護施設・介護事業所等における、定期的なケア技術向上や高齢者虐待に関する研修の実施により、職員及びサービス従事者自らが意識を高め、実践につながります。 また、放課後児童クラブや子育て支援センターなどの子育て支援者が人権意識を高めるための研修を実施します。
	② 障がい者施設におけるサービス従事者の研修の働きかけ	事業所間のネットワークを強化し、サービス事業者の意識や技術を高める研修やガイドラインの整備を図り、質の高いサービスの提供ができる環境を整えます。 また、障がいのある人の入所・通所施設や居宅サービス事業所等における人権に関する研修や、施設や事業所への支援やサポートにより、利用者への虐待など障がい者差別の解消や人権侵害の防止につながります。
	③ 民生委員児童委員、社会福祉協議会、人権擁護委員等相談員に対する研修	民生委員児童委員、社会福祉協議会職員、人権擁護委員に対して、さまざまな人権課題について理解・認識を深められるよう、研修の充実を図ります。
4 医療関係者に対する人権教育の推進	① 上野総合市民病院における人権教育・啓発	院内を統括する組織として上野総合市民病院同和問題啓発推進委員会を充実させ、人権の視点に立って業務を進めるために、全職員を対象とした研修の充実に努めます。また、接遇委員会による患者に対するきめ細かな接遇を病院全体で取り組みます。
	② 医療機関等従事者の人権教育・啓発	医療機関における医師、看護師、保健師等従事者が患者の人権をはじめ障がい者、高齢者等さまざまな人権課題について理解・認識を深められるよう、医師会等関係団体などに研修の充実を働きかけます。
5 企業人事・人権担当者に対する人権教育の推進	① 公正採用選考人権啓発推進員の設置促進	就職の機会均等を確保するため、公正採用選考人権啓発推進員の設置促進を図るとともに、企業における適正な採用選考システムの確立のための必要な知識、理解・認識を深めるよう、ハローワークや県とともに啓発及び教育の支援を行います。

### 市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民や地域は、学校における人権同和教育活動に対し理解を深めます。
- ・ 事業者は、適性・能力による採用を確保するため、事業所内に公正採用選考人権啓発推進員を設置するよう努めます。

#### <用語の意味>

※ **公正採用選考人権啓発推進員**：一定規模以上（国では従業員 100 人以上。100 人未満でも雇用が十分期待される場合。三重県では 30 人以上。）の事業所に設置を求めているもので、推進員は差別のない、適正な採用選考システムを確立するため、「採用選考に関して相当の権限を有する者」から選任され、採否決定に至るまでの作業を点検するとともに、事業所内の人権啓発を推進します。

## (4) 指導者の養成



市民がさまざまな人権問題に対する理解・認識を深め、自分の問題としてとらえ、解決に向けて実践できる力をつけられるよう、保育所（園）や幼稚園、学校、家庭、地域、職場、行政など、あらゆる機会と場を通じて学習を進めることが重要です。

そのためには、人権問題に関する認識と実践力を身につけた熱意ある指導者の養成が重要です。市職員や教職員をはじめ保護者、地域団体、福祉施設、企業等において人権教育の推進者となる指導者を養成するため、各種研修会の充実を図ります。

### 具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 行政関係職員における人権教育リーダーの育成	① 各種講座等への派遣	関係機関等が主催する各種講座等に市職員を派遣し、職場や地域での人権教育の中心的な役割を担う人材の育成を図ります。
	② 職員研修	伊賀市職員人権・同和問題研修方針に基づき、全職員を対象とした研修、職場研修及び派遣研修といった取組により、人権教育・人権啓発リーダーの役割を担える職員の育成を目指します。
2 保育・教育の場における人権教育リーダーの育成	① 人権教育推進委員会代表者研修	伊賀市学校人権同和教育部会として、人権同和教育推進委員研修会を実施します。
	② 人権教育推進管理職研修	小中学校の管理職の人権同和教育についての理解・認識を深め、管理職を中心とした校内の人権同和教育推進体制の確立をめざします。
	③ 人権保育推進管理職等研修	保育所（園）の管理職、主任保育士及び家庭支援保育士の人権保育についての理解・認識を深めるため、研修体制の充実を図り、人権教育のリーダーの育成を図ります。
3 地域における人権・教育リーダーの育成	① 人権・解放講座	人権・解放講座を通して、広く人権に対する知識と理解・認識を深め、率先して反差別に取り組むことができる実践力を養い、養成されたリーダーが核となって、地域や職場の人権教育を推進します。
	② 社会同和教育指導者の育成	社会同和教育上の相談や直接指導できる人材の育成、また団体の育成、関係教育機関との連絡調整を図ることができる指導者を育成します。
	③ 人権問題を考える中学生友の会・高校生友の会	中学生や高校生に、自分の暮らしを見つめ語り合うことを通して、差別を見抜き、差別を許さない、差別に立ち向かう力をつけ、さらに地区青年が人権問題について共に考え合い地区外生徒に情報発信を行うためリーダーとしての資質を養います。

施策項目	事業	事業概要
4 企業・民間 団体等にお ける人権教 育リーダー の養成	① 企業・商工関係団体研 修担当者に対する研修	企業・商店・商工関係団体における主体的な人権教育への取組を促し、人権意識の高揚を図るため、企業や商工団体などの人権担当者を対象とする研修会の情報提供を行います。
	② 社会福祉法人研修担当 者に対する啓発	福祉施設等における人権教育への取組を促し、人権意識の高揚を図るため、社会福祉法人などの研修担当者を対象とする研修会の情報提供を行います。
5 講座修了生 の活用	① 人権に関する講座を修 了した人材を活用した 学習会や研修会の開催	住民、企業、NPO等の団体が人権の視点に立った活動を進めるため、人権に関する講座を修了した人材に、引き続き新たな学ぶ機会や学んだことを生かすことができる場を提案するような取組を行い、地域における研修会や人権学習会が広く実施されるような取組を進めます。
	② ネットワーク体制づく りの推進	三重県人権大学講座や部落解放・人権大学講座を修了した市職員について、情報交換や連携の場を設けるなどネットワーク化することにより、職場や地域での人権教育を担う人材として活用する体制づくりを進めます。

#### 市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民や地域は、率先して差別をなくすよう取り組む地域リーダーに協力します。
- ・ 事業者は、人権教育に主体的に取り組むリーダーを養成するため、市が提供する研修会に関する情報を積極的に活用します。

## 施策分野 2 人権擁護と救済のための施策

### (1) 人権侵害の発見や防止体制の確立



人権侵害には、差別発言をはじめインターネットへの書き込み、配偶者や恋人等からの暴力[DV(ドメスティック・バイオレンス)]、さまざまなハラスメント、高齢者や児童、障がい者に対する虐待などさまざまなものがあります。これまで家庭の中のこととして、かわりを避ける風潮がありましたが、心身に深い傷を負わせるこれらの行為は、基本的人権の侵害であり、行政と地域が一体となって、社会から根絶する必要があります。被害件数は少なくとも、命に及ぶような人権侵害が存在し、周りに見えにくくなっている分、被害も深刻なものとなります。その上、人権問題に関する市民意識調査の結果から、誰にも相談できていない傾向があり、特に行政への相談の割合が極めて少ないことが見て取れるため、被害者が相談しやすい環境を整える必要があります。

そのため、市職員をはじめ誰もが人権侵害を見逃さない意識を高めるとともに、相談があれば解決が図れる関係部署に適切につなぐことで、人権侵害の早期発見・防止体制の確立に努めます。

#### 具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 児童虐待の 早期発見・ 防止	① 児童虐待防止の啓発	児童への虐待問題に対する意識を高め、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、通告の義務があることなどの周知を図ります。
	② 伊賀市要保護児童及び DV対策地域協議会の 開催	児童虐待やDV(ドメスティック・バイオレンス)が発生した際、早期に発見・対応できるよう、伊賀市要保護児童及びDV対策地域協議会を開催するとともに、関係機関との連携を強化し、児童虐待やDVの発生の防止を図ります。
2 障がい者虐 待の早期発 見・防止	① 障がい者虐待防止の啓 発	障がい者への虐待問題に対する意識を高め、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合は、通告の義務があることなどの周知を図ります。
	② 障がい者虐待の早期発 見と支援体制の整備	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、養護者、障がい者福祉施設従事者、使用者(事業主)などによる障がい者への虐待を予防するための支援体制を整備し、あわせて発見者の通報を受け適切な対応につなげるしくみをつくります。

施策項目	事業	事業概要
3 高齢者虐待 の早期発見・防止	① 高齢者虐待防止の啓発	高齢者への虐待問題に対する意識を高め、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、通報の義務があることを認識できるように、高齢者の虐待の防止や養護者に対する支援等について周知を図ります。
	② 高齢者虐待防止ネットワークの形成	高齢者の尊厳保持の観点から、関係機関の連携による高齢者虐待防止ネットワークを形成し、虐待の被害を受けている高齢者について円滑な解決を図れるような体制を整備します。また、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な相談・支援を実施します。
	③ 総合相談	虐待を早期に発見し、問題の深刻化を防ぐために、近隣住民をはじめ、地域の民生委員児童委員や住民自治協議会、自治会等の地域組織の協力を得るとともに、地域包括支援センター等相談窓口での対応の充実を図ります。
4 暴力を許さない社会の意識啓発	① 女性に対する暴力の社会的認識の浸透	配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力が人権侵害であることや暴力が起こる社会的背景についての理解・認識を深めるため、法的知識の浸透をはじめ講座等の開催やパンフレットなどの配布により啓発を進めます。
	② 性犯罪、売買春、ストーカー行為等についての啓発	性犯罪等の女性に対する暴力の実態や問題点について、啓発を進めます。
	③ さまざまなハラスメント防止研修	さまざまなハラスメントに対する認識を深め、防止するための研修を充実させるとともに、対応体制を強化します。
	④ さまざまなハラスメント対応体制の確立	職場におけるさまざまなハラスメントを防止するため、相談窓口の周知や対応担当者・管理職への研修の情報提供を行い、対応体制の確立を支援します。
5 人権侵害の発見・防止・対応	① 人権パトロール	公共施設や不特定多数の人が利用する施設において、差別落書きによる個人や被差別部落への人権侵害が起こらないように、関係部署がそれぞれの関係機関・団体等との連携による監視を行い、早期発見・未然防止に努めます。
	② 戸籍等の不正取得の防止	市が保有する個人情報の自己コントロール権を尊重するとともに、登録型本人通知制度を市民へ普及し、身元調査につながる不正取得の防止に努めます。
	③ 差別事件への対応	差別事件・事象を発見したり、通報を受けたときには、まず現場及び発生状況を調査・確認し、事件の拡大を防ぐとともに、必要に応じて関係機関会議をもち今後の対応策を検討します。また、庁内においては人権侵害対策本部要綱に基づき、必要に応じて対策会議、本部会議を招集し、迅速かつ的確な対応に努めます。

施策項目	事業	事業概要
5 人権侵害の 発見・防 止・対応	④ ホームページの運用	居ながらにして行政情報を得ることができるよう、ホームページでは多くの情報を提供するとともに、最新の情報を提供できるよう各所属で随時更新に努めます。 また、高齢者、障がい者や外国人住民を含めたあらゆる人が情報にアクセスしやすいように、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページを運用します。また、研修会で各課にウェブアクセシビリティについて周知します。

### 市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民や地域は、率先して差別をなくすよう取り組む地域リーダーに協力します。
- ・ 事業者は、人権教育に主体的に取り組むリーダーを養成するため、市が提供する研修会に関する情報を積極的に活用します。

## (2) 人権相談や人権侵害報告から人権課題別の差別解消ガイドラインの作成



第2次伊賀市人権施策総合計画期間の最終年度にあたる2016(平成28)年に、3つの差別解消の推進に関する法律が施行され6年以上が経過しましたが、いまだに「人権課題ごとに、どの内容の発言や態度が、差別に該当するのか。」という部分が、社会意識の中で明確になっていない状態です。

伊賀市では合併と同時に、「差別撤廃条例」を制定しましたが、市の条例が「なくすべき」と定めている差別とはどのような行為であるのかを明らかにしていく必要があります。人権相談や人権侵害報告並びに、対応・支援等の事例を積み上げていく中で、「差別」と判断できる、差別解消ガイドラインの作成に向けた取組に着手します。それぞれの人権課題の中で、伊賀市内で事例が無い場合も考えられますが、公表されている国・地方自治体の取組の情報や、司法判断などを具体的事例として収集し、参考にしながら取り組みます。

### 具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 差別解消ガイドラインの作成	① 差別事例の収集・整理	「差別撤廃条例」第7条に基づき、「差別事例の収集」に取組めます。市内で発生した人権侵害報告に限らず、市外のさまざまな人権侵害における事例を収集し・人権課題別に整理します。

施策項目	事業	事業概要
1 差別解消ガイドラインの作成	② 「差別事例収集・差別解消ガイドライン作成検討会議（仮称）」の設置	「差別事例」を人権課題別に分け、人権課題ごとに、有識者、当事者（関係団体）、行政、市民、企業・団体などの参加により、検討会議（テーブル）を設置し、なくすべき差別についての学習・検討を行い、差別解消に向けた「差別解消ガイドライン」を作成します。
	③ 「差別解消ガイドライン」の情報提供	「差別解消ガイドライン」を周知し、人権学習会や研修会、人権同和教育に活かす中で、差別や人権侵害の発生防止に繋げます。

### 市民・地域・事業者等の役割

・人権課題別の「差別解消ガイドライン」により、具体的に差別となる言動や態度が明確になり、市民や地域や事業所は、差別をなくす取組の参考とします。

### (3) 人権相談体制の充実と人権救済・支援体制の構築



国は、人権擁護のための取組として、各地方方法務局で人権相談所を設けるとともに、全国で人権相談や啓発活動など人権擁護の活動をする人権擁護委員を委嘱しています。

県は、人権に関するさまざまな相談に対応するため、三重県人権センター等をはじめとして児童相談所や女性相談所など各種の相談機関に、窓口を設けています。本市においても、人権担当部署や隣保館をはじめとして、それぞれの担当課において、さまざまな人権侵害に対する人権相談窓口を設置しています。しかし、いまだに相談にも行けない人がいるという現状があります。

そのため、相談をためらいがちな人でも、気軽に相談できる環境を整備するとともに、相談者の立場に立って、より利用しやすく、相談者のニーズに応えられるよう、女性、高齢者、障がい者、子ども、ハンセン病回復者やその家族、外国人住民など、伊賀市においてこれまで相談業務を担ってきた既存の相談窓口と、各支所や隣保館等の身近な相談窓口の現状と課題を整理するとともに、法務局・人権擁護委員など国、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」など県の人権行政との包括的・重層的・伴走的な人権相談体制の整備にむけて、①人権相談基本方針を策定し、②策定した方針に基づき人権相談の手引書を作成します。③隣保館職員を含む市職員をはじめ地域相談員など人権相談担当者の育成を行います。また、差別相談窓口の市民への周知を図ります。

また、相談機関相互の情報共有や相談員の資質向上等のため、県や近隣自治体との連携強化を進めます。さらに、近年NPOなど民間の団体等においても各種相談窓口を開設しており、これらの団体なども含めたネットワーク化を図る必要があります。

人権に関する相談は、相談者の状況により多種多様であり、また、救済・保護を必要

とする人の状況もさまざまです。複雑なケースも多く、効果的な人権擁護や救済・保護施策を講じていくためには、それぞれのケースに応じた適切な部署や機関に取次ぎを行うことも必要であることから、行政窓口と専門相談機関や保護機関、NPO等との連携・協働体制づくりを進めます。その上で、市民の人権相談や差別事象については身近な相談窓口を持ち込んでいただき、身近な相談窓口で解決が可能であればそこで解決をめざします。しかし、そこで解決に至らない人権相談や差別事象は、人権担当部局を中心に庁内担当各課の既存の相談員との情報共有や連携をする中で、被差別当事者の思いに寄り添い、解決を目指します。また、伊賀市単独では解決に至らない人権相談や差別事象に対応するため、人権擁護委員や三重県などの関係機関と有機的に連携するなど、伊賀市でできる「人権相談や人権救済・支援体制の構築」を進めます。

また、差別解消ガイドラインの作成や、人権相談・人権救済支援体制の構築の際に、市単独では実現に向けての人材やノウハウが不足する場合も想定されます。人権課題別に、庁内各担当課と連携するとともに「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき三重県と人権相談の有機的な連携を図ります。また、国や県の担当部署や窓口に対して差別解消・人権救済支援に必要な要望や働きかけを行います。

### 具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 人権相談の 推進	① 人権相談	市民が利用しやすいよう、支所単位で、人権擁護委員による人権に関わる相談窓口を開設し、人権相談を実施します。
	② 人権相談基本方針の策定	人権侵害や差別被害に関する相談事業について、人権相談基本方針の策定を進めます。また、策定した方針に基づき、人権相談の手引書の整備を進めます。
	③ 人権相談員の育成	人権相談基本方針に基づき、隣保館における人権相談をはじめ、人権相談に関わる職員の育成を図ります。
2 女性の人権 相談の推進	① 女性法律相談	女性弁護士による女性法律相談を予約制で実施します。
	② 女性に対する暴力等の 相談・支援	女性に対する暴力などの人権侵害に対応するため、女性相談の充実を図り、関係機関及び民間団体と連携して、迅速かつ的確に対応します。
	③ 男女共同参画センター、 女性相談所との連携	女性の人権を守るため、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者や母子世帯等、さまざまな困難を抱える女性に対して、県の男女共同参画センターや女性相談所との連携を強化し、きめ細かな相談に応じるとともに、要保護女性の保護や自立に向けた支援を行います。

施策項目	事業	事業概要
3 子どもの人権相談の推進	① いじめ・不登校等対策の推進	いじめや不登校などの問題に対応するため、学校での教育相談体制の充実に努めます。そのために、教職員の研修や、スクールカウンセラー等の専門家の配置を進めます。また、不登校の子どもについては、伊賀市教育研究センターふれあい教室と連携した対応を進めます。
	② 子どもの人権110番の普及	いじめや非行問題等、少年や保護者が気軽に相談できるよう、フリーダイヤルの「子どもの人権110番」について普及します。
	③ 児童相談所等との連携	専門的な相談への対応の質の向上を図るため、児童相談所等関係機関との連携を強化します。
	④ いじめ問題対策連絡協議会の充実	「いじめ防止対策推進法」に基づく、伊賀市いじめ問題対策連絡協議会及び「伊賀市いじめ問題専門委員会条例」に基づく、いじめの防止・早期発見・措置について、組織的対応・連携、報告等を、適切に行います。
	⑤ いじめに関する重大事態発生時の対応	「伊賀市いじめ問題調査委員会条例」に基づき、再調査を行います。
4 障がい者の人権相談の推進	① 障がい者の相談・支援	障がい者に対し、総合的な日常生活相談や福祉サービスの調整、就労支援、地域移行に必要な指導や援助を行うなど相談体制の充実に努めます。
	② 障がい者相談員等との連携	障がい者及び家族からの相談に対し、身体・知的・精神の各障がい者相談員と連携し、地域活動の推進や地域生活の支援、障がい者に関する援護思想の普及に努めます。
5 人権相談ネットワークの構築	① 地域人権相談ネットワークの組織化	複雑・多様化する人権相談に対して、迅速かつ的確に対応するため、関係課や関係機関、団体等との連携による地域人権相談ネットワークの組織化を図ります。
	② 県専門機関、民間の相談・保護機関等との連携	複雑・多様化する人権問題に対応するため、地域人権相談ネットワークを通して相談機能の充実に図ります。
6 権利擁護の推進	① 高齢者等の権利擁護制度の普及	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が不十分な人を保護するため、権利侵害についての正しい理解や権利擁護の制度に関する普及啓発、きめ細かな情報提供や相談等を実施します。また、福祉後見サポートセンターの活用による成年後見制度利用並びに福祉サービスの利用、日常的な金銭管理などを援助する日常生活自立支援事業の周知を図ります。入院や施設入所等の際には、保証人がいないために利用が困難となるなどの問題を解決するため、保証機能に関する支援事業の構築に取り組みます。

施策項目	事業	事業概要
6 権利擁護の 推進	② 権利擁護対策の充実	高齢者や知的障がい者、精神障がい者などに対するさまざまな権利侵害を未然に防ぐとともに、地域で安心していきいきとした生活を送ることができるよう、暮らし、福祉などに関するさまざまな相談に対応し、併せて、関係機関や民間団体等の協力を得て支援を行います。
7 支援の充実	① 適応指導教室	伊賀市教育研究センターふれあい教室において、不登校児童・生徒及びその保護者との教育相談活動を実施し、通級児童生徒に対して適応指導活動を行います。また、不登校児童生徒の実態把握に努めます。
	② 児童一時保護	緊急保護や行動観察、短期入所指導等を行うため、相談や通告のあった児童について、児童相談所等関係機関と連携し、一時保護等の対応を行います。
	③ 女性の暴力等被害に対する支援	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、女性に対する暴力などの人権侵害に対応するため、関係機関及び民間団体と連携を図り、DV防止について共通認識を持ち、迅速かつ適切に対応します。
	④ 被虐待者(母子)保護の徹底	家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や、母子が夫等からの暴力により緊急かつ一時的に保護が必要となった場合、児童相談所や女性相談所と連携しながら被虐待者の安全を確保します。
8 個人情報の 保護	① 個人情報の適正な取扱い	住民に関するさまざまなデータについては、重要な個人情報が含まれるため、市職員に対する個人情報保護意識の徹底・強化を図ります。また、情報セキュリティポリシー <sup>※</sup> による行政情報漏洩防止のシステムについて、適正な運用を図ります。
9 救済制度の 充実	① 人権侵害救済制度の確立	人権侵害を受けた人に対する救済措置のための制度を確立するため、国に対し、人権侵害救済法（仮称）の制定について、あらゆる機会を通じて要望します。
	② 市独自の人権相談・人権救済体制の構築	差別や人権侵害について、身近な相談環境の整備のために既存の相談窓口と、市民に身近な相談窓口の現状と課題を整理します。また、庁内各課と連携したケースや事例の共有を行い、迅速・適切な対応を図るといった、人権相談や人権救済・支援体制の構築を進めます。

#### <用語の意味>

※ **認知症高齢者**：高齢期における脳の広範な器質的障害により、獲得されている知能が低下していく「認知症症状」を示している高齢者のことをいいます。認知症には「アルツハイマー型認知症」や脳血管障害による「脳血管性認知症」などがあります。2004(平成16)年の「痴呆」の呼称変更により、「痴呆性高齢者」にかわって、「認知症高齢者」の名称になっています。

<用語の意味>

---

- ※ **伊賀地域福祉後見サポートセンター**：成年後見制度の利用促進を図るため、「伊賀地域福祉後見サポートセンター」を設置し、制度利用の相談や家庭裁判所への申立て手続きの説明、また、成年後見人になり得る市民後見人の養成・活用等を行っています。2019（令和元）年8月からは、伊賀地域福祉後見サポートセンターを中核機関として位置付け、広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能の充実を図っています
- ※ **成年後見制度**：認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力の不十分な人を保護するためにできた制度で、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、それを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を不利益から守ります。
- ※ **日常生活自立支援事業**：認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用手続き援助や日常的な金銭管理等を行う県社会福祉協議会を実施主体として実施されている事業です。
- ※ **情報セキュリティポリシー**：伊賀市の情報セキュリティに関し、包括的な対策を図ることにより、市が保有する情報資産を適切に保護することを目的に、市として何をしなければならないのかという明確な方針を文書化したものです。

## 施策分野 3 人権が尊重されるまちづくりのための施策

### (1) 多様な主体との協働の推進



本市がめざす「お互いを尊重し、だれもが輝く人権文化都市」の実現に向けて、あらゆる人権課題の解消に取り組んでいくため、市民や地域団体、NPO、企業等との相互の連携体制を築き、さまざまな参加や参画を得て、人権施策を効果的・効率的に進めます。

また、人権施策の推進に向けて、国や県などの行政機関をはじめ、医療機関、福祉施設など人権にかかわりの深い施設等との連携を図ります。

#### 具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 人権教育の 推進	① 人権同和教育推進連絡協議会	中学校校区内の保育所（園）、幼稚園、小・中学校、隣保館の職員、運動団体、草の根推進会議の代表者等が連携し、連絡協議会を作り、一体となって人権同和教育の研究、推進を行います。
	② 人権教育推進のための拠点づくり	人権教育推進のために教育集会所を拠点とし、人権教育啓発活動や人権についての相談を行い、差別を許さない住民連帯や行動力・実践力を養います。
	③ 各種団体等との協働	さまざまな人権課題に関する教育を進めるため、人権関係のNPOや団体に関する情報を収集し、連携を行います。
	④ 当事者参加の促進	さまざまな人権課題に対して的確な人権教育を行えるよう、高齢者や障がい者等当事者による教育の企画・実施を促進します。
	⑤ 市民交流の推進	世代間交流をはじめ障がい者、外国人などとの交流を通じて人権意識が高揚されるよう、手法について研究するとともに、多様な交流を促進します。
	⑥ 人権同和教育研究協議会組織との連携	部落差別の早期解決をめざし、関係団体・機関相互の連絡調整を図りながら、人権同和教育の充実と発展のために取り組んでいる組織との連携を行います。
	⑦ 部落解放団体との連携	国民的課題としての部落解放をめざす団体との連携を行います。
	⑧ あらゆる被差別当事者との連携	人権問題の解決に向け、伊賀市と被差別当事者(団体)との懇談会を毎年開催し、市に意見や要望を述べる機会を保障します。市は当事者の声を直接聞き、当事者は意見や要望を伝える機会となり、迅速で適切な対応が実現可能となるほか、職員の人権意識を高める機会ともなり、懇談会として実施します。

施策項目	事業	事業概要
2 人権啓発の 推進	① 人権講演会等開催支援	各支所における人権問題の解決を図るため、住民自治協議会や自治会等の組織団体が主催する人権講演会等を支援します。
	② 人権学習企業等連絡会の 運営支援	伊賀市人権学習企業等連絡会の運営を支援し、企業等連絡会においてあらゆる差別解消に向けての人権研修会・講演会を開催するなど、自主的な活動により、効果的な人権学習ができるよう支援します。
	③ 各種団体との協働	さまざまな人権課題に関する意識を高めるため、人権関係のNPOや団体との連携を行い、啓発を進めます。
	④ 当事者参加の促進	さまざまな人権課題に対する人権啓発を行えるよう、高齢者や障がい者等当事者による啓発を促進します。
3 人権擁護の 推進	① 関係機関、福祉・医療 施設等との連携	児童や高齢者、障がい者の虐待等の人権侵害を防止するため、関係機関や福祉・医療施設等との連携を強化し、発見・対応の充実に努めます。
4 学校、家庭 と地域等と の連携	① 子育て支援活動の推進	子どもたちが地域で安心して遊んだり活動したりできるよう、また、子どもや子育てを地域で見守り支援する地域づくりを進めるため、子育て支援団体や住民組織の活動を支援します。
5 地域福祉の 推進	① 地域福祉活動の場と地 域支援を行う人の充実	公的な制度では対応できない日常生活上の多様なニーズがある中で、地域の生活課題やニーズを把握・共有し、地域の生活課題の解決に向けた検討を行う場となる「地域福祉ネットワーク会議」の立ち上げや運営支援を、地域支援を専門的に行う地域福祉コーディネーターが戦略的にすすめます。
	② 地域づくりにつながる 人づくり	地域福祉活動の実践から福祉について学ぶ環境づくりをすすめます。
	③ 人づくりにつながる地 域づくり	地域の資源を活かし、課題解決に向けた取組を支援します。課題解決に向けた取組の推進にあたり、ふくしの視点をプラスすることで、新たな価値観を創出し、地域コミュニティの活性化をめざします。
6 防災・防犯 対策の推進	① 地域での見守り活動の 推進	子どもや高齢者等を犯罪から守るため、警察と連携して防犯講習会や犯罪に関する情報提供を行い、地域住民の自主的な防犯行動の促進や防犯意識の高揚を図ります。また、PTA等の学校関係者、住民自治協議会、自治会、自主防犯組織、民生委員児童委員協議会等が主体的に行う自主防犯青色回転灯パトロール等により、登下校時の巡回パトロールを促進し、地域での見守り活動を推進します。
	② 自主防災組織の活動促 進	災害時の共助としての初期消火活動や救助活動及び避難誘導を目的とする自主防災組織の設立及び育成を支援・促進します。

## 市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民は、地域で子どもを見守り、子育てを支援する地域づくりを進めます。
- ・ 市民は、地域でのさまざまな福祉学習の機会に積極的に参加し、福祉意識を高めます。
- ・ 市民や地域は、市や関係機関が提供する防犯についての情報により、防犯意識を高めます。
- ・ 市民や地域は、自主防災組織を設立し、災害時の初期消火活動や避難誘導・救助活動などに努めます。

## (2) ユニバーサルデザインの理念の普及と 市民参加の推進



今日の社会は、少子高齢化、情報化、国際化といった社会・経済状況を背景に、多様な個性や価値観を持つ人がともに暮らす社会であるとも言われています。このような社会においては、これまで以上に一人ひとりの個性や価値観が尊重されなければなりません。

ユニバーサルデザインの理念とは、こうした一人ひとりの個性や価値観がより一層尊重された成熟した社会を実現することであり、人権が尊重されるまちづくりそのものです。日常生活のさまざまな場面で、多様な人びとの存在を理解し、「すべての人が暮らしやすい環境づくり」のために、さまざまな主体が連携・協働し、人権文化を育むことが必要です。

そのため、ユニバーサルデザインの考え方を学ぶ場や機会をつくり、だれにでも分かりやすい情報を保障するとともに、だれもがバリアを感じることなく日常生活が送れるよう、また社会活動に参加できるよう推進します。

## 具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 学習機会の確保	① 学習会、講座の開催	ユニバーサルデザインの理念を学ぶ学習会や講座を開催し、広く市民にその理念を普及します。
	② 学校・地域における教育・啓発の推進	学校における取組として、多様な人たちの存在、文化や価値観の違いを認め合い、相手の立場になって考えることのできる共感性を育みます。また、ユニバーサルデザインの啓発や情報提供を進めるため、各地域での人権学習の取組において、その定着を図るとともに地域リーダーの育成に努めます。
2 情報の保障	① 誰にでもわかりやすい情報の保障	公共施設等の案内表示については、大きな文字、絵表示、点字や音声などを取り入れます。また、わかりやすい文書の作成や広報活動に努めます。
	② 手話通訳、要約筆記等の配置	講演会等を開催する際には、手話通訳や要約筆記・ヒアリングループを配置します。

施策項目	事業	事業概要
3 さまざまな活動への参加・参画の推進	① 市民参加の推進	ユニバーサルデザインのまちづくりについて、市民からの意見や提案を尊重します。

### 市民・地域・事業者等の役割

- 市民や地域は、ユニバーサルデザインに関する学習会や講座に積極的に参加し、その理念の理解・認識を深めます。
- 市民や地域は、多様な人たちの存在、文化や価値観の違いを認め合い、相手の立場になって考えます。
- 市民や地域は、ユニバーサルデザインのまちづくりについて、意見や提案を提示します。

### (3) 社会参画の機会の確保と誰もが幸せに暮らし続けるための支援



人種、皮膚の色、国籍、民族、言語、宗教、政治的意見その他の意見、年齢、性別、性的指向、性自認、障がいの有無、感染症等の疾病、職業、社会的身分、被差別部落の出身であることなど人びとが持つさまざまな特性や違いを超えて多様な価値観を認め合い、だれもが就労をはじめさまざまな場での社会参加や参画ができ、いきいきと暮らし、自己実現が図れるよう、公平な雇用や教育・学習等の機会の確保に努めます。

また、すべての市民が、生涯にわたって健康でいきいきと暮らすことができるように、住み慣れた地域の中で、安心して生活が送れるようにすることは、基本的人権の尊重につながります。そのため、生涯を通じた健康づくりを進めるとともに、健康や福祉関連の情報が入手しやすいように、また、生活上のさまざまな相談が気軽にできるように、あるいは専門的な相談にも対応できるように、情報提供や相談体制の充実に努めます。

さらに、尊厳を持って住み慣れた地域で暮らすことができるように、福祉サービスの充実に努めます。

### 具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 雇用・就労機会の確保	① 起業支援	起業に関する法律・制度の情報提供、融資制度の活用支援等を進めます。また、経営に関する知識や営業力、組織運営のノウハウを身につける機会の提供に努めます。

施策項目	事業	事業概要
1 雇用・就労 機会の確保	② 若年者職業相談	若年者の就職相談等を行うとともに、いが若者サポートステーションとも連携し、働くことについて様々な悩みを抱えている若年者の希望に応じて、就職活動の支援をします。
	③ シルバー人材センター による高齢者就職相談	シルバー人材センターによる高齢者就職相談を行います。
	④ ハローワーク求人情報 の提供	ハローワーク求人情報紙の閲覧紹介を行います。
2 市政への参 画	① 子どもの市政への関心 の喚起	子どもが市政に対する関心をもてるように、日常生活の中で身近な公共施設の見学を実施します。
	② 委員会等への当事者の 参画促進	計画策定のための委員会等へ、高齢者や女性、障がい者等当事者の参画を進めます。
3 健康づくり の推進	① 自主的な健康づくり活 動への支援	市民の生涯にわたる健康づくりを進めるため、市民、地域団体の健康づくり活動に支援を行います。
	② 地域支援事業の推進	一人ひとりの生きがいや、自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援します。また、その目的を達成するために、介護予防ケアマネジメント業務により、個々の対象者の心身の状況や環境に応じて、対象者の選択に基づき、個別の介護予防ケアプランを作成し、そのプランに基づき適切な事業を包括的かつ効率的に実施します。
	③ 健康相談	市保健師による健康相談及び血圧・体脂肪測定と健康体操等により、健康の保持増進に努めます。
4 健康・福祉 関連情報の 提供	① 各種福祉サービスや制 度等の周知	生活に困窮している人に対しては、各種福祉サービスや制度等の周知を図り、生活安定への支援を行います。
	② 健康・福祉サービスの 情報提供	誰もが良好な健康状態を保ちいきいきと暮らすことができるよう、健康福祉サービスの情報を提供するとともに、情報交換の場を作り、誰もが参加し情報共有しやすい体制を作ります。
	③ 福祉サービス情報や相 談窓口についてのガイ ドブックやパンフレッ トの作成	福祉サービス情報及び相談窓口についてのガイドブックや一覧表（パンフレット）を作成し周知を図るとともに、広報紙・ホームページなどを活用したサービスの情報提供を推進します。

施策項目	事業	事業概要
5 相談体制の 充実	① 福祉総合相談体制の強化	複合化している生活課題、認知症、虐待などに関する相談に対応できる、分野を問わない福祉の総合相談体制を運営します。
	② 母子・父子自立支援員の活動の充実	ひとり親家庭に対する総合的な相談窓口として機能するよう、母子・父子自立支援員の活動を活発化し、適切な助言及び情報提供を行います。
6 福祉サービスの充実	① 子育て支援サービスの充実	子育て家庭が安心して子どもを預けられるよう、一時的な預かりサービスを充実するとともに、ファミリー・サポート・センター等の互助活動を推進します。
	② ひとり親家庭の生活の安定と経済的支援	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、関係機関との連携を図り、生活全般について情報提供や自立に必要な支援を行うとともに、経済的、社会的自立を促進するため、就業についての相談や貸付・給付金活用の相談を行います。
	③ 里親制度の普及・啓発	家庭で養育できない事情のある子どもが健やかに成長できるよう、里親制度について児童相談所と連携し、普及・啓発を図ります。
	④ 放課後児童クラブの設置	昼間保護者のいない家庭の児童の健全育成を図るため、学校等を活用した放課後児童クラブの設置を促進します。

## 市民・地域・事業者等の役割

- ・市民や地域は、健康に対し関心を高め、健康づくりの重要性を理解します。
- ・市民と地域は、活動的で生きがいのある生活を送るため、市が提供する健康福祉サービスに関する情報を共有します。

### <用語の意味>

※ **母子・父子自立支援員**：母子および父子ならびに寡婦家庭の福祉に関して実情を把握し、それぞれの家庭の生活安定や向上に必要な相談や支援を行う人を行い、福祉事務所の管轄で、ひとり親家庭等のさまざまな問題、親の就職、子どもの教育、母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付などに対しての相談・支援を行います。

※ **ファミリー・サポート・センター**：援助を受けたい人と援助を行おうとする人がともに会員となり、仕事と育児を両立できる環境や地域の中で子育てを支援する体制を整備することにより、労働者の福祉の増進及びその児童の福祉の向上を図ることを目的とする機関です。

#### (4) だれもが住みよい まちづくりの推進



だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、また、だれもが分け隔てされることなく、あたりまえに生活できるインクルーシブな社会を実現するため、まちづくりにおいて安全性や快適性を確保する必要があります。

そのため、安全で快適な住居の確保に努めるとともに、新設の施設や歩行空間、公園等について「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」を遵守するように促し、ユニバーサルデザインの理念に基づいた公共空間づくりを進めます。

また、障がい者や高齢者、外国人の緊急時の対応や災害時の避難等に困ることがないよう、関係機関や地域住民・団体等と協力し、防犯や防災体制の確立に努めます。

#### 具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 利用しやすい施設・生活環境の整備	① ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、公共的施設の整備基準等について、事業者等への周知を図り、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。
	② 市道の維持・管理	安全で快適な市内の生活道路の構築を目的に、市道の維持・管理を行うため、道路維持工事、舗装補修工事、側溝補修工事等を進めます。
	③ 道路の新設等整備	未整備な道路を改良により利便性を高め、地域間の交流を目的に、道路新設改良、舗装改修を進めます。
	④ 公共施設の改善	だれもが利用しやすい施設となるよう、公共施設のバリアフリー化を進めます。
	⑤ 教育施設のユニバーサルデザイン化、耐震化	障がいのある児童・生徒も、障がいのないの児童・生徒と同じ学校で学習することができるよう、教育施設等において施設のバリアフリー化を図ります。また教育施設は災害時等の地域住民の避難場所となることから、耐震化はもちろん高齢者等だれもが使用するのに不便を感じない、ユニバーサルデザインの施設をめざします。
	⑥ ひとり親家庭等の公営住宅入居への優先資格制度の実施	ひとり親家庭等が安心して子育てと就労の両立ができるよう、公営住宅の入居への優先資格制度など、子育てや生活面での支援体制の整備に努めます。
	⑦ 市営住宅の改善事業の推進	市営住宅大規模改修工事を行うことで住環境の向上と住宅の長寿命化を図ります。老朽化した市営住宅の小規模修繕を行います。

施策項目	事業	事業概要
1 利用しやすい施設・生活環境の整備	⑧ 下水道の整備、農業集落排水事業の推進	安全で快適な生活環境の確保を図るため、公共下水道事業、農業集落排水事業等の生活排水処理施設をそれぞれの地域特性に対応した整備手法により、地域への推進を行い、計画的に整備を進めます。
	⑨ 交通の利便性や安全性の確保	高齢者等の交通需要に対応する地域交通システムを構築するとともに、快適で安全に移動できるように、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、公共交通施設のバリアフリー化を推進します。また、信号機の設置や横断歩道等交通規制について、地域からの要望を受けて警察署(公安委員会)に対し要望を進達します。
	⑩ 放置自転車等の撤去	自転車等放置禁止区域に放置された自転車等の移動を行い、障がい者、高齢者、児童等の通行を妨げる障害物を除きます。
	⑪ 緊急通報体制の整備	在宅のひとり暮らし高齢者等の世帯に緊急通報システムを設置し、地域で安心して暮らせるよう支援します。
2 自然環境の保全や自然との共生のまちづくり	① 自然保護意識の啓発	学校教育や社会教育などあらゆる機会を通じて、自然環境を守り、将来へと引き継ぐことの重要性を啓発し、自然保護に対する市民意識の高揚を図ります。
	② 環境セミナーの開催	環境問題を身近に感じ、広く市民に環境保全に関する関心を持ってもらうよう、セミナーを開催し、環境の大切さに“気づく”学習を行います。
	③ 環境保全活動の促進	資源の再利用物の回収活動や環境教育の推進など、環境保全につながる市民活動を育成・支援し、自然と共生するまちづくりを進めます。
	④ 公害の未然防止	公害を未然に防ぐため、立地企業との公害防止協定締結を図り、企業による水質検査等が行われるよう、定期的な監視活動及び指導を行うとともに、無公害型の環境にやさしい企業の誘致に努めます。また、騒音などの近隣公害が起こらないよう、生活マナーの向上を促します。
3 防災・防犯対策の推進	① 災害時の避難体制の確保	特別養護老人ホーム等の福祉施設、各地域の自主防災組織等において、高齢者や障がい者等の災害弱者を含めた避難訓練、救出訓練、初期消火訓練等の指導を行います。
	② 各学校における防犯・防災マニュアルの運用	子どもたちが学校で安心して学べるよう、防犯対策及び防災対策について、各学校でマニュアルを見直し、適切に運用します。
	③ 地域の支え合い体制の構築	身近な地域での見守り支援活動などを行う基盤づくりに向けた支援をすすめます。

## 市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民や地域は、主要公共施設の整備や調査にあたり、ユニバーサルデザインの観点に基づき積極的に参加するよう努めます。
- ・ 市民や地域は、障がい者、高齢者、児童等の通行を妨げないよう、放置自転車等をなくします。
- ・ 市民や地域は、自然環境を守り、自然保護に対する意識を高めるよう努めます。
- ・ 事業者は、公害防止協定を締結し、水質検査や大気検査等の結果を報告するよう努めます。

## (5) 人権尊重の視点に立った行政の推進



本市では、条例や宣言をはじめ、2000(平成12)年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」やその他の計画、基本方針等に基づき、人権尊重社会の実現に向けた総合的、体系的な人権施策の実施を責務とし、推進してきました。

また、人権尊重の視点に立って事業、業務に取り組むため、市職員の人権意識の高揚を図る講演会形式のものや気づきを重視する参加型研修などの人権研修も行ってきました。

近年、企業の社会的責任（CSR）が注目されていますが、行政においても、人権尊重の考え方を持って事業、業務を進めていくよう、行政責任が強く求められています。

引き続き、人権尊重の視点に立って、窓口対応をはじめ情報の提供、事業等の企画から実施、評価の一連の取組、関係部局の連携などを行政活動全般にわたって進めていきます。

### 具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 人権を尊重した接遇	① 人権を尊重した接遇マニュアルの運用	人権を尊重した職務を遂行するため、人権を尊重した接遇マニュアルを適切に運用します。
	② 人権尊重の視点に立った窓口対応	高齢者や障がい者、外国人等だれもが安心して、わかりやすい窓口での対応に努めるとともに、可能な限りワンストップサービスとなるよう配慮します。
2 市業務の見直し	① 市の業務改善について	人権の視点で、市役所内の業務上の慣行等を点検し、必要に応じて見直しを進めます。

#### <用語の意味>

※ **ワンストップサービス**：市民等が、一つの窓口で、必要となる事務をすべて完了できるよう設計されたサービスのことをいいます。

施策項目	事業	事業概要
3 情報の提供	① 市広報紙等における表現の点検	人権尊重の視点に立って、単に文字だけでなくイラストや写真等を含め、市広報紙をはじめ各種出版物等の記事内容を点検します。
	② 障がい者や外国人等に配慮した情報の提供	さまざまな行政情報について、高齢者や障がい者、外国人等が利用しやすいように、点字版や外国語版などの提供に努めます。また、手話通訳や外国語対応など、窓口での対応の充実に努めます。また、ウェブアクセシビリティに対応したホームページを継続します。
	③ 情報の適正な取扱い	市民の知る権利を保障するため、「伊賀市情報公開条例」に基づき、情報を適正に公開します。また、「伊賀市個人情報保護条例」に基づき、個人情報を適正に取り扱います。
4 庁内連携	① 人権課題に対する協議や情報交換	さまざまな人権課題に適切に対応するため、関係課との協議や情報交換を行うとともに、人権課題に対応した教育・啓発について効果的に行うため、連携を図ります。

#### 市民・地域・事業者等の役割

- 市民や地域は、市の行政サービスが、人権に配慮しているかどうかを市民の立場から点検し、意見を提示します。
- 事業者は、市の行政サービスに対し、CSRの観点等に基づき意見を提示します。

## 施策分野 4 人権課題の解決に向けての施策

### (1) 部落差別



部落差別はわが国固有の人権問題で、人間の自由と平等が完全に保障されず、不当に差別を受け、不利益を被ることがあるという基本的人権や人間としての尊厳にかかわる重大な社会問題です。

1965(昭和40)年の同和対策審議会答申において、部落差別は「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」とし、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」としました。

以後、この答申は同和行政の基本的指針たる役割を果たし、1969(昭和44)年に「同和対策事業特別措置法」が制定されて以来、本市においても県とともに関係団体の協力を得ながら、住宅や道路整備などの生活環境の改善や市民の人権意識を高めるための教育、啓発などの各種事業を、積極的に取り組んできました。国においては、これまでの取組により、生活環境の改善などの物的な基盤整備については一定の成果が見られたとして2002(平成14)年3月には法が失効し、一般対策への円滑な移行への方向性を示されていますが、脆弱な生活基盤や地区外との格差の問題は解消されていません。一方で直近の人権問題に関する市民意識調査では、「被差別部落出身者にだけ特別な施策をするのは不公平だ」とする、同和対策関連の法律に基づき行われた同和対策事業の必要性を理解できていない回答が未だに3割程度あり、日常生活への不安や不満が、被差別部落に対するねたみ意識という形で現れていることも考えられ、同和対策事業の意義について行政の説明責任が問われています。

また、これまで同和教育や啓発活動の展開など人権意識を高めるための取組を進めてきましたが、依然として部落差別に関する落書きは後を絶たず、結婚問題などにおける差別意識も根深く存在しています。さらに、インターネット上で発生する人権侵害が社会問題化し、近年、戸籍謄抄本等の不正取得や土地差別調査など、部落差別にかかわる新たな差別事象や人権侵害なども多発しています。このように、部落差別は依然として深刻にして重大な社会問題であり、国連においては「職業及び世系<sup>※</sup>に基づく差別」に関する重要な人権課題としてとりあげられてきています。

#### <用語の意味>

※ 世系：門地（家がら）と同義語。国連では「職業及び世系に基づく差別」として、日本の部落差別やインドのカースト制度などをあげています。

部落差別に関する落書きやインターネットなどによる人権侵害については、今後も実態把握と未然防止を目的とした教育・啓発の体制づくりなどが必要です。さらには、悪質な部落差別事件に対しては、法の規制や罰則も視野に入れた取組が求められています。また、教育、就労、産業などの分野においては、なお残された課題もあり、部落差別解消（同和施策）推進計画に基づき早期に解決を図っていく必要があります。

2016（平成28）年12月に公布・施行された、部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）では、同和对策事業特別措置法から地对財特法が失効した後もなお、部落差別が存在するという認知のもと、部落差別のない社会の実現を目的とし、部落差別の解消に関して、その地域の実情に応じた施策（①教育・啓発活動と②相談活動と③実態調査活動）を実施していくことが明記されていますが、未だ市民の理解が十分にすすんでいるとは言えない状況であり、行政の責任においてさらに周知を進めます。

### 具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 部落差別の 解決に向けた 人権同和 教育の推進	① 学校等における人権同 和教育の推進	子ども一人ひとりの部落差別に対する正しい理解と認識を深め、人権が尊重される社会づくりに向けた行動がとれるように、同和教育の理念や成果をもとにした人権教育を進めます。また、部落問題を考える小・中学生の集いを実施し、子どもたちの学びを交流し、部落差別をはじめとするあらゆる差別を許さない仲間としての連帯感を養います。
	② 家庭・地域社会におけ る人権同和教育の推進	64ページの施策項目3、事業①の一部事業概要に同じ
2 企業・民間 団体におけ る人権教育 の推進	① 企業への訪問啓発	64ページの施策項目4、事業①の一部事業概要に同じ
	② 人権担当者研修	65ページの施策項目4、事業②の事業概要に同じ
	③ 企業における雇用主研修	65ページの施策項目4、事業③の事業概要に同じ
	④ 講師の紹介、教材・資 料等の支援	65ページの施策項目4、事業④の事業概要に同じ
3 市職員に対 する人権教 育の推進	① 全職員対象の研修	67ページの施策項目1、事業①の事業概要に同じ
	② 職員リーダー研修	67ページの施策項目1、事業②の事業概要に同じ
	③ 新任職員研修	67ページの施策項目1、事業⑤の事業概要に同じ
	④ 福祉職員現任訓練	67ページの施策項目1、事業⑥の事業概要に同じ

施策項目	事業	事業概要
4 教職員に対する人権教育の推進	① 学校人権同和教育部会活動	68ページの施策項目2、事業①の事業概要に同じ
	② 転入・新規採用教職員人権同和教育学習会	68ページの施策項目2、事業②の事業概要に同じ
5 行政関係職員における人権教育リーダーの育成	① 各種講座等への派遣	69ページの施策項目1、事業①の事業概要に同じ
	② 職員研修	69ページの施策項目1、事業②の事業概要に同じ
6 保育・教育の場における人権教育リーダーの育成	① 人権教育推進委員会代表者研修	69ページの施策項目2、事業①の事業概要に同じ
	② 人権教育推進管理職研修	69ページの施策項目2、事業②の事業概要に同じ
	③ 人権保育推進管理職等研修	69ページの施策項目2、事業③の事業概要に同じ
7 地域における人権教育リーダーの育成	① 人権・解放講座	69ページの施策項目3、事業①の事業概要に同じ
	② 社会同和教育指導者の育成	70ページの施策項目3、事業②の事業概要に同じ
	③ 人権問題を考える中学生友の会・高校生友の会	70ページの施策項目3、事業③の事業概要に同じ
8 人権侵害の発見・防止・対応	① 人権パトロール	72ページの施策項目5、事業①の事業概要に同じ
	② 差別事件への対応	72ページの施策項目5、事業③の事業概要に同じ
9 職業相談	① 隣保館における就労相談	企業内における就労差別をなくすとともに、被差別部落住民の生活安定をめざした就労対策を確立するため、指導職員が地区住民の就労実態の把握と求職についての相談業務を日常的に行います。
	② 職業相談員による相談	隣保館において、職業相談員による巡回相談を定期的に行います。

施策項目	事業	事業概要
10 教育の機会 の確保	① 同和奨学金制度	奨学金を希望する高校生・大学生等を支援することにより、教育格差を是正し、部落解放を担う人材を育成します。
11 健康づくり の推進	① 健康相談	地区内の独居老人や高齢世帯を対象に、看護師が巡回し、総合健康相談として訪問する中で日常的に健康管理指導を行い、生活相談員と連携して対象者の健康維持に努めます。
12 相談体制の 充実	① 生活相談	部落差別によって市民的権利を奪われてきた地区住民の生活環境や地域社会生活の向上をめざして、生活相談員を配置し、地区住民の生活と福祉の実態を把握するとともに日常的に生活福祉全般の相談に応じ、地区住民の自立に向けての支援を行います。
13 福祉サービ スの充実	① 隣保館活動	部落差別の解決のため生活上の各種相談事業や、社会福祉の増進を図るため、各種事業を総合的にを行います。
	② 児童館活動	子どもたちが自ら事業計画をたて、部落差別の解決に向けた取組を含め、あらゆる事柄に対し仲間とともに共同で実施する力を養い、生涯学習の一環として、実施可能な施設では土曜日を開放し、あらゆる事柄にチャレンジできる子どもの育成を図ります。
14 住宅・住環 境の整備	① 市営住宅の改善事業の 推進	85ページの施策項目1、事業⑦の事業概要に同じ
15 調査・研究 の推進	① 実態調査等の実施	伊賀市差別撤廃条例に基づき、部落差別の解消を目指す庁内横断的・総合的な計画を策定するために、その根拠・基礎資料として定期的の実態調査等を行います。

### 市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民や地域は、部落差別に対する正しい理解・認識を深めるとともに、部落差別の解決に向けて行動します。
- ・ 事業者等は、事業所内で差別問題や差別につながる事案が発生したときは、市に通報します。

## (2) 子ども



子どもに関する人権問題には、いじめや虐待、体罰、セクシュアル・ハラスメントなどの身体的・精神的な危害のほか、子どもを一方的に支配の対象ととらえ、子どもの主体性を抑えてしまうことや、出会い系サイト<sup>\*</sup>や児童買春、児童ポルノなど性に関する問題、薬物の乱用や有害情報の氾濫など子どもの心身の健全な育成が妨げられるなどの問

題があります。また、子どもの連れ去りなど、生命や身体の安全にかかわる事件といった重篤な人権侵害や、全国的には子どもの貧困率が13.5%（国民生活基礎調査：厚生労働省2019）と推計されており、子どもを取り巻く貧困問題も見逃せません。

1994(平成6)年に批准した「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」では、子どもを単に保護の対象として見るのではなく、生存や保護、発達、意見表明などの権利を行使する主体として位置づけています。しかしながら、依然として子どもが権利の主体として尊重される存在であるという認識が十分ではありません。「こども基本法」が2022(令和4)年に成立し「児童の権利に関する条約」の精神に則りこども施策を総合的に推進することが求められています。ヤングケアラー<sup>\*</sup>の問題や生活困窮の問題など、支援を必要とする子どもを積極的に見つけようとしなければ見逃してしまい、本来必要としている支援が十分に行き届かなくなります。「児童の権利に関する条約」の趣旨や内容の周知、人権教育などを進め、お互いの人権を認め合う人間性豊かな子どもの育成に取り組むとともに、子どもに関連する施策に関し、子どもの意見を表明する権利を尊重し子どもの意見の反映に向けた体制の整備に努め、子どもの権利を尊重する社会づくりを進めていきます。

また、国においては、1999(平成11)年に児童に対する性的搾取や性的虐待を防止するため「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春・児童ポルノ禁止法）」が施行され、2000(平成12)年には児童の心身の成長に多大な影響を与える児童虐待<sup>\*</sup>を防止するため「児童虐待防止法」が施行されました。さらに、2004(平成16)年には児童虐待防止対策等の充実・強化をはかるため「児童福祉法」（1948(昭和23)年施行）が改正され、児童相談に関して市町村が担う役割を明確にしました。県では、子どもを児童虐待から守るため、2004(平成16)年に「子どもを虐待から守る条例」が施行されました。児童虐待は子どもの人権に関する重大な問題としてとらえ、子どもの生命を守る観点から、家庭や地域、学校などの関係機関や団体と連携して早期発見・早期対応を図っていきます。

2005(平成17)年には次代を担う子どもたちが、健やかに生まれ、育てられる環境づ

#### <用語の意味>

※ **出会い系サイト**：異性との交際希望情報を発信、仲介するインターネット上でのサービスのことをいいます。子どもが犯罪被害にあいやすく、自殺や家出をおおるサイトや殺人、暴力などの残虐な映像を見ることができるサイトもあり、判断力の乏しい世代をこれらの有害サイトから守ることが急務となっています。

※ **ヤングケアラー**：大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に立っている子どものことをいいます。年齢等に見合わない重い責任や負担を負うことで、本当なら享受できたはずの、勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人との時間など、子どもとしての時間と引き換えに、家事や家族の世話をしていることがあります。

くりをめざして「次世代育成支援対策推進法」が制定され、県及び市町村は行動計画を策定しました。本市においても合併後の2005(平成17)年3月に、「伊賀市次世代育成支援対策地域行動計画 輝け！いがっ子応援プラン」を策定し、事業を進めてきました。そして、2010(平成22)年3月には、「輝け！いがっ子応援プラン伊賀市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」を策定しました。さらには、2012(平成24)年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定されたことに伴い、2015(平成27)年2月に「子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。今後もこの計画に基づき、子どもの心身の健全な育成、安全に安心して子育てができる環境づくりについて、家庭や地域、学校などの関係機関や団体が一体となってさらに推進します。

### 具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 子どもの人権の尊重	① 「児童の権利に関する条約」の啓発	子どもたち自身に人権意識が育まれるように、また、教育関係者や保護者などが子どもの人権に関する理解・認識を深められるように、「児童の権利に関する条約」について、ともに学習する機会を設けるとともに、条約の内容等について、啓発を進めます。
	② いじめの解消	いじめは人権侵害であることへの理解・啓発や生命を大切にする心、思いやりの心を育むための教育を、家庭をはじめ学校、保育所（園）、幼稚園、地域で進めるとともに、悩みのサインを見逃さないように、保護者に対する啓発や学校等での体制強化を図ります。
	③ インターネットや携帯電話による人権侵害の防止	子ども同士のスマートフォンやSNSによる人権侵害の実態の把握に努めるとともに、情報モラル教育を推進します。
2 就学前児童に対する人権教育の推進	① 保育所（園）や幼稚園における人権教育・保育の推進	63ページの施策項目1、事業①の事業概要に同じ
	② 保育園児や幼稚園児の高齢者福祉施設等への訪問	63ページの施策項目1、事業③の事業概要に同じ

#### 用語の意味>

※ **児童虐待**：親または親に代わる保護者により児童に対して加えられた身体的、心理的、性的虐待及びネグレクト（保護の怠慢ないしは拒否）等の行為をいいます。児童虐待の増加・顕在化に伴い、2000(平成12)年5月に「児童虐待の防止等に関する法律」が成立しました。同法は2004(平成16)年4月に改正され、その定義が、①保護者以外の同居人による虐待行為も保護者のネグレクトの一類型として含まれること、②児童の目の前でドメスティック・バイオレンスが行われること等、児童への被害が間接的なものについても含まれること、と見直し拡大されました。

施策項目	事業	事業概要
3 学校教育における人権教育の推進	① 人権同和教育の推進	63ページの施策項目2、事業①の事業概要に同じ
	② 道徳教育の充実	64ページの施策項目2、事業②の事業概要に同じ
	③ 生命を尊重する教育の推進	64ページの施策項目2、事業③の事業概要に同じ
	④ 非核平和の推進	66ページの施策項目6、事業⑤の事業概要に一部同じ
4 子どもの人権侵害の防止と救済	① 児童虐待防止の啓発	71ページの施策項目1、事業①の事業概要に同じ
	② 伊賀市要保護児童及びDV対策地域協議会の開催	71ページの施策項目1、事業②の事業概要に同じ
5 子どもの人権相談の推進	① いじめ・不登校等対策の推進	76ページの施策項目3、事業①の事業概要に同じ
	② 子どもの人権110番の普及	76ページの施策項目3、事業②の事業概要に同じ
	③ 児童相談所等との連携	76ページの施策項目3、事業③の事業概要に同じ
	④ いじめ問題対策連絡協議会の充実	76ページの施策項目3、事業④の事業概要に同じ
	⑤ いじめに関する重大事態発生時の対応	76ページの施策項目3、事業⑤の事業概要に同じ
6 支援の充実	① 適応指導教室	77ページの施策項目7、事業①の事業概要に同じ
	② 被虐待児保護の徹底	77ページの施策項目7、事業④の事業概要に一部同じ
7 子どもの健やかな成長のための環境づくり	① 性に関する問題への対応の強化	性に関する問題の増加や薬物乱用など、深刻化する中学生・高校生の心と体の問題に対応するため、性や性感染症予防に関する教育や情報提供の充実に努めるとともに、生命の大切さや神秘性を実感できるよう、地域の医療機関と連携した実際的な性教育を推進します。

施策項目	事業	事業概要
7 子どもの健やかな成長のための環境づくり	② 保健教育の充実	若者の生活習慣病の増加や薬物乱用の深刻化等の問題に対応するとともに、生涯にわたる健康づくりの基礎知識を普及できるよう、学校保健委員会の活動を強化します。また、小・中学生に対して、食育や喫煙、薬物等に関する教育など保健教育の充実に努めます。
	③ 非行防止の推進	青少年センターを中心に、子どもの非行防止と健全育成のため定期的に巡回補導を実施します。また、子どもに有害な図書やビデオ等を排除できるように、地域の書店やコンビニエンスストア等に対して、点検パトロールを実施するなど、子どもを取り巻く環境を整備するため市民への啓発や学校教育における指導の強化を図ります。
8 教育の機会の確保	① 奨学金制度	奨学金を希望する高校生・大学生等を支援することにより、教育の機会均等に努めます。
	② 各学校における防犯・防災マニュアルの運用	86ページの施策項目3、事業②の事業概要に同じ
	③ 地域での見守り活動の推進	80ページの施策項目6、事業①の事業概要に一部同じ

### 市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民や地域は、子どもが権利の主体として尊重されることを理解・認識し、子どもの人権を尊重します。
- ・ 市民や地域は、子どもの非行防止と健全育成のため、地域での見守り活動を推進します

### (3) 女性



女性に関する人権問題は、社会的・文化的に規定づけられた性別（ジェンダー）意識に基づく固定的な性別役割分担意識及び不平等や差別・偏見が根底にあります。女性の人権を尊重する意識については、教育・啓発に取り組む中で理解されてきましたが、依然として、性別による固定的な役割分担意識や経済的な男女の格差が残っています。セクシュアル・ハラスメントやDV（ドメスティック・バイオレンス）などの直接的な身体・精神への危害のほか、性の商品化、売買春、アダルトビデオ出演強要、JKビジネス<sup>\*</sup>、

#### <用語の意味>

※ JKビジネス：JKとは女子のJと高校生のK、それぞれのイニシャルをあわせた造語。女性高校生（JK）による男性への親密なサービスを売りにしたビジネスの総称。

出会い系サイトなど性をめぐる問題、雇用機会や意思決定・政策立案の場への参画がなかなか進まない問題などがあります。

性別に関わらず一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子化が進み、人口減少社会に突入した現在、社会の多様性と活力を高め、経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

近年、女性の活躍推進が国の成長戦略の中核に位置付けられ、2015(平成27)年に女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が成立し、豊かで活力ある社会の実現に向け、女性の活躍がさらに求められるなか、充実した取組につなげるため、2020(令和2)年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。ジェンダー平等に向けた世界的な潮流のなか、女性の社会進出の促進と働き方改革等に関する法律・制度の整備、人生100年時代到来を背景としたライフスタイルの変化への対応等、さまざまな側面からの課題があり、世代を超えた男女の理解のもとそれらを解決する必要があります。

男女共同参画を阻害する暴力行為は重大な人権侵害であり、被害者の多くは女性です。

2013(平成25)年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」の改正や、2017(平成29)年の「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」の第5次改定などの法整備がなされています。2015(平成27)年には「みえ性被害者支援センターよりこ」が開設されました。今後、潜在化しているDVをはじめ女性に対するあらゆる暴力について解決を図るために、相談員や関係機関の職員の資質向上、二次被害を防止するための専門研修や専門の相談機関との連携強化など、対応の充実に努めます。

2022(令和4)年6月15日に制定され、2024年4月1日に施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」では、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことから、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現が目的とされました。市町村においても、この法律に基づく基本方針や都道府県の基本計画を踏まえ、困難女性の支援のための施策の実施に向けた計画策定に努めなければならないとされていることから、困難女性の支援に関しての取り組みの検討が求められています。

2021(令和3)年3月に策定した「第4次伊賀市男女共同参画基本計画」に基づき、だれもが輝く男女共同参画社会の実現をめざし、伊賀市男女共同参画推進会議において年次実施計画を検討し、推進を図ります。また、伊賀市男女共同参画審議会において、男

女共同参画施策の進捗状況に対して、毎年評価と提言を行い、進捗管理をしていきます。

この計画は、3つの基本目標、9つの基本施策、30の具体的施策で構成されています。基本目標1の「あらゆる分野における男女共同参画の推進」では、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、雇用における男女共同参画を推進するとともに、地域社会においても性別に関係なく、だれもが参画できるまちづくりを進めます。基本目標2の「共同参画に関する意識の普及と教育推進」では、男女共同参画の視点に立った慣行の見直しや、保育・学校教育等を通じた男女共同参画の推進とともに、あらゆる暴力の根絶にむけて、DV予防の啓発やDV被害の相談体制の強化に努めます。基本目標3の「ワーク・ライフ・バランス（WLB）の実現」では、家庭・地域・職場、それぞれの場面で生活のバランスを保ち、だれもがいきいきと暮らせるよう、ワーク・ライフ・バランスの考えを周知するとともに、その場面に応じた支援、女性と男性が協力できる環境づくりを進めます。また市では、2016(平成28)年7月に「ハタラキカタ<sup>\*</sup>応援宣言」を行っており、「男女を問わず育児や介護などに積極的に関わられるよう、働き方そのものを改革して業務の効率化を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現を図る」ハタラキカタ<sup>\*</sup>応援の取組を促進します。

### 具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 政策・方針決定への女性の参画拡大	① 審議会等委員の女性登用の拡大	審議会等委員に、女性を積極的に登用する必要性の意識を徹底させます。また人材バンクの登録者の活用や、団体への協力要請など、それぞれの審議会等の状況に応じた方法を用いて、女性の登用拡大を進めます。
	② 企業に対する女性登用の情報提供と啓発	企業における女性の積極的な登用事例紹介などの情報提供、企業訪問、県や関係団体と連携した啓発を通して、企業に対し更なる女性登用を啓発します。
2 雇用における男女共同参画の推進	① 雇用に関する関係法令の周知	募集・採用・配置・昇進等に関して、男女間の格差のないよう、事業所に「改正男女雇用機会均等法」をはじめとする関係法令の周知徹底に努めます。
3 地域社会での男女共同参画の推進	① 住民自治協議会等における男女共同参画の推進	住民自治協議会等に対し、地域の意思決定の場へ女性が参画することを促進し、そのための研修会や講座などの情報提供を行います。また、女性の参画率などの情報収集をします。
	② 男女共同参画ネットワーク会議の充実	ネットワーク会議会員が主体となって行うフォーラムの実行委員会や研修等の活動を通して、地域活動の核となる人材を育成します。

#### <用語の意味>

※ハタラキカタ<sup>\*</sup>応援宣言：部下が仕事と家庭を両立できるよう応援しつつ、組織としての成果も上げていく上司になると宣言すること。

施策項目	事業	事業概要
3 地域社会での男女共同参画の推進	③ 女性のリーダー養成講座の開催	女性が、社会のあらゆる場面で能力を発揮できるよう、エンパワメントを高めるための講座等を開催します。
4 男女共同参画を実現するための意識づくり	① 地域団体等に対する慣行などの見直しの啓発	人権問題地区別懇談会を通して、地域における社会通念・慣習等の見直しについて啓発します。
	② 人権相談の充実	困難をかかえる人々に対して、関係機関と連携し、人権尊重の観点に立った相談や支援を行います。
5 保育・学校教育・生涯学習等における男女共同参画の推進	① 男女平等の保育・教育に関する研究の推進と研修の充実	すべての学校で、男女共修で行う授業や、実践交流を行います。また、男女平等の保育の研究を推進し、園内研修等による意識啓発や、保育士間における指導方法等の共有化を図ります。
	② 学校生活の役割における男女共同参画の浸透	すべての学校で、清掃・給食当番や委員会活動等の日常の学校生活を通して、男女が協力して自主的に行動しようとする態度を培います。
	③ 講座等を通じた男女共同参画の学習	人権問題地区別懇談会等において、引き続き男女共同参画をテーマに取り上げ、学習を進めます。また、男女共同参画フォーラムや男女共同参画をテーマとした講座やワークショップを開催し、市民の学習機会を提供します。
6 あらゆる暴力の根絶	① 女性に対する暴力の社会的認識の浸透	DV、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力が人権侵害であることや暴力が起こる社会的背景についての理解を深めるため、リーフレット等の配布やパネル展により啓発を図ります。
	② 相談体制の充実	心のケアに配慮し、電話や面接による相談を気軽にできる体制を充実します。
7 調和のとれた仕事・家庭・地域生活の推進	① 事業者に対する両立支援の働きかけ	事業者に対し、育児・介護休業制度や時間外労働の制限、勤務時間の短縮など、仕事と生活の両立支援に係る制度の定着及び利用促進を、企業訪問や伊賀市人権学習企業等連絡会とのセミナー共催により働きかけます。
	② 男性の家事自立をめざす講座の開催	男性向け料理教室など、男性が生活面の技術を習得するための講座を開催します。

#### <用語の意味>

※エンパワメント：社会的弱者や被差別者が、自分自身の置かれている差別構造や抑圧されている要因に気づき、その状況を変革していく方法や自信、自己決定力を回復・強化できるように援助すること。またその理念。「庇護」や「救済」ではなく、本来の権利や人格を保つために力を付与する(エンパワー)という考え方に沿って、教育や支援を行う。不当な差別や抑圧に対抗する知識や手段、権利意識の習得を支援することで、主体的かつ能動的な権利擁護を目指す新しいアプローチ。

## 市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民は、家庭・地域や職場において、男女の固定的な役割分担意識を見直し、仕事・育児や介護を共に担い、お互いを尊重し合って生活します。
- ・ 市民は、地域社会において、男女が共に活動方針などを決定する場に平常時から参画するように努めます。
- ・ 事業者等は、女性を積極的に管理職や役職者に登用するよう努めます。
- ・ 事業者等は、男女の雇用機会均等と労働環境を整備し、ハタラクカタ改革を推進し、従業員の育児・介護休業や看護休暇の取得を促進します。

### (4) 障がい者



障がい者に関する人権問題には、家庭や地域、学校、職場などのさまざまな場において、障がいのない人と等しく参加することが妨げられている問題や、入所施設における虐待や身体拘束の問題、また、不十分な知識や認識により地域で共同生活を営むことができないなどの問題があります。さらに、精神障がい者に対する誤った知識や偏見による差別、排除、入院医療における不適切な処遇などの問題があります。

わが国においては、2014(平成26)年に国連の「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」が批准されましたが、これに先立ち批准に向けた国内法の整備が行われました。

2011(平成23)年に「障害者基本法」の一部が改正され、障がい者への差別の禁止、地域社会における共生等に関する内容が盛り込まれました。2012(平成24)年には、自治体への通報などを義務付けた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、さらに、障害者自立支援法に代わって2013(平成25)年に施行された、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)においても、基本理念に「共生社会の実現」や「社会的障壁の除去」が位置付けられたほか、制度の谷間を埋めるべく、障がい者の定義に難病等が加えられるなど、<sup>\*</sup>障害福祉サービスの充実が進められています。

2013(平成25)年6月には、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が制定され、2016(平成28)年4月に施行されました。この法律では、障害者基本法に規定された「差別の禁止」に関する具体的な内容を示し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めており、行政機関等及び事業者に対し、障がい者差別解消に向けた取組を求めるとともに、普及啓発活動を通じて障がい者も含めた国民一人ひとりによる自発的な取組を促しています。さらに、2021(令和3)年6月には、これまで国や地方自治体等に課していた合理的配慮義務を民間事業所にも同等

の義務を課すよう、一部改正が行われ、2024(令和6)年に施行されます。

伊賀市においては、「第4次伊賀市地域福祉計画」「第4次伊賀市障がい者福祉計画」を策定し、市民のだれもが障がいのあるなしに関わらず、お互いの人権を尊重し合いながら住み慣れた地域社会での共生や自立、社会参加の実現をめざして取り組んでいます。障がいのある人もない人も安心して心豊かに暮らせる地域社会を推進するためには、すべての人が障がいについて理解し、認識を持つことが必要であり、障がい者の問題を基本的人権の問題として捉え、市民一人ひとりが身近な問題として考えていくことが重要です。また、「障害者差別解消法」の規定に基づき策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の対応に関する要領（職員対応要領）」により、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るとともに、関係機関と連携をとりながら研修会や市民への啓発活動をさらに充実させていく必要があると考えます。

また、「障害者差別解消法」が施行されたその年に、相模原障がい者施設殺傷事件が発生しました。事件で得られた反省と教訓を活かして、障がい者差別のない社会の実現をめざす施策の取組を進めなければなりません。伊賀市においても、子どもたちによる差別的な言葉が日常的に使用され、障がい者に対する差別発言が未だに多数発生しているため、今後、子どもたちを取り巻く家庭や地域等の大人社会において、障がい者の人権に関する理解と認識を深めるため、差別解消に向けた取組を、障がい者団体や学校、行政等が一体となって推進していきます。

また、市内でも障がいを理由として、アパート等への入居を拒否されたという差別事象が発生しましたが、原因の一つとして、事業者や家主の認識の希薄さがあると考えられます。人権問題に関する市民意識調査において「家主による障がい者を理由とする入居拒否の考え方」に対して「誰に貸すかは家主の自由だから断っても人権侵害とはいえない」と回答した割合が4割弱となっており、今後、関係機関や団体とも連携を図りながら、障がい者の人権に関する意識向上に向けた取組を推進します。

先述の障害者権利条約については、2022(令和4)年8月に実施された国連障害者権利条約の審査と10月に出された総括所見において日本は、国連の障害者権利委員会から強く勧告を受けました。1点目は入所施設に入院している障がい者のケース見直しと期限のない入院制度をやめることと地域社会へのインクルージョン、2点目は特別支援学校など分離教育をやめ、インクルーシブ教育への移行です。インクルーシブ教育のあり方について国の動向を注視し、必要に応じて対応を検討しなければなりません。

#### <用語の意味>

※ **障害福祉サービス**：「障害者総合支援法」に規定するサービスで、居宅介護や重度訪問介護、生活介護、療養介護、短期入所等の「介護給付サービス」と、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の「訓練等給付サービス」があります。

## 具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 障がいに関する理解を深めるための教育・啓発の推進	① さまざまな機会や媒体を活用した啓発の推進	市民が障がいに対する正しい理解と障がい者の人権に関する課題、障害者差別解消法についての理解・認識を深められるように、関係機関や団体と連携し、さまざまな機会や広報等媒体を活用して啓発を進めます。また、障がいの種別に応じて、障がい者が社会での自立や雇用・就労の促進を図れるように啓発します。中でも、発達障がいや精神障がい者に対する誤解や偏見をなくし、正しい理解・認識を深められるように啓発を進めます。
	② 学校における障がい者に対する理解教育・福祉教育の推進	子どもたちが幼少時から障がい者の人権に関する理解・認識を深められるように、ともに学ぶ学校教育の充実を図るとともに、児童・生徒が障害者施設等においてボランティア体験を行うなど福祉教育の推進を図ります。
	③ 交流の促進	地域において、障がい者との交流を促進するとともに、当事者団体との交流機会の拡大を促進します。
2 地域での自立と生活支援の促進	① 障がい福祉サービスの充実	障がい者の自立と社会参加を支援するため、居宅介護をはじめ介護給付や施設における訓練等給付の障害福祉サービスの充実に努めます。
	② 障がい者に対する地域生活支援事業の推進	障がい者の自立と社会参加を支援するため、相談支援やコミュニケーション支援、移動支援等の地域生活支援事業を進めます。
	③ 教育の機会の確保	障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもが、もてる力を伸ばし、可能性を引き出し、自立や社会参加ができるように、保育・療育・教育等の内容の充実を図ります。 就学前から、子どもたちの実態を把握し、LD <sup>※</sup> （学習障がい）、ADHD <sup>※</sup> （注意欠陥多動性障がい）、高機能自閉症等を含めた障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を図るため、専門的な知識を有する「発達相談員」を雇用し、市内すべての保育所（園）、幼稚園、小中学校を巡回・教育相談を行います。そして、個別の教育支援計画を作成し、これをもとに指導実践します。

### <用語の意味>

※ 地域生活支援事業：「障害者総合支援法」に規定するサービスで、市町村及び都道府県が実施主体となるものをいいます。市町村が実施するもののうち、相談支援、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業は必須事業で、その他に選択的事業があります。

施策項目	事業	事業概要
2 地域での自立と生活支援の促進	④ 雇用・就労機会の確保	企業等における障がい者雇用の推進を図るため、企業等への啓発を行うとともに、福祉関係機関と労働関係機関とが連携し、就労支援のためのネットワークを構築します。また、トライアル雇用制度を活用しながら、就労に向けた実践的な訓練等を支援します。 また、市職員採用にあたっては、障がい者の積極的な雇用の推進を図り、就労機会の確保に努めます。
3 障がい者の人権侵害の防止と救済	① 施設等における虐待防止の促進	障がい者の通所・入所施設やグループホーム等において、利用者である障がい者が身体拘束や虐待を受けることのないように、事業者や従事者に対する人権意識の啓発を進めるとともに、県との連携のもとに、身体拘束防止や虐待防止に向けた幅広い取組を進めます。
	② 障がい者への差別禁止に関する制度の検討	障がい者に対する偏見や差別を解消するため、障がい者差別を禁止する条例の制定に向けた取組を推進します。 伊賀市障がい者地域自立支援協議会における障がい者差別解消支援専門部会において、伊賀市で起きた障がい者差別の事象を共有し、差別解消に向けた施策の検討を行います。
4 障がい者の人権相談の推進	① 障がい者の相談・支援	76ページの施策項目4、事業①の事業概要に同じ
	② 障がい者相談員等との連携	76ページの施策項目4、事業②の事業概要に同じ
5 障がい者の権利擁護の推進	① 障がい者の権利擁護制度の普及	76ページの施策項目6、事業①の事業概要に一部同じ
	② 権利擁護対策の充実	76ページの施策項目6、事業②の事業概要に一部同じ
6 だれもが住みよいまちづくりの推進	① 住宅改修の支援	障がい者や要介護認定者が行う住宅改修費を助成し、住み慣れた地域において在宅で安全に生活できるよう支援します。
	② 利用しやすい施設・道路環境の整備	障がい者にとって利用しやすい施設づくりや交通機関のバリアフリー化を進めるとともに、安全に歩行できるように交通安全施設の整備を進めます。

<用語の意味>

※ LD：軽度発達障害の一種で、知的な発達の遅れはないが、聞く、話す、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を示します。

※ ADHD：年齢あるいは発達に不釣りあいな注意力や衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。

施策項目	事業	事業概要
6 だれもが住みよいまちづくりの推進	③ 教育施設のユニバーサルデザイン化、耐震化	85ページの施策項目1、事業⑤の事業概要に同じ
	④ 防犯・防災対策の推進	障がい者が地域で安心して生活できるように、関係機関や地域団体等との連携により、見守りや災害時の避難等防犯・防災対策を進めます。また、聴覚等に障がいがあり、音声等での119番通報が困難な方が、インターネットに接続できる携帯電話やスマートフォンで119番通報ができるNET119を導入しました。システムの利用促進に向けて啓発を行います。

### 市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民や地域は、障がいに対し、正しく理解・認識を深めるとともに、障がいの有無にかかわらずお互いの人権を尊重します。
- ・ 事業者は、障がい者の雇用を進めることにより、就労機会の確保に努めます。

## (5) 高齢者



高齢者に関する人権課題として、年齢を理由とする就職等の機会が不公平であること、施設・設備や道路・交通機関、情報等を利用する際、加齢に伴う心身機能低下への配慮が不十分であること、高齢者への偏見、暴力や暴言、財産の搾取などの高齢者虐待や詐欺行為、施設等での身体拘束、賃貸住宅への入居拒否などがあげられます。これらのことは、高齢者が尊厳を持って地域で生活を送ることを妨げる原因となっています。

2020（令和2）年国勢調査によると、本市の高齢化率は、33.4%で、全国の28.6%を大きく上回る超高齢社会を迎えています。高齢化の進行により、介護だけでなく、保健・医療・福祉サービスに対するニーズが高まるのに対して、人材や財源はますます不足し、2025年には、団塊の世代が75歳以上となるため、現役世代2人で高齢者1人を支える必要があるという推計が出ています。

このような中で、元気な高齢者には、地域において支えられる側ではなく支える側として活躍してもらえるよう期待されているところであり、高齢者の就労や学習・文化活動、ボランティア活動などを通じて生きがいを高め、自己実現と社会参加を図ることができるようにするとともに、支援や介護が必要な状態になった方や、ひとり暮らしや夫婦のみ等の高齢者世帯の方が、住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう、ユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを推進し、関係機関が連携しながら相談支援できる体制の充実を図ります。

今後とも、高齢者が地域で自立した生活を送ることができ、あわせて保健・医療・福

社・住まいなどに関するサービスが切れ目なく提供されるよう、地域包括ケアシステム<sup>\*</sup>の実現に向けた取組を進めます。

また、高齢者のための総合相談支援・権利擁護事業では、認知症の正しい理解や高齢者虐待の防止など、高齢者に対する人権侵害を防止するための啓発を進め、気軽に相談できる総合相談支援体制の充実に努めます。また、地域の社会資源のネットワークによる高齢者虐待の早期発見、成年後見制度の利用支援を推進し、高齢者の権利擁護の充実に努めます。特に高齢者虐待については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」に定められた市の責務（高齢者虐待の防止、高齢者の保護のための措置、養護者に対する支援など）を果たすため、迅速な対応に努めます。

### 具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 高齢社会への意識変革	① 意識啓発の推進	高齢者一人ひとりの人格、主体性を尊重し、年齢による就労制限等社会参加が阻まれることのないように、家庭や地域、企業等に対する意識啓発を進めます。また、市民に対して、加齢に伴う心身の機能低下や高齢社会についての理解・認識を深めることができるように、また、高齢社会に生きる人間としての自覚を高めることができるように、意識啓発を進めます。 更に今後増加が予想される認知症高齢者に対する理解・認識を深め、地域で見守りや支援を行うことができるように、認知症サポーターの養成や、研修等による啓発事業を進めます。
	② 交流の促進	保育所（園）、幼稚園や学校、地域において、高齢者との交流を促進するとともに、老人クラブや子ども会、ボランティアグループ等団体相互の交流機会の拡大を促進します。
2 健康で生きがいを持って生活できる社会環境の整備	① 豊富な経験や知識、技能の活用の促進	高齢者が長年培ってきた豊富な経験や知識、技能を發揮できるように、また、積極的に社会活動を行えるように、老人クラブ活動等の支援を行うとともに、高齢者ボランティアやNPO育成、活動拠点の整備充実と活用促進を図ります。

#### <用語の意味>

※ **地域包括ケアシステム**：少子高齢化の進展に伴う介護分野の課題を解決するために、ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を担保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制のことです。中学校区を基本とする地域で、医療保険や介護保険に頼らずに、自治会やボランティアなども活用し、住み慣れた地域の中で、その地域のその人の暮らしに合った多様なサービスを包括的に提供するケアシステムのことです。

施策項目	事業	事業概要
2 健康で生きがいを持って生活できる社会環境の整備	② 健康づくり活動の展開	高齢者が健康づくりに取り組めるように、高齢者の健康への関心を高めるとともに、出前講座や健康相談など健康づくりの推進を図ります。
	③ 継続雇用の積極的な推進と多様な雇用、就労の促進	働く意欲を持つ高齢者がいきいきと生活できるように、定年制の延長や継続雇用について県や関係機関、企業と一体となって推進します。また、長年にわたって培った知識や技能を活用できるように、シルバー人材センター事業の充実やコミュニティビジネスの支援など、高齢者の多様な雇用・就労の促進を図ります。
3 支援や介護を必要とする高齢者に対するサービスの充実	① 介護サービスの提供	高齢者が支援や介護を必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活できるように、介護サービスの充実に努めるとともに、介護保険制度の円滑な運営を図ります。 住み慣れた地域での在宅生活を支えるという観点から地域密着型サービス基盤の整備を促進します。
	② 高齢者に対する在宅サービスの充実	高齢者の地域生活・在宅生活を支援するため、軽度生活援助事業等さまざまな福祉サービス等の充実に努めるとともに、家族介護者への支援も充実します。
	③ 介護予防事業の推進	介護状態になることを防止し、自立した生活を送ることができるよう、効果的な介護予防事業の推進を図ります。
	④ 介護サービス提供基盤の整備の促進	高齢者やその家族が利用しやすく質のよい介護サービスが受けられるように、県との連携のもとに研修等の情報を発信し、人材育成や資質の向上を進めるとともに、サービス提供事業者によるサービス情報の提供や苦情対応等への取組を促進します。
4 高齢者の人権侵害の防止と救済	① 施設等における身体拘束防止の促進	介護保険施設等において利用者である高齢者が身体拘束を受けることのないように、事業者や従事者に対する人権意識の啓発を進めるとともに、県との連携のもとに、身体拘束防止に向けた幅広い取組を進めます。
	② 高齢者虐待の早期発見・防止	72ページの施策項目3、事業①、②の事業概要に一部同じ
5 高齢者の権利擁護の推進	① 高齢者の権利擁護制度の普及	76ページの施策項目6、事業①の事業概要に一部同じ
	② 権利擁護対策の充実	76ページの施策項目6、事業②の事業概要に一部同じ

<用語の意味>

※ コミュニティビジネス：住民主体の地域課題解決型の小事業をいいます。高齢者向け配食サービスからまちおこし事業まで、内容はさまざまなものがあります。

施策項目	事業	事業概要
6 だれもが住みよいまちづくりの推進	① 住宅・住環境の整備	高齢者に配慮した居住環境を確保するために、高齢者でも市営住宅への入居ができるよう入居資格の緩和に向けた協議を進めます。 また、要介護認定者が行う住宅改修費を助成し、住み慣れた地域において在宅で安全に生活できるよう支援します。
	② 利用しやすい施設・道路環境の整備	高齢者にとって利用しやすい施設づくりや交通機関のバリアフリー化を進めるとともに、安全に歩行できるように交通安全施設の整備を進めます。
	③ 防犯・防災対策の推進	ひとり暮らしの高齢者が安心して暮らせるように、緊急通報体制の整備を進めるとともに、高齢者に対する悪質商法や詐欺などに関する情報の提供や被害に関する相談窓口の周知を図ります。

### 市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民や地域は、高齢者の人格・主体性を尊重し、加齢に伴う心身の機能低下や高齢社会についての理解・認識を深めます。
- ・ 事業者は、働く意欲のある高齢者について、定年制の延長や継続雇用ができるよう考慮します。

## (6) 外国人



外国人に関する人権問題としては、外国人住民の増加と定住化の進展に伴い、地域で生活していくうえで、言葉の壁をはじめ、生活習慣、文化の違いや歴史認識の相違などにより、就労・教育・医療・社会保障などさまざまな場面で問題が顕在化しています。また、外国籍の住民だけではなく、外国の文化を背景に持つ日本国籍の住民も含めて問題に取り組むことが必要となっています。

わが国における在留外国人の数は年々増加し、2022（令和4）年6月末現在で約296万人となっています。本市においても、2022（令和4）年6月末現在、外国人住民は5,728人で、総人口の6.53%を占め、県下でも高い比率です。戦前からの歴史的な経緯を背景に韓国・朝鮮国籍などの特別永住者が中心でしたが、経済のグローバル化や少子高齢化による製造業での人手不足などを背景に、就労活動に制限のない南米出身の日系人が急増してきました。定住化が進み、家族を呼び寄せたり、国際結婚などにより永住したりする外国人住民も増えています。また、新たな在留資格の創設による、アジア出身者の数も増え、割合も高くなっています。

このような中で、本市において国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い対等な関係を築きながら、地域社会を形成する一員として共に生きていくという多文化共生の視点から人権問題の解決に取り組んでいます。しかし依然として外国人

に対する雇用機会や労働条件の不平等、法律や制度に起因している問題、日常生活上の偏見や差別などが存在しています。

外国人住民と日本人住民の相互理解を深め、住民と行政、外国人住民と日本人住民が協働して、このような生活課題の解決をめざします。「伊賀市多文化共生指針」及び「多文化共生推進プラン」に基づき、オール伊賀市で多文化共生の地域づくりに取り組みます。また、外国人住民が安心して生活を送ることができるように、多言語対応及びやさしい日本語の普及に取り組み、情報提供や相談体制の充実に努めます。

2016(平成28)年6月、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)の成立・施行を受け、偏見や差別を助長する不当な差別的表現や、害悪の告知や脅迫的言動を禁止するだけでなく、伊賀市においても、外国にルーツのある人への偏見や差別を解消する取組として、全国の先進地の取組を参考に、多文化共生の地域づくりを推進するための条例について研究する必要があります。

### 具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進	① 外国人の人権課題に関する教育・啓発の推進	在日韓国・朝鮮人や南米日系人等の外国人が、日本で暮らすようになった歴史的経緯や社会的背景等についての理解・認識を深めるとともに、「外国文化の紹介」や「やさしい日本語」の出前講座を実施し、多文化共生社会づくりに向けた地域社会の意識の醸成を図るよう努めます。
	② 国際理解教育の推進	学校等において多文化に対する理解を深めるとともに、多様な文化を持つ人びとと共に生きていくことの大切さを学ぶ教育の推進を図ります。
	③ 多文化共生事業の推進	国籍や民族などの異なる人々が、文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくために、NPO法人、ボランティア団体及び国際交流協会等と連携して事業を推進します。
	④ 教職員、市職員に対する研修の実施	外国人の人権問題に対する理解・認識を深めるとともに、国際感覚を身につけることができるように、教職員や市職員に対する研修の充実に努めます。
	⑤ 交流の促進	外国人住民と日本人住民が互いに支え合える地域づくりのために、各種団体や地域コミュニティにおいて交流機会の促進を図ります。
2 社会生活の支援	① 外国人の雇用・就労環境整備	事業主に対して、外国人労働者の雇用管理の改善、適正な労働条件及び安全衛生の確保を図ることを目的として国が定めた「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」を周知します。また、同指針を外国人労働者へ周知し、事業所における外国人労働者の就労に関するトラブルを未然に防ぎます。

施策項目	事業	事業概要
2 社会生活の支援	② 外国人に対する保健・医療環境の整備	外国人が地域で健康で安心して生活できるように、保健・医療、医療保険などについて利用しやすい環境づくりを促進します。
	③ 生活情報の提供や相談窓口の充実	外国人住民が安心して生活するために生活相談窓口を設置するとともに、情報弱者にならないように多言語への翻訳や、やさしい日本語を積極的に活用して、外国人住民が利用しやすい窓口対応に努めます。
	④ だれもが住みよいまちづくりの推進	外国人の活動の場を広げ、自由な社会参加が可能となるように、また、地域社会での生活の利便性の向上を図るため、公共施設をはじめ道路、交通機関などの標識等の整備を推進します。
	⑤ 外国人に対する救急業務の充実	救急時における、外国人に対する問診表の活用により、救急業務の充実を図ります。通報時や災害現場で利用できる、通訳との三者間通話サービスを導入しました。システムの利用促進に向けて啓発を行います。
	⑥ 住まいの確保	外国人の住宅の確保を図るため、民間賃貸住宅などの入居拒否が起きないように、意識啓発に努めるとともに、公営住宅の入居支援に努めます。
	⑦ 防犯・防災対策の推進	外国人住民が災害時にも安全に避難できるように、避難場所や避難路の周知を行うとともに、地域での防災訓練への参加を促進します。
3 権利擁護と社会参画の促進	① 外国人の市政への参画促進（伊賀市多文化共生センターの活用促進）	外国人住民の市政参画を促進するため、伊賀市多文化共生センターを中心に、外国人や地域住民との交流を支援します。
	② 外国人の子どもと保護者に対する支援	外国人の子どもたちに対し適切な支援が行えるよう、各保育所（園）や幼稚園、学校において、日本語教育、進路指導、子どもの保護者への支援を充実します。
	③ 外国人児童生徒のサポート	外国人児童生徒の日本語指導を行います。また、「進路ガイダンス」の開催など、編入してきた子どもたちへの具体的な支援を進めます。さらに、教職員対象に国際理解教育研修会を開催します。

### 市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民や地域は、外国人住民も日本人住民も、お互いに文化や習慣、価値観等を認め合い、対等な関係を築きます。
- ・ 市民や地域は、外国人住民も日本人住民も、地域社会の構成員として交流しながら、互いに支え合い生活します。

## (7) 性的マイノリティ（性的少数者）



生物学的な性（からだの性）と性の自己認識（こころの性）が一致しない人（性同一性障害など）、性的指向（恋愛・性愛の対象がどの性別であるか）（好きの性）が同性である同性愛者など、今まで一般的、典型的と考えられてきたものと異なる性のあり方の人を性的マイノリティといいます。性的マイノリティは、性の多様性への理解が十分ではない社会の中で、誤解や偏見による差別的な言動や、性の区分を前提にした社会生活上の制約を受けるなど、さまざまな問題があります。社会生活上の不利益を解消して人権を擁護する観点から、性同一性障害の診断を受け一定の条件を満たす場合については、性別の取り扱いの変更について審判を受けることができることとする「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が、2004(平成16)年7月に施行されました。しかし、対象が限定的であり、十分に問題が解決したわけではありません。世界保健機構（WHO）が2019(令和元)年5月25日にスイスのジュネーブで行った総会で、「国際疾病分類」改訂版が承認されました。その中で、性同一性障害が精神障害の分類から除外され、性の健康に関連する状態という分類の中の「Gender Incongruence（性別不合）」に変更されることになりました。つまり、性の多様性は病気ではないと表明していますが、性の多様性や同性婚をめぐる議論の中では、性的マイノリティに対する根強い偏見や差別の意識が見られています。

市では、2016(平成28)年4月1日に「伊賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を施行し、双方又は一方が同性愛者又は両性愛者のカップルのパートナーシップ宣誓書を受け取り、受領証を交付する「伊賀市パートナーシップ宣誓制度」をはじめとする性的マイノリティを支援する施策を実施しています。

今後も当事者主権の原則をふまえ、性的指向を含むあらゆる差別のない地域社会にむけ、2023(令和5)年6月23日に交付・施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」に基づき、これまで取り組んできた性的マイノリティへの偏見や差別意識をなくす啓発活動を継続・強化していくとともに、性的マイノリティが受ける差別的な扱いなどに対しては、人権相談業務を充実し、人権侵害の事実が認められる場合は、県や関係機関との連携により、人権侵害防止、人権救済に向けた、適切な対応がとれる体制の構築に努めます。

## 具合的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 性の多様性及び性的マイノリティへの理解促進	① 性の多様性に関する教育・啓発の増進	からだの性、こころの性、好きの性などの要素が関係しあい、性のあり方は多種多様になることについての理解・認識を深めるため、さまざまな場や機会を活用して教育・啓発を図ります。
	② 性的マイノリティの人権課題に関する情報収集と研究	性的マイノリティの支援や差別解消に関する施策の検討に向けた情報収集や研究を行います。
	③ 学校における性の多様性の教育・啓発の推進	子どもたちが性の多様性を理解し、互いの違いを尊重しあうことができるように教育・啓発を進めます。また、性的マイノリティ当事者である子どものサポート体制を整備します。
	④ ALLY（アライ）の取組の推進	市の支援施策を周知するとともに、ALLY（アライ）（性の多様性を理解し、性的マイノリティを支援する人）を表すマークを配布し、すべての人が自分らしく生きる社会実現に向けた空気を醸成します。
	⑤ 性の多様性条例の策定	性の多様性を認め合う社会の実現に向け、伊賀市性の多様性条例（仮称）の策定に取り組みます。
2 性的マイノリティへの支援	① パートナーシップ宣誓制度	三重県パートナーシップ制度との連携を含め、「伊賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づいた「伊賀市パートナーシップ宣誓制度」を運用し、同性カップルが婚姻に相当する関係であることを認め、生活上の困難を減らします。また、ファミリーシップ制度の検討を行います。
	② 生活・就労・教育の場での困難の解消	日常に生じる困難や周囲から受ける偏見は、それぞれの性のあり方によって異なるため、調査・聞き取り等により課題となる場面を特定し、困難の解消に向け取り組みます。
	③ 情報の提供と相談体制の充実	性的マイノリティが安心して自分らしく生きるための情報の提供を行い、相談窓口を案内するとともに、相談内容により専門機関へつなぐなどの対応を行います。
	④ 当事者交流の促進	当事者同士の情報交換や不安の解消のため、交流会の促進に努めます。

## 市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民や地域は、性的マイノリティ（性的少数者）について、多様性を尊重した理解を促進します。
- ・ 企業・事業所は、LGBTに対してフレンドリーであるように、社員採用や雇用環境を整えます。

## (8) インターネットによる人権侵害



インターネットによる人権侵害は、パソコンやスマートフォンの普及など、情報化社会の進展に伴い発生してきた問題であり、発信者の匿名性や情報の発信が極めて容易であるなどの特性を悪用し、個人などに対する誹謗・中傷をはじめ、差別を助長・扇動し、生命の危険すら感じさせる内容が、電子掲示板やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等へ書き込まれるという問題があります。また、動画共有サイト等において被差別部落が識別できる情報が適示されているなど、インターネット上での人権侵害は厳しさを増しています。インターネットは私たちの生活のあらゆる場面で不可欠なものとなっている一方で、利用者の知識やモラルによっては、意図的かどうかに関係なく虚偽情報が拡散したり、偏見や思い込みによって真実が歪曲されたりするなど、インターネット上での人権侵害が助長されつづけている現状にあります。

以前は、学校裏サイトや掲示板で行われていた特定個人の誹謗・中傷が、最近はSNS上で行われており、いじめなどの問題が発生しています。SNS上でのいじめは、保護者や教師などが、外部から発見することは困難であり、表面化した時点で重大な局面に至っていることが少なくありません。また最近では、投稿から一定の時間が経過すると、自動的に書き込まれた内容が削除されるという新たなサービスが登場したことで、実態の把握がさらに困難になっています。これらの差別事象、人権侵害への取組は緊急性を要する課題です。最近のゲーム機は、インターネットに繋ぐことができます。フィルタリングをしていないと、青少年に有害な暴力的な表現をはじめ、異性を紹介する「出会い系サイト」を含む、さまざまなサイトが閲覧できることから、インターネット犯罪などを引き起こすきっかけとなっている状況もあります。

インターネット上での人権侵害を防止するためには、市民一人ひとりが、インターネットの利点と問題点を理解し、その利用にあたっては、書き込んだ内容が受け取る側によって、好意的にも批判的にも受け止められるということや、情報が不特定多数の人に見られるということを常に意識して、プライベートな情報や人を傷つける情報だけでなく、書き込み行為そのものについて十分配慮することが必要です。また、情報モラルや人権意識の向上を醸成し、根本的な解決につなげていく必要があります。

そのため、本市においても、県や関係機関などと連携を図り、インターネット環境の変化に迅速に対応しながら、広く教育・啓発を推進していきます。また、インターネットによる差別事象や人権侵害の書き込みについては、県や法務局等関係機関や団体と連携・協力して、定期的なインターネット上の部落差別などの実態把握（モニタリング）を行います。併せて、インターネットを通じた人権侵害に対応するための相談窓口の周知を進めるとともに、インターネット上での差別被害の救済について検討を進めます。

## 具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 人権意識の高揚と適切な利用の促進	① インターネット上での差別事象や人権侵害に関する教育・啓発の推進	インターネット上での差別事象や人権侵害の書き込みなどの問題に関する教育・啓発を進めるとともに、インターネットの利用にあたって、プライベートな情報や人を傷つける情報を流さないよう、適正な利用に関する啓発と教育を進めます。
2 人権課題の把握と対応	① インターネット上での差別事象や人権侵害の状況把握	県や関係機関、団体等との連携により、インターネット掲示板やSNS等における個人への誹謗・中傷や悪質な差別表現、動画共有サイト等における被差別部落が識別できる情報等の書き込みの早期発見・把握を行うとともに、その状況報告を取りまとめ、防止に役立てます。
	② 人権侵害への対応	インターネットによる差別事象や人権侵害の書き込みで発信者が特定できる場合は、県や法務局等と連携し侵害行為をやめるよう促していきます。発信者を特定できない場合は、プロバイダ等に削除を申し入れるなど取組を進めます。
	③ ネットボランティアの組織化	ネットボランティアを組織し、インターネットによる差別事象や人権侵害について、広く監視を行うとともに、ネットボランティアが情報交換をする場を設け、連携した取組を進めます。

## 市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民や地域は、インターネットの利点と問題点について、正しい理解・認識を持つよう努めます。
- ・ 市民や地域は、インターネットを利用するにあたり、プライベートな情報や人を傷つける情報を流さないよう配慮します。

### <用語の意味>

※**フィルタリング**：データをふるいにかけて分類すること。ネットワークにおいては、指定した条件によって通信を許可するか遮断する機能を指します。迷惑メールやスパムを隔離する電子メールのフィルタリングや、有害サイトへのアクセスを制限する機能があり、ここでは後者の方を意味します。

※**プロバイダ**：インターネットへ接続するサービスを提供する会社のことです。正確には「インターネット・サービス・プロバイダー」のことで、略してISPと呼ばれることもあります。

## (9) 疾病と人権



### 【患者の権利】

患者等の人権問題には、医学的処置や治療に先立ち、必要な情報の提供を受け、理解、納得、同意の上で治療を受けることの権利（インフォームド・コンセント）が尊重されないことをはじめ、入院時の対応などの問題があります。また、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病回復者、難病患者等に関する人権問題には、誤解や他人事とする意識などにより、患者及び感染者、あるいは家族までもが日常生活上や職場等における差別や偏見を受ける問題があるほか、マスコミの報道やインターネットなどによるプライバシーの侵害などの問題があります。

医療においては、医療提供者と患者が対等な立場に立ち、患者の自主性を尊重することが重要となっていて、相互の信頼関係を基本に成り立つものです。医療機関におけるインフォームド・コンセントが重要視され、診断や治療方針について主治医以外の医師の意見を聞くこと（セカンドオピニオン）の実施など、患者本位の医療体制づくりが進められています。

本市においても、患者の人権に関する教育・啓発の一層の充実を図り、上野総合市民病院をはじめ民間の医療機関において患者が尊重される患者本位の医療体制づくりを推進してきました。

### 【HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病回復者、新型コロナウイルス感染症】

世界保健機関(WHO)は1988(昭和63)年に世界的レベルでのHIV感染拡大防止とHIV感染者・エイズ患者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、12月1日を「世界エイズデー」と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱しました。本市においても県との連携のもとに、パンフレット等の配布や講演会等を実施し、HIV感染症・エイズについて正しい知識の普及活動を行うとともに、エイズの相談や検査につなげてきました。今後も、HIV感染症・エイズに関する正しい知識等についての啓発活動を推進し、HIV感染拡大防止及びHIV感染者・エイズ患者に対する差別や偏見の解消を図ります。

ハンセン病は、らい菌による感染力のきわめて弱い感染症であり、治療方法が確立されて以降も、非人道的な隔離政策は継続され、患者や回復者、その家族に大きな苦難と苦痛を強いてきました。

ハンセン病患者の隔離政策は、無らい県運動<sup>\*</sup>という形で、患者は「国の恥」とか、「恐ろしい病気」という意識を定着させた上、官民一体となって療養所送りを繰り返した歴史的事実への謝罪と深い反省の上に、二度と同じ過ちを繰り返さない強い決意を、市民

一人ひとりに広げることが必要です。

ハンセン病は、1947(昭和22)年から日本の療養所でもプロミンによる投薬試験が始まり、効果が確認されていますが、患者の出た家を真っ白に消毒するような、社会的に一度植え付けられた差別意識は、そう簡単にはなくすることができませんでした。それどころか、新しく日本国憲法下において、1953(昭和28)年に「らい予防法」が公布され、強制隔離政策や無らい県運動を継続し、1996(平成8)年に法律が廃止されるまで、ハンセン病患者と回復者、家族や遺族への偏見や差別による人権侵害が助長されることとなりました。

現在、入所者自身が高齢で身寄りがないことや長期間にわたり社会との交流を絶たれてきたことなどから、社会復帰が困難な状況にあります。ハンセン病入所者等が起こしていた「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」で、2001(平成13)年に原告の主張をほぼ認めた判決に国は控訴せず、同年「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律(ハンセン病補償法)」が施行され、国が金銭保障とともに名誉回復を図ることとされましたが、療養所の入所者が、ホテルの宿泊を拒否された事実にもみられるように、病気に対する根強い誤解や無理解が、入所者の地域社会への復帰や交流を妨げています。

2008(平成20)年6月には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」が制定され、ハンセン病患者が、国の隔離政策によって、経済的被害や人権上の制限・差別を受けたことを認め、国に対して入所者への医療体制の整備、社会復帰の支援、名誉回復の措置などを義務付けるとともに、療養所を自治体が利用できる規定も盛り込まれました。伊賀市においても、ハンセン病問題に関する正しい認識の上に、二度と同じ過ちを繰り返さないようにする取組が必要です。

2020(令和2)年には新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染者やその家族を差別する動きが生じました。特にインターネット上では、感染者の住所や就業場所

#### <用語の意味>

※**無らい県運動**：ハンセン病患者の隔離政策として、地方自治体や市民が関わり、ハンセン病患者が、自分たちの町や村に一人もいないことをめざして、療養所に入所させる官民一体となった取組をいいます。当時の内務省衛生局は、1931(昭和6)年に「癩(らい)予防法」を制定、そして1940(昭和15)年には厚生省(現在の厚生労働省)は、「患者収容の完全を期せんがためには、いわゆる無癩運動の徹底を必要なりと認む」という指示を各都道府県に出します。その結果、都道府県をはじめ各地方自治体は「無らい県運動」を展開し、競うようにして「患者狩り」を行い、療養所に駆り立てていきました。市民もこれに呼応し、「疑わしき者」を自治体に通報や投書しました。警察や保健行政機関をはじめ、学校現場、地域住民がハンセン病患者の発見、通報、収容促進の役目を担い、その過程でハンセン病は「恐ろしい伝染病」という誤った認識が社会に植えつけられ、ハンセン病に対する偏見・差別や忌避意識が定着しました。その結果、患者は療養所以外の居場所を失い、またその家族までも地域から排除され、差別を受けました。

を特定したかのような真偽不明の書き込みがインターネット掲示板に投稿されるなど、感染者の人権を軽視した状況が見られました。また、マスクの着用についても、着用することが出来ない人に対して、着用していないことを理由に施設や車両の利用を拒否したり、排除したりする行動が見られました。ワクチン接種についても同様に、接種することでアレルギー症状が出るなどによって、接種することが出来ない人も居ますが、職場や地域の中で接種することが当然であるかのように圧力をかけるなど、新型コロナウイルス感染症をめぐって、あらゆる差別的な取り扱いが見られました。

感染者がどこに居るのか、誰かを探し、自分から遠ざけようとするような、差別的取り扱いや人権侵害の現れ方は、HIV感染者やハンセン病などの感染症における人権問題と同じ構造が見られます。

2022(令和4)年に、国内で感染者が確認された「サル痘」についても偏見や差別的な意識がインターネット上を中心に見られます。これまでの感染症に起因する差別や人権侵害が発生する過ちを繰り返さないために、これまでの取組を見直し、改めて差別や人権侵害を解消するための啓発活動をはじめとする取組を進めていきます。

## 【難病患者等】

難病は、原因不明で治療法が確立されていないことから偏見も生じやすく、就職、結婚などにおいてさまざまな差別が存在しています。また、患者は長期あるいは生涯にわたって治療を受ける必要があり、患者にかかる経済的負担や患者を介護する家族の精神的・肉体的負担が大きいなど、難病患者を取り巻く深刻な問題が存在しています。「障害者総合支援法」の成立を受け、治療法が確立していない疾病その他の特殊の疾病、今まで「制度の谷間」と言われてきた、いわゆる難病の方々が、障害福祉サービスの対象となり、これまで補助金事業として一部の市町村での実施であった障害福祉サービスが、全市町村において提供が可能となりました。今後、難病患者に対する差別の解消に向けた啓発を行うとともに、国・県との連携のもとに患者と家族の療養生活支援、地域社会における共生の実現に向けて更なるサービスの充実に努めます。また、医療機関等との連携により、患者が学校や職場で孤立することなく生活が送れるよう、まわりの理解や当事者への支援が進むよう、環境づくりに努めます。

### 具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 患者本位の医療体制づくり	① 患者の立場が尊重される医療体制づくりの推進	患者の立場が尊重される医療体制づくりを進めるため、上野総合市民病院において、「患者の権利宣言」を院内に掲示し、患者自身や市民が、患者の権利について理解を深めるよう啓発します。

施策項目	事業	事業概要
1 患者本位の 医療体制づ くり	② 人権の視点に立った業 務や接遇の推進	上野総合市民病院において、人権の視点に立って業務を進めるため、研修の充実に努めるとともに、院内に設置のご意見箱「患者の声」をもとに安全衛生・人権委員会が中心となって、医療の質向上に向けて取組ます。 また、医療機関における医師、看護師等従事者が患者の人権をはじめ障がい者、高齢者等さまざまな人権課題について理解・認識を深められるよう、医師会等関係団体などに研修の充実に働きかけます。
2 感染症の予 防や病気に 対する正し い知識の普 及	① HIV感染症・新型コロナウ イルス感染症に対する正 しい知識の普及・啓発活動 の推進	世界エイズデーやHIV検査普及週間をはじめ年間を通して、県や関係機関、団体等との連携により、HIV感染症やエイズについての正しい知識の普及・啓発活動を進めます。 また、新型コロナウイルス感染症についての正しい知識の普及・啓発活動を行います。
	② その他の感染症に対す る正しい知識の普及・ 啓発活動の推進	県や関係機関、団体等との連携により、パンフレットの配布や講習会などを通して、その他の感染症についての正しい知識の普及・啓発活動を進めます。
	③ ハンセン病等感染症差 別・偏見の解消と患者 の人権への配慮	感染症の発生時には、患者の人権に配慮しつつ、県や関係機関、団体等との連携により迅速かつ適切な対応を行い、まん延の防止を図ります。
	④ ハンセン病に対する正 しい知識の普及・啓発 活動の推進	県や関係機関、団体等との連携により、パンフレットの配布や講習会などを通して、ハンセン病についての正しい知識の普及・啓発活動を進めます。
	⑤ 難病に対する正しい知 識の普及・啓発活動の 推進	県や関係機関、団体等との連携により、パンフレットの配布や講習会などを通して、難病についての正しい知識の普及・啓発活動を進めます。
3 医療・生活 支援体制の 充実	① 医療相談体制の充実	患者の医療に関するさまざまな悩みや不安に対応するため、医師・薬剤師・ケアマネジャー・訪問看護師・介護保険事業者等の専門職間の情報共有、連携を強化し、医療相談体制の充実を図ります。

#### <用語の意味>

※ **患者の権利宣言**：伊賀市立上野総合市民病院では、①個人として常にその人格を尊重される権利がある、②良質な医療を平等に受ける権利がある、③自分の受ける治療や検査の効果や危険性、他の治療法の有無等について、わかりやすい説明を理解できるまで受ける権利がある、④自分の治療計画を立てる過程に参加し、自分の意志を表明し、自ら決定する権利がある、⑤自分の受けている医療について知る権利がある、⑥自分の情報を承諾なくして第三者に開示されない権利がある、の6つの権利を掲げ、患者の医療に対する主体的な参加の支援を図っています。

施策項目	事業	事業概要
3 医療・生活 支援体制の 充実	② エイズ相談・HIV検査に ついての周知	感染の心配のある人には、無料・匿名での相談や検査を保健所で実施することについて周知を図ります。
	③ 難病患者への医療・生 活支援	「障害者総合支援法」に基づき、県や関係機関等との連携により、病気に関するさまざまな問題や悩みに対する相談支援や情報提供を行うとともに、居宅や住み慣れた地域での療養生活の支援・福祉サービスの充実に努めます。

## (10) さまざまな人権課題



そのほかの人権課題として、犯罪被害者、アイヌの人びと、沖縄の人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、ホームレス<sup>※</sup>、原子力発電所事故による避難者等がありますが、これらは個々に独立した施策としてみるには、現在のところ、社会状況等から判断して総合的な取組までに至っていないものの、人権課題として正しく現状認識をし、必要に応じてすぐにでも対応すべき重要な課題であり、ひとつの施策として進捗管理していきます。

また、これらの人権課題以外にも、今後、社会の動向などにより、新たに人権課題として認識を深め対応していくべきものがあります。

2011(平成23)年3月11日に起こった東日本大震災は、大きな揺れと津波により、死者・行方不明者を合わせ、2万人を超える犠牲者を出すとともに、多くの家屋を消失するなどの甚大な被害を及ぼしました。また、これまで培われてきた地域コミュニティを崩壊させました。現在でも、住宅や職場などの生活基盤を失い、将来への不安を抱えている方もいます。加えて、二次災害(人災)ともいえる原子力発電所の事故による被曝(ばく)や危険区域からの強制退去、放射能汚染による風評被害などの問題が深刻化しています。県外へ自主避難した生徒・児童が、避難先で「いじめ」にあうという、大変深刻な事例も報道されました。こうした状況の中で、東日本大震災以降も、地震や風水害を含めた自然災害や人災による「災害と人権」という新たな課題も発生しています。本市においては「震災時における人権」、「防災対策と人権」という視点で、積極的な被災地支援や風評による偏見や差別意識に対する啓発活動を今後も継続する必要があります。

ほかにも、「孤独・孤立」の問題や自殺対策など、社会の動向を的確にとらえ、新たな人権課題について見落とすことなく取組を進めていく必要があります。

### <用語の意味>

※ ホームレス：特定の住居をもたず、道路や公園、河川敷、地下街、駅舎などで野宿生活を送っている人たちのことをいいます。

## 【犯罪被害者等】

犯罪被害者等に関する人権問題には、犯罪行為による直接的被害のみならず、そのことによる精神的・経済的被害等さまざまな被害や、本人だけでなく家族に対するマスコミの報道や地域社会の風評などによる精神的負担といった問題があります。

犯罪被害者は、事件により長期間の休職や失職、医療費などの負担を強いられるほか、マスコミの報道や地域社会の風評など二次的被害にあうなど、心的外傷後ストレス障害（PTSD）<sup>※</sup>に苦しむことも少なくありません。理不尽な犯罪により深く傷つけられた被害者や家族等を社会的孤立から救うためには、被害者や家族等に接する人、さらには社会全体が被害者や家族等の気持ちをよく理解し、適切な支援を行うことが必要です。また、犯罪被害者等に対する集団的な過熱取材等によるプライバシーの侵害など社会からの二次的被害を防止するため、被害者が地域で安心して暮らしていただけるような社会をつくっていくことも必要です。

本市においては、犯罪被害者などを支える社会の形成を促進することを目的として、2022年(令和4)年3月に「伊賀市犯罪被害者等支援条例」を公布・施行しました。この条例に基づき、犯罪被害者等の人権擁護に関する啓発活動を推進するとともに、被害者等に対する相談窓口の充実などをはじめとして、国、県など関係機関との連携を図り、犯罪被害者等の権利や利益の保護のための施策の総合的な推進に努めます。

## 【アイヌの人びと】

アイヌの人びとの人権については、1993(平成5)年の「世界先住民族国際年」を契機に、わが国においても1997(平成9)年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行されました。この法律は、アイヌの伝統及び文化についての正しい知識を普及・啓発し、アイヌの人びとの民族としての誇りが尊重される社会づくりを目的としています。2019(令和元)年に公布・施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」に基づき、伊賀市においても、アイヌの人びとがおかれてきた歴史的な経緯や差別の実態を踏まえた啓発活動や人権学習をさらに進めていきます。

### <用語の意味>

※ 心的外傷後ストレス障害（PTSD）：地震や火災などの自然災害または戦争や事故、拷問、虐待、婦女暴行、その他犯罪の犠牲などの体験により、心に加えられた衝撃的な傷が元となり、後にさまざまなストレス障害を引き起こす疾患のことをいいます。日本では阪神・淡路大震災、地下鉄サリン事件等で広く病名が知られるようになりました。PTSDはpost traumatic stress disorderの略。

## 【沖縄の人びと】

沖縄の人びとがおかれてきた歴史的な経緯、独自の豊かな文化や伝統への理解を深めるための教育・啓発や沖縄戦、強制疎開による餓死者や病死者など第二次世界大戦の悲惨な歴史と基地問題などをすべての人の問題としてとらえ、平和への取組ができるように教育・啓発を進めます。

## 【刑を終えた人・保護観察中の人等】

刑を終えた人・保護観察中の人（仮出獄中の人、少年院の仮退院中の人など）や、その家族に対する偏見や差別には根強いものがあり、就職や居住に関する差別問題をはじめ、社会復帰の機会からの排除など、立ち直りをめざす人たちや家族にとって、非常に厳しい状況があります。刑を終えた人・保護観察中の人等が、家族、職場、地域社会など周囲の人びとの理解と協力を得て更生し、地域社会の一員として円滑な生活を営むことができるように、刑を終えた人・保護観察中の人等に対する偏見や差別意識を解消するための啓発活動を行うとともに、県や関係機関、団体等と連携し、偏見等により疎外されない社会復帰に適した環境整備に努めます。

## 【ホームレス】

2002(平成14)年8月に「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」が制定されました。この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいることや、地域社会でのあつれきが生じつつある現状を踏まえ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援などに関し、国などの果たすべき責務を明らかにするとともに、施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的としています。この法律により、国では2003(平成15)年7月に「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」が策定されました。今後、本市においても、ホームレスに対する偏見や差別意識をなくすとともに、ホームレスに対する人権相談をはじめ各種相談や自立支援等に努め、人権侵害に対しては、県や関係機関、関係団体との連携による適切な対応を図ります。

## 【原子力発電所事故による避難者】

2011(平成23)年3月11日に発生した東日本大震災と、この震災に伴って福島第一原子力発電所事故が発生し、たくさんの人に未曾有の被害をもたらしました。とりわ

け、原子力発電所から漏れ出した放射性物質の危険に苦悩し県外へ避難した人に対する、避難先での偏見や差別が問題になっています。

社会の偏見・風評被害や過剰な反応が、子どもにも影響が及んでおり、転校先でいじめをうけるなどの問題が現れています。被災地を含めた、福島避難者などの実態や放射線や放射性物質等について、正しい理解に基づく行動ができるような学習の機会が、必要になります。

### 具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 犯罪被害者 等の人権擁護	① 啓発活動の推進	「犯罪被害者等基本法」の周知を図るとともに、犯罪被害者やその家族等の人権課題について、市民が理解・認識を深められるよう、啓発を進めます。
	② 相談の充実	犯罪被害者やその家族等の人権侵害について、精神的なダメージを克服し、正常な社会生活が営めるように、県や関係機関、「社団法人 みえ犯罪被害者総合支援センター」をはじめとする民間団体との連携を強化し、相談体制、権利や利益の保護のための総合的な取組の充実に努めます。
	③ DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者等の保護	DV被害者の一時保護や自立支援における県や民間シェルター等との連携、支援体制の構築に努めます。また、DV被害者以外の被害者についても、住まいの確保等支援策を検討します。
2 さまざまな 人権課題の 把握	① さまざまな人権課題の 現状と課題認識のため の取組の推進	さまざまな人権課題の状況や人権侵害の発生状況、人権相談など、人権課題の現状と課題認識のための取組を行います。
	② 国や県、社会の動向の 把握	さまざまな人権課題に関する国や県、社会の動向を把握するとともに、必要に応じて各種統計データを活用し、現状への理解や課題認識を深めます。
3 人権に関する教育・啓 発の推進	① さまざまな人権に関する啓発の推進	さまざまな人権課題に関する啓発を進めます。
	② さまざまな人権に関する教育の推進	学校、地域、職場などでの人権教育において、さまざまな人権課題についての理解・認識を深められるような取組を進めます。

## 計画推進にあたっての数値目標

### 第4次計画策定時

指 標 項 目					
人権問題地区別懇談会開催地区数					
現況 2022	2023	2024	2025	2026	目標 2027
※99地区	110地区	115地区	120地区	125地区	130地区
人権問題地区別懇談会参加者数					
現況 2022	2023	2024	2025	2026	目標 2027
※6,564人	6,600人	6,700人	6,800人	6,900人	7,000人
市民対象の人権大学講座（連続講座）延べ受講者数					
現況 2022	2023	2024	2025	2026	目標 2027
※1,234人	1,300人	1,325人	1,350人	1,375人	1,400人
差別をなくす強調月間に係る講演会等参加者数					
現況 2022	2023	2024	2025	2026	目標 2027
※1,535人	1,600人	1,700人	1,800人	1,900人	2,000人
人権問題企業連絡会加盟事業所数					
現況 2022	2023	2024	2025	2026	目標 2027
85社	88社	91社	94社	97社	100社

※新型コロナウイルス感染拡大前（2019年度）の実績数値を現況数値として記入します。

## 資料編

1	計画の策定経過	1
2	伊賀市人権政策審議会条例	3
3	伊賀市人権政策審議会委員名簿	5
4	伊賀市人権施策推進会議設置要綱	7
5	伊賀市人権侵害対策本部設置要綱	10
6	人権関連の条約や法律等	15
7	三重県の人権関連の条例等	26
8	伊賀市の人権関連の条例や宣言・計画	29
9	用語の意味	35
10	人権施策の歩み（人権年表）	44

# 1 計画の策定経過

## ① 伊賀市人権政策審議会開催経緯

開催年月日	審議内容
2022(令和4)年4月20日	2022年度第1回伊賀市人権政策審議会に「第4次伊賀市人権施策総合計画」策定について諮問
2022(令和4)年6月29日	2022年度第2回伊賀市人権政策審議会 1. 副会長の選任について 2. 第4次伊賀市人権施策総合計画基本方針(骨子・構成)の検討 3. 当事者ヒヤリングの項目について事業者アンケートの検討 4. その他
2022(令和4)年8月29日	2022年度第3回伊賀市人権政策審議会 1. 委員の紹介について 2. 第4次伊賀市人権施策総合計画基本方針(修正案)の検討 3. 第4次伊賀市人権施策総合計画人権に関する市民意識の現状と課題 4. その他
2022(令和4)年10月18日	2022年度第4回伊賀市人権政策審議会 1. 第4次伊賀市人権施策総合計画本文(中間案)の検討 2. その他
2023(令和5)年3月22日	第5回伊賀市人権政策審議会 1. 会長・副会長の選任 2. 第4次伊賀市人権施策総合計画策定スケジュールの説明 3. 第4次伊賀市人権施策総合計画本文(中間案)の検討 ・ 市内調整によって修正した点について ・ 前回審議会以降にいただいた意見を基に修正した点について ・ ヒアリング等調査結果に基づき修正した点について 4. その他 ・ 今後のスケジュールの説明
2023(令和5)年6月1日～ 2023(令和5)年6月30日	「第4次伊賀市人権施策総合計画(中間案)」に対するパブリックコメントの募集
2023(令和5)年7月18日	2023年度第1回伊賀市人権政策審議会 1. 第4次伊賀市人権施策総合計画(中間案)に対する意見について (1) パブリックコメントに対する回答 (2) 市議会からの意見に対する回答 2. 第4次伊賀市人権施策総合計画(最終案)の検討 3. その他
2023(令和5)年7月19日	伊賀市人権政策審議会より「第4次伊賀市人権施策総合計画」策定について答申

② 伊賀市人権施策推進会議開催経緯

開催年月日	会議内容
2022(令和4)年5月23日	第1回伊賀市人権施策推進会議 1. 副会長の選任について 2. 第4次伊賀市人権施策総合計画の諮問について ・策定方針について ・策定体制について ・スケジュールについて 3. 第4次伊賀市人権施策総合計画構成の検討・当事者ヒアリングについて ・計画の考え方について ・当事者ヒアリングについて 4. その他
2022(令和4)年8月25日	第2回伊賀市人権施策推進会議 1. 第4次伊賀市人権施策総合計画の検討について ・計画の基本方針の検討 2. 第4次伊賀市人権施策総合計画の検討について ・人権に関する意識調査の現状と課題 3. その他
2022(令和4)年10月12日	第3回伊賀市人権施策推進会議 1. 第4次伊賀市人権施策総合計画の本文（第3章）検討（中間案作成）について ・同和問題・同和地区の表記について ・具体的な人権施策の確認について 2. その他
2023(令和5)年3月9日	第4回伊賀市人権施策推進会議 1. 第4次伊賀市人権施策総合計画策定スケジュールの修正について 2. 第4次伊賀市人権施策総合計画（中間案）の検討について ・当事者ヒアリング等調査結果から ・審議会長等からの意見の反映について 3. その他

## 2 伊賀市人権政策審議会条例

平成16年11月1日  
条例第147号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、伊賀市人権政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ伊賀市における人権政策に係わる重要事項並びに部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃及び市民等の人権擁護に関する事項について必要な調査及び審議を行い、その結果を報告し、又は意見を具申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、吹に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 人権問題に関し経験を有する者及び人権問題に関し識見を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員が委嘱され、又は任命されたときの要件を失ったときは、委員を辞したものとみなす。
- 3 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 審議会に、専門の事項を調査し、審議させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 専門部会については、前2条の規定を準用する。

(幹事)

第8条 審議会に幹事若干人を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会及び専門部会の業務を処理する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、人権生活環境部人権政策・男女共同参画課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則  
この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日条例第6号）  
この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日条例第2号）  
この条例は、平成22年4月1日から施行する。

### 3 伊賀市人権政策審議会委員名簿

委員任期：2022(令和4)年11月1日～2024(令和6)年10月31日まで

役職名	氏名	所属等
会長	谷川 雅彦	学識経験者（部落解放・人権研究所 所長）
副会長	堀川 実和子	伊賀市校長会
委員	井上 順子	伊賀市国際交流協会
	内田 香代	伊賀人権擁護委員協議会
	大西 一幸	伊賀公共職業安定所 所長(R5/4/1～)
	加納 克典	僕らの移住生活
	上田 康則	伊賀市住民自治協議会
	上出 優子	伊賀市人権学習企業等連絡会
	佐治 篤史	上野商工会議所
	澤野 政子	伊賀市男女共同参画ネットワーク会議
	辻上 浩司	三重県伊賀地域総合防災事務所 所長(R5/4/1～)
	西口 保次	伊賀市民生委員児童委員連合会
	深田 浩之	伊賀公共職業安定所 所長(R5/3/31～)
	藤井 理江	三重県伊賀地域総合防災事務所 所長(R5/3/31～)
	藤田 幸一	伊賀市人権同和教育研究協議会
	藤原 泰則	伊賀市障害者福祉連盟
	堀井 信雄	公募委員
	松村 哲夫	部落解放同盟伊賀市協議会
	南 徹雄	伊賀市住民自治協議会
	本江 優子	学識経験者（反差別・人権研究所みえ）
	八百田 政男	伊賀市老人クラブ連合会
	吉輪 康一	伊賀市障害者福祉連盟(R5/7/4～)

※会長・副会長以外の委員は五十音順。2023(令和5)年7月31日現在。

(期間)は、委嘱期間中、選出団体からの変更推薦による。(役職離任・退職、死亡等による)

委員任期：2020(令和2)年11月1日～2022(令和4)年10月31日まで

役職名	氏名	所属等
会長	谷川 雅彦	学識経験者（部落解放・人権研究所 所長）
副会長	堀川 実和子	伊賀市校長会（R4/4/1～）
委員	井上 順子	伊賀市国際交流協会
	内田 香代	伊賀人権擁護委員協議会
	加納 克典	僕らの移住生活
	上出 優子	伊賀市人権学習企業等連絡会
	佐治 篤史	上野商工会議所
	澤野 政子	伊賀市男女共同参画ネットワーク会議
	芝田 喜比古	公募委員
	西口 保次	伊賀市民生委員児童委員連合会(R4/7/7～)
	深田 浩之	伊賀公共職業安定所 所長(R3/4/1～)
	藤井 理江	三重県伊賀地域総合防災事務所 所長(R4/4/1～)
	藤田 幸一	伊賀市人権同和教育研究協議会
	藤原 泰則	伊賀市障害者福祉連盟
	松村 哲夫	部落解放同盟伊賀市協議会
	三ツ森 義久	伊賀市民生委員児童委員連合会(~R4/7/7)
	南 徹雄	伊賀市住民自治協議会
	本江 優子	学識経験者（反差別・人権研究所みえ）
	八百田 政男	伊賀市老人クラブ連合会
	山本 恭子	伊賀市住民自治協議会

※会長・副会長以外の委員は五十音順。

(期間)は、委嘱期間中の団体からの変更推薦による。(役職離任・退職、死亡等による)

## 4 伊賀市人権施策推進会議設置要綱

平成 18 年 5 月 9 日訓令第 19 号

改正

平成 19 年 3 月 30 日訓令第 15 号

平成 19 年 5 月 7 日訓令第 27 号

平成 19 年 9 月 12 日訓令第 42 号

平成 20 年 3 月 31 日訓令第 14 号

平成 21 年 8 月 11 日訓令第 51 号

平成 22 年 3 月 31 日訓令第 13 号

平成 23 年 7 月 29 日訓令第 30 号

平成 24 年 4 月 1 日訓令第 14 号

平成 25 年 4 月 1 日訓令第 19 号

平成 26 年 4 月 1 日訓令第 20 号

平成 27 年 4 月 1 日訓令第 20 号

平成 28 年 4 月 1 日訓令第 33 号

平成 29 年 4 月 1 日訓令第 34 号

平成 30 年 3 月 30 日訓令第 22 号

平成 31 年 4 月 1 日訓令第 18 号

令和元年 8 月 21 日訓令第 13 号

令和 2 年 4 月 1 日訓令第 32 号

令和 3 年 4 月 1 日訓令第 39 号

令和 4 年 5 月 16 日訓令第 67 号

(設置)

**第1条** 本市における人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、伊賀市人権施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 人権施策に関する総合計画の策定に関すること。
- (2) 人権施策の総合的かつ効果的な推進に関すること。
- (3) 人権施策に関する関係部課、関係支所との連絡調整に関すること。
- (4) その他人権施策の推進について必要な事項に関すること。

(組織)

**第3条** 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、人権生活環境部長とし、副会長は、委員の中から互選とする。

3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(推進会議の運営)

**第4条** 会長は、推進会議を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

**第5条** 推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは、推進会議の会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(プロジェクトチーム)

**第6条** 第2条に規定する事項について専門的に調査研究する必要があるときは、プロジェクトチームを置くことができる。

2 プロジェクトチームは、会長が指名する者をもって構成する。

(事務局)

**第7条** 推進会議の事務局を、人権生活環境部人権政策課に置く。

(補則)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

**附 則**

この訓令は、平成 18 年 5 月 9 日から施行し、平成 18 年 5 月 1 日から適用する。

**附 則** (平成 19 年 3 月 30 日訓令第 15 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 19 年 5 月 7 日訓令第 27 号)

この訓令は、平成 19 年 5 月 7 日から施行する。

**附 則** (平成 19 年 9 月 12 日訓令第 42 号)

この訓令は、平成 19 年 9 月 12 日から施行する。

**附 則** (平成 20 年 3 月 31 日訓令第 14 号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 21 年 8 月 11 日訓令第 51 号)

この訓令は、平成 21 年 8 月 11 日から施行する。

**附 則** (平成 23 年 7 月 29 日訓令第 30 号)

この訓令は、平成 23 年 7 月 29 日から施行し、改正後の伊賀市人権施策推進会議設置要綱の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則** (平成 24 年 4 月 1 日訓令第 14 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 25 年 4 月 1 日訓令第 19 号)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 26 年 4 月 1 日訓令第 20 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日訓令第 20 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日訓令第 33 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日訓令第 34 号）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日訓令第 22 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日訓令第 18 号）

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 8 月 21 日訓令第 13 号）

この訓令は、令和元年 8 月 21 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日訓令第 32 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日訓令第 39 号）

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 5 月 16 日訓令第 67 号）

この訓令は、令和 4 年 5 月 16 日から施行する。

#### 別表（第 3 条関係）

デジタル自治推進局次長 防災危機対策局次長 総務部次長 総務部人事課長 企画振興部次長 財務部次長 地域連携部次長 人権生活環境部次長 健康福祉部次長 産業振興部次長、建設部次長 消防本部消防次長（本部担当）、上野総合市民病院事務部長、教育委員会事務局長 教育委員会事務局生涯学習課長、教育委員会事務局学校教育課長
---

## 5 伊賀市人権侵害対策本部設置要綱

平成17年7月1日訓令第26号

改正

平成18年2月27日訓令第2号

平成18年3月31日訓令第4号

平成18年5月24日訓令第21号

平成19年3月30日訓令第15号

平成19年5月7日訓令第27号

平成20年3月31日訓令第15号

平成20年7月31日訓令第46号

平成21年5月25日訓令第31号

平成22年3月31日訓令第15号

平成23年4月1日訓令第19号

平成24年4月1日訓令第14号

平成25年3月29日訓令第16号

平成25年10月11日訓令第41号

平成26年4月1日訓令第20号

平成27年4月1日訓令第20号

平成28年4月1日訓令第18号

平成29年4月1日訓令第33号

平成30年3月30日訓令第21号

令和2年4月1日訓令第35号

令和2年8月19日訓令第65号

令和3年7月12日訓令第56号

令和5年3月31日訓令第15号

伊賀市人権侵害対策本部設置要綱

(設置)

**第1条** 市長は、本市における人権侵害事象に対応するため、伊賀市人権侵害対策本部を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 対策本部は、人権侵害対策に関する事項を所掌する。

(構成)

**第3条** 対策本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部委員

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

4 本部委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部会議)

**第4条** 本部長は、対策を実施するため必要があると認めるときは、副本部長及び本部委員を招集し、本部会議を開催することができる。

2 本部会議は、人権侵害対策に関する次に掲げる事項について審議決定する。

- (1) 人権侵害対策方針
- (2) 人権侵害に係る関係部署等への指導
- (3) 前各2号に掲げるもののほか、重要な人権侵害対策に関すること。

3 本部長が必要と認めるときは、関係機関等の職員を本部会議に出席させることができる。

(事務局)

**第5条** 対策本部の事務局は、人権生活環境部人権政策課に置く。

(その他)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、対策本部について必要な事項は、本部長が定める。

**附 則**

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

**附 則** (平成18年2月27日訓令第2号)

この訓令は、平成18年2月27日から施行する。

**附 則** (平成18年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月24日訓令第21号）

この訓令は、平成18年5月24日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第15号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月7日訓令第27号）

この訓令は、平成19年5月7日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓令第15号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月31日訓令第46号）

この訓令は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成21年5月25日訓令第31号）

この訓令は、平成21年5月25日から施行し、改正後の伊賀市人権侵害対策本部設置要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月31日訓令第15号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日訓令第19号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日訓令第14号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓令第16号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月11日訓令第41号）

この訓令は、平成25年10月11日から施行し、改正後の伊賀市入札参加資格審査会規程、伊賀市不当要求行為等防止対策要綱、伊賀市人権侵害対策本部設置要綱、伊賀市組織改善委員会設置要綱、伊賀市災害対策本部設置運営要綱、伊賀市危機管理推進会議設置要綱、伊賀市環境マネジメントシステム運用規程、伊賀市庁議設置及び運営規程、伊賀市人事制度検討委員会設置要綱、伊賀市総合計画等策定本部設置要綱の規定は、平成25年7月1日から適用する。

附 則（平成26年4月1日訓令第20号）  
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日訓令第20号）  
この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日訓令第18号）  
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日訓令第33号）  
この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令第21号）  
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日訓令第35号）  
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年8月19日訓令第65号）  
この訓令は、令和2年8月19日から施行する。

附 則（令和3年7月12日訓令第56号）  
この訓令は、令和3年7月12日から施行する。

附 則（令和5年3月31日訓令第15号）  
この訓令は、令和5年3月31日から施行する。

別表（第3条関係）

参与 デジタル自治推進局長 防災危機対策局長 総務部長 企画振興部長 財務部長 人権生活環境部長 健康福祉部長 産業振興部長 建設部長 消防長 上野総合市民病 院副院長（事務部門） 会計管理者 上下水道部長 教育委員会事務局教育長 監査委員 事務局長 農業委員会事務局長 議会事務局長
---

## 6 人権関連の条約や法律等

### ① 国際条約等

#### ■世界人権宣言

世界人権宣言は、1948(昭和23)年第3回国連総会において採択され、「すべての人民とすべての国家が達成すべき共通の基準」を定めたもので、この宣言自体には何ら法的な拘束力はありませんが、近代人権宣言の集約であり、いわば人類憲法の前文としての歴史的な位置を占めています。この宣言の第1条に「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」とうたわれています。

#### ■国際人権規約

世界人権宣言の内容を基礎として条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なもの。内容は、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(通称国際人権A規約、または社会権規約)と、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(通称国際人権B規約、または自由権規約)、それに「B規約の選択議定書」である「市民的政治的諸権利に関する選択議定書」から構成され、1966(昭和41)年第21回国連総会で採択されました。世界人権宣言が法的拘束力を持たないため、条約の性格を持つ人権規約の作成となりました。なお、1989(平成元)年には国連総会において「市民的政治的諸権利に関する第2選択議定書」も採択されています。わが国は、国内法との関係で、A規約の中にある「公の休日についての報酬」「ストライキ権の保障」「特に、中・高等教育の無償化」の3項目について拘束されない権利を留保し、さらにA規約、B規約中の「警察の構成員」について消防職員が含まれるとの解釈宣言を行った上で、1979(昭和54)年にこの規約を批准しました。しかし、B規約選択議定書は第1・第2共に批准していません。これは、特に第2選択議定書がB規約第6条に基づき死刑廃止を定めているからです。

#### ■人種差別撤廃条約(あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約)

1965(昭和40)年12月に国連総会で採択された条約。あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための早期の実際的措置の実現を、当事国に求めています。わが国は、1995(平成7)年12月に批准しています。

#### ■女性差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)

1979(昭和54)年12月に国連総会で採択された条約。女性が女性である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男子と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目的として、漸進的に措置を取ることが、締結国に求められています。わが国は、1985(昭和60)年6月に批准しています。

#### ■子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)

1989(平成元)年11月に国連総会で採択された条約。前文及び54条からなり、児童の意見表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等児童の権利に関して包括的に規定しています。わが国は、1994(平成6)年4月に批准しています。

## ■人権教育のための国連10年(行動計画)

東西冷戦後も民族紛争の激化、人権状況の悪化、差別の深刻化等国際的な状況を背景に、1993(平成5)年にウィーンで開催された世界人権会議において、人権教育の重要性を確認するとともに、「人権教育のための国連10年」の構想が提唱されました。その後、1994(平成6)年の第49回国連総会で、1995(平成7)年から2004(平成16)年までを「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されました。

1994(平成6)年の第49回国連総会では同時に「人権教育のための国連10年行動計画」を採択しました。この国連行動計画は、人権教育を「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」であると定義しています。その目的は、①あらゆる教育段階において人権教育を促進するためのニーズを評価し、効果的な戦略を策定すること、②国際社会・地域・国内及び地方のレベルにおいて、人権教育のための計画と能力を形成し、強化すること、③人権教育教材を開発すること、④マスメディアの役割と能力を強化すること、⑤世界人権宣言を世界的に普及させることの5つをあげています。

## ■持続可能な開発のための教育の10年

国連総会は、2005(平成17)年から2014(平成26)年までの10年間を「持続可能な開発のための教育(ESD: Education for Sustainable Development)の10年」として宣言しました。この国連決議の中で、世界各国の政府は、持続可能な開発のための教育を、各国の教育戦略、及び全ての適当なレベルにおける行動計画に統合するために、ESDを活用するように要請されています。

持続可能な開発のための教育と、現在の国際的な教育重点分野、特に世界教育フォーラムにおいて採択されたダカール行動枠組及び国連識字の10年との間の関連を考慮した上で、ESDのための国際実施スキーム案を策定するために、ユネスコは、ESD促進におけるリードエージェンシーとして、国連、他の関連国際機構、各国政府、非政府機関、及び他の利害関係者(stakeholders)と協議するように要請されています。

ユネスコ執行委員会は、2003(平成15)年4月の第166回理事会において持続可能な開発のための教育の10年を承認し、次の会計年度のユネスコの行動計画の中に、ESDを支援する活動を組み込みました。

## ■先住民族の権利に関する国連宣言

2007(平成19)年9月に国連総会で採択された前文及び46条からなる条約です。

すべての民族が「異なっている」ことを認め、尊重するという考え方に立ち、これまで人権と基本的自由を剥奪されてきた先住民族が全ての民族に対して尊厳と権利において平等であることを宣言しています。全ての民族が、人類の共通遺産を成す文明と文化の多様性と豊かさに貢献しつつ、先住民族の慣習、文化と伝統を守り、彼らに対する差別を禁止し、彼らの権利を尊重し、彼ら自身が目指す経済・社会的開発の継続を促進するということがうたわれています。

## ■障害者権利条約

2006(平成18)年12月に国連総会で採択された50条からなる条約で、日本政府は2007(平成19)年9月に署名しました。この条約は人権の視点から創られたものであり、障がいのある人の基本的人権を促進する責任があることを明記しています。障がい者の市民的権利、教育を受ける権利、労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動への参加などについて、障がい者の視点から規定していて、障がいは個人ではなく社会にあるという視点に

立つ点が特徴的です。

## ■世界先住民族国際年

世界的に先住民族問題がクローズアップされる中で、世界先住民族協議会が結成され、「先住民族の権利に関する世界宣言」を国連の場で採択して、先住民族の自決権、資源主権、環境権、文化や伝統を守る権利を確保する運動を始めています。国連は1993(平成5)年を「世界先住民族国際年」として、先住民族の状況を報告し、先住民族の権利を守る世界会議を開催しました。

## ② 法律・計画等

### ■障害者対策に関する長期計画

政府は、1980(昭和55)年、内閣総理大臣を本部長とする国際障害者年推進本部を設置し、学識経験者や障がいのある人から成る特別委員会を設け、今後の障がい者対策について検討を重ね、1982(昭和57)年にわが国で初めての政府レベルでの障がい者施策の基本的な計画として「障害者対策に関する長期計画」を策定しました。

この計画は、1981(昭和56)年の完全参加と平等をテーマとした「国際障害者年」の行動計画として位置づけられるものであり、「リハビリテーション」及び「ノーマライゼーション」の理念の下、保健医療、福祉、教育、雇用等のさまざまな分野において障がい者施策が進められました。

### ■同和対策審議会答申

内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和対策審議会が1965(昭和40)年8月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申で、同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしています。

### ■同和対策事業特別措置法

1969(昭和44)年に公布。同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目標としました。

### ■人権教育のための国連10年国内行動計画

1994(平成6)年の国連総会「人権教育のための国連10年行動計画」の採択を受け、わが国では、1997(平成9)年に、「『人権教育に関する国連10年』国内行動計画」が策定されています。

### ■人権擁護施策推進法

1996(平成8)年12月公布、1997(平成9)年3月から施行された人権擁護施策推進のための法律。人権の擁護施策の推進について国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、人権の擁護に資することを目的とし、5年間の時限立法として成立。同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、人権尊重の理念に関する教育及び啓発の基本的事項については2年を目処に、人権侵害の場合の被害の救済施策について5年を目処に答申されるよう審議が進められています。

## ■人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的に2000(平成12)年12月に公布・施行されました。

## ■部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)

現在もなお根強く残る、部落差別の実態を国が認知し、情報化社会の進展に伴うインターネットにおける差別事象など、部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえたうえで、憲法が尊重する基本的人権の理念に基づき、部落差別は許されないものであることと、部落差別を解消することが重要な課題であることから、部落差別を解消するために、基本理念を定め、国と地方公共団体の責務を明確にし、相談体制を充実することや、実態調査を実施することにより、その地域の実情に応じた方向性で、人権同和教育・人権啓発によって、地域住民の一人ひとりの理解を深めながら、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的に、2016(平成28)年12月16日に公布・施行されました。

## ■男女共同参画社会基本法

1999(平成11)年6月15日成立、同23日施行。男女が人権を尊重し責任を分かち合い、性別にかかわらず社会参画する基本理念を明らかにした法律。男女共同参画ビジョン、男女共同参画2000年プラン、男女共同参画審議会のその後の答申である「男女共同参画社会基本法について」[1998(平成10)年11月]に基づき制定されたもの。前文で「男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置づけ」、本文において、人権尊重、社会制度や慣行が男女に中立的であるような配慮、国や自治体の政策立案・決定への共同参画、家庭生活の共同役割と他の活動との両立をうたい、これらの基本理念にのっとり、国、自治体、国民の責務を定めています。また、施策推進のために国・自治体は基本計画を定めること、国においては苦情処理のための措置を講ずること、さらに男女共同参画審議会に法的根拠を与え、政策の調査審議機能をもつことを明記しています。

## ■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

就業を希望しているものの育児・介護等を理由に働いていない女性は約300万人に上ります。また、第一子出産を機に約6割の女性が離職し、管理的職業従事者における女性割合が低水準にとどまっています。

働くことを希望する女性が、その個性と能力を十分に発揮して、希望に応じた働き方を実現できるよう社会全体として取り組んでいくことが重要です。男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、関係者の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を敏速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ急速な少子高齢化の進展等に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的に、2015(平成27)年9月4日に公布、同4日施行〔一部2016(平成28)年4月1日施行〕されました。

## ■児童虐待の防止等に関する法律

児童に対する虐待は、親または親に代わる保護者により児童に対して加えられた身体的、心理的、性的虐待及びネグレクト(保護の怠慢ないし拒否)等の行為をいいます。児

童虐待の増加・顕在化に伴い、2000(平成12)年5月に「児童虐待の防止等に関する法律」が成立し、11月に施行されました。

また、同法は2004(平成16)年4月に改正され、その定義が、①保護者以外の同居人による虐待行為も保護者のネグレクトの一類型として含まれること、②児童の目の前でドメスティック・バイオレンス(配偶者や恋人など身近な人から受ける暴力)が行われること等、児童への被害が間接的なものについても含まれること、と見直し拡大されました。児童虐待に関する通告義務も「証拠がなくても虐待を受けたと思われる子どもを見つけた場合」に対象が拡大されるとともに、国や地方公共団体の責務が、児童虐待の予防及び早期発見から児童の自立支援まで、各段階の責務が明記されました。

#### ■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)

最初の法律は2001(平成13)年4月に公布、10月に部分施行、2002(平成14)年4月1日より完全施行されました。今まで、家庭内のこととして行政の介入が難しかったDV(ドメスティック・バイオレンス)に関し、人権擁護と男女平等の実現という観点から、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護を目的として、行政の介入を積極的に可能としました。都道府県の婦人相談所等が配偶者暴力相談支援センターと位置づけられ、中心的役割を担います。センターが中心となって、警察その他の関係機関等との連携を図り、被害者の早期保護・心身の健康回復等に努めます。被害者の申し立てにより地方裁判所が保護命令を発せられることとなりました。

その後の改正により、暴力の範囲が心身に有害な影響を及ぼす言動が含まれるとともに、保護の対象者の拡大、対象被害者の追加、加害者の対象が離婚した元パートナーや同居相手にも拡充される内容が盛り込まれました。

#### ■高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

高齢者に対する虐待は、身体的なものばかりではなく、言葉の暴力による精神的なものから必要な世話を故意にしない放任なども含みます。2003(平成17)年11月9日に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立しましたが、これは高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって虐待防止が極めて重要であるということから、虐待を受けた高齢者の保護や養護者の負担の軽減への支援等の措置について定めたものです。

#### ■犯罪被害者等基本法

1994(平成16)年12月8日に制定され、犯罪被害者等(犯罪やこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為の被害者及びその家族または遺族)のための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的としています。その基本理念として、犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することなどが定められています。

国・地方公共団体が講ずべき基本的思索としては、例えば

- ①相談及び情報の提供
- ②損害賠償の請求についての援助
- ③給付金の支給に係る制度の充実等
- ④保健医療サービス・福祉サービスの提供
- ⑤犯罪被害者等の二次的被害防止・安全確保
- ⑥居住・雇用の安定
- ⑦刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備

といった項目が掲げられており、これらを犯罪被害者等の視点に立って実現することにより、その権利や利益の保護を図ることとしています。

#### ■障害者雇用促進法(障害者の雇用の促進等に関する法律)

1960(昭和35)年7月25日に制定されたもので、当時の法律の目的には「身体障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置その他障害者がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図ること」としています。その後、知的障がい者や精神障がい者も対象となる改正を経て、2016(平成28)年の改正では、障がい者を取り巻く国際条約や関係法制の変化により、差別禁止規定や合理的配慮の概念が導入されています。

#### ■障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)

障がい者に対する虐待が、障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要であるという考え方にに基づき、2011(平成23)年6月17日成立、同24日公布されました。障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務、障がい者虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がい者の権利利益を守ることを目的としています。2012(平成24)年10月施行。

#### ■母子及び父子並びに寡婦福祉法

1964(昭和39)年に母子家庭の福祉の増進を目的に母子福祉法が制定されましたが、母子家庭でなくなった後も母親(寡婦)の生活は困難である場合が多いことから、1981(昭和56)年に寡婦に対しても母子家庭に準じた保障をするという改正が行われ、更に近年の離婚件数の増加等、母子家庭等を巡る状況の変化に対応するため、2014(平成26)年に改正を行い、子どもをめぐる貧困対策に資するため、対象として父子家庭(妻を失っても子どもを扶養しない独身男性は対象外)を明確に位置づけました。今回の改正では、従来の母子家庭等及び寡婦に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立支援」に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策を総合的、計画的な事業展開に加え、母子家庭等同士の交流事業や子育てに関する相談支援などを生活向上事業として法制化されています。

#### ■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)

1994(平成6)年9月に施行された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」と、高齢者や身体障がいのある人などが公共交通を利用して安全に移動しやすくすることを目的に、2000(平成12)年11月15日に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」を統合して、より拡充したものが「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」で、2006(平成18)年6月21日に公布され、12月20日に施行されました。

内容的には、交通バリアフリー法にハートビル法が取り込まれるとともに、対象となる施設に道路、路外駐車場、都市公園などが追加されています。また、建築協定や緑地協定に類した協定制制度や、住民からの提案制度が盛り込まれるなどされています。

#### ■児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(児童買春・児

## 童ポルノ禁止法)

1999(平成11)年5月公布、11月1日より施行されました。1994(平成6)年に批准された「児童の権利に関する条約」の精神を踏まえ、より一層の児童の保護を図るために成立したもので、18歳未満のものを「児童」とし、児童買春や児童ポルノに係る行為等について、懲役刑や罰金刑を定めるとともに、心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等について規定しています。「売春」が売る側を中心としたものであるのに対し、「買春」は買う側を罰するという観点から広まった用法で、児童の場合は権利擁護の視点からも「買春」を用いるようになった。本法律により国外での児童買春も処罰の対象となりました。

## ■児童福祉法

児童福祉法は、次代の担い手である児童の健全な育成及び福祉の積極的増進を基本精神とする、児童についての根本的総合的法律で、新憲法下の第1回国会に提出され、一部修正のうえ1947(昭和22)年12月12日に制定公布され、1948(昭和23)年1月1日から一部を除き施行、4月1日から完全施行されました。以来、60回以上にわたる改正が行われて今日に至っています。児童福祉法は、総則、福祉の保障、事業及び施設、費用、雑則、罰則の6章から構成されており、児童等の定義のほか、児童福祉審議会、児童委員、児童相談所、福祉事務所、保健所等の児童福祉機関の役割と業務、各種在宅福祉サービス、児童福祉施設及びそれらに要する費用等が規定されています。1997(平成9)年に大改正が行われ、2001(平成13)年に認可外保育施設の監督強化や保育士の法定化、児童委員関係にまつわる法改正、2003(平成15)年7月にはすべての家庭に対する子育て支援を行うため、子育て短期預かり事業、居宅子育て支援事業、子育て支援相談事業、子育て支援コーディネーター事業などの子育て支援事業の法定化等に関する法改正が実施されました。

さらに、2016(平成28)年には、児童虐待の発生予防や児童虐待発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童の自立支援への体制整備に関する法改正が実施されました。

## ■第4次男女共同参画基本計画

男女共同参画社会基本法が1999(平成11)年6月に施行されて以来、3次にわたる基本計画に基づく取り組みが行われてきましたが、社会情勢の変化の中で、男女共同参画が必ずしも十分には進まなかった現状を踏まえ、反省し、第4次男女共同参画基本計画が2015(平成27)年12月に閣議決定されました。第4次基本計画においては、①女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場・地域・家庭等あらゆる場面における施策を実施②あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた、女性活躍推進法の着実な施行やポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用の推進、加えて将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組③困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援等による女性が安心して暮らせるための環境整備④東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点からの防災・復興対策・ノウハウを施策に活用⑤女性に対する暴力の根絶に向けた取り組みの強化⑥国際的な規範・基準の尊重⑦地域における推進体制の強化ということに重点を置いています。

## ■改正男女雇用機会均等法

男女雇用機会均等法は1985(昭和60)年5月に成立、1986(昭和61)年4月に施行された「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」は、女子差別撤廃条約批准のための国内法整備の一環として制定されました。1997(平成9)年の改正では、ポジティブ・アクションとセクシュアル・ハラスメントにつ

いて初めて法律に規定し、国はポジティブ・アクションを行う事業主に対して援助を実施すること、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するため、事業主は雇用管理上必要な配慮を行わなければならないことなどを定めました。また2007(平成19)年には、性別による差別禁止の範囲の拡大や妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止（いわゆるマタニティ・ハラスメント）などの改正がなされました。

## ■障害者基本法

1970(昭和45)年に制定された心身障害者対策基本法の改正法として、1993(平成5)年11月に制定され、12月に公布されました。旧法に比べると、目的・理念を障がいのある人の自立と社会、経済、文化などのあらゆる活動への参加促進としたこと、障がいのある人の定義に精神障がいのある人を加えたこと、「障害者の日」の条文化、「障害者基本計画」の策定などの点が特徴となっています。

2004(平成16)年6月には、次のような点を内容とする一部改正が行われました。①障害を理由とする差別禁止理念の明示、②「障害者の日」(12月9日)から「障害者週間」(12月3日～9日)への拡大、③都道府県及び市町村における障害者計画の策定義務化、④教育における相互理解の促進、地域の作業活動の場等への助成に関する規定等の追加、⑤難病等の調査研究の推進等に関する規定の追加、⑥国の障害者基本計画の策定に関し内閣総理大臣に意見を述べる「中央障害者施策推進協議会」の内閣府への設置等です。また、2011(平成23)年の改正では、国連の障害者権利条約の批准に向け、障がい者の定義の拡大(医学モデルから社会モデルへの変化)と、合理的配慮の概念の導入がありました。

## ■障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013(平成25)年6月に制定、2016(平成28)年4月1日から施行されました。この法律は、国や市区町村の行政機関・地方公共団体や会社・個人事業者・NPO等の民間事業者などを対象とした障害を理由とした差別をなくすための法律です。障害を理由とした差別には、障がいのある人への「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」があります。

2021(令和3)年の改正によって、民間事業者における合理的配慮の提供が義務化されました。

## ■障害者自立支援法→障害者総合支援法

障がいのある人に対する保健福祉施策は、2003(平成15)年度からノーマライゼーションの理念に基づき導入された支援費制度により、充実してきました。しかし、次のような問題点が指摘されています。

- ①身体障がい・知的障がい・精神障がいといった障がい種別ごとに縦割りでサービスが提供されており、施設・事業体系がわかりにくく使いにくいこと
- ②サービスの提供体制が不十分な地方自治体も多く、必要とする人々すべてにサービスが行き届いていない(地方自治体間の格差が大きい)こと
- ③支援費制度における国と地方自治体の費用負担のルールでは、増え続けるサービス利用のための財源を確保することが困難であること

このような制度上の課題を解決するとともに、障がいのある人々が利用できるサービスを充実し、一層の推進を図るため、障害者自立支援法が2005(平成17)年10月31日に成立しました。

障害者自立支援法のポイントは、次のようなものとなっています。

- ①障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）にかかわらず、障がいのある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編
- ②障がいのある人々に、身近な市町村が責任を持って一元的にサービスを提供
- ③サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実
- ④就労支援を抜本的に強化
- ⑤支給決定の仕組みを透明化、明確化

また、障がいのある人に対する支援は、自立支援給付と地域生活支援事業からなり、自立支援給付には介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具があります。

地域生活支援事業は、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる事業となっています。

また、2012(平成24)年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)が障害者自立支援法を改正・改題して成立しています。障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障がい者・障がい児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障がい福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的にを行うことを定めた法律です。

障害者総合支援法では、次の点が障害者自立支援法から改正されています。

- ①支援対象の見直し（これまでの身体、知的、精神障がい者に加え、難病患者を追加）
- ②心身の状態に配慮して障がいの程度を判断し、必要な支援を示す「障害支援区分」を創設。
- ③重度訪問介護の対象を拡大し、共同生活介護(ケアホーム)を共同生活援助(グループホーム)に一元化
- ④福祉サービスなどの提供体制を確保する基盤の整備

## ■外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針

一般に、外国人労働者は、国内に生活基盤を有していないこと、日本語やわが国の労働慣行に習熟していないこと等から、就労にあたって各種のトラブル等が生じています。これらを未然に防止し、外国人労働者に関して雇用管理を改善し、適正な労働条件及び安全衛生を確保しつつ就労できるようにするため、事業主が考慮すべき事項を定めたもので、1993(平成5)年5月26日に策定されました。その後、請負に関する事項の追加や事業主が遵守すべき法令として社会保険関係法令の追加など数度の改正が行われています。最終改正は2007(平成19)年8月3日です。

## ■本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)

特定の民族や国籍の人々を、表現の自由と称しながら、公然と排斥する差別的な言動が、社会問題となりました。人種等を理由とした差別の根絶に向けては、人種差別撤廃条約に基づく、国際的な取り組みが続けられています。国内においても、不当な差別的言動は、人としての尊厳を傷つけたり、周りの人々の不安感や嫌悪感を与えたり、差別意識や偏見を生じさせることになりかねず、決して許されるものではありません。違いを認め合い、お互いの人権を尊重しあう、多様性のある共生社会の実現に資することを目的に、2016(平成28)年6月3日に公布・施行されました。

## ■らい予防法の廃止に関する法律

らい予防法は1953(昭和28)年制定の法律で、その前身は1907(明治40)年に制定された「癩予防ニ関スル件」で、ハンセン病患者に対する強制的な隔離を生むことになりました。その法律を廃止し、強制隔離された患者に対する医療の継続や生活の保障を定めた「らい予防法の廃止に関する法律」が1996(平成8)年3月31日に制定され、4月1日に施行されました。また、1999(平成11)年に改正されています。

## ■ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)

この法律におけるハンセン病問題とは、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策に起因して生じた問題であって、ハンセン病の患者であった人等の福祉の増進、名誉の回復等に関して現在もなお存在するもので、全国13のハンセン病療養所の入所者の方々が、地域社会から孤立することなく安心して生活する場とするために、療養所を多目的な施設として地域へ開放するなどを通して、地域や市民に広く開かれた療養所とする「ハンセン病問題基本法(ハンセン病問題の解決の促進に関する法律)」が、2008(平成20)年6月に成立、2009年4月に施行されました。

## ■ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律

ハンセン病の患者であった人たちの癒し難い心身の傷跡の回復と今後の生活の平穩に資するため、ハンセン病療養所入所者等がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病の患者であった人たちの名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表するため、2001(平成13)年6月22日に制定された法律です。ハンセン病療養所入所者等の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金の支給に関し必要な事項やハンセン病の患者であった人たちの名誉の回復等について定めています。

## ■アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律

明治政府は1899(明治32)年に、疲弊したアイヌ民族を保護すると称し、農耕化と同化を前提に一定の土地を付与する「北海道旧土人保護法」を制定しました。この差別法は長期にわたって放置され、ようやく1997(平成9)年4月に「アイヌの人びとの民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせてわが国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする」新しい法律が制定され、5月に公布、7月1日に施行されました。

## ■性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

2003(平成15)年7月16日公布、2004(平成16)年7月16日に施行されました。性同一性障害者のうち特定の条件を満たす人に対して、家庭裁判所の審判を経ることによって法令上の性別の取扱いを性自認に合致するものに変更することを認め、戸籍上の性別記載を変更できるものとしています。この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する2人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいいます。

## ■ホームレスの自立支援等に関する特別措置法

2002(平成14)年8月7日公布・施行されました。自立の意思がありながらホームレス

となることを余儀なくされた人が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状から、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決を図ることを目的としています。この法律で「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる人をいいます。通称「ホームレス自立支援法」と呼ばれるこの法律は、時限立法であり施行後10年で効力を失いますが、2012(平成24)年に5年間の延長が決まり、さらに2017(平成29)年に、2027(平成39)年8月6日まで10年間の延長が衆参両院を通過しています。

#### ■ホームレスの自立の支援等に関する基本方針

「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」第8条第1項に基づき、厚生労働大臣及び国土交通大臣により告示されたもので、2013(平成25)年7月31日に告示されました。基本方針は、「はじめに」「ホームレスに関する現状」「ホームレス対策の推進方策」「都道府県が策定する実施計画の作成指針」の4つの分野に分けられ、「ホームレス対策の推進方策」では、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるように支援することを基本に、就業の機会の確保、安定した居住の場の確保、保健・医療の確保、生活に関する相談及び指導等の総合的な自立支援施策を講ずることが必要とし、それぞれの課題について取り組み方針を示しています。限時法であった特別措置法の期限がさらに2027年まで延長されたことにより、法や実態調査に基づく総合的な推進を図るため、基本方針も新たに策定されると考えられます。

#### ■アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律

2019(平成31)年4月交付・施行されました。アイヌの人々について、法律として初めて「先住民族」と明記し、アイヌの人々のアイデンティティの尊重と、これまでの「アイヌ文化振興法」に基づき実施されてきた文化振興や、福祉政策に加え、地域の振興や産業の振興などを含めた様々な形で施策を総合的かつ効果的に推進し、アイヌの誇りが尊重される社会を目指すことを目的に策定されました。

この法律の第4条には、アイヌであることを理由とした差別の禁止が規定されています。

#### ■困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

2022(令和4)年5月19日可決・成立しました。生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻など、女性をめぐる問題は複雑化、多様化、複合化している中、新型コロナウイルス感染症問題によって、そのような女性をめぐる課題が浮き彫りとなりました。これらの「困難な問題を抱える女性の支援」の観点で、これまでの売春防止法から脱却し、女性の支援を実践する民間団体との協働という視点も取り入れた新たな支援の法律として策定されました。2024(令和6)年4月1日に施行されます。

#### ■こども基本法

2022(令和4)年6月15日に「こども家庭庁設置法」及び「こども基本法」が可決・成立し、2023(令和5)年4月に子ども家庭庁発足に伴い「こども基本法」が施行されました。若者やこどもが自分らしく幸せに成長でき、暮らせるよう社会を実現するために策定されました。成人年齢の18歳や20歳といった年齢で、必要な支援が途切れないため、心と体の発達過程にある人を「こども」と定義し、すべてのこどもが個人として尊重され、愛され、生活が保障されることを目的に、こどもの施策が組み立てられます。こどもの施

策を策定するために、こどもの意見を聞き、その意見を施策に反映することが求められており、今後そのための仕組みづくりが進められることとなります。

■特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）

2013(平成25年)4月26日 プロバイダ等はインターネット上における人の権利を侵害する情報の流通に関して、侵害されたとされる人からの損害賠償請求を受けるおそれと、権利侵害だとして削除した場合に、発信者から実際には権利を侵害していないとして、表現の自由当の権利侵害について損害賠償請求を受けるおそれがあることから、被害者の救済と発信者の権利とのバランスに配慮しつつ、適切な対応が行われるようにすることを目的に策定され、プロバイダ等の免責と、被害者救済のための発信者情報の開示請求手続きができるようになりました。

2022(令和4)年10月1日、SNS等での誹謗中傷等した発信者情報の情報開示に係る裁判手続きを簡素化した改正プロバイダ責任制限法が施行されました。

SNS等での誹謗中傷対策として、2022(令和4)年6月13日に改正刑法が可決・成立しました。それまでの刑法では、インターネット上の誹謗中傷に対しては侮辱罪が適用されていましたが、罰則として30日未満の拘留または1万円未満の科料の規定から、厳罰化を求める声が大きく広がったことを受け、侮辱罪に1年以下の懲役・禁錮、または30万円以下の罰金が追加されました。また、懲役と禁錮の両刑を一元化し、「拘禁刑」が創設されました。

■性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）

2023(令和5)6月16日可決・成立しました。性の多様性に関する理解が十分に広がって現状から、性的マイノリティの人権の尊重と、不当な差別があってはならないという理念のもとに、共生社会の実現を目的に策定されました。今後、基本計画の策定と、計画に基づいた理解増進に関する施策が推進されることとなります。

## 7 三重県の人権関連の条例等

### ■人権県宣言

三重県議会が、部落差別をはじめあらゆる差別をなくしていくために、全国にさがし1990(平成2)年3月23日に決議。その内容は以下のとおりです。

「民主的で平和な社会をつくるためには、あらゆる差別を撤廃し、すべての人々の人権が尊重されることが必要かつ不可欠である。

しかしながら、わが国における人権侵害は、今なお依然として存在しており、この問題を解決することは国民的緊急課題である。

よって、本県議会は、『人権県宣言』を行い、あらゆる差別を撤廃し、すべての県民の人権が保障される明るく住みよい地域社会の実現を期する。 以上、決議する。」

### ■人権が尊重される三重をつくる条例→差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例

1997(平成9)年に制定。「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。」という世界人権宣言及び日本国憲法の理念の下に、人権県宣言の趣旨にのっとり、不当な差別をなくし、人権が尊重される、明るく住みよい社会を実現するため、制定されたもの。その目的は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内で暮らし、又は事業を営むすべての者(以下「県民等」という。)の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、同和問題、子ども、女性、障がいのある人及び高齢者等の人権に関する問題への取り組みを推進し、不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図ることです。

三重県議会が、不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現を図ることを目的に、差別解消を目指す条例検討調査特別委員会を設置され、2年間41回の委員会で検討され、2022(令和4)年5月19日の三重県議会において全会一致で可決され、即日交付・一部を除いて施行されました。(「6. 不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備」の規定は、2023(令和5)年4月1日に施行)

対話を重視して不当な差別等の解消を推進する包括的な条例として、不当な差別をはじめとする人権侵害行為を禁止し、人権侵害行為等を解消するための相談体制を整備、不当な差別等の紛争解決に係る手続きを定め、多様性が尊重され、誰一人取り残されることのない共生社会の実現に寄与することを基本理念として策定されました。

### ■三重県人権教育基本方針

三重県教育委員会が策定したもので、世界の人権教育と国際的な人権に関する条約に学ぶとともに、同和教育の理念や成果を人権教育の重要な柱として位置づけ、社会的に不利な立場にある人々の人権は侵害されやすいという現実を踏まえ、常に被差別の視点、人権侵害を被っている人々の視点に立ち、さまざまな人権問題を解消するため、学校教育や地域における社会教育を通して、人権文化を構築する主体者づくりをめざしています。

### ■三重県人権施策基本方針(第一次改定、第二次改定)

1997(平成9)年に制定した「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、1999(平成11)年3月に策定しました。人権の尊重が人類にとって普遍的な原理であるとする国際的な考え方と国内外の状況を踏まえながら、差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会を実現するための施策を総合的に推進するため策定しています。基本理念では、「公平な機会が保障され、自立した生活が確保される社会の形成」と「様々な文化や多様

性を認め合い、個人が尊重される共生社会の形成」をあげています。

2006(平成18)年3月の第一次改定では、国連の人権教育のための世界計画や持続可能な開発のための教育の10年の取組、わが国の人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の施行など、全面的に記述内容を書き換え、①人権が尊重されるまちづくりのため、②人権意識の高揚のため、③人権擁護と救済のため、④人権課題のための4つに整理し、体系化して、第一次改定としています。

2015(平成27)年12月には第二次改定が行われ、第一次改定よりの基本理念を踏襲しつつ、社会状況の変化、国における法整備や三重県における条例・計画の制定等を踏まえた修正・追加に加え、「さまざまな人権課題」に、「災害と人権」、「貧困等に係る人権課題」、「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加され、県民が、お互いの人権が尊重される社会の実現に向けて、推進にあたる行政のあり方等について、重点位置付けを行い、内容を充実しています。

### ■三重県バリアフリーのまちづくり推進条例

1999(平成11)年4月から施行。すべての人が暮らしやすいまちづくりを、行政、事業者、住民が連携しながら進めていくことをめざし、ソフト面では「バリアフリーのまちづくりに関する啓発、情報の提供、人材の養成などの施策の推進」、「推進計画の策定」、「三重県バリアフリーのまちづくり推進協議会の設置」などを盛り込み、ハード面では「公共的施設の整備基準」、「適合証の交付」、「事前協議の手続き」を規定しています。

### ■三重県男女共同参画推進条例

2000(平成12)年10月に公布、2001(平成13)年1月1日から施行されました。その目的は、「男女共同参画の推進について、基本目標を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町村が協働して取り組み、もって男女共同参画社会を実現すること」であるとし、基本目標として、「1 男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会を確保すること」、「2 男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善すること」、「3 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること」、「4 男女が家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる環境を整備すること」の4つを掲げています。

### ■人権が尊重される三重をつくる行動プラン(第三次)

第二次行動プラン(2011～2015)の計画期間の終了に伴い、その取組成果や課題を踏まえつつ、2016(平成28)年3月に策定されたもので、2015(平成27)年12月に改定の「三重県人権施策基本方針(第二次改定)」への変更に伴い、同基本方針に基づく具体的な取組を進めるための行動計画(プラン)を2016(平成28)年3月に策定しています。計画期間は、2016(平成28)年度から2019(平成31)年度の4か年としています。

### ■三重県子ども条例

近年の社会環境の変化を背景に、家庭における親子関係や地域社会における人間関係が変容し、その影響を受けやすい子どもたちにかかわるさまざまな問題が生じています。子ども条例は、子ども(18歳未満の者)が豊かに育つことができる地域社会づくりに向けて、地域の多様な主体がともに連携、協働して取り組むために必要な事項を規定し、子どもの権利が尊重される社会の実現をめざして2011(平成23)年3月制定され、同年4月から施行されました。基本理念として、「1、子どもを権利の主体として尊重すること」「2、子

どもの最善の利益を尊重すること」「3、子どもの力を信頼すること」を掲げています。

#### ■三重県手話言語条例

手話が言語であるとの認識に基づき、手話等に関する基本理念を定め、県の責務と県民や事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することのできる社会の実現に寄与する目的で、2017(平成29)年4月1日から施行されました。

#### ■性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例

誰もが希望を持って、挑戦し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現をめざし取り組む中で、性の多様性についての理解が広がり、当事者が抱える課題が社会の中で共通認識となり、性のあり方にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができる社会づくりを地域社会全体で進めていくことを目的として、2021(令和3)年4月1日に施行されました。

## 8 伊賀市の人権関連の条例や宣言・計画

### ■伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例

2004(平成16)年11月1日に制定しました。伊賀市は、6市町村（上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町）の合併により発足しましたが、旧市町村のすべてがそれぞれ人権宣言、人権条例を制定し、部落差別を中心としたあらゆる差別の撤廃に向けて取り組んできました。しかし、依然として差別事件・事象が発生している現状を踏まえて、市が市民・企業・団体等と協働して旧市町村からの取り組みを深め、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、人権が尊重される明るく住みよい社会を実現することを目的としています。

### ○伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例

平成16年11月1日  
条例第146号

伊賀市は、6市町村（上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町）の合併により発足したが、旧市町村のすべてがそれぞれ人権宣言、人権条例を制定し、部落差別を中心としたあらゆる差別の撤廃に向けて取り組んできた。

しかし、依然として差別事件・事象が発生している現状を踏まえて、市が市民・企業・団体等と協働して旧市町村からの取り組みを深め、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、人権が尊重される明るく住みよい社会を実現するため、この条例を制定する。

#### （目的）

第1条 この条例は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。法の下に平等である。」ことを定めた日本国憲法、同和对策審議会答申の精神、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）並びに世界人権宣言を基本理念として、人間の尊厳が侵されることなく、何人も基本的人権が真に保障されるよう部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、もって差別のない人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図るとともに、市民・企業・団体等（以下「市民等」という。）の人権意識の高揚に寄与することを目的とする。

#### （市の責務）

第2条 市は、前条の目的を達成するため、すべての分野にわたり人権尊重の視野に立った必要な施策を積極的に推進する責務を有する。

#### （市民等の責務）

第3条 市民等は、相互に基本的人権を尊重し、国、県及び市が実施する部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすための施策に積極的に参加、協力するよう努めなければならない。

#### （差別行為等の禁止）

第4条 市民等は、部落差別をはじめとするあらゆる差別行為及び差別事件・事象の発生を助長する行為をしてはならない。

#### （市の施策）

第5条 市は、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、就労の安定、教育・文化の向上及び市民等の人権意識の高揚を図るとともに、人権擁護の社会的環境の醸成等の施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

#### （啓発活動の充実）

第6条 市は、市民等の人権意識の高揚を図り、差別を許さない世論の形成に寄与するため、きめ細かな啓発活動を行うとともに、人権啓発指導者の育成及び啓発組織の充実に努めるものとする。

(総合計画の策定及び調査等の実施)

第7条 市は、前2条の諸施策を推進するため、総合計画を策定するとともに、定期的又は必要に応じて各種の調査を行うものとする。

(推進体制の充実)

第8条 市は、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすために施策を効果的に推進するため、国、県及び人権関係機関・団体等との連携を深め、行政組織の整備・充実に努めるものとする。

(審議会)

第9条 市は、部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃及び市民等の人権擁護に関する事項を調査審議する機関として、審議会を置く。

2 審議会の組織及び運営等に関する事項は、市長が別にこれを定める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関して必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

## ■伊賀市人権尊重都市宣言

2005(平成17)年9月26日に制定しました。内容は次のとおりです。

すべての人々の人権が尊重され、平和で自由と平等が保障される社会の実現は、私たち一人ひとりの願いであり、全世界共通の願いです。

しかしながら、現実の社会生活においては、依然として人権が侵害されるさまざまな事象が起こるなど、予断と偏見による差別意識がなお根強く存在しています。この問題を解決することは国民的緊急課題であり、私たち市民に課せられた責務であります。

私たちは、人権が確立される地域社会を目指し、市民がともに学びあい、実践し、自らの人権意識を高め、より豊かで確かな人権感覚を身につけ、部落差別をはじめとするあらゆる差別を撤廃し、人権尊重の輪を大きく広げていかなければなりません。

私たちは、日本国憲法及び世界人権宣言の基本理念に基づき、すべての市民の人権が保障される明るく住みよい地域社会を築くため、ここに人権尊重都市「伊賀市」を宣言します。

## ■伊賀市男女共同参画推進条例

2004(平成16)年11月1日に制定しました。男女共同参画の推進に監視、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、社会のあらゆる分野において、市、市民及び事業者が協働して取り組み、もって、男女の人権が尊重される男女共同参画社会を実現することを目的としています。

## ■伊賀市男女共同参画都市宣言

2005(平成17)年9月26日に制定しました。内容は次のとおりです。

私たちは

性別にとらわれず、互いを人として尊び

それぞれの個性と能力をいかせるまちをめざし

社会のあらゆる分野で  
共に参画し 責任を分かち合い  
のびやかで 心豊かに暮らせるまちをめざし  
豊かな自然と培われた文化を次代につなげ  
平等と平和が根づくまちをめざして  
ここに「男女共同参画都市」を宣言します

#### ■第4次伊賀市男女共同参画基本計画

男女共同参画社会の実現に向け、総合的、計画的に取り組むため、2021(令和3)年3月に策定しました。計画の基本となる考え方は、「伊賀市男女共同参画推進条例」の基本理念を踏まえて、重点項目として以下3点を掲げ、30項目の具体的施策を策定しています。

1. 社会活動・地域活動における男女共同参画の推進
2. ワーク・ライフ・バランスの推進
3. ダイバーシティ社会の実現に向けた取り組みの推進

また、計画の目標は「だれもが輝く男女共同参画社会の実現」とし、計画期間は2021(令和3)年度から2025(令和7)年度の5年間としています。

#### ■伊賀市非核平和都市宣言

2005(平成17)年6月24日に制定しました。内容は次のとおりです。

世界の恒久平和は、全人類が等しく希望するところであります。

世界で唯一の被爆国である我が国は、再び戦争という過ちを繰り返さないことを改めて決意し、核兵器の廃絶を訴えていかなければなりません。

このかけがえのない美しい自然を、永久の平和を、すべての人々の幸せを願い、「待たず、つくらず、持ち込ませず」の非核三原則が平和を愛するすべての国の原則となることを希求し、ここに非核平和都市「伊賀市」を宣言します。

#### ■第2次伊賀市総合計画

第2次伊賀市総合計画は、めざす市のすがた(将来像)やまちづくりの基本理念、それらを実現するために必要なまちづくりの政策を示す「基本構想」と、まちづくりの政策に基づく根幹的な施策や事業を示す「基本計画」で構成しています。基本構想は、市政運営を総合的かつ計画的に行う指針となるもので、2014(平成26)年からおおむね10年先を見据えたものとしています。計画は、市長の任期を基本に、第1次再生計画期間を3年間、第2次再生計画は4年間と計画期間としています。現在第3期の期間は、2021(令和3)年度から2024(令和6)年度までとしています。

第2次伊賀市総合計画・基本構想におけるめざす市の将来像は、「勇気と覚悟が未来を創る『ひとが輝く地域が輝く』伊賀市」としています。

#### ■第4次伊賀市地域福祉計画

2021(令和3)年6月に策定したもので、社会福祉法第107条の規定に基づく地域福祉の推進を担う総合的な基本計画です。今後人口減少や高齢化が加速していくことが想定され、すべての市民が住み慣れた地域の中で笑顔で暮らしていくために、これまでに築き上げた伊賀市流の地域包括ケアシステムを進化・進化させるため、地域住民がさまざまな課題を「我が事」としてとらえること、そしてつながりあう土壌をつくり課題を「丸ごと」受けとていけるしくみづくりが示されています。

計画の期間は、2021(令和3)年度から2025(令和7)年度までの5年間とし、12項目の取り組みを行政と社会福祉協議会で評価・進行管理することを提案しています。

#### ■伊賀市高齢者輝きプラン 第6次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

基本理念「みんなで創ろう！いつまでも元気な笑顔が輝く支え合いと安心のまち」は、すべての人が、住み慣れた地域の中で、あたたかい心配りを受けて心豊かに暮らしながら、互いに人生の中で培った経験を発揮し、地域全体の力となっている社会を表しています。地域に住む人が「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係ではなく、お互いに支え合う社会です。

団塊の世代が75歳以上となる2025(令和7)年に向けて、住まい・医療・介護予防・生活支援が、多職種の連携と住民同士の支え合いにより包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を推進していくために、高齢者支援・障がい者支援・子育て支援・生活困窮者自立支援の4つの支援を柱に、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に取り組む重層的な支援体制の整備が求められています。誰もが地域の課題を「我が事」としてとらえ、多様化、複合化する課題に「丸ごと」対応できる包括的な支援体制が確立したまちづくりをめざします。

なお、計画の期間は、2021(令和3)年度から2023(令和5)年度までの3年間としています。

#### ■第4次伊賀市障がい者福祉計画

本計画は、障害者基本法第11条に基づく市町村障害者計画で、本市における障がいのある人のための施策に関する基本的な計画であり、障害者総合支援法第88条に基づいて3年ごとに策定する「伊賀市障がい福祉計画」と相互補完的な性質を持つものとして策定しています。

障がいのあるなしにかかわらず、「だれもが自分らしく暮らせるまちをつくる」ことを基本理念とし、その達成に向けて「一人ひとりに応じた生活支援のしくみをつくる」、「生涯を通じて社会参加できる共生のしくみをつくる」、「だれもが心地よく安心して暮らせるまちをつくる」の3つの目標を掲げています。

計画の期間は、2021(令和3)年度から2026(令和8)年度までの6年間としています。

#### ■第2期伊賀市子ども・子育て支援事業計画

我が国では、「子ども・子育て支援法」等に基づく「子ども・子育て支援新制度」が2015(平成27年)4月に施行され、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的な認識のもとに、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進してきました。

伊賀市では、2015(平成27)年度に「伊賀市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「すべての子どもが健やかに誇りをもって成長することができるまち伊賀市」を基本理念に掲げ、幼稚園や保育所(園)、認定こども園などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時預かりや地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなどのさまざまな子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、市の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、さまざまな施策を推進してきました。

今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育て家庭の暮らしのあり方が多様化し、また、社会全体として対策を図るべき子どもをとりまく貧困や虐待など、すべての子どもとその家庭が安心し、子育てすることができる環境づくりを推進する必要があるため、第1期計画を検証し、その取り組みを計画的に推進するため本計画を策定し、さらなる子育て環境の整備を図ります。

## ■伊賀市人権同和教育基本方針

伊賀市教育委員会では、差別のない人権が尊重される社会の実現には教育の果たす役割は大きく、部落差別の解消なくしては我が国の人権の確立はないという基本認識に立ち、生涯にわたる学習機会の一層の充実に努め、市民一人ひとりが人権問題に主体的に関わり、日々の生活の中で人権を尊重し、実践していく「人権文化」の創造を目指すため、伊賀市の教育分野において、人権同和教育を推進するため、2007(平成19)年4月に基本方針を定め、2014(平成26)年に一部改定しています。

## ■伊賀市子ども健全育成条例

2005(平成17)年3月14日に制定しました。子どもを取り巻く社会環境の変化に対応した新しい時代の子どもの育成について、その基本理念、基本的な施策等を明らかにすることにより、市民が一体となって次代を担うすべての子どもの幸せと健やかな成長を図ることを目的としています。子どもは15歳以下の者をいいます。

条例の基本理念を次のように定めています。

- すべての市民は子どもの育成に責任を有することを認識し、相互に連携、協力し、すべての子どもの幸せと健やかな成長を図る。
- すべての市民は、子ども的人格や、子どもの持つ権利を尊重する。
- すべての市民は、日常生活における大人の行動等が子どもに大きな影響を与えることを認識し、ふれあいの機会を大切にして、子どもが健やかに育つように全力で努めるものとする。

## ■伊賀市情報公開条例

2004(平成16)年11月1日に制定しました。市民の知る権利を保障するため、市の保有する行政情報の公開について必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責任を果たすとともに、市民による参加の下、市民と市との協働により、公正で民主的な市政の推進に資することを目的としています。

また、実施機関及び行政情報の定義を次のように定めています。

実施機関：市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

行政情報：実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- イ 図書館その他市の施設において、当該施設の設置目的に応じ、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別に管理されているもの

## 9 用語の意味

### ア行

#### 【伊賀地域福祉後見サポートセンター】

成年後見制度の利用促進を図るため、「伊賀地域福祉後見サポートセンター」を設置し、制度利用の相談や家庭裁判所への申立て手続きの説明、また、成年後見人になり得る市民後見人の養成・活用等を行っています。2019（令和元）年8月からは、伊賀地域福祉後見サポートセンターを中核機関として位置付け、広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能の充実を図っています

#### 【インクルージョン】

組織内の誰にでもビジネスの成功に参画・貢献する機会があり、それぞれに特有の経験やスキル、考え方が認められ、活用されていることを「インクルージョン(inclusion)」といいます。ダイバーシティが組織内に多様な人材がいる状態を表すのに対して、包括、包含、一体性などの語意をもつインクルージョンは、そうした多様な人々が対等に関わりあいながら一体化している状態さす用語として区別されます。

#### 【ADHD】

年齢あるいは発達に不釣りあいな注意力や衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。

#### 【LGBT】

Lesbian（レズビアン）；女性同性愛者、Gay（ゲイ）；男性同性愛者、Bisexual（バイセクシャル）；両性愛者、Transgender（トランスジェンダー）；からだの性に違和感を持つ人、の頭文字をとってLGBTと呼んでいます。多様な性のあり方の中には、LGBTに収まらないものもあります。

#### 【LD】

軽度発達障害の一種で、知的な発達の遅れはないが、聞く、話す、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定なものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を示します。

#### 【エンパワーメント】

社会的弱者や被差別者が、自分自身の置かれている差別構造や抑圧されている要因に気づき、その状況を変革していく方法や自信、自己決定力を回復・強化できるように援助すること。またその理念。「庇護」や「救済」ではなく、本来の権利や人格を保つために力を付与する（エンパワー）という考え方に沿って、教育や支援を行う。不当な差別や抑圧に対抗する知識や手段、権利意識の習得を支援することで、主体的かつ能動的な権利擁護を目指す新しいアプローチ。

#### 【OFFJT（オフジェイティ）】

職場外での教育訓練。特に集合研修、講習会、通信教育等、日常の業務を離れて行う教育訓練のことを言います。現場の状況に左右されない、均一な知識習得の機会を提供する意味で非常に効果的な取組ですが、一方で現業への活用・応用において効果的に用いられない場

合もあります。これに対して、職場での仕事を通して教育訓練を行う場合を、OJT(オージエイティ)といいます。

## 力行

### 【患者の権利宣言】

伊賀市立上野総合市民病院では、①個人として常にその人格を尊重される権利がある、②良質な医療を平等に受ける権利がある、③自分の受ける治療や検査の効果や危険性、他の治療法の有無等について、わかりやすい説明を理解できるまで受ける権利がある、④自分の治療計画を立てる過程に参加し、自分の意志を表明し、自ら決定する権利がある、⑤自分の受けている医療について知る権利がある、⑥自分の情報を承諾なくして第三者に開示されない権利がある、の6つの権利を掲げ、患者の医療に対する主体的な参加の支援を図っています。

### 【企業の社会的責任（CSR）】

企業は大規模になるほど、株主ばかりでなく、顧客、従業員、取引相手、地域住民といった利害関係者の利益を実現することが求められ、経営者は企業を社会的存在として運営していく責任を負っています。CSRはcorporate social responsibilityの略。

### 【協働(きょうどう)】

複数の主体が、何らかの目標(例えば、あらゆる差別をなくすという目標)を共有し、ともに力を合わせて活動することをいう。コラボレーション(collaboration)、パートナーシップ(partnership)ともいう。

### 【ケースワーク】

社会福祉や医療において、精神的・社会的・身体的な問題をかかえた個人・家庭を、正常な状態に戻すため個々の事例ごとに調査・相談・指導することをいいます。

### 【公正採用選考人権啓発推進員】

一定規模以上（国では従業員100人以上。100人未満でも雇用が十分期待される場合。三重県では30人以上。）の事業所に設置を求めているもので、推進員は差別のない適正な採用選考システムを確立するため、「採用選考に関して相当の権限を有する者」から選任され、採否決定に至るまでの作業を点検するとともに、事業所内の人権啓発を推進します。

### 【固定的役割分担意識】

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」や「男は主要な業務・女は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

### 【コミュニティビジネス】

住民主体の地域課題解決型の小事業をいいます。高齢者向け配食サービスからまちおこし事業まで、内容はさまざまなものがあります。

## サ行

## 【JKビジネス】

JKとは女子のJと高校生のK、それぞれのイニシャルをあわせた造語。女性高校生（JK）による男性への親密なサービスを売りにしたビジネスの総称。

## 【ジェンダー】

社会通念や習慣の中で、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別をジェンダー（gender「社会的性別」）といいます。

## 【持続可能な開発目標(SDGs)】

2015(平成27)年から2030(令和12)年までに、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な開発のために達成すべき17の目標と169のターゲットからなる。

## 【児童虐待】

親または親に代わる保護者により児童に対して加えられた身体的、心理的、性的虐待及びネグレクト（保護の怠慢ないしは拒否）等の行為をいいます。児童虐待の増加・顕在化に伴い、2000(平成12)年5月に「児童虐待の防止等に関する法律」が成立しました。同法は2004(平成16)年4月に改正され、その定義が、①保護者以外の同居人による虐待行為も保護者のネグレクトの一類型として含まれること、②児童の目の前でドメスティック・バイオレンスが行われること等、児童への被害が間接的なものについても含まれること、と見直し拡大されました。

## 【障害者権利条約】

すべての障がい者が人権や基本的自由を完全に享有するための措置について定めた国際条約。締結国に対して、障がいを理由とするあらゆる差別の禁止や合理的配慮の提供の確保などを求めている。

## 【障害福祉サービス】

障害者自立支援法に規定するサービスで、居宅介護や重度訪問介護、生活介護、療養介護、短期入所等の10のサービスを提供する介護給付と、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等6つのサービスを提供する訓練等給付を総称したものをいいます。

## 【情報セキュリティポリシー】

伊賀市の情報セキュリティに関し、包括的な対策を図ることにより、市が保有する情報資産を適切に保護することを目的に、市にどのような情報資産があり、それがどれほど重要なものか、またそれらがどのような脆弱性を持っているかを分析した結果に基づいて、いかに保護すればよいのか、そのためには市として何をしなければならないのかという明確な方針を文書化したものです。

## 【人権啓発地区草の根運動推進会議】

上野地域の住民自治協議会単位で組織する啓発推進組織で、懇談形式の啓発事業の推進や研修会への参加の促進、地域の啓発活動を担っています。

## 【人権デュー・ディリジェンス（人権DD）】

企業が、自社・グループ会社及びサプライヤー等における人権への負の影響を特定し、防

止・軽減し、取組の実効性を評価し、どのように対処したかについて説明・情報開示していくために実施する一連の行為を指します。

### 【人権にかかわりの深い職業従事者】

1997(平成9)年7月に国において策定された『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画では、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者の13業種に従事する者を掲げています。

### 【人権文化】

一人ひとりが「何かあったときに考える人権」から「差別をしないことが当たり前」という態度を習慣として身につけ、仕事や日常生活において実践することにより、そのことが多くの人びとの中に広がっていくような社会のあり方をいいます。

### 【心的外傷後ストレス障害（PTSD）】

地震や火災などの自然災害または戦争や事故、拷問、虐待、婦女暴行、その他犯罪の犠牲などの体験により、心に加えられた衝撃的な傷が元となり、後にさまざまなストレス障害を引き起こす疾患のことをいいます。日本では阪神・淡路大震災、地下鉄サリン事件等で広く病名が知られるようになりました。PTSDはpost traumatic stress disorderの略。

### 【スクールカウンセラー】

いじめや不登校など児童・生徒の問題行動等に対応するため、学校においてカウンセリング（相談、解決の助言・援助など）を行う専門家のことをいいます。

### 【性的マイノリティ】

これまで一般的と考えられてきた性のあり方に当てはまらない人を言います。レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(からだの性に違和を感じる人)の頭文字を取って、LGBTと呼ばれることがあります。多様な性のあり方の中には、LGBTにおさまらない人もいますので、LGBTQ+と呼ばれることもあります。

### 【成年後見制度】

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力の不十分な人を保護するためにできた制度で、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、それを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を不利益から守ります。

### 【セクシュアル・ハラスメント】

相手方の意に反した、性的な言動を一方的に行い、それに対する反応によって就学あるいは就業をする上で一定の不利益を与え、それを繰り返すことによって生活環境を著しく悪化させることをいいます。

### 【世系】

門地（家がら）と同義語。国連では「職業及び世系に基づく差別」として、日本の部落差別やインドのカースト制度などをあげています。

### 【総合評価落札方式】

公共工事の入札で、従来の価格のみによる自動落札方式とは異なり、「価格」と「価格以外の要素」（例えば、初期性能の維持、施工時の安全性や環境への影響）を総合的に評価する落札方式であり、具体的には入札者が示す価格と技術提案の内容を総合的に評価し、落札者を決定する落札方式のことをいいます。

## タ行

### 【ダイバーシティ】

「多様性」を指す英語。企業において、人種・国籍・性・年齢を問わずに、多様な能力や発想、価値観を持つ人材を融合・活用することで組織の活性化と生産性をあげ、企業の成長と個人の幸せを同時に目指す概念。こうすることで、ビジネス環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できると考えられています。

### 【地域生活支援事業】

障害者自立支援法に規定するサービスで、市町村及び都道府県が実施主体となるものをいいます。市町村が実施するもののうち、相談支援、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業は必須事業で、その他に選択的事業があります。

### 【地域包括ケアシステム】

少子高齢化の進展に伴う介護分野の課題を解決するために、ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を担保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制のことです。中学校区を基本とする地域で、医療保険や介護保険に頼らずに、自治会やボランティアなども活用し、住み慣れた地域の中で、その地域のその人の暮らしに合った多様なサービスを包括的に提供するケアシステムのことです。

### 【出会い系サイト】

異性との交際希望情報を発信、仲介するインターネット上でのサービスのことをいいます。子どもが犯罪被害にあいやすく、自殺や家出をおこすサイトや殺人、暴力などの残虐な映像を見ることのできるサイトもあり、判断力の乏しい世代をこれらの有害サイトから守ることが急務となっています。

### 【DV(ドメスティック・バイオレンス)】

配偶者・パートナーからの暴力を意味します。身体的暴力に限らず、思考や行動を萎縮させるような心理的な暴力も含まれます。

### 【特別支援教育】

これまでの障がいの程度等に応じ特別の場で行う「特殊教育」から、障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行うもので、発達障害等も含めています。

### 【トライアル雇用】

3ヶ月の試用期間を設けて実働し、常勤雇用に切り替える制度のことをいいます。求職者にとって、実際に就職したが、想像していた職場環境や仕事内容と異なっているなどの声が多く寄せられたことから、導入されました。また、雇用を受け入れる企業にとって、トライアル期間中に労働者の様子を見て、自社での正式採用が可能かどうかの検討を行うことが出来ます。

ハローワークでのトライアル雇用には、対象者や労働時間等により、①一般トライアルコース②障がい者トライアルコース③障がい者短時間トライアルコースの3種類のコースが設定されています。

## ナ行

### 【日常生活自立支援事業】

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用手続き援助や日常的な金銭管理等を行う県社会福祉協議会を実施主体として実施されている事業です。

### 【認知症高齢者】

高齢期における脳の広範な器質的障害により、獲得されている知能が低下していく「認知症症状」を示している高齢者のことをいいます。認知症には「アルツハイマー型認知症」や脳血管障害による「脳血管性認知症」などがあります。2004(平成16)年の「痴呆」の呼称変更により、「痴呆性高齢者」にかわって、「認知症高齢者」の名称になっています。

### 【寝た子を起こすな】

部落差別(同和問題)をいまさらにも取り上げる必要はなく、このまま放置しておけば社会の進化に伴って自然に解消するという「寝た子を起こすな」の考え方があります。部落差別(同和問題)は、現実にも生きている社会問題です。部落差別(同和問題)は日本の社会の仕組みの中や私たちの身近にもさまざまな形で存在しています。「寝た子を起こすな」という考え方では部落差別(同和問題)の解消につながらないばかりか、かえって部落差別(同和問題)を拡大する結果を招くことにもなります。また、部落差別(同和問題)のない社会をめざすには、あまりにも消極的な姿勢であり、部落差別(同和問題)で苦しむ人の声に蓋をして現実から逃げ、部落差別(同和問題)の解消をめざし行動する人に制限を加えることになるといえます。この社会にいまだに根強く残されている不合理や偏見を取り除くことを自らの課題としてとらえなおし、私たち一人ひとりが何をすべきかを考え行動に移していくことが大切です。

### 【ノーマライゼーション】

「障害等社会的に不利な状況にある人々を当然に包含するのが通常社会であり、そのあるがままの姿でほかの人びとと同等の権利を享受できるようにする」という考え方であり、方法をいいます。

## ハ行

### 【パートナーシップ】

連携・協力体制のことをいいます。

### 【ハタラクカタ応援宣言】

部下が仕事と家庭を両立できるよう応援しつつ、組織としての成果も上げていく上司になると宣言すること。

### 【パワー・ハラスメント】

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。たとえ部下であっても上司に対するパワー・ハラスメント行為として認められることもある。同僚が同僚に対して行ういじめも同じ仕組み。

### 【ハンセン病】

らい菌の感染により生じます。感染力が弱く、治療が有効にもかかわらず、らい予防法によりハンセン病患者の人権の制限が行われていましたが、らい予防法は1996(平成8)年4月1日に廃止されました。

### 【ヒアリングループ】

難聴者用の聞こえを支援する設備システムで、ループアンテナ内で誘導磁界を発生させることで音声磁場をつくり、補聴器等を補助する放送設備システムのことです。磁気を発生させるループアンテナを輪のように這わせることから「磁気誘導ループ」と呼ばれていますが、「磁気」という言葉が、ペースメーカーや医療機器等に悪影響を及ぼすと誤解されがちなこと及び2020年東京オリンピック・パラリンピックへ向けて、海外へこのシステムをアピールするため「磁気誘導ループ」から改称されました。従来の「T付き耳マーク」も「ヒアリングループマーク」に変更されています。(一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 2017.8.21付け通知、全難聴発第17-050号より)

### 【被差別部落(同和地区)】

同和地区とは、被差別部落をさす行政用語です。ほぼ同義語として用いられます。1969(昭和44)年に制定された同和对策事業特別措置法により、国及び地方公共団体は、被差別部落を対象にした特別対策事業を実施することになりました。しかし、行政が被差別部落の範囲を規定することはできないため、地元関係者との協議の中で、特別事業を実施する対象範囲を定めることになりました。これが同和对策事業対象地域であり、行政はこれを被差別部落つまり同和地区と見なすことになりました。この作業を地区指定とよんでいます。なお、同和对策事業の執行を受け入れなかった被差別部落も存在します。そこで当然のこととして、特別対策事業を実施する対象範囲を定める作業は行われておらず、これを未指定地区とよんでいます。なお、「法」の失効後において、一部に「同和地区」と「同和对策事業対象地域」とを混同する動きや、市民意識として被差別部落という呼称と同義語として使用されていることもあります。いずれにせよ、「同対審」答申をはじめ、「法」の制定以前から同和地区という呼称は使用されており、「法」の失効は、この呼称に変更を求めるものではありません。当計画では、「差別の対象地域としての同和地区」という意味と捉え、部落差別解消推進法の呼称に併せて併記することとします。

### 【ファミリーサポートセンター】

援助を受けたい人と援助を行いたい人がともに会員となり、援助を行いたい人が一定の報酬でサービスを提供する互助援助組織による子育て支援の活動を行います。

### 【フィルタリング】

データをふるいにかけて分類すること。ネットワークにおいては、指定した条件によって通信を許可するか遮断する機能を指します。迷惑メールやスパムを隔離する電子メールのフィルタリングや、有害サイトへのアクセスを制限する機能があり、ここでは後者の方を意味します。

### 【部落差別（同和問題）】

同和問題は、現在では部落差別と同義とされています。法務省・文部科学省の「人権教育・啓発白書」（令和3年版）では、「部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりなどしている、我が国固有の人権問題である」と定義されています。そのため、本計画ではこの白書に基づき、部落差別（同和問題）と記載します。

### 【プロバイダ】

インターネットへ接続するサービスを提供する会社のことです。正確には「インターネット・サービス・プロバイダー」のことで、略してISPと呼ばれることもあります。

### 【法定雇用率】

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、民間企業、国、地方公共団体は、それぞれ一定の割合に相当する数以上の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しなければならないことになっています。その一定割合を法定雇用率といいます。

### 【ホームレス】

特定の住居をもたず、道路や公園、河川敷、地下街、駅舎などで野宿生活を送っている人たちのことをいいます。

### 【母子・父子自立支援員】

母子及び父子家庭や寡婦の福祉に関して実情を把握し、個人それぞれのケースに応じて自立に必要な相談や指導を行う人をいい、福祉事務所の管轄で、母子及び父子家庭のさまざまな問題、親の就職、子どもの教育、母子及び父子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付などに対する相談・指導を行います。

### 【本人通知制度】

住民票の写しや戸籍謄本は本人や同一世帯の住民以外でも、裁判や相続分野の手続きに使うなどの正当な理由があれば交付されます。しかし身元調査等の目的で、行政書士や司法書士による不正取得が相次ぐといった事件が発生しました。こうした事態を受け、事前に登録した人の情報を、本人以外の第三者が住民票等を取得した際に、本人に通知する制度です。伊賀市はこの事前登録型・本人通知制度を採用しています。

## マ行

### 【マイクロアグレッション】

microaggressions（マイクロアグレッション）とは、ありふれた日常の中にある、ちょっとした言葉や行動や状況であり、意図の有無にかかわらず、特定の人や集団を標的とした、敵意のある

否定的な表現のこと。

### 【マタニティ・ハラスメント】

職場において行われる上司や同僚からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動）により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申出・取得した男女労働者等の就業環境が害されること。

### 【マニフェスト】

本来の意味は政権公約、選挙公約集のこと。選挙の際に政党や候補者などが示す政策綱領のこと。従来の選挙公約が具体性を欠く抽象的なものであったことから、従来型の選挙公約と区別して政策の目標数値、達成期限、財源の裏付けなどが具体的に明示された選挙公約をいいます。英語のmanifestoはもともと君主、政府、政党、団体などの宣言、声明（書）を意味します。ここでは、「学校マニフェスト」のことで、各学校（園）が「学力の向上」「人権同和教育の充実」「キャリア教育」の三つの教育課題について当該年度に実施する取り組みと達成目標を具体的にあげ、保護者や地域の方々に提示するものをいいます。

### 【無らい県運動】

ハンセン病患者の隔離政策として、地方自治体や市民が関わり、ハンセン病患者が、自分たちの町や村に一人もいないことをめざして、療養所に入所させる官民一体となった取り組みをいいます。当時の内務省衛生局は、1931(昭和6)年に「癩(らい)予防法」を制定、そして1940(昭和15)年には厚生省(現在の厚生労働省)は、「患者収容の完全を期せんがためには、いわゆる無癩運動の徹底を必要なりと認む」という指示を各都道府県に出します。その結果、都道府県をはじめ各地方自治体は「無らい県運動」を展開し、競うようにして「患者狩り」を行い、療養所に駆り立てていきました。市民もこれに呼応し、「疑わしい者」を自治体に通報や投書しました。警察や保健行政機関をはじめ、学校現場、地域住民がハンセン病患者の発見、通報、収容促進の役目を担い、その過程でハンセン病は「恐ろしい伝染病」という誤った認識が社会に植えつけられ、ハンセン病に対する偏見・差別や忌避意識が定着しました。その結果、患者は療養所以外の居場所を失い、またその家族までも地域から排除され、差別を受けました。

### 【メディアリテラシー】

インターネットやテレビ、新聞などのメディア（情報や記録を伝える媒体を指します）を使いこなし、メディアの伝える情報を理解する能力。また、メディアからの情報を見極める能力のこと。

### 【モチベーション】

動機を与えること、動機づけのことをいいます。

## ヤ行

### 【ヤングケアラー】

大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に立っている子どものことをいいます。年齢等に見合わない重い責任や負担を負うことで、本当なら享受できたはずの、勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人との時間など、子どもとしての時間と引き換えに、家事や家族の世話をしていることがあります。

## ワ行

### 【ワーク・ライフ・バランス】

仕事と仕事を離れた個人の生活の両方について、どちらかが犠牲になることなく、それをバランスよく充実させていこうという考え方です。

### 【ワンストップサービス】

市民等が、一つの窓口で、必要となる事務をすべて完了できるよう設計されたサービスのことをいいます。

## 10 人権施策の歩み（人権年表）

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他

西暦	和暦	世界の動き	国の動き
1947	昭22		【人】「教育基本法」公布 【人】「日本国憲法」施行 【外】「外国人登録令」公布 【女】婦人少年局新設 【子】「児童福祉法」制定、'48.1施行
1948	昭23	【人】「世界人権宣言」国連総会で採択	
1949	昭24	【人】「人身売買禁止条約」国連総会で採択（'51発効、日本'58加入）	【子】児童の売買問題化 【外】在日本朝鮮人連盟ほか4団体解散命令 【外】朝鮮人学校に閉鎖命令 【障】「身体障害者福祉法」公布、'50.4施行 【他】「社会教育法」公布
1950	昭25		【障】「精神衛生法」成立 【他】沖縄に米民政府
1951	昭26	【人】「難民の地位に関する条約（難民条約）」国連総会で採択（'54発効、日本'81加入）	【他】「社会福祉事業法」公布 【子】「児童憲章」制定 【同】全日本同和对策協議会結成 【同】オール・ロマンス事件起こる
1952	昭27	【女】「婦人の参政権に関する条約」国連総会で採択（'54発効、日本'55批准）	【障】身体障害者の雇用促進閣議で決定 【外】「外国人登録法」公布・施行
1953	昭28		【外】韓国・朝鮮人の就学義務なしとする 【外】外国人の公務就任権否定 【同】全国同和教育研究協議会を結成 【障】精神障害者の入院措置要項を決定 【他】「らい予防法」改正 【障】「精神薄弱児対策基本要綱」策定
1955	昭30		【外】在日本朝鮮人総聯合会結成 【女】「婦人の参政権に関する条約」批准 【同】部落解放委員会を部落解放同盟と改称
1956	昭31		【女】「売春防止法」成立、'58.4.1全面施行 【他】国際連合に加入
1957	昭32		
1958	昭33		【障】職業訓練法の制定により身体障害者の職業訓練所が設置 【人】「人身売買禁止条約」に加入 【同】「同和問題閣僚懇談会」設置を閣議決定 【他】「国民健康保険法」公布
1959	昭34	【子】「児童の権利宣言」国連総会で採択	【外】北朝鮮への帰還事業開始
1960	昭35		【障】「精神薄弱者福祉法」公布 【障】障害者の自動車免許取得可能 【障】「身体障害者雇用促進法」公布 【同】同和对策審議会を設置
1961	昭36		【同】内閣総理大臣から同和对策審議会に対し、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他  
 凡例：〈上〉旧上野市 〈伊〉旧伊賀町 〈島〉旧島ヶ原村 〈阿〉旧阿山町 〈大〉旧大山田村 〈青〉旧青山町

西暦	和暦	県の動き	市の動き
1947	昭22		
1948	昭23		
1949	昭24		
1950	昭25		【高】〈上〉 養護老人ホーム「恒風寮」設立
1951	昭26	【同】 県単事業環境改善補助制度設ける 【高】 第1回三重県社会福祉大会開催 【他】 上野勤労署が上野公共職業安定所となる	【他】〈上〉 社会福祉事務所設置
1952	昭27		
1953	昭28		
1955	昭30	【他】 原水爆禁止県民大会開催	
1956	昭31		
1957	昭32	【他】 伊賀福祉事務所開設	
1958	昭33		
1959	昭34		【同】〈伊〉 同和対策として、環境改善事業を実施 【障】〈阿〉「阿山村社会福祉協議会」の設立
1960	昭35		【障】〈上〉盲人ホーム設置
1961	昭36		【同】〈上〉「同和対策推進要綱」を定めるとともに民生部厚生課を事業窓口と定める。市長の諮問機関として「部落対策委員会」設置 【同】〈上〉 市議会に「部落対策特別委員会」設置

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他

西暦	和暦	世界の動き	国の動き
1962	昭37		
1963	昭38	【女】モスクワで世界女性会議開催 【人】「人種差別撤廃宣言」国連総会で採択	【高】「老人福祉法」公布
1964	昭39		【女】「母子福祉法」公布
1965	昭40	【人】「人民間の平和・相互尊重・理解を青年の間に促進する宣言」国連総会で採択 【人】「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）国連総会で採択（'69発効、日本'95批准）	【障】「精神衛生法」改正し、通院に重点を置く 【同】同和对策審議会答申 【女】「母子保健法」公布、'66.1施行
1966	昭41	【人】「国際人権規約」国連総会で採択（'76発効）	【同】同和对策協議会設置
1967	昭42	【人】「女子差別撤廃宣言」と「領域内庇護宣言」国連総会で採択	【同】全国解放教育研究会結成 【同】「全国同和地区実態調査」を実施
1968	昭43		【同】壬申戸籍の公開停止
1969	昭44		【同】「同和对策事業特別措置法」公布
1970	昭45		【障】「心身障害者基本対策法」公布
1971	昭46	【障】「精神薄弱者権利宣言」国連総会で採択	【同】「全国同和地区調査」を実施
1972	昭47		【外】横浜市などで外国人に国民健康保険適用 【他】沖縄の本土復帰
1973	昭48		【高】老人福祉法に基づく老人医療費支給制度（70歳以上）実施 【高】老人福祉法に基づく老人医療費支給制度の範囲拡大（65歳以上の寝たきり等老人を対象）

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他  
 凡例：〈上〉旧上野市 〈伊〉旧伊賀町 〈島〉旧島ヶ原村 〈阿〉旧阿山町 〈大〉旧大山田村 〈青〉旧青山町

西暦	和暦	県の動き	市の動き
1962	昭 37	【同】同和对策室設置	
1963	昭 38	【高】第1回三重県老人福祉大会開催	【同】〈上〉部落対策委員会を「同和对策委員会」に改称 【同】〈上〉環境改善モデル事業始まる(3年計画)
1964	昭 39		
1965	昭 40	【他】地域別総合開発構想発表 【高】三重県老人保養所「芙蓉荘」開設	
1966	昭 41		【同】〈上〉八幡町教育集会所完成 【子】〈上〉青少年健全育成都市宣言 【同】〈伊〉同和教育研究会の結成 【同】〈伊〉文化館(隣保館)完成 【子】〈阿〉青少年健全育成の宣言
1967	昭 42		【子】〈伊〉青少年健全育成の町宣言 【他】〈阿〉町制施行
1968	昭 43		
1969	昭 44		【同】〈上〉下郡教育集会所完成 【同】〈上〉住宅地区改良事業の地区指定を受ける 【同】〈上〉同和对策委員会を「同和对策審議会」に改称 【同】〈上〉「部落対策特別委員会」を「同和对策特別委員会」に改称 【障】〈阿〉「社会福祉センター」の開設
1970	昭 45	【高】老人実態調査実施	【同】〈上〉住宅地区改良事業始まる 【同】〈上〉同和教育基本方針策定
1971	昭 46	【同】三重県同和对策長期計画策定 【外】三重県とブラジル・サンパウロ州姉妹提携締結 【子】三重県青少年健全育成条例(最終改正'06 3月28日)	【障】〈上〉点字図書館開設(社)上野市社会事業協会) 【高】〈上〉養護老人ホーム「梨ノ木園」開設(社)上野市社会事業協会) 【他】〈上〉社会福祉協議会設立 【同】〈伊〉教育集会所完成
1972	昭 47	【高】老人医療費助成制度(75歳以上県単独事業)実施	【障】〈上〉盲人ホームを設置し、運営を社会事業協会へ委託 【同】〈上〉八幡町市民館完成 【同】〈伊〉学校同和教育研究会の結成 【同】〈伊〉小集落地区改良事業竣工式 【同】〈青〉老川教育集会所完成 【同】〈青〉同和对策審議会設置
1973	昭 48	【同】三重県同和教育基本方針策定 【高】三重県特別養護老人ホーム「明星園」完成	【障】〈上〉心身障害者医療費助成制度開始 【同】〈青〉同和对策総合計画策定

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他

西暦	和暦	世界の動き	国の動き
1974	昭49	【人】「非常事態女子児童保護宣言」国連総会で採択	【障】障害児について一般幼児との集団保育事業開始
1975	昭50	【女】国際婦人年 【女】国際婦人年世界会議第1回世界女性会議開催（メキシコシティ） 【女】「世界行動計画・メキシコ宣言」を採択 【女】1976年から10年間で「国連婦人の10年」と決定（国連総会） 【障】「障害者権利宣言」国連総会で採択	【女】「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（育児休業法）」公布 【同】「全国同和地区調査」を実施 【女】総理府に婦人問題担当室発足 【女】婦人問題企画推進本部、婦人問題企画推進会議設置
1976	昭51	【女】ILO（国際労働機関）に婦人労働問題担当室を設置	【他】民法一部改正（離婚後の氏の選択） 【他】ウィルタ協会設立
1977	昭52		【女】「国内行動計画」策定 【女】「国内行動計画前期重点目標」発表
1978	昭53	【人】「人種及び人種の偏見に関する宣言」と「マス・メディア基本原則宣言」ユネスコ総会採択	【同】「同和对策事業特別措置法」3年延長
1979	昭54	【子】国際児童年 【女】「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」国連総会で採択（'81発効、日本'85批准）	
1980	昭55	【女】「国連婦人の10年」中間年として、第2回世界会議開催（コペンハーゲン）	【外】公共住宅の外国人入居開放 【女】民法一部改正（配偶者の法廷相続分引上げ） 【女】「女子差別撤廃条約」の署名 【同】差別をなくす企業全国集会開催 【他】「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」5月制定、'81.1月から施行
1981	昭56	【障】国際障害者年 【女】「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約（家族的責任条約＝ILO156号条約）」ILO総会で採択	【女】「母子福祉法」を「母子及び寡婦福祉法」に改正 【女】「国内行動計画後期重点目標」発表 【同】同和对策協議会から「今後における同和関係施策について」意見具申
1982	昭57	【人】反差別国際会議開催	【外】「難民の地位に関する議定書」に加入し、「出入国管理及び難民認定法」施行 【外】外国人の国民年金加入認められる 【障】「障害者対策長期計画」策定 【同】「地域改善対策特別措置法」施行 【同】地域改善対策協議会設置 【高】「老人保健法」公布、'83施行

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他  
 凡例：〈上〉旧上野市 〈伊〉旧伊賀町 〈島〉旧島ヶ原村 〈阿〉旧阿山町 〈大〉旧大山田村 〈青〉旧青山町

西暦	和暦	県の動き	市の動き
1974	昭49	【高】老人居室整備資金貸付条例制定 【高】第1回老人スポーツ大会開催 【高】県内初の有料老人ホーム・厚生年金三重 ながしま荘開所 【子】伊賀児童相談所開設	【外】〈上〉日朝親善友好上野市実行委員会結成 【外】〈上〉日朝親善友好デー開催 【同】〈上〉下郡市民館完成 【他】〈上〉緑化推進都市宣言
1975	昭50		【同】〈伊〉同和問題審議会設置 【同】〈青〉教育基本方針策定
1976	昭51	【他】長期総合計画発表	【同】〈上〉寺田教育集会所完成 【同】〈上〉共同浴場しろなみ湯完成 【同】〈青〉同和教育推進協議会を結成
1977	昭52	【女】「婦人関係行政推進連絡会議」設置 【高】在宅老人福祉機器設置事業実施 【高】ねたきり老人短期保護事業実施	【同】〈上〉寺田市民館完成 【同】〈伊〉同和問題審議会の答申
1978	昭53	【女】「三重県婦人問題懇話会」設置 【高】高齢者能力活用推進協議会事業実施	【障】〈上〉身体障害者社センター完成（社）上野 市社会事業協会） 【同】〈伊〉文化センター（隣保館）竣工 【同】〈伊〉児童館竣工 【同】〈伊〉大型共同作業所竣工 【高】〈大〉社会福祉協議会設立 【子】〈大〉青少年育成村民会議が結成
1979	昭54	【女】「三重県婦人対策の方向（県内行動計画）」 策定 【女】「婦人実態調査」実施	【人】〈伊〉人権問題地区別懇談会実施 【子】〈島〉「島ヶ原地区青少年健全育成市民会議」 結成 【高】〈大〉特別養護老人ホーム「鶴寿園」開設 （社）グリーンセンター福祉会
1980	昭55	【同】三重県同和保育指針策定 【高】老人医療費負担助成制度実施	【同】〈上〉しろなみ児童館完成 【他】〈伊〉社会福祉協議会の設立
1981	昭56	【女】「明日の婦人問題を考える三重県会議」 設置 【高】老人問題研究調査事業実施	【障】〈上〉重度視覚障害者に対するガイド・ヘル パー派遣制度実施 【高】〈上〉特別養護老人ホーム「第二梨ノ木園」 開設（社）上野市社会事業協会） 【障】〈伊〉授産所「きぼうの家」開所
1982	昭57	【障】「障害者対策の現状と今後の方向―長期 行動計画―」を公表 【高】福祉休養ホーム「ゆずりは荘」開設	【高】〈上〉特別養護老人ホーム「福寿園」開設 （社）福寿会） 【同】〈上〉同和教育研究協議会を結成 【同】〈青〉青山文化センター完成

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他

西暦	和暦	世界の動き	国の動き
1983	昭58		
1984	昭59		【同】地域改善対策協議会から「今後における啓発活動のあり方について」意見具申
1985	昭60	【女】「国連婦人の10年」最終年として、第3回世界会議をナイロビで開催 【女】「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	【女】「国籍法」及び「戸籍法」一部改正（国籍の父母両系主義確立） 【女】「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）」公布、'86.4 施行
1986	昭61		【同】地域改善対策協議会から「今後における地域改善対策について」意見具申 【高】「長寿社会政策大綱」閣議決定 【他】厚生省「エイズ対策専門家会議」設置 【高】「老人保健法」改正
1987	昭62		【同】地域改善対策協議会設置 【同】「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地对財特法）」3.31 制定、4.1 施行 【障】「障害者の雇用促進に関する法律（障害者雇用促進法）」全面改正 【同】えせ同和行為対策中央連絡協議会設置 【女】「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 【障】「精神衛生法」が「精神保健法」と改称され、患者の人権や社会復帰に配慮、'88施行
1988	昭63	【人】反差別国際運動を結成	【外】「改正外国人登録法」施行、指紋押捺1回限り
1989	平元	【子】「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」国連総会で採択（'90発効、日本'94批准）	【外】「出入国管理及び難民認定法」改正、'90.6 から施行 【高】「高齢者保健福祉推進十カ年戦略（ゴールドプラン）」策定
1990	平2	【人】国際識字年 【女】「ナイロビ将来戦略の実施に関する見直しと評価に伴う勧告」採択	【他】「福祉8法」の改正

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他  
 凡例：〈上〉旧上野市 〈伊〉旧伊賀町 〈島〉旧島ヶ原村 〈阿〉旧阿山町 〈大〉旧大山田村 〈青〉旧青山町

西暦	和暦	県の動き	市の動き
1983	昭58	【女】「青少年県民課」を「青少年婦人課」に改める。 【女】「婦人問題に関する県民の意識と生活実態調査」実施 【他】「第2次長期計画」発表	【他】〈青〉社会福祉協議会設置
1984	昭59	【高】「高齢者福祉対策総合推進会議」設置	【他】〈上〉非核平和都市宣言 【人】〈青〉法務省より人権モデル地区指定 【人】〈青〉人権モデル地区宣言 【人】〈青〉人権モデル地区推進委員会結成
1985	昭60	【女】三重県婦人問題推進協議会から「三重県の婦人対策に関する提言」提出	【障】〈上〉みどり保育園内に心身障害児の療育施設「かしのみ園」併設 【障】〈阿〉小規模授産施設「光風園」の開設 【人】〈青〉人権問題に関する意識調査実施
1986	昭61	【女】三重県婦人問題協議会から「第2次県内行動計画（仮称）策定に関する基本的事項について」意見具申 【外】三重県と中国河南省友好提携締結	【人】〈上〉市内19ブロックに人権啓発草の根運動推進会議が組織される 【他】〈阿〉町民憲章の制定 【同】〈青〉同和地区実態調査 【他】〈青〉保健管理センター
1987	昭62	【女】「みえの第2次行動計画－アイリスプラン」策定 【高】三重県高齢者総合相談センター開設	【同】〈上〉改良住宅620戸完成 【外】〈大〉三重県大山田国際交流友の会が結成 【他】〈青〉健康づくり推進委員会設置 【他】〈青〉健康のまち宣言
1988	昭63	【女】「女性の生活実態と意識に関する調査」実施 【高】「長寿社会トップ意識調査」実施	【女】〈上〉婦人問題担当窓口を庶務課に設置 【人】〈伊〉世界人権宣言40周年伊賀町実行委員会結成集会 【他】〈伊〉水道水源保護条例制定
1989	平元	【高】「豊かな高齢化社会を考える国民の集い三重集会」開催	【高】〈上〉ことぶき人材センター発足 【高】〈上〉老人保健施設「おかなみ」開設（(医)岡波総合病院） 【同】〈伊〉青少年活動センター完成
1990	平2	【人】「人権県宣言」三重県議会が議決 【同】「同和地区生活実態調査」実施 【同】「同和地区住環境実態調査」実施 【同】「三重県同和保育基本方針」策定 【高】（財）三重県長寿社会推進センター発足	【外】〈上〉自治省の国際交流のまち推進プロジェクトの指定を受けたことによる基本計画策定 【外】〈大〉第1回大山田村民訪中団の派遣 【他】〈青〉生活排水対策推進協議会設置

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他

西暦	和暦	世界の動き	国の動き
1991	平3		<p>【女】「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定</p> <p>【女】「育児休業等に関する法律」公布、'92施行</p> <p>【高】老人保健法が改正され、老人訪問看護制度が開始</p> <p>【障】「駅のエスカレーター整備方針」策定</p> <p>【同】地域改善対策協議会から「今後の地域改善対策について」意見具申</p>
1992	平4		<p>【同】地域改善対策事業の内10事業が一般事業へ移行</p> <p>【同】「地对財特法」5年延長</p> <p>【女】婦人問題担当大臣設置</p>
1993	平5	<p>【人】世界人権会議ウィーンで開催</p> <p>【人】世界先住民族国際年</p>	<p>【外】「改正外国人登録法」施行、永住者の指紋押捺廃止と家族登録制度導入</p> <p>【女】中学校で家庭科の男女必修完全実施</p> <p>【同】「同和地区実態把握調査（地区概況調査、生活実態調査・意識調査）」実施</p> <p>【女】「パートタイム労働法」公布</p> <p>【障】「心身障害者対策基本法」を改正し「障害者基本法」を制定・公布</p>

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他  
 凡例：〈上〉旧上野市 〈伊〉旧伊賀町 〈島〉旧島ヶ原村 〈阿〉旧阿山町 〈大〉旧大山田村 〈青〉旧青山町

西暦	和暦	県の動き	市の動き
1991	平3		【他】〈上〉環境保全都市宣言 【高】〈上〉ことぶき人材センターを解散し、社団法人上野市シルバー人材センター設立 【高】〈上〉上野市ディサービスセンター開設（特別養護老人ホーム「福寿園」併設） 【他】〈上〉この年から非核平和で中学生を広島へ派遣 【同】〈伊〉同和問題審議会答申 【人】〈伊〉人権問題に関する町民意識調査実施 【他】〈阿〉「環境保全条例」「環境保線条例施行規則」の制定 【他】〈青〉非核平和のまち宣言 【他】〈青〉水道水源保護条例
1992	平4	【女】「青少年婦人課」から「青少年女性課」に改名 【女】「女性問題に関する県民意識と生活実態調査」実施 【高】老人休養ホーム「芙蓉荘」移転開設 【高】同和对策事業の物的事業量の調査実施 【外】三重県とスペイン・バレンシア州姉妹提携締結	【外】〈上〉三重県が指定する国際化推進計画を策定 【人】〈伊〉人権町宣言 【人】〈伊〉人権啓発推進本部設置 【人】〈阿〉「人権・同和問題連続講座」の第1回開催 【人】〈大〉人権啓発推進会議設置 【人】〈大〉人権尊重村宣言 【同】〈大〉「同和教育基本方針」策定 【人】〈大〉人権啓発推進協議会を結成 【同】〈大〉学校同和教育研究会を結成 【人】〈青〉人権尊重のまち宣言 【同】〈青〉同和地策事業の残事業調査
1993	平5	【障】「障害者対策の今後の方向－第2次長期行動計画－」を公表 【障】身体障害者福祉法関連の事務が市町村へ権限委譲	【人】〈上〉人権尊重都市宣言 【同】〈上〉同和对策審議会から「同和問題の残された課題とその解決施策について」意見具申 【同】〈伊〉部落差別撤廃条例制定 【同】〈伊〉老人憩いの家開所 【他】〈伊〉環境宣言決議 【人】〈島〉人権尊重の村宣言 【人】〈島〉人権同和教育推進協議会結成 【人】〈阿〉人権尊重の町宣言 【人】〈阿〉人権啓発推進会議の設置 【人】〈阿〉人権啓発推進協議会の設置 【同】〈大〉人権問題に関する大山田村民意識調査実施 【人】〈大〉大山田反差別村民ネットワークを結成 【同】〈大〉同和教育研究会を結成 【外】〈大〉広東省人民対外友好協会、同青年連合会と大山田村の「友好交流意向書」調印

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他

西暦	和暦	世界の動き	国の動き
1994	平6	【女】「国際人口・開発会議」カイロで開催	【女】高校で家庭科の男女共修開始 【子】「子どもの権利条約」批准 【女】総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」設置 【他】「地域保健法」を公布 【女】「男女共同参画推進本部」設置 【子】「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」策定 【高】「新ゴールドプラン」策定、'95から開始
1995	平7	【女】「女性に対する暴力をなくす決議」国連人権委員会で採択 【女】「第4回世界女性会議」北京で開催 【人】「人権教育のための国連10年」始まる	【障】「精神保健法」を改正し「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」と改称、精神障害者の保健福祉対策の充実をめざす 【女】「育児休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」成立、'99.4施行 【人】内閣に「人権教育のための国連10年推進本部」を設置 【人】「人種差別撤廃条約」批准 【女】「ILO156号条約」批准 【高】「高齢社会対策基本法」公布・施行 【障】「障害者プラン（ノーマライゼーション7カ年戦略）」発表
1996	平8		【他】「らい予防法の廃止に関する法律」制定・施行 【高】「高齢社会対策大綱」を閣議決定し、総理府に「高齢社会対策会議」を設置 【女】男女共同参画審議会が総理大臣に「男女共同参画ビジョン」を答申 【同】地域改善対策協議会から「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的なあり方について」意見具申 【同】「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的なあり方について」閣議決定 【女】「男女共同参画2000年プラン」策定 【人】「人権擁護施策推進法」成立、'97.3施行 【人】「人権擁護推進審議会」設置

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他  
 凡例：〈上〉旧上野市 〈伊〉旧伊賀町 〈島〉旧島ヶ原村 〈阿〉旧阿山町 〈大〉旧大山田村 〈青〉旧青山町

西暦	和暦	県の動き	市の動き
1994	平6	<p>【女】三重県女性問題協議会から「第3次三重県女性行動計画（仮称）策定に関する基本的事項について」提出</p> <p>【女】三重県女性センター開館</p> <p>【高】「三重県高齢者保健福祉計画」策定</p>	<p>【高】〈上〉「老人保健福祉計画」策定</p> <p>【女】〈上〉女性団体代表者会議（ネットワーク会議）設置</p> <p>【障】〈上〉身体障害者ディサービスセンター「かしの木ひろば」開設（社）上野市社会事業協会）</p> <p>【高】〈伊〉「老人保健福祉計画」策定</p> <p>【高】〈島〉「老人保健福祉計画」策定</p> <p>【人】〈大〉人権啓発地区別懇談会を開始</p> <p>【同】〈大〉解放保育研究会を結成</p> <p>【高】〈大〉「老人保健福祉計画(生きがいプラン)」策定</p> <p>【人】〈青〉「部落差別撤廃条例」制定</p> <p>【高】〈青〉「老人保健福祉計画」策定</p> <p>【高】〈青〉指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム森の里」、指定認知症対応型共同生活介護事業所「グループホーム森の里」</p>
1995	平7	<p>【女】「みえの男女共同参画プラン—アイリス21」策定</p> <p>【同】「三重県同和对策総合計画」策定</p> <p>【同】三重県同和地区生活実態調査</p>	<p>【人】〈上〉「上野市における部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃に関する条例」施行</p> <p>【子】〈上〉子育て支援センターをみどり保育園内で開始する。</p> <p>【高】〈上〉在宅介護支援センターおかなみ開設（老人保健施設「おかなみ」併設）</p> <p>【高】〈上〉訪問看護ステーションうえの（社）上野市社会福祉協議会）</p> <p>【障】〈上〉上野ひまわり作業所開設（社）維雅幸育会）</p> <p>【同】〈伊〉同和对策総合計画策定</p> <p>【他】〈伊〉「まちづくり環境条例」制定</p> <p>【他】〈島〉「一般廃棄物処理基本計画」策定</p> <p>【高】〈島〉老人福祉センター設立、運営開始</p> <p>【高】〈島〉ホームヘルプサービス事業開始</p> <p>【他】〈島〉「環境保全条例」制定</p> <p>【同】〈阿〉学校同和教育研究会設立</p> <p>【他】「環境審議会条例」の制定</p> <p>【人】〈大〉「大山田村における部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃に関する条例」施行</p> <p>【他】〈青〉へき地診療所施設再開</p>
1996	平8	<p>【女】青少年女性課に「男女共同参画室」設置</p> <p>【女】男女共同参画推進協議会より緊急提言提出</p> <p>【女】「三重県審議会等女性委員登用促進基本要綱」の制定（'97.4.1から施行）</p> <p>【人】「三重県人権教育のための国連10年推進本部」を設置</p> <p>【同】「三重県同和地区の生活実態調査報告書」公表 '95調査</p> <p>【外】「三重県国際化推進プラン」策定</p> <p>【外】三重県とパラオ共和国友好提携締結</p> <p>【子】「みえ子ども未来プラン」策定</p> <p>【高】三重県介護実習・普及センター開設</p>	<p>【女】〈上〉「市役所で働く男女の意識調査」実施</p> <p>【子】〈上〉放課後児童クラブを東小学校敷地内で開所</p> <p>【高】〈上〉在宅介護支援センターふくじゅえん開設（特別養護老人ホーム「福寿園」併設）</p> <p>【人】〈伊〉人権問題に関する町民意識調査実施</p> <p>【他】〈島〉「母子保健計画」策定</p> <p>【同】〈大〉ライトピアおおやまだ（隣保館、教育集会所）完成</p> <p>【同】〈大〉おおやまだ人権大学講座inライトピア開始</p> <p>【同】〈大〉同和问题審議会設置</p> <p>【人】〈青〉人権問題に関する意識調査実施</p>

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他

西暦	和暦	世界の動き	国の動き
1997	平9		<p>【同】地域改善対策事業(除く15事業)の終了</p> <p>【他】「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ新法)」5月公布・7月施行</p> <p>【女】「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(改正男女雇用機会均等法)」改正、募集・採用等の差別が禁止 '99.4.1から施行</p> <p>【女】「労働基準法」改正</p> <p>【人】「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画」公表</p> <p>【子】保育所の選択制や放課後児童健全育成事業の法制化等を内容とする「児童福祉法」の改正 '98.4施行</p> <p>【高】「介護保険法」公布、'00.4.1から施行</p> <p>【人】人権フォーラム21を設立</p>
1998	平10		<p>【他】「特定非営利活動促進法(NPO法)」公布</p> <p>【他】「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症新法)」成立、'99.4.1から施行</p> <p>【障】精神薄弱の用語を知的障害に改める</p> <p>【女】男女共同参画審議会が「男女共同参画社会基本法について」を答申</p>

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他  
 凡例：〈上〉旧上野市 〈伊〉旧伊賀町 〈島〉旧島ヶ原村 〈阿〉旧阿山町 〈大〉旧大山田村 〈青〉旧青山町 〈広〉伊賀広域

西暦	和暦	県の動き	市の動き
1997	平9	<p>【人】「人権が尊重される三重をつくる条例」施行</p> <p>【女】男女共同参画推進協議会より提言「男女共同参画社会の実現を目指して」提出</p> <p>【女】「女性問題に関する県民意識と生活実態調査」実施</p> <p>【他】新しい総合計画「三重のくにづくり宣言」策定</p> <p>【子】「三重県児童虐待防止会議」の設置</p>	<p>【女】〈上〉総務部に「女性政策課」を設置</p> <p>【女】〈上〉「女性に関する市民意識調査」実施</p> <p>【同】〈上〉「同和問題（部落問題）に関する市民意識調査分析報告書」公表、'95調査</p> <p>【外】〈上〉「国際化推進プラン」策定</p> <p>【同】〈上〉「平成7年度三重県同和地区生活実態調査結果」（上野市分）公表</p> <p>【同】〈上〉リバティなかせ完成</p> <p>【高】〈上〉老人保健施設「第二おかなみ」開設（(医)岡波総合病院）</p> <p>【障】〈上〉伊賀広域在宅障害者生活支援センター「かしの木」開設（「かしの木ひろば」併設）</p> <p>【障】〈上〉上野ひまわり作業所分場開設（(社)維雅幸育会）</p> <p>【人】〈上〉人権啓発地区草の根運動推進会議連絡会が発足</p> <p>【外】〈伊〉〈青〉国際交流協会設立</p> <p>【他】〈伊〉〈島〉〈大〉非核平和宣言</p>
1998	平10	<p>【女】「アイリス21推進連携会議（アイリスネットワーク）」設置</p> <p>【障】「障害者対策の今後の方向―第2次長期行動計画―」を改訂</p>	<p>【障】〈上〉「障害者福祉計画」策定</p> <p>【女】〈上〉「女性行動計画策定懇話会」設置。懇話会より「女性行動計画策定のための提言書」提出</p> <p>【外】〈上〉上野市国際交流協会設立</p> <p>【他】〈伊〉「まちづくり環境基本計画」策定</p> <p>【人】〈島〉「差別撤廃条例」制定</p> <p>【高】〈阿〉特別養護老人ホーム「ぬくもり園」開設</p> <p>【人】〈阿〉「人権が尊重される阿山をつくる条例」制定</p> <p>【人】〈阿〉「人権施策審議会」の設置</p> <p>【同】〈大〉「同和保育基本方針」策定</p> <p>【同】〈大〉人権・同和対策推進委員を設置</p> <p>【女】〈大〉男女共同参画推進地域セミナーを開催</p> <p>【人】〈大〉「人権教育のための国連10年」推進本部〈大〉設置</p> <p>【他】〈大〉「環境基本条例」施行</p> <p>【他】〈大〉大山田温泉福祉公社設立</p> <p>【他】〈青〉「ゴミボイ捨て条例」制定</p>

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他

西暦	和暦	世界の動き	国の動き
1999	平11	【高】国際高齢者年	<p>【女】「改正男女雇用機会均等法」全面施行</p> <p>【女】「男女共同参画社会基本法」公布</p> <p>【人】人権擁護推進審議会が「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」答申</p> <p>【高】「ゴールドプラン21（今後5カ年間の高齢者保健福祉施策の方向）」策定、'00から開始</p> <p>【子】「少子化対策推進基本方針」決定</p> <p>【子】「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」策定</p> <p>【子】「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する法律（児童買春・児童ポルノ禁止法）」5月公布、11月施行</p> <p>【他】「らい予防法の廃止に関する法律」改正</p>
2000	平12	【女】国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク）	<p>【他】「21世紀の国民健康づくり運動（健康日本21）計画」策定</p> <p>【子】「児童虐待の防止等に関する法律」5月公布、11月施行</p> <p>【女】男女共同参画審議会が「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申</p> <p>【女】「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」について男女共同参画審議会答申</p> <p>【女】「男女共同参画基本計画」の閣議決定</p> <p>【他】「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」施行、部分的に'02.5月から</p> <p>【人】「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」公布</p> <p>【人】人権擁護推進審議会から「人権救済制度の在り方に関する中間取りまとめ」が報告される</p> <p>【他】「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律（犯罪被害者保護法）」5月公布、11月施行</p>

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他  
 凡例：〈上〉旧上野市 〈伊〉旧伊賀町 〈島〉旧島ヶ原村 〈阿〉旧阿山町 〈大〉旧大山田村 〈青〉旧青山町 〈広〉伊賀広域

西暦	和暦	県の動き	市の動き
1999	平11	【女】「三重県男女共同参画推進懇話会」設置 【同】「三重県同和教育基本方針(改定)」策定 【障】「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」施行 【人】「三重県人権施策基本方針」策定 【人】「人権文化創造をめざす啓発と三重県民の意識の現状(1998年度人権問題に関する三重県民意識調査報告書)」公表 【人】「三重県人権教育基本方針」策定 【他】「三重県情報公開条例」前面改正	【女】〈上〉「女性政策推進会議」設置 【他】〈上〉「緑の基本計画書」策定 【人】〈上〉「人権施策審議会条例」施行 【子】〈上〉一時保育事業をみどり第二保育園で開始 【高】〈上〉特別養護老人ホーム「彩四季」開設((社)いがほくぶ) 【高】〈上〉ハローケア訪問看護ステーション「緑ヶ丘」(財)信貴山病院 【外】〈島〉「国際交流協会」設立 【外】〈阿〉「国際交流協会」の設立 【人】〈阿〉地区懇談会「人権を考えるつどい」の第1回開催 【同】〈大〉「人権問題に関する大山田村民意識調査」実施 【同】〈大〉「同和対策総合計画」策定 【女】〈大〉男女共同参画推進セミナーを開催 【高】〈大〉おおやまだディサービスセンター「さるびの」開設 【同】〈青〉「同和対策総合計画」策定 【高】〈広〉伊賀介護保険広域連合設立
2000	平12	【人】IMADR-Mie(反差別国際会議三重)設立 【高】「第2次三重県高齢者保健福祉計画・三重県介護保険事業支援計画」策定 【女】「三重県男女共同参画推進条例」公布 2001.1.1から施行	【子】〈上〉「児童育成計画」策定 【子】〈上〉休日保育事業を曙保育園で開始 【女】〈上〉「男女共同参画プラン」策定 【他】〈上〉上野市健康都市宣言 【高】〈上〉特別養護老人ホーム「さわやか園」開設(社)敬親会 【人】〈上〉「人権施策審議会」を設置 【人】〈上〉「人権施策総合計画策定について」上野市人権施策審議会に諮問 【障】〈上〉太陽作業所開設((社)伊賀昴会) 【同】〈伊〉同和地区生活実態調査実施 【人】〈伊〉人権問題に関する町民意識調査実施 【障】〈阿〉「保健福祉センター」の開設 【人】〈阿〉「人権フェスティバル」の第1回開催 【同】〈大〉人権啓発推進協議会が大山田村同和教育研究会に統合 【子】〈大〉大山田むらびとづくり推進会議が発足 【高】〈青〉福祉センター開設 【高】〈青〉「高齢者福祉計画」策定 【他】〈青〉「環境審議会条例」制定 【他】〈青〉環境モニター設置 【他】〈青〉「一般廃棄物処理基本計画」策定 【高】〈広〉介護保険制度開始 【障】〈広〉伊賀地区町村障害者授産施設「きらめき工房」竣工

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他

西暦	和暦	世界の動き	国の動き
2001	平13		<p>【女】「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」4月公布、10月部分施行、'02.4.1より完全施行</p> <p>【他】「ハンセン病療養入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」制定</p> <p>【他】「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」11月公布、'02.5月施行</p>
2002	平14		<p>【女】「母子及び寡婦福祉法」改正</p> <p>【他】「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」8月公布・施行</p> <p>【同】「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地对財特法）」3.31失効</p>
2003	平15		<p>【他】「個人情報の保護に関する法律」5月制定</p> <p>【子】「児童福祉法」の改正 7月</p> <p>【他】「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」7月公布、'04.7施行</p> <p>【他】「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」7月告示</p>

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他  
 凡例：〈上〉旧上野市 〈伊〉旧伊賀町 〈島〉旧島ヶ原村 〈阿〉旧阿山町 〈大〉旧大山田村 〈青〉旧青山町 〈広〉伊賀広域

西暦	和暦	県の動き	市の動き
2001	平13	<p>【人】「みんなでA・B・C」「人権教育いきいき学習プログラム」「学校同和教育指導資料（三訂版）」発行            【他】「ヘルシーピープルみえ・21」策定</p>	<p>【人】〈上〉人権施策審議会が「上野市人権施策総合計画策定について」答申            【人】〈上〉「人権施策総合計画」策定            【女】〈上〉「男女共同参画都市宣言」            【高】〈阿〉「老人保健福祉計画」策定            【人】〈阿〉「人権施策基本方針」策定            【子】〈大〉「放課後児童クラブあっとほーむ」を西小学校敷地内で開所            【障】〈広〉伊賀地区町村障害者授産施設「きらめき工房」開設</p>
2002	平14	<p>【他】「三重県個人情報保護条例」3月公布            【他】「三重県健康づくり推進条例」3月公布            【女】「三重県男女共同参画基本計画」策定            【人】「人権教育一問一答集」発行</p>	<p>【他】〈上〉「健康21計画」策定            【人】〈上〉人権問題に対する上野市職員意識調査の報告書公表            【女】〈上〉「男女共同参画推進条例」制定            【同】〈上〉同和对策審議会答申（特別措置法後の同和行政）            【他】〈上〉「環境基本条例」制定            【人】〈伊〉伊賀町人権問題地区別懇談会モデル事業開始            【障】〈伊〉〈島〉〈阿〉「伊賀地区町村障害者保健福祉計画」策定            【他】〈島〉「社会福祉法人 島ヶ原村社会福祉協議会」設立            【他】〈大〉大山田教育センター完成            【人】〈大〉「人権教育のための国連10年行動計画」策定            【他】〈大〉「環境基本計画」策定            【人】〈大〉「人権モデル地区」が結成            【人】〈大〉「毎月11日は人権を確かめあう日」制定            【障】〈青〉「障害者保健福祉計画」策定            【人】〈伊〉伊賀地区における部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃に関する連絡協議会設立</p>
2003	平15	<p>【障】「三重県障害者プラン—第三次長期行動計画」策定            【他】「みえ福祉第三者評価機関参画要綱」「みえ福祉第三者評価機関参画実施要領」11月施行</p>	<p>【高】〈上〉「新しい介護保険事業計画」策定            【人】〈上〉人権問題に対する上野市民意識調査報告書公表            【他】〈上〉「健康づくり推進条例」            【同】〈伊〉部落差別撤廃審議会が「伊賀町における今後の同和行政のあり方について」答申            【子】〈島〉「すこやか親子しまがはら」策定（島ヶ原母子保健計画の見直し）            【人】〈阿〉「人権問題に関する阿山町民意調査」の実施            【人】〈大〉「人権問題に関する大山田村職員意識調査」実施            【他】〈大〉「個人情報保護条例」施行            【人】〈青〉人権問題に関する意識調査実施            【人】〈青〉「人権施策基本方針」策定            【子】〈青〉放課後児童施設</p>

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他

西暦	和暦	世界の動き	国の動き
2004	平16	<p>【人】第59回国連人権委員会において、「人権教育のための国連10年フォローアップ決議」を採択</p> <p>【人】第59回国連総会において「人権教育のための世界計画決議」採択</p> <p>【他】「持続可能な開発のための教育の10年」宣言</p>	<p>【子】「児童虐待の防止等に関する法律」の改正</p> <p>【女】「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」6月改正、12月施行</p> <p>【他】「犯罪被害者等基本法」制定</p> <p>【他】「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を厚生労働省が作成</p> <p>【外】「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」改正</p>
2005	平17	<p>【人】「人権教育のための世界計画決議」採択</p>	<p>【障】「障害者自立支援法」10月末成立、'06.4.1～、10.1～施行</p> <p>【高】「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」11月成立</p> <p>【女】「男女共同参画基本計画（第2次）」策定</p> <p>【他】「犯罪被害者等基本計画」12月閣議決定</p>
2006	平18	<p>【障】「障害者権利条約」採択</p> <p>【人】「国連・人権理事会」設置</p>	<p>【他】「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」改訂</p> <p>【障】「障害者の雇用の促進等に関する法律」改正</p> <p>【他】「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正</p> <p>【他】「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」6月公布、12月施行</p>
2007	平19	<p>【他】「先住民族の権利に関する国連宣言」採択</p>	<p>【女】「改正男女雇用機会均等法」</p>

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他  
 凡例：〈上〉旧上野市 〈伊〉旧伊賀町 〈島〉旧島ヶ原村 〈阿〉旧阿山町 〈大〉旧大山田村 〈青〉旧青山町 〈広〉伊賀広域

西暦	和暦	県の動き	市の動き
2004	平16	<p>【子】「子どもを虐待から守る条例」3月公布・施行、'05.10改正</p> <p>【他】「三重県地域福祉推進計画」策定</p> <p>【子】条例に基づき、「子育て支援指針」「早期発見対応指針」「保護支援指針」策定</p>	<p>【女】〈上〉「第2回女性議会」開催</p> <p>【同】〈上〉「上野市地区実態調査の報告書」公表</p> <p>【子】〈伊〉壬生野放課後児童クラブ設置</p> <p>【同】〈伊〉「同和対策総合計画」策定</p> <p>【人】〈伊〉「人権施策基本方針」策定</p> <p>【人】〈伊〉「人権教育のための国連10年」後期行動計画策定</p> <p>【同】〈大〉「人権問題に関する大山田村民意識調査」実施</p> <p>【高】〈大〉福祉（ふれあい交流）センター完成</p> <p>【同】〈大〉同和問題審議会が「大山田村における今後の同和行政のあり方について」答申</p> <p>【人】〈大〉「大山田人権問題企業等連絡会」を結成</p> <p>【他】〈青〉保健センター開設</p> <hr/> <p>【他】伊賀市合併</p> <p>【人】「伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」制定</p> <p>【女】「伊賀市男女共同参画推進条例」制定</p> <p>【他】「伊賀市情報公開条例」制定</p> <p>【他】「伊賀市個人情報保護条例」制定</p>
2005	平17	<p>【他】「三重県情報公開条例」最終改正</p> <p>【他】「三重県個人情報保護条例」最終改正</p> <p>【他】「三重県のハンセン病問題、その資料と証言」発行</p> <p>【子】「三重県次世代育成支援行動計画」策定</p>	<p>【子】「伊賀市次世代育成支援対策地域行動計画 輝け！いがっ子応援プラン」策定</p> <p>【子】「伊賀市子ども健全育成条例」制定</p> <p>【人】島ヶ原地区人権意識調査実施</p> <p>【子】島ヶ原放課後児童クラブ開始</p> <p>【人】阿山人権同和教育研究協議会設立</p> <p>【障】きらめき工房 授産施設</p> <p>【他】「伊賀市非核平和都市宣言」</p> <p>【人】「伊賀市人権尊重都市宣言」</p> <p>【女】「伊賀市男女共同参画都市宣言」</p> <p>【女】「男女共同参画に関する意識調査」</p>
2006	平18	<p>【人】「三重県人権施策基本方針（第一次改定）」</p> <p>【他】「三重県ウェブアクセシビリティガイドライン」の策定</p> <p>【女】「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」策定</p> <p>【高】「みえ高齢者元気・かがやきプラン」</p> <p>【障】障害者人材センター「ゴールド人材センターみえ」開設</p>	<p>【障】多機能型知的障害者グループホーム「かざぐるま」開設</p> <p>【女】「伊賀市男女共同参画基本計画」策定</p> <p>【子】「伊賀市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議設置要綱制定</p> <p>【他】「伊賀市総合計画」6月策定</p> <p>【高】「伊賀市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画」策定</p> <p>【他】「伊賀市地域福祉計画」策定</p>
2007	平19	<p>【人】「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」策定</p> <p>【他】「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」策定</p> <p>【他】「県民しあわせプラン第二次戦略計画」策定</p> <p>【他】「三重県住生活基本計画」</p>	<p>【障】「伊賀市障害福祉計画」策定</p> <p>【他】「伊賀市健康21計画」策定</p> <p>【他】「伊賀市地域活性化計画」策定</p> <p>【他】「伊賀市環境基本計画」策定</p> <p>【人】「伊賀市人権施策総合計画」策定</p> <p>【同】「伊賀市人権同和教育基本方針」策定</p> <p>【他】「伊賀市生涯学習推進大綱」策定</p> <p>【人】インターネットモニタリング開始（名張市との広域連協で）</p>

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他

西暦	和暦	世界の動き	国の動き
2008	平20		【他】「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」
2009	平21		【他】「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行
2010	平22		【他】「いのちを守る自殺対策緊急プラン」策定 【女】「男女共同参画基本計画（第3次）」策定
2011	平23	【女】「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Woman)」発足 【他】「ビジネスと人権に関する指導原則」採択	【障】「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」制定
2012	平24	【女】国連「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択（日本提案）	【子】「子ども・子育て関連3法」制定 【障】「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」施行

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他

西暦	和暦	県の動き	市の動き
2008	平20		【同】「伊賀市同和施策推進計画」策定
2009	平21	【人】「三重県教育基本方針」改定 【障】「みえ障がい者福祉プラン・第2期計画」策定 【障】「みえ高齢者元気・かがやきプランー改訂版」策定 【他】「三重県自殺対策行動計画」策定	【女】「男女共同参画に関する意識調査」実施 【人】「人権問題に関する市民意識調査」実施
2010	平22	【人】「人権教育ガイドライン」作成 【子】「第二期三重県次世代育成支援行動計画」策定	【子】「伊賀市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」策定
2011	平23	【人】「人権が尊重される三重をつくる行動プラン（第二次）」策定. 【子】「三重県子ども条例」制定 【女】「第2次三重県男女共同参画基本計画」策定 【他】「第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」策定 【外】「三重県国際化推進指針 第一次改定」策定	【他】「伊賀市総合計画（後期計画）」策定 【他】「第2次伊賀市地域福祉計画」策定 【女】「第2次伊賀市男女共同参画基本計画」策定 【同】同和問題解決に向けた生活実態調査実施
2012	平24		【子】「伊賀市解放保育基本方針」策定 【同】「同和地区生活実態調査」実施 【障】「第2次伊賀市障がい者福祉計画」策定 【他】「伊賀市健康21（第2次）計画」策定 【他】「伊賀市地域活性化計画（後期計画）」策定 【人】「第2次伊賀市人権施策総合計画」策定 【他】「伊賀市生涯学習推進大綱（後期）」策定 【女】男女共同参画センター開設 【他】生涯学習センター開設 【他】伊賀市 登録型本人通知制度導入

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他

西暦	和暦	世界の動き	国の動き
2013	平25		<p>【女】「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」改正</p> <p>【障】「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)施行</p> <p>【障】「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)公布</p> <p>【子】「いじめ防止対策推進法」施行</p> <p>【女】「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定</p>
2014	平26	<p>【女】国連「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択(日本提案)</p> <p>【女】UN Woman HeForSheキャンペーン(女性の地位向上に男性の協力・参加を呼びかける運動)開始</p>	<p>【障】国連「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」批准</p> <p>【子】「子ども・子育て支援事業計画」策定</p> <p>【子】「子どもの貧困対策法」施行</p>
2015	平27	<p>【人】「人権教育のための世界教育・第3フェーズ行動計画」(~2019年)開始</p> <p>【人】「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択</p>	<p>【女】「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」公布</p> <p>【他】「生活困窮者自立支援法」施行</p> <p>【女】「第4次男女共同参画基本計画」策定</p> <p>【女】「女性の活躍加速のための重点方針2015」策定</p>
2016	平28		<p>【女】「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」施行</p> <p>【障】「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)施行</p> <p>【外】「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」施行</p> <p>【同】「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」施行</p>
2017	平29		

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他

西暦	和暦	県の動き	市の動き
2013	平25	【人】人権問題に関する三重県民意識調査実施 【人】人権問題に関する三重県教職員意識調査実施	【同】「第2次伊賀市同和施策推進計画」策定 【人】「伊賀市人権同和教育基本方針」一部改定
2014	平26		【女】「男女共同参画に関する意識調査」実施
2015	平27	【女】「みえ性被害者支援センターよりこ」開設 【他】「第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」策定 【人】「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」策定	【人】人権に関する市民意識調査 【他】伊賀市人権学習企業等連絡会設立
2016	平28	【人】「人権が尊重される三重をつくる行動プラン（第三次）」策定 【外】「三重県多文化共生社会づくり指針」策定 【女】「女性の活躍推進三重県会議」設立	【女】「第3次伊賀市男女共同参画基本計画」策定 【他】「第3次伊賀市地域福祉計画」策定 【同】同和問題解決に向けた生活実態調査実施
2017	平29	【人】「三重県人権教育基本方針」改定 【障】「三重県手話言語条例」施行 【女】「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第5次改定）」 【女】「第2次三重県男女共同参画基本計画（改訂版）」策定 【他】「ダイバーシティみえ推進方針」策定	【人】「第3次伊賀市人権施策総合計画」策定 【同】「第3次伊賀市同和施策推進計画」策定

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他

西暦	和暦	世界の動き	国の動き
2018	平30		
2019	令1	【他】世界保健機関の総会において「国際疾病分類」改訂版が承認	<p>【女】「女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律（女性活躍推進法）」一部改正</p> <p>【女】「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」一部改正</p> <p>【女】「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」一部改正</p> <p>【他】「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行</p>
2020	令2		【他】「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針」策定
2021	令3		【障】「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」改正
2022	令4		<p>【女】「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」施行</p> <p>【障】「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」成立</p> <p>【他】「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」改正</p> <p>【他】「刑法」改正</p> <p>【他】「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」策定</p>
2023	令5		【他】「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」公布

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他

西暦	和暦	県の動き	市の動き
2018	平30	【人権教育ガイドライン】策定	
2019	令1	【人】「人権問題に関する三重県民意識調査」実施	【女】「男女共同参画に関する意識調査」実施
2020	令2	【他】「三重県感染症対策条例」施行 【人】「第4次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」策定	【人】「人権問題に関する伊賀市民意識調査」実施 【子】「第2期伊賀市子ども・子育て支援事業計画」策定 【障】「第4次伊賀市障がい者福祉計画」策定
2021	令3	【他】「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」施行	【同】「隣保館、教育集会所、児童館を利用する児童生徒の保護者及び、高校生と青年を対象としたニーズ調査」実施 【他】「第2次伊賀市総合計画・第3次基本計画」策定 【障】「第4次伊賀市地域福祉計画」策定 【高】「第6次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」策定 【他】「伊賀市地域公共交通計画」改定 【他】「伊賀市都市マスタープラン」改定 【他】「伊賀市教育大綱」改定
2022	令4	【人】「人権問題に関する三重県民意識調査」実施	
2023	令5		

## 第4次伊賀市人権施策総合計画

発 行 伊賀市  
発行年月 2023(令和5)年10月  
編 集 伊賀市人権生活環境部人権政策課  
〒518-8501  
三重県伊賀市四十九町3184番地  
TEL (0595) 22-9683  
FAX (0595) 22-9641  
E-mail : [jinken-danjo@city.iga.lg.jp](mailto:jinken-danjo@city.iga.lg.jp)